

糸魚川市上下水道事業包括委託

要求水準書

令和7年10月3日

糸魚川市

この要求水準書は、糸魚川市（以下「市」という。）が実施する上下水道事業包括委託（以下「事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に求める事業の水準等を定めたものであり、事業に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。）。

- ① 実施要領
- ② 提案評価基準
- ③ 契約書（案）
- ④ 様式集

参加者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

要求水準書では、以下のように用語を定義する。

- ・「事業」とは、上下水道事業包括委託をいう。
- ・「市」とは、糸魚川市をいう。
- ・「事業者」とは、市のガス事業を譲渡した本事業の契約を締結した民間事業者をいう。
- ・「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律をいう。
- ・「承諾」とは、事業者が書面で申し出た必要な事項について、市が書面により同意することという。なお、承諾は事業者の責任により作成した書面の内容を、あくまで市の観点から承諾するものであり、承諾によって市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「協議」とは、書面により、実施要領等で示した協議事項について、市と事業者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・「確認」とは、事実の存否を認定することをいう。事業者の行う行為を市が確認する場合、当該確認の対象事実の全部又は一部について、市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「再委託等」とは、本事業を実施する事業者が、他の民間企業等に委託又は請け負わせることをいう。
- ・「出資企業」とは、本事業の契約を締結した民間事業者に出資した企業をいう。
- ・「グループ企業」とは、本事業の事業者選定を経て本事業に参画する企業をいう。
- ・「協力企業」とは、本事業を実施する事業者から発注される工事、再委託等を受ける企業をいう。
- ・「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- ・「工事監督」とは、会計法第 29 条の 11 第 1 項及び水道法第 12 条、下水道法第 22 条の定め

準拠し、事業者が工事の適正な履行を確保するために行う監督行為をいう。

- ・「改築」とは、更新または長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するものをいう。
- ・「更新」とは、要求水準書に基づいた性能を維持するために、劣化して使用困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいう。「下水道施設の改築について」（平成 28 年 4 月 1 日・国水下事第 109 号 下水道事業課長通知）に示される「小分類」単位以上のものを取り替えることをいう。
- ・「長寿命化対策」とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設、設備の一部を活かしながら部分的に新しくすることをいう。「下水道施設の改築について」（平成 28 年 4 月 1 日・国水下事第 109 号 下水道事業課長通知）に示される「小分類」単位未満のものを取り替えることをいう。
- ・「修繕」とは、老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り替え、機能や状態を回復することをいう。
- ・「更新工事」とは、所定の耐用年数と機能を満たすために、既存の施設、及び設備について、各々の全部を取り換えることをいう。
- ・「メーター」とは、水道メーターをいう。

目 次

第 1 章	事業概要	1
1	要求水準書の位置付け	1
2	事業の目的	1
3	契約期間	1
4	事業対象施設	1
5	業務内容	3
6	事業方式	4
第 2 章	一般事項	5
1	事業実施体制	5
2	各業務の実施方法	9
3	提出書類	10
4	業務管理	12
5	経費の区分と対価の算定方法	14
6	貸与品	14
7	危機管理対応	15
8	安全管理	15
9	業務実施状況の情報開示	18
10	地域貢献	18
11	秘密の保持等	18
12	関係法令の遵守	18
13	準拠図書	19
第 3 章	事業期間を通じて市が事業者に委ねる業務	21
1	マネジメントに関する業務	21
2	水道施設に関する業務	21
3	下水道施設に関する業務	22
4	浄化槽管理業務	24
5	料金徴収・窓口関係業務	24
6	システム保守業務	27
7	緊急時対応業務	27
8	附帯業務	27
9	任意業務	27
第 4 章	業務要求水準	28
1	基本的水準	28
2	マネジメントに関する業務	32
3	水道施設に関する業務	33
4	下水道施設に関する業務	41
5	浄化槽管理業務	55

6	料金徴収・窓口関係業務の要求水準	58
7	システム保守業務	67
8	緊急時対応業務	68
9	附帯業務	70
10	任意業務	70
第5章	その他の事項	72
1	業務開始前の施設機能確認	72
2	要求水準未達等の措置	72
3	要求水準の達成状況の公表	72
4	事業者による業務改善提案によるプロフィットシェア	72
5	事業契約終了時の措置	74
6	大幅な運転管理方法の変更を行う場合の事前協議	74
7	疑義等	75
別紙1	事業対象施設	76
別紙2	事業実施中の提出書類	113
別紙3	個別業務一覧表	122
別紙4	業務マニュアルの記載事項	124
別紙5	事業全体の経費の負担区分	125
別紙6	経費区分と支払額の考え方	128
別紙7	貸与品一覧表	130
別紙8	改築工事の積算方法	131
別紙9	改築工事監理業務仕様書	132
別紙10	配水量管理の要求水準	135
別紙11	定期排水作業実施要領	136
別紙12	小規模修繕業務	137
別紙13	計装設備点検仕様書	138
別紙14	自家用電気工作物保守点検業務仕様書	151
別紙15	消防設備保守点検業務仕様書	154
別紙16	減圧弁保守点検業務仕様書	156
別紙17	水位調整弁保守点検仕様書	158
別紙18	梶屋敷水源地ガスタービンエンジン保守点検業務仕様書	160
別紙19	浄化槽点検業務仕様書（梶屋敷水源地）	161
別紙20	給水車保守点検業務仕様書	162
別紙21	緑地・植栽等管理業務仕様書	164
別紙22	蛇口の水質検査仕様書	167
別紙23	原水の水質検査仕様書	186
別紙24	ユーティリティ等の想定使用量	195
別紙25	基準とする修繕・改築計画	196

別紙 26	更新計画（案）作成業務仕様書	200
別紙 27	設備の処分制限期間及び、標準耐用年数	202
別紙 28	水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務仕様書	211
別紙 29	各浄化センターの想定流入水量、想定汚泥発生量	214
別紙 30	中継ポンプ場、マンホールポンプの点検頻度	216
別紙 31	マンホールポンプ点検記録表（参考）	217
別紙 32	内水面サンプリング業務仕様書	218
別紙 33	浦本地区真空式下水道施設等維持管理業務仕様書	220
別紙 34	ホタル水路施設維持管理仕様書	230
別紙 35	空調用フィルター等取替処分仕様書	232
別紙 36	植栽外管理業務仕様書	234
別紙 37	活性炭交換業務仕様書	238
別紙 38	バキューム車保守点検業務仕様書	240
別紙 39	空調設備保守点検業務仕様書	241
別紙 40	ユーティリティ等の想定使用量	243
別紙 41	汚泥・し渣収集運搬処理業務仕様書	246
別紙 42	沈砂収集運搬処理業務仕様書	249
別紙 43	清掃業務仕様書	251
別紙 44	基準とする修繕・改築計画	256
別紙 45	改築等設計業務仕様書	259
別紙 46	污水管路施設点検調査業務	261
別紙 47	点検調査業務報告書記載要領	264
別紙 48	污水管路施設の清掃業務仕様書	267
別紙 49	ストックマネジメント点検・調査計画（案）策定仕様書	271
別紙 50	污水管路施設の設計業務仕様書	272
別紙 51	污水管路の設計図作成要領	275
別紙 52	下水道事業計画変更等業務仕様書	276
別紙 53	下水道事業経営戦略見直し支援業務仕様書	277
別紙 54	不明水調査業務仕様書	280
別紙 55	浄化槽の維持管理業務	282
別紙 56	浄化槽の清掃業務	302
別紙 57	検針業務から給水停止業務に至る業務日程	304
別紙 58	料金徴収・窓口関係業務の実施状況	305
別紙 59	メーター調達・管理・受付業務仕様書	307
別紙 60	下水道台帳作成業務仕様書	309
別紙 61	マッピングシステム保守業務仕様書	313
別紙 62	水道マッピングシステムデータメンテナンス業務仕様書	316
別紙 63	料金システム保守業務仕様書	322

別紙 64	下水道施設設備管理システム保守業務	324
別紙 65	緊急対応業務の想定数量	326
別紙 66	要求水準未達等の措置	327
別紙 67	施設改良等の実施	331
別図 1	上水道給水区域および施設配置	332
別図 2	簡易水道給水区域および施設配置	333
別図 3	下水道事業区域および施設配置	334

第 1 章 事業概要

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、糸魚川市が実施する「糸魚川市上下水道事業包括委託」の実施にあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下、PFI 法という。）に基づき本事業等を実施する者として選定された事業者に対して本質的に求めている事項であり、事業の目的、契約期間及び事業の範囲等は次のとおりである。

2 事業の目的

本事業は、市が整備し所管する上下水道施設の維持管理、更新、及び料金徴収に関する各種業務について、別途、事業譲渡したガス事業と一体的に実施することで、創意工夫を促し、効率的な上下水道事業運営が実現できるよう、性能規定・長期契約で実施するものである。

市・事業者の連携・協力による業務の適正な履行を通じて、施設の維持管理・更新の最適化を進め、上下水道サービスレベルの維持・向上、業務の効率化と事業運営の持続可能性向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの 10 年間とし、契約書、本要求水準書、事業者の提案書等に従い業務を実施する。

ただし、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間は業務準備期間とし、事業者は市の指導を仰ぎ、各業務の習熟を行うものとする。

4 事業対象施設

水道事業に係る事業対象施設の概要を「表 1」、下水道事業に係る事業対象施設の概要を「表 2」に示す。

なお、事業の対象施設の詳細は、「別紙 1 事業対象施設」を参照のこと。

表 1 水道事業に係る事業対象施設の概要

事業種別	施設の概要			
	水源	浄水場	配水池	水道管路
上水道事業	12 カ所	1 カ所 ・能生浄水場（緩速ろ過）	10 カ所	延長：362.0km
簡易水道事業	36 カ所	3 カ所 ・下早川浄水場（緩速ろ過） ・柵口浄水場（緩速ろ過） ・歌外波浄水場（急速ろ過）	42 カ所	延長：237.5km

表 2 下水道事業に係る事業対象施設の概要

事業種別	処理区	処理施設			ポンプ場	管路延長
		施設名称	処理方法	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)		
公共下水道事業	糸魚川処理区	糸魚川浄化センター	標準活性汚泥法	13,200	中宿汚水 中継ポンプ場 マンホールポンプ (78 箇所)	247km
	青海処理区	青海浄化センター	オキシデーション ディッチ法	3,500	八久保汚水 中継ポンプ場 マンホールポンプ (27 箇所)	
特定環境 保全公共 下水道事業	能生処理区	能生浄化センター	回転生物接触法	6,560	能生谷汚水 中継ポンプ場 小泊汚水 中継ポンプ場 マンホールポンプ (10 箇所)	87km
	磯部処理区	磯部浄化センター	オキシデーション ディッチ法	680	川崎汚水 中継ポンプ場 マンホールポンプ (11 箇所)	
農業集落排水	徳仙処理区	徳仙処理場	JARUS-1Xiv 型	158.0 (最大)	マンホールポンプ (6 箇所)	8km
漁業集落排水	親不知処理区	親不知処理場	オキシデーション ディッチ法	693.0 (最大)	マンホールポンプ (5 箇所)	11km
	市振処理区	市振処理場	オキシデーション ディッチ法	535.0 (最大)	マンホールポンプ (5 箇所)	
特定地域生活排水処理事業	合併処理浄化槽			1,228 (894 基)	—	—

5 業務内容

事業者が行う業務内容は、「表 3」に示す上下水道施設等の維持管理、更新、各種調査・計画策定及び料金徴収、窓口・受付等の窓口関係業務、システム保守業務等である。各業務の詳細は「第 3 章 事業期間を通じて市が事業者委ねる業務」に示す。

表 3 業務内容

業務区分		業務内容	対象施設
マネジメントに関する業務		・水道施設技術マネジメント業務 ・下水道施設技術マネジメント業務	・水道施設全般 ・下水道施設全般
水道施設に関する業務	水道施設管理業務	・運転監視業務 ・保守点検業務 ・水質検査業務 ・調達管理業務 ・情報管理業務 ・その他業務	・取水施設 ・浄水場 ・配水池 ・導水管 ・送水管 ・配水管
	水道施設改築業務	・アセットマネジメント計画（案）策定業務 ・改築設計業務 ・改築工事業務	・建物施設（改修） ・水源地（整備） ・計装設備 ・機械設備 ・配水管の一部
	水道事業各種調査・計画策定業務	・水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務	—
下水道施設に関する業務	処理場施設等管理業務	・運転管理業務 ・保守点検業務 ・調達管理業務 ・情報管理業務 ・廃棄物等収集運搬業務 ・その他業務	・公共下水道浄化センター ・特定環境保全公共下水道浄化センター ・農業集落排水浄化センター ・漁業集落排水浄化センター ・マンホールポンプ
	処理場施設等改築業務	・ストックマネジメント計画（案）策定業務 ・改築設計業務 ・改築工事業務	・建物施設（改修） ・施設外構 ・浄化センター機械電気設備 ・農業集落排水浄化センター ・漁業集落排水浄化センター ・マンホールポンプ
	污水管路施設等管理業務	・計画的維持管理業務 ・住民対応業務 ・廃棄物等収集運搬業務 ・情報管理業務	・公共下水道污水管路 ・特定環境保全公共下水道污水管路 ・農業集落排水污水管路 ・漁業集落排水污水管路

業務区分		業務内容	対象施設
	污水管路施設等 改築支援業務	・ストックマネジメント計画（案）策定業務 ・改築設計業務	・公共下水道污水管路 ・特定環境保全公共下水道污水管路
	下水道事業 各種調査・ 計画策定業務	・下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務 ・下水道経営戦略見直し業務 ・不明水調査業務	—
浄化槽に 関する業務	浄化槽管理業務	・浄化槽法第 11 条検査 ・保守点検業務 ・浄化槽法第 7 条検査 ・小規模修繕業務	・特定地域生活排水処理事業 合併処理浄化槽
料金徴収・窓口関係業務		・料金徴収業務 ・窓口関係業務 ・給水装置、排水設備に関する業務 ・受益者負担金及び分担金に関する業務	・水道事業 ・公共下水道事業 ・特定環境保全 ・特定地域生活排水処理事業 合併処理浄化槽
システム保守業務		・下水道台帳作成業務 ・マッピングシステム保守業務 ・水道マッピングシステムデータメンテナンス業務 ・料金システム保守業務 ・下水道施設設備管理システム保守業務	・水道事業 ・下水道事業
緊急時対応業務		・設備故障対応業務 ・苦情対応業務 ・地震時緊急点検業務 ・非常配備業務 ・その他、市からの協力要請による業務	・水道事業 ・公共下水道事業 ・特定環境保全 ・特定地域生活排水処理事業 ・合併処理浄化槽
附帯業務		・事業者の提案で市との協議を経て実施するシステム構築や遠方監視システム更新	
任意業務		・事業者の提案による事業	

6 事業方式

事業は、PFI 法の適用を受けた管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）により実施するものとする。

第2章 一般事項

1 事業実施体制

(1) 総括責任者、副総括責任者及び業務責任者の配置

事業の実施にあたっては、地域や施設の特徴や老朽化の状況を十分把握し、安定給水並びに安定処理、施設の修繕、更新による機能維持、窓口等における各種サービスの提供等、事業全体の適正かつ円滑な履行を維持できるよう、事業全体を統括する総括責任者、再委託する業務を監理する副総括責任者、各業務を統括する業務責任者を定め、選任届を提出し承認を受けなければならない。

(2) 総括責任者の要件

事業全体の総括責任者は、以下の要件を満たすものを配置すること。

- ・事業全体を総括する管理能力があるもの
- ・直接的な雇用関係にある専任の者

(3) 副総括責任者の要件

事業者は、自ら業務責任者を配置せず、再委託する業務がある場合、再委託する業務について以下の要件を満たす者を副総括責任者として配置し、再委託した業務を統括すること。なお、副総括責任者が所管する業務の兼務は可とする。

- ・所管する業務内容を熟知し、業務全体を総括する管理能力があるもの
- ・所管する業務の実務経験を5年以上有する者
- ・直接的な雇用関係にある専任の者

(4) 水道事業の管理業務の業務責任者の要件

水道事業の管理業務の業務責任者は、以下の要件を満たすものを配置すること。

- ・水道浄水施設管理技士の資格若しくは水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者の資格を有する者
- ・浄水場の維持管理業務全般の実務経験を5年以上有する者
- ・直接的な雇用関係にある専任の者

(5) 下水道事業及び浄化槽事業の管理業務の業務責任者の配置の要件

下水道事業及び浄化槽事業の維持管理業務の業務責任者は、以下の要件を満たすものを配置すること。なお、当該業務を再委託する場合、再委託先の企業に以下の要件を満たす業務責任者を配置させること。

- ・下水道法第22条第2項に基づく資格者又は下水道技術認定（処理施設）の資格を有すること
- ・下水道終末処理場等の維持管理に関する技術上の実務に5年以上従事した経験、又は501人槽以上の浮遊生物法の浄化槽施設での維持管理に関する技術上の実務に5年以上従事した

経験を有することとする。

(6) 料金徴収・窓口関係業務の業務責任者の要件

料金徴収・窓口関係業務の業務責任者には、以下の要件を満たすものを配置すること。なお、再委託する場合、再委託の企業に以下の要件を満たす業務責任者を配置させること。

- ・料金徴収・窓口関係業務の実務経験を3年以上有し、かつ、責任ある立場（責任者、副総括責任者、主任など）で従業員を指揮監督した経験を有する者
- ・直接的な雇用関係にある専任の者

(7) 水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件

水道事業の改築業務及び各種調査計画策定業務の業務責任者には以下のものを配置すること。

- ・糸魚川市水道条例第12条の3に定める布設工事監督者の資格を有する者
- ・直接的な雇用関係にある専任の者

(8) 下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務及び下水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者の要件

下水道事業の改築業務及び各種調査計画策定業務の業務責任者には以下のものを配置すること。

- ・下水道法施行令第15条で定める処理施設又はポンプ施設に係る実施設計又は工事の監督管理を行わせることができる者

(9) 総括責任者、副総括責任者及び業務責任者の責務

① 総括責任者の責務

- ・総括責任者は、事業全体の一元的な統括管理を行うこととし、全ての業務の内容を把握し、市との窓口となること。
- ・一元的な管理を実施し、各業務を効率的・効果的に実施することができるよう調整すること。
- ・各業務の進捗状況について定期的（毎月）に市に報告を行うこと。
- ・市との情報共有のため、月間業務実施報告書の提出後、総括責任者同席による定例会議を開催し、前月の業務実施状況の報告及び翌月以降の業務実施内容について協議を行うこと。
- ・統括責任者は、現場で生じる各種課題やモニタリング結果、市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決、業務改善（是正措置等を含む）に取り組むものとする。
- ・総括責任者は、住民対応等を総括し、住民からの連絡内容や対応等を取りまとめ、当市へ報告を行うこと。

② 副総括責任者の責務

- ・副総括責任者は所管する業務の監理を行い、再委託先の業務の内容を把握し、総括責任者と緊密に連携すること。
- ・副総括責任者は、再委託先の業務が市の意向に沿ったものとなるよう市の求めに応じて市との協議を行い、その内容を再委託先に指示事項として伝達すること。
- ・副総括責任者は総括責任者を補佐し、総括責任者が不在時にはその職務を代行するものとする。

③ 業務責任者の責務

- ・業務責任者は、担当業務の管理を行うものとし、担当業務の内容を把握し、総括責任者と連携し、担当業務の円滑な履行を進めるものとする。

(10) 有資格者の配置

事業者は、下記に示す有資格者を配置し、各種法令等に準拠し業務を実施すること。

- ・水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者
- ・電気事業法第43条に基づく電気主任技術者
- ・下水道法第22条第1項に基づく資格者
- ・下水道法第22条第2項に基づく資格者
- ・第2種電気工事士以上の技術者
- ・第2種酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ・玉掛技能講習修了者
- ・乙種4類危険物取扱作業主任者
- ・特定化学物質等作業主任者
- ・浄化槽管理士
- ・浄化槽技術管理者
- ・その他関係法令上必要な資格の有資格者

(11) 事業従業員の配置

事業者は、事業の従業員の配置に関し以下のとおりとすること。

- ・業務は平日昼間勤務を基本とするが、異常警報の一次対応など24時間対応が行える体制をとること。
- ・教育・研修により、従業員の知識及び技術の向上を図ること。また、この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮すること。
- ・従業員を変更する場合は、当初の従業員と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置すること。

（１２）管工事組合、地元企業等との連携

事業者は、水道管等、対象施設に係る修繕や更新工事等、本事業の実施に際し、管工事組合、地元企業等と連携し、地域密着した事業実施体制構築に努めるものとする。

2 各業務の実施方法

(1) 各業務の実施方法

本事業での実施する各業務は、「表 4」に示す方法によるものとする。なお、事業者が自ら業務を実施すると定めた場合であっても、事前に市の承諾を得ることにより、その一部を再委託することは可能とする。

表 4 各業務の実施方法

業務区分	業務区分		実施方法※
水道施設に関する業務	水道施設管理業務		1
	水道施設改築業務	アセットマネジメント計画（案）策定業務 改築設計業務	2
		改築工事業務（水道管路）	4
		改築工事業務（水道管路以外）	3
	水道事業各種調査・計画策定業務		2
下水道施設に関する業務	処理場施設等管理業務		1
	処理場施設等改築業務	ストックマネジメント計画修繕改築計画（案） 策定業務・改築設計	2
		改築工事業務	3
	汚水管路施設等管理業務		1
	汚水管路施設等改築業務	ストックマネジメント計画点検調査計画（案） 策定業務	2
		ストックマネジメント計画修繕改築計画（案） 策定業務・改築設計	
		改築設計業務	2
	下水道事業各種調査・計画策定業務		2
浄化槽管理業務	浄化槽管理業務		1
料金徴収・ 窓口関係業務	料金徴収・窓口関係業務		2
システム保守業務	システム保守業務		1

注※1：事業の契約相手たる事業者（事業者からの再委託含む）

注※2：事業の契約相手たる事業者または事業者の出資企業、グループ企業
（事業者からの再委託含む）

注※3：事業者が行う入札等、競争性・公平性のある方法により決定した民間企業（事業者の出資企業含む）

注※4：事業者が行う入札等、競争性・公平性のある方法によりにより決定した民間企業（事業者の出資企業除く）

（２） 再委託先の企業に求める要件

事業者は、業務を再委託する場合、以下に示す要件を満たす企業に再委託すること。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・ 再委託の契約時点で糸魚川市において指名停止処分を受けていないこと。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ・ 事業税、消費税、地方消費税、法人税並びに市町村税等に滞納がないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団、又はそれらと密接な関係を有する者、又は糸魚川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）の規定に該当しない者
- ・ 本事業に係る契約の相手方となる者が以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者でないことを確認すること（当該届出の義務がない者を除く）。
 - ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出義務
 - ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出義務
 - ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出義務

（３） 再委託先の選定方法

事業者は、本事業で実施する各業務が住民生活に欠かせない上下水道施設の持続性可能性に直結する公共性の高いものであることに鑑み、公平性・競争性のある価格、方法であることはもとより、品質確保、工期順守に向けた取組み姿勢等について総合的に勘案した再委託先の選定を行うこと。

また、地域経済の活性化を図る観点から、再委託先の選定にあたっては、糸魚川市中小企業及び小規模企業振興基本条例（令和 2 年糸魚川市条例第 10 号）を踏まえ、市内中小企業との連携及び協力に配慮すること。

なお、再委託先の選定方法については、事業実施計画書により市の承諾を得ること。

３ 提出書類

（１） 事業実施計画書の提出

事業者は、事業開始 14 日前までに、要求水準書及び事業者が提出した企画提案書に記載された条件を満たす事業実施計画を作成し、市に提出、承諾を受けるものとする。

事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

- ・ 事業の運営に関する基本方針
- ・ 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格など運営組織に関する事項
- ・ 要求水準書で定められた各業務の実施方法、目標水準、品質の確保・向上に関する事項
- ・ 改築業務、各種調査計画策定業務の 10 年間の計画
- ・ データ等の記録、保管

- ・再委託先の選定方法
- ・セルフモニタリングに関する事項
- ・広報活動に関する事項
- ・緊急事態の対応・支援など緊急事態に関する事項
- ・安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する事項
- ・事業に係る報告、連絡、指示の受理、協議など、市と事業者間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する事項
- ・事業者が提出した企画提案書の提案内容の実施に関する事項
- ・その他必要事項

市が、事業実施計画に基づき事業が行われていない恐れがあると判断した場合、市は事業者の説明を求めるものとする。その結果、市が事業実施計画に基づき業務が行われていないと認めた場合、市は事業者には是正（事業実施計画の変更を含む）を求めることができる。

事業者は各業務の実施に伴い、業務実施体制、業務の目標水準、更新工事の年度スケジュール等、事業実施計画で示した事項に変更が生じた場合、変更計画を市に提出し承諾を受けるものとする。

上記の他、事業者が事業実施計画の変更を希望する場合、事業者は速やかに変更理由及び変更内容を市に提出し、承諾を受けるものとする。

（２） 年間運営計画書の提出

事業者は、当該年度の事業開始 14 日前までに、年間運営計画書を作成し、市に提出、承諾を受けるものとする。

事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

- ・各業務の業務実施計画（目標水準、計画数量、業務内容、実施スケジュール等）
- ・水質管理計画
- ・小規模修繕計画
- ・調達管理計画
- ・事業者が提出した企画提案書の提案内容の実施に関する事項
- ・その他必要事項

（３） 事業実施中の提出書類

事業者は、事業実施中に「表 5」に示す書類を市に提出すること。

提出書類の様式・記載事項については、「別紙 2 事業実施中の提出書類」に従うこととし、事業実施計画書提出時に様式（案）を市に提出し、承諾を得るものとする。

市は、事業者から提出された書類の内容について、事業者の説明を求め、また必要な範囲で、事業者が業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

表 5 事業実施中の提出書類と提出時期

書類名	提出時期
業務予定表	20 日までに翌月分を提出
業務日報	翌営業日の朝 9 時 30 分まで
月間業務実施報告書	翌月 10 日まで
年間業務実施報告書	翌年度 4 月 10 日まで

(4) 個別業務に係る提出書類

事業者は、「別紙 3 個別業務一覧表」に示す個別業務の実施にあたっては「表 6」に示す書類を市に提出すること。

表 6 事業実施中の提出書類と提出時期

書類名	提出書類
業務開始時	・個別業務の着手届 ・個別業務の工程表 ・管理技術者等届（改築工事業務の場合は現場代理人、主任（監理）技術者届） ・個別業務の業務計画書（改築工事業務の場合は施工計画書）
業務完了時	・個別業務の完了届 ・個別業務の成果品 ・個別業務の請求書

4 業務管理

(1) 業務の統括管理

事業者は、業務期間に亘る事業全体を統括することにより、業務期間に亘り一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、当該業務に関する市への積極的な提案、市との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施するために、全業務について一元的な統括管理を実施するものとする。統括管理の結果を踏まえ、業務改善（是正措置等を含むプロセス・リエンジニアリング）を行い、市に報告するものとする。

（２） 市によるモニタリングの実施

市によるモニタリングは、「表 7」により実施することから、事業者は市によるモニタリングに必要な対応を行うこと。改築工事業務を除く改築業務、各種調査・計画策定業務、改築工事のモニタリングは、個々の業務・工事単位で実施する。なお、管理業務全般、料金徴収・窓口関係業務については、業務実施状況を踏まえ、モニタリングの頻度を変更することがある。

表 7 市によるモニタリングの実施方法

業務区分	プロセス	モニタリング方法
管理業務全般 料金徴収・窓口関係業務	月間業務実施報告書提出時 年間業務実施報告書提出時	・提出された報告書に基づく事業者から市への説明、確認
改築工事業務を除く 改築業務 各種調査・計画策定業務	業務開始時	・業務計画書の提出、承諾
	業務実施中	・業務計画書で定めた業務工程における市との協議
	業務終了時	・成果品の提出による実施確認
改築工事業務	工事着手前	・施工計画書の提出、承諾
	工事施工中	・製作図及び施工図等の提出、承諾 ・施工計画書で定めた重要な工程の段階確認等
	工事完了時	・完了検査の実施

（３） セルフモニタリングの実施

事業者は、法令等、契約書、及び要求水準によって実施が義務付けられている事項に関して、適正な履行を確認するため、セルフモニタリングを実施し、その結果を市とのモニタリング時に報告すること。

セルフモニタリングの実施方法は事業者の提案によるものとし、事業実施計画書に記載し、市の承諾を得ること。

（４） 業務マニュアルの作成

事業者は業務着手後速やかに、事業対象施設特有の運転方法や業務上の留意事項等を記載した業務マニュアルを「別紙 4 業務マニュアルの記載事項」に従って作成し、事業契約が終了するまで備えおくものとする。

事業者は、業務マニュアルを作成した際は速やかに市に通知し、市は事業対象施設において、いつでも業務マニュアルを閲覧し、事業者に対しその説明を求めることができる。

事業者はモニタリングの結果等を踏まえ、必要に応じ業務マニュアルの内容を変更できるものとする。なお業務マニュアルを変更した場合は、市に対し速やかに通知するものとする。

5 経費の区分と対価の算定方法

(1) 事業全体の経費の負担区分

事業全体の経費の負担区分については、「別紙5 事業全体の経費の負担区分」に従うものとする。

(2) 対価の算定方法

本事業における対価の算定方法については、「別紙6 経費区分と支払額の考え方」に示す経費区分を適用する。

(3) 管理業務の経費の負担区分

管理業務の消耗品等に係る経費の負担区分は「表8」に定めるものとする。なお、簡易故障修理等が必要となる消耗品の内、本表で事業者の負担区分とされていない消耗品については、「調達管理業務」の中で事業者が調達すること。

表8 管理業務の消耗品等に係る経費の負担区分

負担者	消耗品等の項目
市	—
事業者	・潤滑油類(補充用のグリス、潤滑油) ・錆落とし用ワイヤブラシ、サンドペーパー ・塗料(錆落とし後の防錆用塗料、防錆油) ・清掃用ウエス、洗浄油 ・補修用材料(ボルト、ナット、パッキン、電球、ヒューズ、伝達ベルト) ・業務場所を移動する車両及びそのすべての費用 ・業務に使用する工具及び清掃工具類 ・業務に従事する人の装備品類 ・保護具、安全具、防塵マスク等 ・救急医薬品、安全帯、ガス検知器、各種消毒薬 ・業務報告に使用する事務用機器、用紙類、写真機、懐中電灯等携帯照明器具 ・緊急時のスコップ、ツルハシ

6 貸与品

「別紙7 貸与品一覧表」に示すものは市から事業者へ貸与するが、貸与されたものについては、貸与品一覧表を作成し、市の求めに応じて随時提出できるように管理すること。また、貸与品に毀損、盗難、紛失等が生じた場合は、事業者の責任で弁償すること。

7 危機管理対応

(1) 危機管理体制の構築

事業者は、豪雨、台風、地震、津波、渇水その他の天災並びに停電、施設の故障、水質異常、その他施設機能に重大な支障が生じた場合に備えて、緊急連絡体制を整備し、また業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかなければならない。

市において災害対策本部が設置された場合、市とともに事業者が本部指揮系統の傘下において業務する場合がある。

(2) 初期対応の実施

緊急事態が発生した場合、事業者は必要な初期対応を行うとともに、速やかに市に連絡しなければならない。

(3) 危機管理対応マニュアル

緊急事態の初期対応の考え方及び対応方法について、市と事業者は協議の上、詳細な危機管理対応マニュアルを定めるものとする。

(4) 災害時対応訓練の実施

市は、災害時及び緊急時における連絡体制を事業者に通知するものとする。市にて実施する災害時対応訓練等への参加を、事業者に求める場合がある。

(5) 災害対応に係る協定の締結

市と事業者は契約締結後、速やかに事業対象施設に関し、災害時維持修繕協定を締結するものとする。協定内容は双方協議のうえ決定し、市が事業者に災害時維持修繕協定に基づく応援要請を行った場合は、通常業務以外の費用を市が負担するものとする。

8 安全管理

(1) 一般事項

事業者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省公示第 496 号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。

事故防止を図るため、安全管理については業務計画書等に明示し、事業者の責任において実施すること。

（２） 安全教育

事業者は業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。

事業者は、酸素欠乏危険作業に係る業務に作業員を就かせるときは、当該労働者に対し、酸素欠乏症等防止規則で定める特別の教育を行うこと。

（３） 労働災害防止

事業者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検を行い、作業員の安全を図ること。

事業者は、水槽、マンホール、管渠等に入入りし、又はこれらの内部で作業を行う酸素欠乏危険作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせること。作業者は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中に常時計測し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置し、かつ誘導員を配置すること。

（４） 公衆災害防止

作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。

緊急時対応を除き作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分視認可能な照明設備及び保安灯を配置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

車両交通等がある区域では交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

道路上で作業を行う場合は、管轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。

作業に伴う交通処理及び保安対策は、要求水準書の定めるところによる他、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。

前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を市に報告すること。

（５） 局地的な大雨等による安全管理

事業者は下水道の管路施設が、大雨による急激な雨水流入により、流速や水位が変動する可能性のある場所であることに留意し、施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が

発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、下水道施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。

また「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）国土交通省作成、平成 20 年 10 月」も参考にして、安全管理計画を策定すること。

作業を行う日には作業等の開始前に作業関係者全員に対し、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知を徹底させること。また、安全器具の設置等についても徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録すること。

事業者は、作業等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業等の中止基準について以下を参考とし、自らの責任において設定し市に報告すること。

① 作業等開始前

- ・当該施工箇所に、少雨であっても降雨がある場合、作業は開始しない。
- ・当該施工箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令されている場合、作業を開始しない。

② 作業等開始後

- ・当該施工箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- ・当該施工箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
- ・退避に際しては、作業中の資機材を放置する。

③ 作業開始・再開の条件

- ・作業の開始及び再開にあたっては、次の 3 項目の全てを確認することを条件とする。
- ・当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令されていないこと。
- ・管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないこと。
- ・施工計画書に定める、作業着手時の全ての安全確認項目が満たされていること。

（６） その他

事業者は作業にあたり、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。万一、事故が発生したときは、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに市及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

前項の通報後、事業者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、直ちに市に届け出ること。

道路管理者及び各占用物管理者と連携を行い、業務を実施すること。

9 業務実施状況の情報開示

事業者は、上下水道事業が市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、水質検査等結果を始めとして業務実施状況の情報開示を行い、公平で透明性のある事業運営に取り組むものとする。なお、情報開示の内容等については、市との協議により決定すること。

10 地域貢献

(1) 地域経済の活性化

事業者は、本事業の実施にあたり、地域との連携・協働、地域の企業・人材の活用等に取り組む、地域経済の活性化に貢献すること。

(2) 上下水道事業の啓発促進

事業者は、上下水道施設の必要性や本事業に関する啓発促進のため、各種の広報活動や普及啓発活動に取り組むものとする。

その内容は事業者の提案によるものとし、事業実施計画書に記載し、市の承諾を得ること。

11 秘密の保持等

事業者は業務の遂行上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。業務の実施により得られた資料及び成果の所有は市に帰属するものとし、事業者は市の承諾なくこれを公表してはならない。

12 関係法令の遵守

事業者は業務の実施にあたり、以下に示す関係法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。また、事業者が使役する全ての使用人数等に対する関係諸法令の運用、適用は、事業者の責任と負担において行わなければならない。

なお、当該関係法令等の改正又は変更に伴い、「第2章 一般事項 3 提出書類」に示す各計画書について変更が必要になった場合には、各計画書を変更のうえ市に提出すること。

- ・水道法
- ・下水道法
- ・地方公営企業法
- ・浄化槽法
- ・建設業法
- ・公害対策基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法

- ・職業安定法
- ・労働者災害補償保険法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・建築基準法
- ・電気事業法
- ・消防法
- ・道路法
- ・港湾法
- ・河川法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・その他関連法令、条令等

1 3 準拠図書

事業者は、以下に示す図書に準拠し業務を実施すること。

- ・下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－（日本下水道協会）
- ・下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- ・下水道施設維持管理積算要領－設計委託編－（日本下水道協会）
- ・農業集落排水処理施設維持管理マニュアル（地域環境資源センター）
- ・水道工事標準仕様書 土木工事編（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書 設備工事編（日本水道協会）
- ・日本工業規格（JIS）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）

- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・上水道施設に係わる CAD 製図基準(案)（日本水道協会）
- ・公共建築工事標準仕様書 電機設備工事編、機械設備工事編（国土交通省）
- ・公共建築設備工事標準図 電機設備工事編、機械設備工事編（国土交通省）
- ・土木工事標準仕様書 その１～その３（新潟県）
- ・土木部建築工事仕様書作成要領（新潟県）
- ・土木部標準設計図集（新潟県）
- ・土木工事施工管理基準及び規格値(案)（国土交通省）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・土木工事標準積算基準（国土交通省）
- ・土木工事設計積算基準 １～６（新潟県）
- ・測量・設計・調査業務委託標準仕様書（新潟県）
- ・水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- ・推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省）
- ・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省）
- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省）
- ・公共建築工事積算基準等資料（国土交通省）
- ・ダクティル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書（日本ダクティル鉄管協会）
- ・その他関連図書、積算基準及び市の要項、規則、関係基準等

第3章 事業期間を通じて市が事業者に移譲する業務

1 マネジメントに関する業務

(1) 水道施設技術マネジメント業務

- ① 水道施設に関する業務全般の適正な履行に必要な技術的な検討、判断
- ② 水道施設の改築設計業務の成果に基づく工事費の積算
- ③ 水道施設の改築工事の監理

(2) 下水道施設技術マネジメント業務

- ① 下水道施設に関する業務全般の適正な履行に必要な技術的な検討、判断
- ② 下水道施設の改築設計業務の委託費の積算
- ③ 下水道施設の改築設計業務の成果に基づく工事費の積算
- ④ 下水道施設の改築工事の監理

2 水道施設に関する業務

(1) 水道施設管理業務

- ① 運転監視業務
 - 1) 水量・水質・水圧の管理
 - 2) 運転状況等の監視、操作及び記録
 - 3) 管路の排水作業
 - 4) ユーティリティ管理
- ② 保守点検業務
 - 1) 点検業務
 - 2) 小規模修繕
 - 3) 簡易故障修理
 - 4) その他の施設管理業務
 - 5) 環境整備業務
- ③ 水質検査業務
 - 1) 蛇口の水質検査
 - 2) 原水の水質検査
- ④ 調達管理業務
 - 1) 調達管理計画の策定
 - 2) 電力の調達管理
 - 3) 通信の調達管理
 - 4) 薬品、燃料の調達管理
 - 5) 消耗品等の調達管理
 - 6) 修繕改築計画に基づく修繕・改築
- ⑤ 情報管理業務
 - 1) データ等の記録、保管

- ⑥ その他業務
 - 1) 衛生業務
 - 2) 環境整備業務
 - 3) 見学者対応業務
 - 4) 安全衛生業務
 - 5) 図書等の保管
 - 6) 保安全管理業務

(2) 水道施設改築業務

- ① アセットマネジメント計画（案）策定業務
 - 1) アセットマネジメント修繕・改築計画（案）の作成
- ② 改築設計業務
- ③ 改築工事業務

(3) 各種調査・計画策定業務

- ① 水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務

3 下水道施設に関する業務

(1) 処理場施設等管理業務

- ① 運転管理業務
 - 1) 水量・水質の把握に基づく水処理施設の運転管理
 - 2) 汚泥処理設備の運転
 - 3) 処理工程の水質管理、汚泥性状管理
 - 4) 法定水質分析業務
 - 5) ユーティリティ管理
 - 6) マンホールポンプ設備の維持管理
 - 7) その他の運転管理
- ② 保守点検業務
 - 1) 点検業務
 - 2) 小規模修繕
 - 3) 簡易故障修理
 - 4) 沈砂池の開放点検
 - 5) その他の施設管理業務
- ③ 調達管理業務
 - 1) 調達管理計画の策定
 - 2) 水道、ガスの調達管理
 - 3) 電力の調達管理
 - 4) 通信の調達管理

- 5) 薬品、燃料の調達管理
- 6) 消耗品等の調達管理
- ④ 情報管理業務
 - 1) データ等の記録、保管
- ⑤ 廃棄物等収集運搬業務
- ⑥ その他の業務
 - 1) 図書等の保管
 - 2) 保安管理業務
 - 3) 衛生業務
 - 4) 環境整備業務
 - 5) 清掃業務
 - 6) 見学者対応業務

(2) 処理場施設等改築業務

- ① スtockマネジメント計画（案）策定業務
 - 1) スtockマネジメント修繕・改築計画（案）の作成
- ② 改築設計業務
- ③ 改築工事業務

(3) 污水管路施設等管理業務

- ① 計画的維持管理業務
 - 1) 計画的点検調査業務
 - 2) 計画的清掃業務
 - 3) 小規模修繕
- ② 住民対応業務
 - 1) 苦情等の受付、現地確認
 - 2) 事故対応業務
- ③ 廃棄物等収集運搬業務
- ④ 情報管理業務
 - 1) データ等の記録、保管

(4) 污水管路施設等改築支援業務

- ① スtockマネジメント計画（案）策定業務
 - 1) スtockマネジメント点検・調査計画（案）の作成
 - 2) スtockマネジメント修繕・改築計画（案）の作成
- ② 改築設計業務

(5) 下水道事業各種調査・計画策定業務

- ① 下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務
- ② 下水道経営戦略見直し支援業務
- ③ 不明水調査業務

4 浄化槽管理業務

- (1) 浄化槽法第 11 条検査（効率化 11 条検査）
- (2) 保守点検業務（効率化 11 条検査）
- (3) 浄化槽法第 7 条検査
- (4) 浄化槽小規模修繕業務

5 料金徴収・窓口関係業務

(1) 料金、使用料の徴収、窓口関係に関する業務

- ① 受付・収納業務
 - 1) 事務所窓口、電話、FAX等からの水道及び公共下水道、集落排水施設等の使用開始、中止精算の受付及び電算システムへの入力
 - 2) 使用者情報に係る受付（請求先変更、名義変更、水栓情報等）
 - 3) 口座振替申込の受付（新規、変更、解約）及び登録処理
 - 4) 口座振替データの作成及び金融機関への伝送処理
 - 5) 納入通知書、督促状の作成及び発送
 - 6) 郵便物返送時の際の対応
 - 7) 納入通知書及び使用水量お知らせ等の再発行
 - 8) 納付に関する問合せ対応
 - 9) 漏水等の問合せ対応及び苦情等の処理
 - 10) 漏水等の使用水量の軽減免除申請の受付及び承認決定通知書の送付、電算システムへの入力、還付処理
 - 11) その他市民からの問合せへの対応
 - 12) 水道料金等の収納の受付
 - 13) 収入金の受入れ及び管理（口座振替伝送分を含む）
 - 14) 収入金の消込処理（納入不明金の検索・確定）
 - 15) 収入日計表等の作成（口座振替、銀行納付、コンビニ収納、窓口収納）
 - 16) 過誤納金の還付及び充当処理
 - 17) 証明書の受付及び発行
 - 18) 未届使用者の氏名、使用開始日等の処理
 - 19) 未届転居者の転居日、転居先等の処理
 - 20) 統計資料等の作成

2 1) その他受付・収納業務に関する附帯業務

② 料金システムの端末処理に関する業務

- 1) データの入出力、照会、異動（新規、変更、削除）、発行処理等

③ 検針業務

- 1) 検針用具の準備及び検針データの作成、進捗状況の管理
- 2) メーターの指針値の読み取り及びハンディターミナル（以下、HTという。）への入力
- 3) HTによる使用水量、水道料金等の算定
- 4) 使用水量等、必要事項を記載したお知らせ票の出力及び交付
- 5) 使用水量等が著しく変動した場合の調査及び使用者への説明（漏水のお知らせチラシ等）
- 6) HTの使用水量、水道料金等の算定データの電算システムへの取込み
- 7) 新規設置メーターの検針順路の決定及び電算システムへのメーター位置情報の登録
- 8) 市の指示する文書の配付
- 9) 市が指定する使用者等の調査、報告及び処理
- 10) メーターの故障、破損等の報告及び処理
- 11) 検定有効期間満了未交換メーターの報告
- 12) 検針済みデータの確認及び再調査
- 13) 市の指示又は使用者等から苦情等があった検針内容についての再調査
- 14) 使用水量の認定（漏水、濁水等）に係る処理
- 15) 検針の認定に係る調査、認定処理
- 16) 検針業務に係る各種集計
- 17) 検針業務に係る問合せ対応及び苦情処理
- 18) 調定の更正処理
- 19) 市が定めた給水条例等に違反する行為を発見した場合の報告
- 20) 調定資料等の作成
- 21) 緑町水道組合の使用量入力
- 22) その他検針業務に関する附帯業務

④ 開閉栓業務

- 1) 開栓業務
- 2) 閉栓業務

⑤ メーター調達・管理・受付業務

- 1) 検定満期メーター管理帳票の作成・提出
- 2) 年間取替計画の作成

- 3) メーター取替通知書の発送
- 4) 交換用メーターの調達、保管及び引き渡し等の在庫管理
- 5) 取外メーターの引取り、保管及び指針確認
- 6) メーター交換業務委託の指定給水装置工事業者への手配
- 7) メーター交換情報の登録
- 8) メーターの入出庫管理
- 9) その他メーター調達・管理・受付業務に関する附帯業務

⑥ 滞納整理業務(受益者負担金含む)

- 1) 滞納整理の交渉等の記録及び管理
- 2) 収納状況の確認
- 3) 督促状及び催告状等の発送
- 4) 分納誓約による納入通知書の送付
- 5) 現地訪問及び電話等による上下水道料金等未収金の徴収
- 6) 窓口入金対応、納入通知書再発行
- 7) 収納金の納入
- 8) 未納者の転出及び転居先の追跡調査、送付先変更入力
- 9) 国税徴収法及び刑事訴訟法等に基づく調査の回答
- 10) 未納者の支払督促制度並びに破産に伴う配当要求に係る資料の作成
- 11) その他滞納整理に関する附帯業務

⑦ 給水停止業務

- 1) 給水停止予告書の作成及び発送
- 2) 給水停止執行
- 3) 給水停止解除（未収金徴収）
- 4) 給水停止報告書の作成及び市への報告
- 5) 収納金の納入
- 6) その他、給水停止業務に関する付帯業務

(2) 給水装置、排水設備に関する業務

① 給水装置の管理業務

- 1) 給水装置関連の受付、審査
- 2) 給水装置工事の検査
- 3) 指定給水装置工事業者の申請受付等業務

② 排水設備の管理業務

- 1) 排水設備関連の受付、審査、検査
- 2) 排水設備指定工事店の申請受付等業務

3) 事故等の処理

(3) 受益者負担金及び分担金に関する業務

- ① 受付に関する業務
- ② 収納及び滞納整理に関する業務
- ③ 徴収猶予に係る土地の現況調査に関する業務

6 システム保守業務

- (1) 下水道台帳作成業務
- (2) マッピングシステム保守業務
- (3) 水道マッピングシステムデータメンテナンス業務
- (4) 料金システム保守業務
- (5) 下水道施設整備管理システム保守業務

7 緊急時対応業務

- (1) 設備故障対応業務
- (2) 苦情対応業務
- (3) 地震時緊急点検業務
- (4) 非常配備業務
- (5) その他、市からの協力要請による業務

8 附帯業務

9 任意業務

第4章 業務要求水準

1 基本的水準

(1) 基本的な責務

- ① 要求水準は、事業を実施する上で、事業者が満たすべき最低限の要件であり、市及び事業者の合意によりその効力を得るものである。事業者の創意工夫による維持管理を実現するため、施設運営の具体的内容・手法等は事業者の提案によるものとする。
- ② 事業者は事業が社会的使命を持つことを認識し、常に善良なる管理者の責任をもって、各種業務を履行しなければならない。
- ③ 事業者は事業の実施にあたり、公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。
- ④ 事業者は常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つノウハウを最大限活用すると共に、譲渡されたガス事業と上下水道事業の一体的な事業運営により、効率的な事業運営と良好な上下水道サービスを提供すること。
- ⑤ 事業者は、水道の利用者、下水道の利用者が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、上下水道施設の機能が十分発揮できるよう、要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、施設及び設備を適切に運転・維持管理しなければならない。
- ⑥ 事業者は監督員の指示がある場合は、現場立ち会いを行わなければならない。
- ⑦ 市民からの苦情、要望等があった場合には、誠実に対応すると共に、市へ報告しなければならない。
- ⑧ 事業者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市に報告すること。
- ⑨ 市が実施する修繕、工事、委託、調査等については、事業者は協力しなければならない。
- ⑩ 事業者は、市から事業を遂行するため、必要な事務室等の使用許可を得るものとする。
- ⑪ 前項のほか、事業者は事業の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得すること。
- ⑫ 事業者は業務の質的向上を図るため、各種研修を行うなど業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。
- ⑬ 事業の従事者は、常に市民からの信頼を得られるよう行動し、市の信用を損ねることのないよう業務を実施しなければならない。
- ⑭ 事業者は事業の実施に際し個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- ⑮ 事業者は、業務外へのネットワーク接続、データの持ち出し、指定した使用機器以外での処理、その他情報の漏えいの恐れがある行為は行ってはならない。

(2) 管理業務全般に関する責務

- ① 事業者は、要求水準書、完成図書・取扱説明書等に定める運転方法及び業務実施計画書に基づき、総括責任者の指揮のもとに運転操作監視を適正に行わなければならない。
- ② 事業者は重大な故障や事故等を未然に防止する為、日常及び定期に保守点検、修繕等を行い機器の機能維持及び延命化を図らなければならない。
- ③ 事業者は様々な取組みや創意工夫を行い、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとし、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図るものとする。
- ④ 事業者は大規模な運転の停止及び再運転をする際、市と協議しなければならない。
- ⑤ 事業者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき、エネルギー管理標準の作成に協力しなければならない。
- ⑥ 事業者は設備又は機器等に異常を発見したときは、市に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。
- ⑦ 事業者は業務対象施設に関し、常に 4S（整理・整頓・清掃・清潔）を心がけ計画的に清掃を行わなければならない。
- ⑧ 事業者は常に運転管理データ、修繕履歴等や維持管理情報を整理し、最適な更新計画を検討するための基礎情報として、データベース化に取り組むと共に、市の求めがあった場合は速やかに提出しなければならない。
- ⑨ 作業中は気象情報に十分注意し、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- ⑩ 事故防止を図るため、安全管理は業務計画書等に明示し、事業者の責任において実施すること。
- ⑪ 事業者は、マンホール、管渠等への出入り又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者に当該作業に従事する従事者への指示や、その他厚生労働省令で定める事項を行わせること。
- ⑫ 事業の従事者は酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時計測し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ⑬ 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示による適切な措置を講ずること。
- ⑭ 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置し、かつ誘導員を配置すること。
- ⑮ 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- ⑯ 緊急時対応を除き作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分視認可能な照明設備及び保安灯を配置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

- ⑰ 車両交通等のある作業区域では、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- ⑱ 道路上で作業を行う場合、管轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- ⑲ 作業に伴う交通処理及び保安対策は、要求水準書の定めるところによる他、関係官公署の指示等に従い適切に行うこと。
- ⑳ 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を市に報告すること。

(3) 改築業務に関する責務

- ① 事業者は改築業務の実施にあたり、最適な時期及び方法によりライフサイクルコストの縮減、省エネルギー化に資する技術の導入により持続可能な事業運営の実現を目指すものとする。
- ② 事業者は改築工事を協力企業に再委託する場合、本事業で実施される改築工事が公共調達として行われるものであるとの認識に基づき、公平性・競争性のある入札等の方法により、その協力企業を定めるものとする。
- ③ 改築業務に係る各種業務委託及び、改築工事は、計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努力すること。
- ④ 改築設計業務を再委託する場合、水道施設は技術士（上下水道一水道）、下水道施設は技術士（上下水道一下水道）の資格を有する管理技術者、照査技術者を配置し、業務の適正な履行に努めること。
- ⑤ 改築業務の実施にあたっては、耐震化・耐水化等の災害対策の推進や広域化・共同化等、関連計画との整合性を図ること。
- ⑥ 業務の実施にあたっては、委託業務や工事の契約を締結した者と十分な調整を図るとともに、適正な業務の履行のため締結した者を適切に管理すること。
- ⑦ 事業者は、改築工事の積算結果について公平性・競争性を阻害することがないように取り扱うこと。
- ⑧ 委託業務や工事の契約を締結した者が、業務の履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らすことがないように、守秘義務を付与すること。
- ⑨ 改築業務の財源に社会資本整備総合交付金等を活用する場合には、会計検査院の検査対象となることから、設計、積算の内容について客観的な合理性が認められる内容とすることとし、市が受検する会計検査院の検査への支援を行うこと。

(4) 各種調査計画策定業務に関する責務

- ① 事業者は、業務による成果がその後の事業のあり方を定め、持続可能な事業運営の可否につながる重要な検討であることを十分念頭におき、策定業務に取り組むこと。
- ② 各種調査計画策定業務を再委託する場合、水道施設は技術士（上下水道一水道）、下水

道施設は技術士（上下水道一下水道）の資格を有する管理技術者、照査技術者を配置し、業務の適正な履行に努めること。

- ③ 事業者は、各種調査計画の成果について、市による新潟県等、関係機関との協議、申請が必要な場合には、その支援を行うこと。
- ④ 事業者は、委託の締結をした者が業務の履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らすことがないように守秘義務を付与すること。

（５） 料金徴収・窓口関係業務に関する責務

- ① 事業者は料金徴収・窓口関係業務の具体的な実施手続きを熟知し、業務を適切かつ確実に実施すること。
- ② 事業者は委託業務に係る現金の取り扱いに際し、業務従事者の中から現金取扱員を指定し、市に届け出なければならない。
- ③ 業務の遂行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」及び関係諸法令を遵守し、上下水道使用者等の情報の保護に努め、個人情報保護に関する市の施策に協力すること。
- ④ 事業者は地域住民と十分に協調を保ち、個人の所有物件を破壊しないように細心の注意を払い、円滑な業務推進を図ること。
- ⑤ 事業者は業務遂行にあたり、個人の土地又は建物等に立ち入る際は、必要な範囲を超えて立ち入らないようにすること。
- ⑥ 業務の従事者は、市が証明した身分証明書を常に携帯し、上下水道使用者等から提示を求められたときはすみやかに提示し、身分を明らかにすること。
- ⑦ 業務の従事者は、上下水道使用者等と直接的に接することが多いため、服装及び身だしなみに注意するとともに、誤解を招かないよう態度及び言動に十分注意すること。
- ⑧ 業務に関しての問い合わせ・苦情等については、誠意をもって対処し、解決にあたらなければならない。また、その内容について速やかに市に報告しなければならない。

2 マネジメントに関する業務

(1) 水道施設技術マネジメント業務

事業者は、水道施設の技術マネジメントとして、下記の業務を実施すること。

- ① 水道施設に関する業務全般の適正な履行に必要な技術的な検討、判断を行うこと。
- ② 水道施設の改築設計業務で作成した資料に基づき「別紙 8 改築工事の積算方法」に従い工事費の積算を行うこと。
- ③ 「別紙 9 改築工事監理業務仕様書」に従い水道施設の改築工事の監理を行うこと。

(2) 下水道施設技術マネジメント業務

事業者は、下水道施設の技術マネジメントとして、下記の業務を実施すること。

- ① 下水道施設に関する業務全般の適正な履行に必要な技術的な検討、判断を行うこと。
- ② 下水道施設の改築設計業務の委託費の積算を行うこと。
- ③ 下水道施設の改築設計業務の成果に基づき「別紙 8 改築工事の積算方法」に従い工事費の積算を行うこと。
- ④ 「別紙 9 改築工事監理業務仕様書」に従い下水道施設の改築工事の監理を行うこと。

3 水道施設に関する業務

(1) 水道施設管理業務

① 運転監視業務

1) 水量・水質・水圧の管理

- ・ 原水の取水から配水施設までの水道施設を適切に運転操作、監視し、原水の質及び量に応じた浄水処理を行い、浄水及び給水が通常状態において要求水準を満足するよう水質及び水量を把握すること。
- ・ 法定水質基準については逐次改正の考え方が導入されており、今後更に厳しくなることが予想されることや、近年の需用者の安全でおいしい水に対する多様でレベルの高いニーズに応える必要がある。
- ・ 運営期間を通じて、浄水及び給水における水質は「表 9」が適用される。
- ・ 配水量に関する水準は、「別紙 10 配水量管理の要求水準」に示すとおりとする。
- ・ 水量及び水圧について、配水量及び配水池水位の監視を行い、施設能力に応じ安定した配水量の確保・供給に努めること。
- ・ ジャーテスト等により浄水工程の水質を把握し、薬品注入量の管理を行うこと。
- ・ 水道毎日検査等の結果を踏まえ、次亜塩素酸ナトリウムの注入率を管理し、残留塩素濃度を適切に維持すること。
- ・ 能生浄水場では、原水の濁度上昇に留意し、運転監視を行うこと。
- ・ 年間運営計画書に浄水工程の水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、市の承認を得ること。
- ・ 必要な水量が確保できるよう送水ポンプ施設を運転し、適切な水圧管理に努め、配水管末で減圧給水とならないよう、配水施設のポンプ圧力を適切に管理するとともに、施設出口のバルブなどの管理を適切に行うこと。
- ・ 早川簡易上早川地区については、給水末端での水温が 29℃を超えないよう、25℃程度を目途に必要な応じて常時排水等の対応を行うこと。

表 9 浄水及び給水水質の要求水準

水質項目	水質基準値 【法定水質基準】	要求水質 【契約水質基準】		
		配水池出口		給水末端
測定場所	給水末端	配水池出口		給水末端
対象地区	全地区	高区配水池	他地区	全地区
濁度	2 度以下	0.5 度以下	0.5 度以下	0.1 度以下
pH	5.6 以上 8.6 以下	—	—	—
残留塩素濃度	0.1mg/L 以上	0.6mg/L 以上 1.0mg/L 以下	0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下	0.1mg/L 以上
臭気	異常でないこと	—	—	—
味	異常でないこと	—	—	—
水温	—	—	—	—

2) 運転状況等監視、操作及び記録

- ・各施設の運転状況等の遠隔監視は、ガス水道局本庁、能生浄水場・供給所の2箇所で行うこととし、「表10」に示す対象施設、監視項目により、水質・水量等を監視し必要な操作を行うと共に、それらの記録を行うこと。
- ・遠隔監視方法の変更を行う場合は、変更の方法・理由等を市に説明し承諾を得ること。
- ・各施設は、現地での保守管理業務の実施に合わせて、定期的に巡回監視を行い、必要な操作等を行うこと。

表10 遠隔監視の対象施設、監視項目

地区名	施設	流量	配水池水位	井戸水位	塩素濃度
青海地区	青海浄化センター				○
	青海第4・5水源	○	○		
	青海第6水源	○	○		
	歌外波簡水	○	○		○
	市振簡水	○	○	○	
	上路簡水	○	○		
	青海ガバナー				○
糸魚川地区	姫川簡水 根小屋	○	○		
	姫川簡水 大野	○	○		○
	姫川簡水 東中	○	○		
	姫川簡水 山口	○	○		○
	姫川簡水 上町屋	○	○		
	姫川簡水 中根知	○	○		
	西海簡水 第一配水池	○	○		
	西海簡水 第二配水池	○	○		
	西海簡水 稲坂ポンプ所	○	○		
	早川簡水 第一配水池	○	○		○
	早川簡水 第二配水池	○	○		○
	早川簡水 下早川管理棟	○	○		○
	早川簡水 出管理棟	○	○		○
能生地区	上水浄水場	○	○		
	上水2 拡配水池・能生送水場	○	○	○	
	筒石ポンプ室	○	○		
	能生谷簡水 柵口浄水場	○	○		
	能生谷簡水 第1・2・3配水池	○	○		
	能生谷簡水 西飛山配水池	○	○		
	能生谷簡水 柵口簡水配水池	○	○		
	能生谷簡水 島道配水池	○	○		
	能生谷簡水 中野口・大王配水池	○	○		
	徳合仙納簡水 徳合・仙納配水池	○	○		
	高倉簡易水道 配水池	○	○		
	大洞簡易水道 配水池	○	○		
	中尾新戸簡易水道 第1・2配水池	○	○		

3) 管路の排水作業

- ・配水管内の付着物を強制的に排出し給水時の濁水防止を図る目的で、「別紙 11 定期排水作業実施要領」に定める定期排水作業を実施すること。
- ・定期排水作業の他、濁水の発生が認められた場合には、随時の排水作業を実施すること。

4) ユーティリティ管理

- ・ユーティリティ管理として、各浄水場等の過去の電力使用量原単位や薬品使用量原単位の実績等を勘案し、市との協議によりユーティリティ使用量原単位の目標値を定め、省エネルギー・省資源に取り組むこと。

② 保守点検業務

1) 点検業務

- ・各施設の点検頻度及び作業内容は、策定済の糸魚川市アセットマネジメント計画等を参考として作業内容、点検項目、点検頻度等を記載した保守点検計画事業を作成し、市・事業者で協議し、市の承諾を得て実施すること。
- ・機器及び設備等の塗装部分は、必要に応じて部分修繕用塗料により塗装を行い、機器及び設備等の劣化防止に取り組むと共に、機器及び設備等の据付場所周辺の清掃を行い、良好な作業環境を維持すること。

2) 小規模修繕

- ・消耗品の交換や簡易故障修理では復旧できない故障又は異常が生じた場合、機能回復を図るため小規模修繕を実施するものとする。詳細は「別紙 12 小規模修繕業務」のとおりとする。

3) 簡易故障修理

- ・専門技術、特殊工具等を必要としない簡易な修理を行い、機能の復旧を図ること。

4) その他の施設管理業務

- ・その他の施設管理業務として、「表 11」に示す点検・業務を実施すること。

表 11 その他の施設管理業務の内容

点検名・業務名	点検内容
計装設備点検	別紙 13 計装設備点検仕様書
自家用電気工作物保守点検	別紙 14 自家用電気工作物保守点検業務仕様書
消防設備保守点検	別紙 15 消防設備保守点検業務仕様書
減圧弁保守点検	別紙 16 減圧弁保守点検業務仕様書
水位調整弁保守点検	別紙 17 水位調整弁保守点検仕様書
梶屋敷水源地ガスタービンエンジン保守点検業務	別紙 18 梶屋敷水源地ガスタービンエンジン保守点検業務仕様書
浄化槽点検	別紙 19 浄化槽点検業務仕様書（梶屋敷水源地）
給水車の保守点検	別紙 20 給水車保守点検業務仕様書

5) 環境整備業務

- ・水道水を供給する施設として相応しい衛生や美観を保つため、水道施設の清掃及び整理整頓により業務環境を衛生的保つこと。
- ・外構施設及び植栽等については、「別紙 21 緑地・植栽等管理業務」により近隣住民から苦情等が生じないよう良好な状態を保つこと。
- ・水道施設周辺では、降雪時の積雪状況を適宜把握し、施設保全管理業務に支障がでないよう必要な除雪を実施すること。

③ 水質検査業務

1) 水質検査業務に係る基本方針

- ・水質検査業務は、蛇口、原水を対象として、市が毎年度策定する「糸魚川市水道事業水質検査計画」に従い、表 12 に示す市・事業者の役割分担で実施する。
- ・事業開始後、水質検査計画の見直しが生じた場合には、協議の上、見直し後の水質検査計画に従い業務を実施する。

表 12 水質検査業務の役割分担

業務区分	市	事業者
蛇口の水質検査	・毎月・年 4 回、年 1 回の検査項目の検査機関への委託	・毎日の水質検査項目の実施 ・採水、搬送や検査結果の評価、管理による市の支援
原水の水質検査	・検査機関への委託	・採水、搬送や検査結果の評価、管理による市の支援

2) 蛇口の水質検査

- ・蛇口の水質検査は、「別紙 22 蛇口の水質検査仕様書」に従い従い市・事業者が連携

して実施する。

- ・蛇口の水質検査の内、毎日の検査項目は、事業者が市のサポートを受け協力が得られる市民を探し、その市民に委託して実施すること。
- ・蛇口の水質検査の内、毎月・年4回、年1回の検査項目は、市が水道法第20条で定める検査機関に委託する。
- ・事業者は、採水、搬送や検査結果の評価、管理を行うことにより市を支援すること。

3) 原水の水質検査

- ・法定水質検査は、「別紙23 原水の水質検査仕様書」に従い市・事業者が連携して実施する。
- ・原水の水質検査は、市が水道法第20条で定める検査機関に委託する。
- ・事業者は、採水、搬送や検査結果の評価、報告、管理を行うことにより市を支援すること。

④ 調達管理業務

1) 調達管理計画の策定

- ・事業者は、各年度に想定されている運営内容や調達対象物品の在庫等の状況を勘案し、調達管理計画を策定し、市の承諾を得ること。
- ・調達管理計画には、調達対象物品の規格と金額（精算対象のみ）の分かる資料を提出すること。
- ・事業期間中のユーティリティ等は「別紙24 ユーティリティ等の想定使用量」のとおり想定している。

2) 電力の調達管理

- ・水道施設の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。
- ・電力会社との契約などに関する事務は事業者が実施し、電力料の支払いに係る費用については事業者の負担により実施すること。

3) 通信の調達管理

- ・水道施設の運転管理を行うために必要となる電話及び専用線等の通信の調達及び使用料などの管理を行うこと。なお、その費用についても事業者の負担により実施すること。
- ・新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が必要なユーティリティについては、事業者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。
- ・インターネット回線などネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。

4) 薬品類、燃料の調達管理

- ・水道施設の運転管理を行うために必要となる薬品類、燃料の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量などの管理を行うこと。なお、その費用については事業者の負担により実施すること。
- ・浄水処理用の薬品類については、市の承認を受けた上で調達すること。
- ・調達した次亜塩素酸ナトリウムは、必要に応じて運転監視業務による巡回、保全管理業務時に各施設に必要量を運搬すること。
- ・また保管日数、保管温度等を適切に管理し、塩素酸の発生を抑制して水質基準を満足するよう調達管理を行うこと。

5) 消耗品等の調達管理

- ・簡易故障修理等、水道施設管理業務の実施にあたり、「表 8」に示した以外の消耗品が必要となるものについて調達すること。
- ・調達した消耗品については、貯蔵品管理システムにより調達、貯蔵、使用に関する数量を管理すること。

⑤ 情報管理業務

1) データ等の記録、保管

- ・運転監視、保守点検等、管理業務全般に関するデータ等を記録し保管すること。

2) データの項目、記録の方法

- ・データの項目、記録の方法等については事業実施計画書に記載し、市の承諾を得ること。

⑥ その他業務

1) 衛生業務

- ・水道施設に設置されている水槽、給水車、タンク等は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて修繕、清掃等を実施すること
- ・水道水を扱う施設として、特に衛生管理に注意して業務を実施すること。

2) 環境整備業務

- ・水道水を作る施設として相応しい衛生や美観を保ち、業務に使用する建物内は日常的な清掃及び整理整頓により業務環境を清潔に保持するとともに、外構施設等を良好に保つこと。

3) 見学者対応業務

- ・水道施設の見学者の希望があった場合、取水施設や浄水施設等の水道施設の説明や、施設内の誘導を行うこと。

4) 安全衛生業務

- ・事業者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。事業者の従業員に対する水道法第 21 条及び水道法施行規則第 16 条に基づく定期及び臨時の健康診断は、事業者の費用において実施し、記録を市に提出すること。
- ・災害原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。

5) 図書等の保管

- ・水道施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書等を保管し、これらの破損・紛失がないよう適切に保管すること。
- ・市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

6) 保安全管理業務

- ・事業者は、水道施設における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安全管理に必要な対応を行うこと。

(2) 水道施設改築業務

① アセットマネジメント計画（案）策定業務

1) 業務の対象施設

- ・業務の対象施設は、「第 1 章 4. 事業対象施設」に示す水道施設とする。

2) 業務の実施年度

- ・アセットマネジメント計画（案）策定業務は、「表 13」に従い行うものとする。

表 13 アセットマネジメント計画（案）策定業務の実施

計画区分	実施年度	備考
修繕・改築計画	令和 10 年度	・令和 9 年度までに実施した点検・調査結果に基づき、令和 11～15 年度に実施する修繕・改築対象箇所、及び修繕・改築方法を定める
	令和 15 年度	・令和 14 年度までに実施した点検・調査結果に基づき、令和 16～20 年度に実施する修繕・改築対象箇所、及び修繕・改築方法を定める

3) 基準とする修繕・改築計画

- ・アセットマネジメント計画（案）策定業務は、「別紙 25 基準とする修繕・改築計画」を基準として作成すること。

4) アセットマネジメント修繕・改築計画（案）の作成

- ・事業者は、既存のアセットマネジメント計画や今後実施する点検調査結果及び保守点検業務等の結果に基づいて整理された維持管理情報データベースを活用して、健全度評価を実施すること。
- ・健全度評価の実施に際し、保守点検業務では把握が困難な専門業者による分解整備調査等が必要な場合には、市にその必要性や効果等を提案し、承諾を得たうえで実施すること。
- ・分解整備調査等に要する費用は別途、精算する。
- ・アセットマネジメント修繕・改築計画（案）は、「別紙 26 更新計画（案）作成業務仕様書」に従い作成すること。
- ・アセットマネジメント修繕・改築計画（案）は、改築対象施設の実施設計に関する方針、概要、スケジュール、年度別予算等を取りまとめた計画とすること。また、最適な改築時期及び改築方法を精査し、ライフサイクルコストの縮減、低炭素型の浄水・送水・配水実現に取り組むこと。

② 改築設計業務

- 1) 事業者は、市が示した改築対象施設に関する改築設計を実施すること。
- 2) 具体的な実施年度及び対象施設は、改築設計業務実施の前年度に市と事業者の協議により決定する。
- 3) 改築設計として、改築対象施設の機器仕様等を検討し、改築工事業務に必要な資料を作成すること。

③ 改築工事業務

- 1) 事業者は、改築設計業務で作成した資料を用いて改築工事を実施すること。
- 2) 具体的な実施年度及び対象施設は、改築工事業務実施の前年度に市と事業者の協議により決定する。
- 3) 工事完了後、市が管理する固定資産管理システムへの登録に必要な施設情報を提出すること。
- 4) 事業期間中の修繕・改築事業費の上限は、3,276,363,000 円（税抜き）とする。

(3) 各種調査・計画策定業務

① 水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務

- 1) 業務は、「別紙 28 水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務仕様書」に従い実施すること。
- 2) 実施時期は、令和 11 年度、令和 16 年度とすること。

4 下水道施設に関する業務

(1) 処理場施設等管理業務

① 運転管理業務

1) 水量・水質の把握に基づく水処理施設の運転管理

- ・流入水量や汚泥処理量、水質分析、汚泥分析、ケーキ含水率などの測定結果等に基づき良好な放流水質を維持すると共に、効率的なユーティリティ使用量に資する運転操作を行うものとする。
- ・各浄化センターの計画処理能力及び想定水質は「表 14」のとおりであり、公共下水道の各浄化センターからの放流水質の要求水準を「表 15」（ただし、以下に定めのない項目の放流水質基準は、下水道法の定めるところによる）、農業集落排水及び漁業集落排水の各浄化センターの放流水質の要求水準を「表 16」のとおり定めることとし、事業者はこの基準を満たすよう運転管理を行うこと。
- ・各浄化センターの流入水量、汚泥発生量の想定は「別紙 29 各浄化センターの想定流入水量、想定汚泥発生量」のとおりである。

表 14 計画処理能力及び想定水質

項目		糸魚川 浄化 センター	青海 浄化 センター	能生 浄化 センター	磯部 浄化 センター	徳仙 処理場	親不知 処理場	市振 処理場
計画処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)		13,200	3,500	3,130	680	158	535	693
想定 水 質	計画 BOD (mg/L)	200	205	220	190	—	—	—
	想定 BOD (mg/L)	187 以下	388 以下	275 以下	193 以下	—	—	—
	計画 SS (mg/L)	150	172	170	175	—	—	—
	想定 SS (mg/L)	120 以下	174 以下	166 以下	206 以下	—	—	—

注※：糸魚川清掃センターから青海浄化センターへの流入水の想定水質は、BOD=600 mg/L 以下、SS=600 mg/L 以下

表 15 放流水質に関する要求水準（公共下水道）

項目	糸魚川 浄化センター		青海 浄化センター		能生 浄化センター		磯部 浄化センター	
	契約 基準	法定 基準	契約 基準	法定 基準	契約 基準	法定 基準	契約 基準	法定 基準
pH	5.8 から 8.6	5.8 から 8.6	5.8 から 8.6	5.8 から 8.6	5.8 から 8.6	5.8 から 8.6	5.0 から 9.0	5.0 から 9.0
BOD (mg/L)	3.0 以下	15 以下	15 以下	15 以下	15 以下	15 以下	15 以下	15 以下
COD (mg/L)	10 以下	—	—	—	—	—	160 以下	160 以下
SS (mg/L)	10 以下	40 以下	30 以下	40 以下	30 以下	40 以下	30 以下	40 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	—	800 以下	—	800 以下	—	800 以下	—	800 以下
透視度 (度)	80 以下	—	—	—	—	—	—	—
残留塩素 (mg/L)	0.5 以下	—	—	—	—	—	—	—

表 16 放流水質に関する要求水準（農業集落排水及び漁業集落排水）

項目	契約基準		法定基準
	年平均値	日最大値	日最大値
pH	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
BOD (mg/L)	10 以下	15 以下	20 以下
COD (mg/L)	15 以下	100 以下	160 以下
SS (mg/L)	20 以下	100 以下	200 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	—	800 以下	800 以下
備考	・ 年平均値は、契約期間内における事業者の毎月の自主検査測定値及び、市が実施する測定値の平均とする。 ・ 日最大値は、毎回の事業者自主検査及び、市が実施する測定値とする。		・ pH は水質基準防止法の基準 ・ BOD は浄化槽法の基準 ・ 他は水質汚濁防止法の基準

2) 汚泥処理設備の運転

- ・ 下水の処理によって生じた汚泥を脱水処理まで行い、市が指定する中間処分場に脱水ケーキを搬出すること。
- ・ 汚泥処理運転の要求水準は、事業期間を通じ「表 17」が適用される。

表 17 汚泥処理運転の要求水準

項目	契約基準			法定基準
	糸魚川浄化センター	青海浄化センター	能生浄化センター	3 浄化センター共通
脱水汚泥含水率	80%以下	85%以下	75%以下	85%以下
臭気指数 (第 2 種区域)	12	12	12	12

3) 処理工程の水質管理、汚泥性状管理

- ・年間運営計画書に水質検査項目、汚泥検査項目、及び検査頻度等を設定した水質管理計画を添付し、市の承認を得ること。
- ・水質管理計画の策定にあたっては、月 1 回以上の頻度により放流水質、及び汚泥含水率の要求水準の達成状況が確認できるよう検査項目、検査頻度等を設定すること。

4) 法定水質分析業務

- ・下水道法、水質汚濁防止法に定める放流水の水質検査を実施するとともに、計量証明書を添付し、検査結果の評価、報告、管理を行うこと。なお、水質検査の再委託先は市の関係団体の活用努めるものとする。

5) ユーティリティ管理

- ・ユーティリティ管理として、各処理場等の過去の電力使用量原単位や薬品使用量原単位の実績等を勘案し、市との協議によりユーティリティ使用量原単位の目標値を定め、省エネルギー・省資源に取り組むこと。

6) マンホールポンプ設備の維持管理

- ・対象となるマンホールポンプ設備は、「別紙 30 中継ポンプ場、マンホールポンプの点検頻度」のとおりとする。
- ・マンホール内及びポンプ設備・制御盤等の汚れや付着物等は、適宜清掃を行なうこと。
- ・マンホール内に異物等を発見したときはこれを除去すること。また、バスケットが設置されているポンプ設備は、毎回バスケットを清掃すること。
- ・マンホールポンプ設備周辺の草刈りや除雪、機器保全に必要な作業を適宜実施すること。降雪時の積雪状況を随時把握し、作業に支障がでないよう対応すること。
- ・交通障害物の有無を確認し、障害が発生する恐れがある場合はこれを除去すること。
- ・電力引込柱等の損傷の有無を確認すること。

7) その他の運転管理

- ・市が行う工事等に伴う現場立会、停止操作、試運転立会・再立ち上げ運転作業等を行うものとする。

- ・汚泥系施設の停止時における残泥処理及び清掃を行うこと。
- ・停電発生時には、適切かつ迅速な運転操作、復電作業を行うこと。
- ・市は、事業者がこの基準値を達成できなかった場合、及び達成できない恐れがある場合は助言することができる。
- ・放流先である河川の水質を確認するため、「別紙 32 内水面サンプリング業務仕様書」のとおり、河川の採水を実施する。

② 保守点検業務

1) 点検業務

- ・各施設の点検頻度及び作業内容は「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編（（社）日本下水道協会 2020 年版）及び策定済の糸魚川市ストックマネジメント計画等を参考として作業内容、点検項目、点検頻度等を記載した保守点検計画を作成し、市・事業者協議のうえ承諾を得て実施すること。
- ・機器及び設備等の塗装部分は、必要に応じて部分修繕用塗料により塗装を行い、機器及び設備等の劣化防止に取り組むと共に、機器及び設備等の据付場所周辺の清掃を行い、良好な作業環境を維持すること。
- ・中継ポンプ場、マンホールポンプ設備の点検頻度は「別紙 30 中継ポンプ場、マンホールポンプの点検頻度」のとおりとし、「別紙 31 マンホールポンプ点検記録表（参考）」を参考に点検記録をとりまとめること。点検記録の点検項目以外に必要な事項についても適宜記録すること。
- ・浦本地区の真空式下水道施設は「別紙 33 浦本地区真空式下水道施設等維持管理業務仕様書」に従い、保守点検を行うこと。

2) 小規模修繕

- ・消耗品の交換や簡易故障修理で復旧できない故障又は異常が生じた場合、機能回復を図るため、小規模修繕を実施するものとする。詳細は「別紙 12 小規模修繕業務」のとおりとする。

3) 簡易故障修理

- ・専門技術、特殊工具等を必要としない簡易な修理を行い、機能の復旧を図ること。

4) 沈砂池の開放点検

- ・糸魚川浄化センター、青海浄化センター、能生浄化センターの沈砂池等について槽内の清掃作業を 1 回／年実施すること。

5) その他、施設管理

- ・その他、「表 18」に示す施設管理を行うこと。

表 18 その他の施設管理

実施場所	施設名	仕 様 書
糸魚川浄化センター	ホタル水路	別紙 34 ホタル水路施設維持管理仕様書
	管理棟他	別紙 35 空調用フィルター等取替処分仕様書
	—	別紙 36 植栽外管理業務仕様書
	脱臭塔等	別紙 37 活性炭交換業務仕様書
青海浄化センター	脱臭塔	
八久保污水中継ポンプ場	脱臭塔	
能生浄化センター	脱臭塔	
能生谷污水中継ポンプ場	脱臭塔	
磯部浄化センター	脱臭塔	
徳仙処理場	脱臭塔	
バキューム車保守点検		別紙 38 バキューム車保守点検業務仕様書
自家用電気工作物保守点検		別紙 14 自家用電気工作物保守点検業務仕様書
消防設備保守点検		別紙 15 消防設備保守点検業務仕様書
空調設備保守点検		別紙 39 空調設備保守点検業務仕様書

③ 調達管理業務

1) 調達管理計画の策定

- ・事業者は、各年度に想定されている運営内容や調達対象物品の在庫等の状況を勘案し、調達管理計画を策定し、市の承諾を得ること。
- ・調達管理計画には、調達対象物品の規格と金額（精算対象のみ）の分かる資料を提出すること。
- ・事業期間中のユーティリティ等の想定使用量は「別紙 40 ユーティリティ等の想定使用量」のとおりである。

2) 水道、ガスの調達管理

- ・浄化センター等の運転管理を行うために必要となる水道、ガスの調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、費用についても事業者の負担により実施すること。

3) 電力の調達管理

- ・浄化センター等の運転管理を良好に行うために、安定した電力の供給がされるよう調達及び使用量などの管理を行うこと。なお、電力会社との契約などに関する事務は事業者が実施し、電力料の支払いに係る費用については事業者の負担により実施すること。

4) 通信の調達管理

- ・浄化センター等の運転管理を行うために必要となる、電話及び専用回線等の通信の調達、通信料などの管理を行うこと。なお、その費用負担は事業者の負担とする。
- ・新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入が必要なユーティリティについては、事業者自らの費用負担により設置又は導入可能とする。
- ・インターネット回線などネットワーク回線の利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うこと。

5) 薬品類、燃料の消耗品等の調達管理

- ・浄化センター等の運転管理を行うために必要となる薬品類、燃料等の調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量などの管理を行うこと。なお、費用については事業者の負担により実施すること。

6) 消耗品等の調達管理

- ・簡易故障修理等、処理場施設等管理業務の実施にあたり、「表 8」に示した以外の消耗品が必要となるものについて調達すること。
- ・調達した消耗品については、貯蔵品管理システムにより調達、貯蔵、使用に関する数量を管理すること。

④ 情報管理業務

1) データ等の記録、保管

- ・運転監視、保守点検等、管理業務全般に関するデータ等を記録し保管すること。

2) データの項目、記録の方法

- ・データの項目、記録の方法等については事業実施計画書に記載し、市の承諾を得ること。

⑤ 廃棄物等収集運搬業務

浄化センター等から発生する汚泥・し渣・沈砂等の廃棄物は、「別紙 41 汚泥・し渣収集運搬処理業務仕様書」及び「別紙 42 沈砂収集運搬処理業務仕様書」に従い処分すること。

⑥ その他の業務

1) 図書等の保管

- ・下水処理施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書等を保管し、これらの破損・紛失がないよう適切に保管すること。また市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

2) 保安管理業務

- ・事業者は、浄化センター等における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安管理に必要な対応を行うこと。
- ・上記に加え、昼夜の施設監視により防犯対策を行うこと。

3) 衛生業務

- ・水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、バキューム車、タンク等は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて修繕、清掃等を実施すること。

4) 環境整備業務

- ・業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持すること。
- ・植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝生管理を実施すること。

5) 清掃業務

- ・業務に使用する建物は「別紙 43 清掃業務仕様書」のとおり、日常的な清掃を励行し、清潔に保持すること。

6) 見学者対応業務

- ・市が行う下水道施設の見学者対応として、水処理施設や汚泥処理施設等の下水道施設の説明の補助や、施設内の誘導を行うこと。

(2) 処理場施設等改築業務

① スtockマネジメント計画（案）策定業務

1) 業務の対象施設

- ・業務の対象施設は、「1. 3 対象施設 表 2」に示す公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水、漁業集落排水の処理施設場及びポンプ場、マンホールポンプとする。

2) 業務の実施年度

- ・Stockマネジメント計画（案）策定業務は、「表 19」に従い行うものとする。

表 19 スtockマネジメント計画（案）策定業務の実施

計画区分	実施年度	備考
修繕・改築計画	令和 10 年度	・令和 9 年度までに実施した点検・調査結果に基づき、令和 11～15 年度に実施する修繕・改築対象箇所、及び修繕・改築方法を定める
	令和 15 年度	・令和 14 年度までに実施した点検・調査結果に基づき、令和 16～20 年度に実施する修繕・改築対象箇所、及び修繕・改築方法を定める

3) 基準とする修繕・改築計画

- ・ストックマネジメント計画（案）策定業務は、「別紙 44 基準とする修繕・改築計画」を基準として作成すること。

4) スtockマネジメント修繕・改築計画（案）の作成

- ・事業者は、既存のストックマネジメント計画、農村整備事業（農業集落排水施設整備）維持管理適正化計画、漁村整備事業（漁業集落排水施設整備）機能保全計画策定や今後実施する点検調査結果及び保守点検業務等の結果に基づいて構築された維持管理情報データベースを活用して、健全度評価を実施すること。
- ・健全度評価の実施に際し、保守点検業務では把握が困難な専門業者による分解整備調査等が必要な場合には、市にその必要性や効果等を提案し、承諾を得たうえで実施すること。
- ・分解整備調査等に要する費用は別途、精算する。
- ・ストックマネジメント修繕・改築計画（案）は、「別紙 26 更新計画（案）作成業務仕様書」に従い作成すること。
- ・ストックマネジメント修繕・改築計画（案）は、改築対象施設の実施設計に関する方針、概要、スケジュール、年度別予算等を取りまとめた計画とすること。また、最適な改築時期及び改築方法を精査し、ライフサイクルコストの縮減、低炭素型の汚水処理実現に取り組むこと。

② 改築設計業務

- 1) 事業者は、事業者が作成したストックマネジメント修繕・改築計画（案）に基づき市が策定したストックマネジメント修繕・改築計画に従い、改築設計業務を行う。
- 2) 上記改築の他、改築に関連して実施する耐震化・耐水化工事の設計も併せて実施する。
- 3) 上記の設計は、「別紙 45 改築等設計業務仕様書」に従い実施すること。
- 4) 事業期間中の改築設計費の上限は、364,544,000 円（税抜き）とする。

③ 改築工事業務

- 1) 事業者は、改築設計業務の設計成果を用いて改築工事、耐震化・耐水化工事を実施すること。
- 2) 具体的な実施年度及び対象施設は、改築工事業務実施の前年度に市と事業者の協議により決定する。
- 3) 工事完了後、市が管理する固定資産管理システムへの登録に必要な施設情報を提出すること。
- 4) 改築工事業務の修繕・改築事業費の上限は、4,415,453,000 円（税抜き）とする。

(3) 污水管路施設等管理業務

① KPI の設定

- 1) 事業開始後、最初の3年間の污水管路施設等管理業務の業務実施状況を踏まえ、以降の7年間の KPI（業務評価指標）を決定する。
- 2) 想定される KPI は、污水管路に起因する年間道路陥没箇所数、管路詰まり年間発生件数、マンホール蓋年間不具合発生件数等であり、本事業に適用する KPI の項目と目標水準は、事業者の提案に基づき市との協議により決定する。
- 3) 事業者は、設定した KPI を達成できるよう業務に取り組むものとする。
- 4) KPI の評価は年度単位で行うこととし、KPI が達成できなかった場合は「別紙 66 要求水準未達等の措置」に従い業務改善計画案を作成し、市の承認を受け業務の改善を図るものとする。
- 5) 協議により決定した KPI については、双方の申出によりその見直しについて協議できるものとする。

② 計画的維持管理業務

- 1) 実施箇所、実施数量及び対象施設
 - ・計画的維持管理業務の対象施設、実施数量及び内容は、「表 20」に示すとおりとする。

表 20 計画的維持管理業務の実施箇所、実施数量、及び対象施設

実施年度	点検・調査	清掃
令和 9 年度	・既存のストックマネジメント点検・調査計画に基づく点検・調査対象箇所、及び点検・調査方法に従う	・表 21 に従い、毎年度実施
令和 10 年度		
令和 11～15 年度	・令和 10 年度に市が策定したストックマネジメント点検・調査計画に基づく	
令和 16～20 年度	・令和 15 年度に市が策定したストックマネジメント点検・調査計画に基づく	

2) 作業時間

- ・作業に当たっては、道路占用及び道路使用等の許可条件による作業時間を厳守すること。

3) 使用機材

- ・計画的維持管理業務に使用する機材は、常に点検し整備すること。

4) 作業記録写真

- ・事業者は、業務ごとに以下の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には、作業工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書へ添付して市へ提出すること。
- ・撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指示した内容について行うこと。
- ・写真は、全景及び異常の状態で詳細に確認できるよう撮影すること。
- ・写真には、業務名、作業内容、撮影場所、撮影対象及び作業者（企業名）を明記した黒板を入れること。
- ・一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- ・点検調査において動画又は写真を撮影する場合、可能な限り管中心を画像の中心に配置すること。
- ・写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とすること。
- ・業務ごとに撮影箇所を加える場合は、各業務の項目内に記載する。

5) 計画的点検調査業務

- ・点検調査にあたり、事前に点検調査箇所を清掃し、調査の精度を高めること。
- ・点検調査前の清掃は、洗浄車を用いた簡易な清掃とする。
- ・詳細は「別紙 46 汚水管路施設点検調査業務」に従い実施すること。
- ・報告書は、「別紙 47 点検調査業務報告書記載要領」に従い作成し提出すること。
- ・点検調査により収集した維持管理情報を効率的に活用できるよう、電子データ化すること。なお、電子データ化にあたり、そのフォーマット等については、事前に市と協議し決定すること。

6) 計画的清掃業務

- ・汚水管渠の伏越部で発生する堆積汚泥等の除去・処分を行うものとする。
- ・作業場所及び実施月は「表 21」のとおりとする。
- ・業務で発生した堆積汚泥等は、「別紙 48 汚水管路施設の清掃業務仕様書」に従い処分すること。

表 21 污水管路施設の計画的清掃作業場所及び実施月

作業場所	大町地区 黒姫会館～ 糸魚川総合印刷付近	寺町地区 旧ナルス糸魚川店跡地付近		寺町地区 糸魚川商工会議所付近
汚泥量	約 4 m ³ ×3 回	約 5 m ³ ×3 回	約 7 m ³ ×2 回	約 5 m ³ ×3 回
実施時期	6 月, 11 月, 3 月	6 月, 11 月, 3 月	8 月, 1 月	6 月, 11 月, 3 月

7) 小規模修繕

- ・消耗品の交換や簡易故障修理で復旧できない故障又は異常が生じた場合、機能回復を図るため、小規模修繕を実施するものとする。詳細は「別紙 12 小規模修繕業務」のとおりとする。

③ 住民対応業務

1) 苦情等の受付、現地確認

- ・業務事務所における窓口電話による苦情等の受付・記録整理、市への報告を行う（全ての初動対応を対象とする）。
- ・対応時間は委託期間中、24 時間 365 日の電話対応とする。なお、事務所常駐は義務づけ、電話が受けられる体制とする。
- ・電話受付後、速やかに現地確認を行い、原因を調査する。
- ・原因の調査にあたっては、必要に応じて安全の確保を行う。
- ・管渠の詰まり、溢水等について調査・記録及び当該管渠の管理区分を確認し、市に報告する。
- ・原因、処理内容等は、現場における住民への説明を行う。
- ・市が原因であった場合は、事故対応業務（清掃等）又は事故対応業務（修繕）を実施し、月間業務報告書にて対応した件数、内容、時間等を報告する。

2) 事故対応業務

- ・業務事務所における窓口電話（巡視・点検等現場調査時に発見した事故等も含む）による事故報告の受付・記録整理、市への報告を行う。
- ・原因についての調査・記録及び官民処理を確認し、市へ報告を行う。
- ・現場における住民への説明（原因、処理内容等）を行う。
- ・市が原因であった場合も、処置及び復旧工事の実施・報告を行う。
- ・必要に応じて本管詰まり処理（緊急）として高圧洗浄車等を用いた緊急的な本管の詰まり処理を行う。
- ・必要に応じて取付管詰まり処理（緊急）高圧洗浄車等を用いた緊急的な取付管の詰まり処理を行う。

- ・必要に応じて公共桝詰まり処理高圧洗浄車等を用いた緊急的な公共桝の詰まり処理を行うこと。
- ・業務で発生した堆積汚泥等は、「別紙 48 污水管路施設の清掃業務仕様書」に従い処分すること。
- ・必要に応じて緊急的なマンホールポンプの引き上げ、洗浄作業を行うこと、その際、ポンプの点検及び制御盤内の点検は、行わない。
- ・現地確認、原因調査に基づく破損個所の修繕を行うこととし、緊急度等を勘案し市と協議の上、実施する。
- ・破損個所の修繕の詳細は「別紙 12 小規模修繕業務」のとおりとする。

④ 廃棄物等収集運搬業務

污水管路施設から発生する汚泥等の廃棄物は、市が契約する処分先に搬出すること。

⑤ 情報管理業務

1) データ等の記録、保管

- ・計画的維持管理業務、住民対応業務全般に関するデータ等を記録し保管すること。

2) データの項目、記録の方法

- ・データの項目、記録の方法等については事業実施計画書に記載し、市の承諾を得ること。

(4) 污水管路施設等改築支援業務

① スtockマネジメント計画（案）策定業務

1) 業務の対象施設

- ・Stockマネジメント計画（案）策定業務の対象施設は、「1. 3 対象施設 表 2」に示す公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の污水管路とする。

2) 業務の実施年度

- ・Stockマネジメント計画（案）策定業務は、「表 22」に従い行うものとする。

表 22 スtockマネジメント計画（案）策定業務の実施

計画区分	実施年度	備考
点検・調査計画	令和 10 年度	・令和 11～15 年度に実施する点検・調査対象箇所、及び点検・調査方法を定める
	令和 15 年度	・令和 16～20 年度に実施する点検・調査対象箇所、及び点検・調査方法を定める
修繕・改築計画	令和 11 年度	・令和 10 年度までに実施した点検・調査結果に基づき、令和 12～16 年度に実施する修繕・改築対象箇所、及び修繕・改築方法を定める
	令和 16 年度	・令和 15 年度までに実施した点検・調査結果に基づき、令和 17～21 年度に実施する修繕・改築対象箇所、及び修繕・改築方法を定める

3) スtockマネジメント点検・調査計画（案）の作成

- ・事業者は、既存のStockマネジメント計画のリスク評価やこれまでに実施した点検・調査結果等を踏まえ、次年度以降の 5 年間のStockマネジメント点検・調査（案）を作成すること。
- ・Stockマネジメント点検・調査計画（案）は、「別紙 49 Stockマネジメント点検・調査計画（案）策定仕様書」に従い作成すること。
- ・点検・調査方法の検討にあたっては、最新の点検・調査手法に関する技術動向を調査し、効率的な点検・調査方法を提案すること。

4) スtockマネジメント修繕・改築計画（案）の作成

- ・事業者は、前年度までに実施した点検・調査結果に基づき、Stockマネジメント修繕・改築計画（案）を作成すること。
- ・Stockマネジメント修繕・改築計画（案）は、「別紙 26 更新計画（案）作成業務仕様書」に従い作成すること。
- ・Stockマネジメント修繕・改築計画（案）は、改築対象施設の実施設計に関する方針、概要、スケジュール、年度別予算等を取りまとめた計画とすること。また、最適な改築時期及び改築方法によりライフサイクルコストの削減に取り組むこと。

② 改築設計業務

- 1) 事業者は、事業者が作成したStockマネジメント修繕・改築計画（案）に基づき市が策定したStockマネジメント修繕・改築計画に従い、改築設計業務を行う。
- 2) 具体的な実施年度、及び対象施設は、改築設計業務実施の前年度に市と事業者の協議により決定する。
- 3) 管路は管 1 スパン単位で、人孔については人孔 1 基単位で実施する。

- 4) 管路及び人孔の状況を的確に把握し、最適な更生工事等を計画的に実施するために必要な設計図、計算書等の作成を行う。
- 5) 改築設計業務の詳細は、「別紙 50 汚水管路施設の設計業務仕様書」「別紙 51 汚水管路の設計図作成要領」のとおりとする。
- 6) 事業期間中の改築設計費の上限は、20,000,000 円（税抜き）とする。

(5) 各種調査・計画策定業務

① 下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務

- 1) 業務は、「別紙 52 下水道事業計画変更等業務仕様書」に従い実施すること。
- 2) 実施時期は、令和 12 年度、令和 17 年度とすること。

② 下水道経営戦略見直し支援業務

- 1) 業務は、「別紙 53 下水道事業経営戦略見直し支援業務仕様書」に従い実施すること。
- 2) 実施時期は、令和 11 年度、令和 16 年度とすること。

③ 不明水調査業務

- 1) 業務は、「別紙 54 不明水調査業務」に従い実施すること。
- 2) 業務は、事業期間中に 3 か年実施することとし、実施年度は市と協議する。

5 浄化槽管理業務

(1) 一般事項

事業者が行う浄化槽管理業務は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及びその他関係法規を遵守し、誠実に業務を実施するものとする。

(2) 浄化槽法第 11 条検査（効率化 11 条検査）

- ① 検査対象となる浄化槽は、20 人槽以下の浄化槽とする。
- ② 検査は、(3) ⑤により実施する保守点検計画の中で行う。
- ③ 検査手数料は、浄化槽法及び環境省令の規定に基づき県知事が定めた額とする。
- ④ 検査の結果、「適正である」と判定されたもの以外は、速やかに指摘事項に対処する。
- ⑤ 対処後は、速やかに「浄化槽法定検査指摘物件報告書」により報告すること。

(3) 保守点検業務

- ① 事業者は、保守点検に先立ち、浄化槽管理士免状及び採水員証明書の写しを市へ提出し身分証明書の交付を受けるものとする。
- ② 保守点検は、浄化槽法に規定する有資格者が行い、保守点検中は、市発行の浄化槽事業における身分証明書を必ず携帯しなければならない。
- ③ 保守点検施設は、「別紙 55 浄化槽の維持管理業務」記載の浄化槽と西川原地区簡易排水処理施設とし、30 人槽以下の浄化槽の保守点検は、法第 10 条第 1 項に定める頻度の回数で行うものとする。ただし、修繕を行う場合を除き、浄化槽の機能低下等が認められるときは、保守点検の回数を追加するなどの必要な管理を行い、市が浄化槽の管理を行う中で特に必要と認めた場合は、保守点検の回数を増やすことができるものとする。
なお、31 人槽以上の浄化槽の保守点検頻度は、「別紙 55 浄化槽の維持管理業務」記載のとおりとし、西川原地区簡易排水処理施設の保守点検頻度は、2 か月に 1 回、偶数月に行うものとする。
- ④ 冬期休止施設（計 25 か所）において、保守点検の実施時期が市から通知される休止期間に当たるときは、この保守点検を省略できる。ただし、⑪及び⑫に定める休止又は再開作業を行うものとする。
- ⑤ 事業者は、保守点検年間計画表を 4 月末日までに市へ提出しなければならない。
- ⑥ 保守点検は、浄化槽使用者（以下「使用者」という。）に点検の開始を告げてから行うものとし、使用者及び施設利用者の安全に十分配慮して行う。
- ⑦ 保守点検は、浄化槽法第 4 条第 7 項に定める技術上の基準に従い実施する。
- ⑧ 保守点検の水質調査に次の項目を含める。
 - 1) 放流水の水温
 - 2) 透視度
 - 3) 残留塩素
 - 4) pH

- ⑨ 保守点検には、次の業務等を含める。
 - 1) 維持管理に必要な消毒用薬剤等の補充
 - 2) 浄化槽の新規設置後に使用開始する際の立上げ作業及び使用開始前点検
 - 3) ブロワ故障時における代替ブロワの設置
 - 4) 浄化槽機能を低下又は停止させるおそれのあるごみ等の異物の除去及び廃棄
 - 5) 浄化槽の運転機能の異常により、市又は使用者から連絡を受けた場合は、速やかに状況を確認し、運転機能は正常に戻るまで対応をする（休日、夜間等を含む。）。
 - 6) 運転機能の異常時の対応、対処、経過を含む結果報告
- ⑩ 保守点検報告書（以下「報告書」という。）の提出先及び提出日等は次のとおりとする
 - 1) 点検完了後、使用者へ報告書を直ちに提出するものとし、使用者が不在の場合は、報告書を置いてくる。なお、市へ提出する報告書には、使用者が不在の旨を記載する。
 - 2) 当該月に行った保守点検の報告書は、翌月の 10 日まで（3 月分は当月末日まで）に市へ提出する。
 - 3) 報告書の様式は、合併処理浄化槽に対応したものを使用する。
- ⑪ 浄化槽の休止（冬期休止施設の休止を含む。）の連絡を受けた場合は、速やかに以下の作業を行い、作業報告書を市へ提出する。
 - 1) 浄化槽のブロワ停止
 - 2) 浄化槽の薬筒抜き取り
- ⑫ 浄化槽の開始又は再開（冬期休止施設の再開を含む。）の連絡を受けた場合には、速やかに以下の作業を行い、作業報告書を市へ提出する。
 - 1) 浄化槽のブロワ起動
 - 2) 浄化槽の薬筒設置
- ⑬ 保守点検の結果、清掃が必要と判断した場合は、その状況を写真に整理したものを「清掃計画書」に添付し、翌月 10 日までに市へ提出するものとする。
- ⑭ 清掃は「別紙 56 浄化槽の清掃業務」により、実施するものとする。
- ⑮ 引き抜きした汚泥は、糸魚川市清掃センターに収集・運搬すること。
- ⑯ 消耗品の交換や簡易故障修理で復旧できない故障又は異常が生じた場合、機能回復を図るため、小規模修繕を実施するものとする。詳細は「別紙 12 小規模修繕業務」のとおりとする。
- ⑰ 市は、事業者の保守点検作業等の確認のため、無作為に作業状況の確認をすることができる。また、一施設につき、委託期間中に 1 回以上、別途協議した日に作業の立会いをすることができる。

（４） 浄化槽法第 7 条検査

- ① 検査依頼
 - 1) 市は、新規設置浄化槽の使用開始後、速やかに事業者に対して検査依頼を行うものとする。
 - 2) 検査依頼は、電子メールでの送付も可能とする。

② 検査日程

- 1) 事業者は、環境省令に定められた期間内に検査を実施するよう検査日程を計画し、検査開始の2週間前までに市へ連絡するものとする。ただし、積雪等により検査の実施が困難な場合等は、市と協議の上変更できるものとする。
- 2) 市は事業者が決定した検査日程を、検査前に使用者へ連絡するものとする。

③ 報告書

- 1) 事業者は、実施した検査報告書を実施月ごとにまとめ、検査一覧表を添付の上、市に提出するものとする。
- 2) 事業者は、管理上早急に対応が必要と判断した場合は、速やかに市に通知するものとする。

(5) 浄化槽小規模修繕業務

消耗品の交換や簡易故障修理で復旧できない故障又は異常が生じた場合、機能回復を図るため、小規模修繕を実施するものとする。詳細は「別紙 12 小規模修繕業務」のとおりとする。

6 料金徴収・窓口関係業務の要求水準

(1) 料金徴収・窓口関係業務の基本事項

① 基本的考え方

- 1) 事業者に委託する料金徴収・窓口関係業務は、上下水道等の使用開始申込等の受付業務、検針、調定、収納、開閉栓、滞納整理等の業務を包括的に委託するものであり、お客さまサービス、業務品質及び収納率の向上等、更なる効率的運営を図るとともに、各業務の内容を実施すること。
- 2) 業務の実施にあたっては、業務内容を十分理解した上で、具体的な手法は事業者自らのノウハウ及び創意工夫を発揮した提案を行い実施すること。

② 窓口営業時間

- 1) 原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、給水停止実施日においては、午後8時まで給水停止解除にかかる対応を行うこと。
- 2) 事業者は、営業時間外であっても必要な業務については柔軟に対応すること。
- 3) 平日夜間及び土日祝日については、市民からの電話による苦情受付を行うこととし、苦情内容を確認し、水道施設に関する業務、下水道施設に関する業務それぞれの担当者に連絡を行うこと。

③ 料金システム

- 1) 料金徴収・窓口関係業務の履行に必要な料金システムは、市が現在導入しているシステムを使用するものとし、適正な操作及び管理を行うこと。

④ 料金徴収・窓口関係業務の日程

- 1) 検針業務から給水停止業務に至る業務日程は、「別紙 57 検針業務から給水停止業務に至る業務日程」により実施される。

⑤ 料金徴収・窓口関係業務の予定件数等

- 1) 料金徴収・窓口関係業務の予定件数等は、「別紙 58 料金徴収・窓口関係業務の実施状況」を基に事業者が設定すること。

⑥ 料金徴収・窓口関係業務の報告

- 1) 事業者は、業務の概略を記載した業務日報を提出し、業務の執行状況及びその他の事項について定期的に報告会を開催し、業務実施状況について市と協議すること。

⑦ 事故発生時の報告書の提出

- 1) 事業者は、次に掲げる事故が生じた場合、直ちにその状況を市に報告するとともに、事故報告書を作成し提出すること。
 - ・領収証書及び領収日付印の紛失等
 - ・身分証明書の紛失等
 - ・収納した上下水道料金等の紛失、盗難等
 - ・業務委託に関する電子データ及びその関連文書等の破損、紛失等
 - ・その他、市に報告する必要があると認められるもの

(2) 料金、使用料に関する業務

① 受付・収納業務

- 1) 事務所窓口、電話、FAX等からの水道及び公共下水道、集落排水施設等の使用開始、中止精算の受付及び電算システムへの入力
- 2) 使用者情報に係る受付（請求先変更、名義変更、水栓情報等）
- 3) 口座振替申込の受付（新規、変更、解約）及び登録処理
- 4) 口座振替データの作成及び金融機関への伝送処理
- 5) 納入通知書、督促状の作成及び発送
- 6) 郵便物返送時の際の対応
- 7) 納入通知書及び使用水量お知らせ等の再発行
- 8) 納付に関する問合せ対応
- 9) 漏水等の問合せ対応及び苦情等の処理
- 10) 漏水等の使用水量の軽減免除申請の受付及び承認決定通知書の送付、電算システムへの入力、還付処理
- 11) その他市民からの問合せへの対応
- 12) 水道料金等の収納の受付
- 13) 収入金の受入れ及び管理（口座振替伝送分を含む）
- 14) 収入金の消込処理（納入不明金の検索・確定）
- 15) 収入日計表等の作成（口座振替、銀行納付、コンビニ収納、窓口収納）
- 16) 過誤納金の還付及び充当処理
- 17) 証明書の受付及び発行
- 18) 未届使用者の氏名、使用開始日等の処理
- 19) 未届転居者の転居日、転居先等の処理
- 20) 統計資料等の作成
- 21) その他受付・収納業務に関する附帯業務

② 料金システムの端末処理に関する業務

- 1) データの入出力、照会、異動（新規、変更、削除）、発行処理等

③ 検針業務

- 1) 検針業務は、メーターの設置場所に赴き、メーターの指針値に基づく使用水量、水道料金等をHTにより算定する。
- 2) 検針員の指導及び監督
- 3) 検針用具準備及び検針データの作成、進捗状況の管理
- 4) メーターの指針値の読み取り及びHTへの入力
- 5) HTによる使用水量、水道料金等の算定
- 6) 使用水量等、必要事項を記載したお知らせ票の出力及び交付（希望者には給水装置設置場所以外に発送すること）

- 7) 使用水量等が著しく変動した場合の調査及び使用者への説明
- 8) HTの使用水量、水道料金等の算定データの電算システムへの取込み
- 9) 新規設置メーターの検針順路の決定及び電算システムへのメーター位置情報の登録
- 10) 市の指示する文書の配付
- 11) メーターの故障、破損等の報告及び処理
- 12) 検針済みデータの確認及び再調査
- 13) 市の指示又は使用者等から苦情等があった検針内容についての再調査
- 14) 使用水量の認定（漏水、濁水等）に係る処理
- 15) 検針の認定に係る調査、認定処理
- 16) 検針業務に係る各種集計
- 17) 検針業務に係る問合せ対応及び苦情処理
- 18) 調定の更正処理
- 19) 市が定めた給水条例等に違反する行為を発見した場合の報告
- 20) 調定資料等の作成
- 21) 緑町水道組合からの水道使用水量の報告により使用量入力、電算システムへの取込み
- 22) その他検針業務に関する附帯業務

④ 開閉栓業務

1) 開栓業務

- ・開栓依頼を窓口・電話等にて受け付けた時は、給水装置場所、使用者氏名、連絡先等 必要事項を確認し、開栓受付票を作成すること。
- ・給水装置工事設計書の内容に従い新設メーター及び増減径後のメーターについて必要事項を確認し、登録すること。
- ・開栓の申込みがあった時は、使用開始日時までに開栓し、メーター指針を確認すること。その際に、料金表等を投函すること。なお、メーターの取付けにより開栓作業を行う場合もある。
- ・開栓作業時に漏水等の確認を行い、宅内の蛇口が開いている等何らかの理由により、開栓できないときには、止水栓を閉じ使用者等に文書又は電話によりその旨を通知すること。
- ・毎月、開栓作業を完了した開栓受付票を整理し、市に提出すること。また、開栓に行った件数についても報告すること。

2) 閉栓業務

- ・閉栓依頼を窓口・電話等にて受け付けた時は、給水装置場所、使用者氏名連絡先等必要事項を確認し、閉栓受付票を作成すること。
- ・閉栓方法は、閉栓時にメーター指針を読み取り、原則バルブ止めとすること。なお、メーターの取外しにより閉栓作業を行う場合もある。
- ・使用者等の申し出により事業者が必要と判断するものは、現地精算を行うこと。

- ・毎月、閉栓作業を完了した閉栓受付票を整理し、市に提出すること。また、閉栓に行った件数も報告すること。

⑤ メーター調達・管理・受付業務

- 1) メーター調達・管理・受付業務及び業務に関する具体的な数量等は、「別紙 59 メーター調達・管理・受付業務仕様書」に従い実施すること。
- 2) 検定満期メーター管理帳票の作成・提出
- 3) 年間取替計画の作成
- 4) メーター取替通知書の発送
- 5) 交換用メーターの調達、保管及び引き渡し等の在庫管理
- 6) 取外メーターの引取り、保管及び指針確認
- 7) メーター交換業務委託の指定工事業者への手配
- 8) メーター交換情報の登録
- 9) メーターの入出庫管理

⑥ 滞納整理業務（受益者負担金含む）

- 1) 滞納整理の交渉等の記録及び管理
 - ・使用者等との交渉経過について、その都度料金システムに入力処理すること。
- 2) 収納状況の確認
- 3) 督促状及び催告状等の発送
 - ・納入通知書の納期限までに納めなかった未納者に督促状を作成し、発送（抜取りを含む。）すること。
 - ・入金確認を行った上で、督促状の納期限までに納めなかった未納者に催告状を作成し、発送（抜取りを含む。）すること。
 - ・住所等が不明で返戻された場合は、居住先調査を行い、再発送又は再配布すること。
- 4) 分納誓約による納入通知書の送付
- 5) 現地訪問及び電話等による上下水道料金等未収金の徴収
 - ・水道料金等を指定期限までに納めなかった未納者に対し、電話連絡又は現地訪問等により納付相談を行い、未収金の収納に努めること。
 - ・下水道受益者負担金を督促状の納期限までに納めなかった未納者に対し、電話催告を行うこと。
- 6) 窓口入金対応、納入通知書再発行
- 7) 収納金の納入
- 8) 未納者の転出及び転居先の追跡調査、送付先変更入力
 - ・滞納分については、債権放棄・不納欠損まで追跡調査及び料金徴収を行うこと。
- 9) 国税徴収法及び刑事訴訟法等に基づく調査の回答
- 10) 未納者の支払督促制度並びに破産に伴う配当要求に係る資料の作成
- 11) その他滞納整理業務に関する附帯業務

⑦ 給水停止業務

- 1) 給水停止予告書の作成及び発送
- 2) 給水停止執行
- 3) 給水停止解除（未収金徴収）
- 4) 給水停止報告書の作成及び市への報告
- 5) 収納金の納入
- 6) その他給水停止業務に関する附帯業務

(3) 給水装置、排水設備に関する業務

① 給水装置の管理業務

1) 給水装置関連の受付、審査

- ・給水装置に係る申請については、「糸魚川市給水装置工事施工指針等（以下「給水基準等」という。）」に基づき、受付及び問い合わせ等に適切に指導、対応すること。また、必要に応じて市の指示を仰ぐこと。
- ・給水埋設管調査等の受付対応をすること。
- ・市が用意する「マッピングシステム」を使用し、個人情報が出ないよう細心の注意を払い、必要な情報提供をすること。
- ・マッピングシステムによる配水管状況の整合確認をすること。
- ・申請書及び関係書類を確認し不備等ある場合は訂正を指導し、必要な書類が整えば受付をすること。
- ・工事の計画内容が給水基準等に適合するか確認し、不適合である場合は適合するように訂正を指導すること。
- ・申請書の受付後、一週間を目安に納付書を作成し、申請者に発行すること。
- ・上記の入金確認後、工事実施日の2日前までに提出される工事予定表の確認（道路使用許可書、道路施工承認、道路占用許可書）をすること。
- ・その他、給水装置工事申請受付、審査に附帯する業務を行うこと。

2) 給水装置工事の検査

- ・書類検査は以下のとおり実施すること。
 - a) 台帳及び工事写真と給水管布設状況と整合がとれているか確認すること。
 - b) 工事写真で舗装本復旧状況等の確認をすること。
 - c) 工事写真で使用材料及び施工方法等が適合しているか確認すること。
 - d) 承認工事（宅内配管）については、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第1条に規定する耐圧に関する基準への適合及び宅内配管の書類検査をすること。
- ・現場検査は以下のとおり実施すること。
 - a) メーターボックスの位置（官民境界及び民民境界から2点）を確認すること。
 - b) 台帳と断面図の確認をすること。

- c) 現場と戸番図 1/500 との位置関係の整合の確認をすること。
- d) 舗装本復旧状況の確認をすること。
- e) 水栓番号の確認をすること。
- f) 検査写真は原則 2 枚以上撮影（メーター位置、舗装本復旧状況等）すること。
- g) a) から f) の項目を現場で確認し、台帳等と現場で相違がある場合は、指定工事店に修正を求め指導をすると共に、市に報告し指示を仰ぐこと。
- h) その他、給水装置工事検査に附帯する業務を行うこと。

3) 指定給水装置工事業者の申請受付等業務

- ・新規・更新等の申請、事業の廃止・休止等の届出書類を受付し、審査をすること。
- ・新規申請手数料納入通知書を作成し受領を行うこと。
- ・指定事項の変更届、給水装置工事主任技術者選任・解任届の受付をすること。
- ・指定給水装置工事業者証を作成すること。
- ・水道料金システム及び指定給水装置工事業者台帳入力処理をすること。
- ・無断工事の判明時には、現場状況の確認を行うとともに、工事を行った工事業者に対し聞き取りし、市に報告すること。
- ・その他、指定給水装置工事業者の申請受付業務に附帯する業務を行うこと

② 排水設備の管理業務

1) 排水設備関連の受付、審査、検査

- ・下水道事業（公共下水道及び集落排水）に係る排水設備等計画（変更）確認申請受付、審査、検査業務及び下水管理設管調査等の受付について、以下のとおり行うこと。
 - a) 排水設備に関する申請については、「糸魚川市公共下水道排水設備基準等（以下「排水設備基準等」という。）」に基づき、受付及び問い合わせ等に適切に指導、対応すること。また、必要に応じ市の指示を仰ぐこと。
 - b) 下水管理設管調査等の受付対応をすること。市が用意する「マッピングシステム」を使用し、個人情報が出ないよう細心の注意を払い、必要な情報提供を行うこと。
 - c) 排水設備の申請に関連し、水洗便所改造資金借入申請があれば申請書の受付及び内容確認をすること。
 - d) 集落排水施設への新規加入がある場合には、処理場の受け入れ容量等を確認し、納付書発行等の事務を行うこと。
 - e) 除害施設設置届出書の受付審査を行うこと。
 - f) 特定施設等届出書の受付審査を行うこと。
 - g) 制限行為及び行為許可書等の受付・審査・許可書の発行を行い、検査・立会いをすること。
 - h) 排水設備竣工検査を行い、検査済証の書類作成及び下水道使用料のシステム入力を行うこと。

- i) 各申請書及び完了届受付後、システムの入力処理をすること。
- j) 排水設備指定工事店への技術指導等をする事。
- k) 公共ます設置申請受付業務及び現地確認、調査、測量等すること。
- l) 集落排水事業新規加入時の公共ます設置費用補助金申請の受付及び内容確認をすること。
- m) a) から l) の項目の受付・審査・検査を行い申請書及び現場等に相違がある場合は、指定工事店に修正を求め、指導をすること。
- n) その他、排水設備等申請受付、審査、検査に附帯する業務を行うこと。

2) 排水設備指定工事店の申請受付等業務

- ・新規・更新等の申請、事業の廃止・休止等の届出書類の受付・審査をすること。
- ・新規申請手数料納入通知書を作成し受領を行うこと。
- ・排水設備指定工事店証を作成すること。
- ・排水設備に関するテキスト等の更新の更新をすること。
- ・新潟県下水道協会が実施する下水道排水設備責任技術者試験及び、県下水道協会が実施する下水道排水設備責任技術者試験に関し、依頼等があれば対応すること。
- ・無断接続工事の判明時には、現場状況の確認を行うとともに工事業者に対し聞き取りし、市に報告をすること。
- ・その他、排水設備指定工事店及び責任技術者に関する業務を行うこと。

3) 事故等の処理

- ・前項に関する事故等の処理については、市と事業者で協議の上行うものとする。ただし、事故発生時に何らかの措置を講ずる必要があると事業者が判断した場合は、事業者の責任において当該措置を行うものとする。
- ・事業者の責任により市又は第三者に損害を与えた場合は、事業者はその損害を賠償しなければならない。

(4) 受益者負担金及び分担金に関する業務

① 受付に関する業務

- 1) 受益者負担金及び分担金の受付として以下の対応を行うこと。
 - ・受益者の申告（申込）の受付
 - ・徴収猶予取消の届出の受付
 - ・受益者の変更の受付
 - ・納付確認の受付及び回答
 - ・事務所窓口での収納
 - ・納付に関する問合せ対応
 - ・納入通知書の発行及び再発行
 - ・口座振替依頼書、納付誓約書等の受付

② 収納及び滞納整理に関する業務

1) 受益者負担金及び分担金の収納及び滞納整理として以下の対応を行うこと。

- ・ 調定に関する資料の作成
- ・ 金融機関への口座振替データ（口座振替停止を含む。）の作成及びデータ伝送
- ・ 口座振替に係る口座振替手数料の支払に関する帳票作成
- ・ 口座振込みの収納処理
- ・ 口座振替不能の納入通知書のデータ作成及び発送
- ・ 納入通知書のデータ作成、非発送者分の抜取り及び発送
- ・ 納入通知書未着分の調査及び配付、送付先の修正処理
- ・ 督促状のデータ作成、非発送者分の抜取り及び発送
- ・ 催告状のデータ作成、非発送者分の抜取り及び発送
- ・ 収納状況の確認、収納に関する諸帳票類等の作成
- ・ 長期未納者等の自宅訪問及び収納
- ・ 未納者整理簿の作成
- ・ 過誤納に関する業務
- ・ 苦情処理
- ・ 収納金の納入

③ 徴収猶予に係る土地の現況調査に関する業務

1) 徴収猶予に係る土地の現況調査として、以下の対応を行うこと。

- ・ 調査対象の土地の現況確認
- ・ 調査対象の土地の現地調査
- ・ 調査報告書の作成及び提出

(5) 業務の要求水準

① 収納率等の目標値

- 1) 料金徴収・窓口関係業務は、公共料金を扱う業務であり、上下水道使用者の負担の公平を確保するとともに、市の上下水道事業経営の安定化のため、収納率の向上に努めなければならない。
- 2) 事業者は、業務開始にあたり、市と事業者との協議により収納率等の目標数値を決定し、事業実施計画書にその目標数値と達成するための取り組みを記載すること。また年間運営計画書にて、当該年度の数値目標及び達成に向けた取り組みを記載すると共に、年間業務報告書にて、その取り組み状況等を記載すること。

② 収納金管理

- 1) 検針数値は調定及び収納金額の基礎となる数値であり、誤検針の発生防止に努めること。

- 2) 窓口業務等では現金の取扱いに十分注意するとともに、調定及び収納業務では、過誤納金が発生しないよう努めること。

③ 個人情報の保護

- 1) 料金関係業務は、多くの個人情報を扱う業務であることから、各種データや帳票類の管理には細心の注意を払い、個人情報の保護に努めるとともに情報の漏えい及び紛失等の事故が発生しないよう努めなければならない。

④ 苦情等の対応

- 1) 料金徴収・窓口関係業務は、水道使用者と直接的に接する業務であることから、接客マナーに注意しトラブルの発生を極力防がなければならない。
- 2) 業務の履行にあたっての苦情や問合せについては、誠意をもって解決にあたらなければならない。また必要に応じてその内容を、速やかに市に報告しなければならない。

⑤ メーター管理

- 1) 検定満期メーターの取付、交換、取外し、保管及びメーターの在庫管理を行うこと。

⑥ 業務改善

- 1) 事業者は、お客さまサービス、業務品質及び収納率の向上につながり、効率的運営に寄与することが可能な具体的な業務手法を市に提案し、業務改善に努めなければならない。

7 システム保守業務

(1) 下水道台帳作成業務

① 業務内容

下水道台帳作成業務は、「別紙 60 下水道台帳作成業務仕様書」に従い実施する。

② 業務の実施年度

本業務は毎年度実施する。

(2) マッピングシステム保守業務

① 業務内容

マッピングシステム保守業務は、「別紙 61 マッピングシステム保守業務仕様書」に従い実施する。

② 業務の実施年度

本業務は毎年度実施する。

(3) 水道マッピングシステムデータメンテナンス業務

① 業務内容

水道マッピングデータメンテナンス業務は、「別紙 62 水道マッピングシステムデータメンテナンス業務仕様書」に従い実施する。なお、メンテナンス費用の上限は、30,000,000 円（税抜き）とする。

② 業務の実施年度

本業務は毎年度実施する。

(4) 料金システム保守業務

① 業務内容

料金システム保守業務は、「別紙 63 料金システム保守業務仕様書」に従い実施する。

② 業務の実施年度

本業務は毎年度実施する。

(5) 下水道施設設備管理システム保守業務

① 業務内容

下水道施設設備管理システム保守業務は、「別紙 64 下水道施設設備管理システム保守業務」に従い実施する。

8 緊急時対応業務

(1) 基本方針

緊急時対応業務として、設備故障の発生による機能停止、漏水や道路陥没、住民からの苦情、大規模停電、地震時の二次被害発生防止等、早期の機能回復に向け、適切な対応を行うものとする。緊急対応の内容、費用負担については、市との協議により決定する。

事業者は、危機管理マニュアルを作成し、定期的に非常時対応訓練を市と連携して実施すること。

(2) 業務想定数量

緊急時対応業務の業務想定数量は、「別紙 65 緊急対応業務の想定数量」のとおりとする。

(3) 設備故障対応業務

- ① 故障警報が発報された際には、速やかに警報内容を確認し現地調査を行うこと。
- ② 現地調査の結果に基づき、市への報告、承諾を経て小規模修繕、漏水調査等、必要な
- ③ 緊急対応を行うこと。
- ④ 対応完了後は、3日以内に対応状況の記録を作業日報として作成し、提出すること。

(4) 苦情対応業務

- ① 苦情が寄せられた際には内容を確認し、必ず苦情者の氏名・住所・連絡先を聞き取ること。
- ② 苦情内容を踏まえ、現地調査を行うこと。
- ③ 現地調査の結果に基づき、市が所管する施設に起因した苦情の場合は、市への報告、承諾を経て小規模修繕、漏水調査等、必要な緊急対応を行うこと。
- ④ 対応完了後は、3日以内に対応状況の記録を作業日報として作成し、提出すること。

(5) 地震時緊急点検業務

- ① 市内で震度4以上の地震が発生した場合には、速やかに緊急点検を実施すること。
- ② 緊急点検は、対象施設全体の目視確認により、施設の倒壊、ひび割れ、設備破損、配管・ケーブル等の脱落、機能の停止の有無を確認し、その状況を写真に記録すること。
- ③ 二次被害の発生、処理機能に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、市に速やかに報告し、市の緊急対応に協力すること。
- ④ 点検終了後は、速やかに点検報告を作成し、提出すること。
- ⑤ 津波注意報・津波警報が発令された場合は、速やかに点検を中止し、市が公表している「津波避難マップ」を参考に安全な場所に避難すること。

(6) 非常配備業務

- ① 非常配備業務として、「表 23」に示す対応を行うこと。
- ② 業務内容の詳細については、緊急事態の対応として、事業運営計画書において、市との協議により定めること。

表 23 非常配備業務その他の施設管理業務の内容

災害種別	区分	配備時期	体制	業務内容
風水害	第1配備体制	・気象注意報が発表され、災害発生が予想されるとき ・強風注意報等の発表中に火災が発生し、延焼が予想されるとき ・河川水位がはん濫注意水位に達したとき ・市長が必要と認めたとき	待機	・情報収集 ・参集準備
	第2配備体制	・気象警報が発表され、災害が発生するおそれが高いとき ・強風注意報等の発表中に発生した火災が延焼拡大しているとき ・波浪警報が発表され越波による災害のおそれがあるとき ・河川水位が避難判断水位に達したとき	参集	・情報収集 ・市との連絡調整 ・住民からの通報受付 ・各対象施設に必要な措置
	第3配備体制	・気象警報が発表され、災害が発生するおそれが高いとき ・強風注意報等の発表中に発生した火災が延焼拡大しているとき ・波浪警報が発表され越波による災害のおそれがあるとき ・河川水位が避難判断水位に達したとき	参集	・情報収集 ・市との連絡調整 ・住民からの通報受付 ・各対象施設に必要な措置
原子力災害	第1配備体制	・原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 μ Sv/h をこえる数値を検出したとき。 ・安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要故障が認められるとき。	待機	・情報収集 ・参集準備
	第2配備体制	・原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法第10条に定める特定の事象発生の通報があったとき。 ・原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が5 μ Sv/h を超える数値を検出したとき。 ・原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。	参集	・情報収集 ・市との連絡調整 ・住民からの通報受付 ・各対象施設に必要な措置
火山災害	第1配備体制	・噴火警戒レベル2【火口周辺規制】 ・市長が必要と認めたとき	待機	・情報収集 ・参集準備
	第2配備体制	・噴火警戒レベル3【入山規制】	参集	・情報収集 ・市との連絡調整 ・住民からの通報受付 ・各対象施設に必要な措置

災害 種別	区分	配備時期	体制	業務内容
				置
	第3配備 体制	・噴火警戒レベル4【高齢者等避難】	参集	・情報収集 ・市との連絡調整 ・住民からの通報受付 ・各対象施設に必要な措置

(7) その他、市からの協力要請による業務

その他、市から緊急対応について協力要請を行うことがある。

9 附帯業務

事業者は、「表 24」に示す上下水道事業の課題について、国の上下水道事業における DX 推進の方針を踏まえ、現状の問題や機能の改良提案、事業化のための交付金制度（上下水道 DX 推進事業等）の活用、水道情報活用システムの導入等について検討を行うこと。検討の結果、提案内容の実施により業務システムの再構築について有効性が認められる場合、附帯業務として市に提案することができる。

事業者が提案した附帯業務については、導入費用や有効性、適用できる交付金制度の状況等を勘案し、その実施及び調達方法について市が検討する。

表 24 上下水道事業の課題

対象設備等	課題の内容
各種業務システム	システムの更新による業務効率化
遠方監視システム	遠方監視システムの再編による監視体制の効率化 NTT アナログ専用回線廃止に伴う代替手段の確保
水道管	漏水調査等による有収水率の向上

10 任意業務

事業者の提案により任意事を実施する場合には、当該事業に係る費用を事業者自らの負担で行う独立採算とした上で、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意業務を行うこと。

任意業務を実施する場合、事業者は、「表 25」に示す書類を作成し、市に提出すること。

表 25 任意業務に関する県への提出書類

書類の名称	提出期限
任意業務計画書	任意業務開始前
年間任意業務報告書	事業年度末から 60 日以内
任意業務終了報告書	任意業務終了後，速やかに

任意業務の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続を行うが、補助金等の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担すること。

なお、任意業務の実施に当たっては、事業者の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は事業者の責任で行うことし、任意業務に係る一切の費用や本事業に影響を与えた場合の損害等は、すべて事業者が負担すること。

第5章 その他の事項

1 業務開始前の施設機能確認

事業者は、業務準備期間（契約締結の日から令和9年3月31日まで）に業務対象施設の確認をしなければならない。

事業者は、前項の確認において、業務対象施設に把握されていない不具合等を発見したときは、速やかに市にその内容を報告しなければならない。

市は、前項の報告を受けたときは速やかに報告内容を確認し、その結果、業務対象施設に把握していない不具合が認められるときは、事業者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

2 要求水準未達等の措置

事業者は自らの環境計測その他により、業務要求水準書に規定する要求水準が未達となった場合及び、未達成となるおそれが生じた場合の措置は、「別紙 66 要求水準未達等の措置」のとおりとする。

3 要求水準の達成状況の公表

市は、要求水準の達成状況を公表することができる。

4 事業者による業務改善提案によるプロフィットシェア

（１） 業務改善提案

業務期間中において事業者が業務改善提案を行い、市がこれを適当と認めた場合は、事業者に対し市が受益する範囲において報奨（プロフィットシェア）を行うものとする。

（２） 業務改善提案の範囲

提案の範囲は、業務計画書の内容に係る変更を必要とする場合、又は事業者の費用負担により施設の改良等を行う場合に限るものとし、国の交付金や補助金等の対象となる規模のものは含まない。

（３） 業務改善提案書

事業者が業務改善提案を行う場合には、業務改善提案書に以下に掲げる事項を記載のうえ、市に提出すること。

- ① 要求水準書、事業実施計画書、年間運営計画書に規定されている業務内容と改善提案の内容の対比と提案理由
- ② 改善提案の実施方法に関する事項
- ③ 改善提案が採用された場合の請負代金額の概算削減額及びその算出根拠
- ④ 改善提案が採用された場合に考慮すべき事項

(4) 施設改良等の提案

事業者が施設改良等を提案する場合は、「別紙 67 施設改良等の実施」に従い実施すること。

(5) 業務改善提案の審査、採用

- ① 市は改善提案の受領後 14 日以内に提案を採用するか否かを決定し、事業者に通知する。
- ② 市は事業者に対し、改善提案に関する資料、その他文書を求めることができる。
- ③ 市は改善提案を採用した場合は、書面をもって採用する旨を事業者に通知する。
- ④ 市は、改善提案を採用しなかった場合には、事業者に対し書面をもってその理由を通知する。

(6) 業務改善提案が採用された場合の契約変更

- ① 市は改善提案を採用した場合、必要があるときは契約の変更を行うものとする。
- ② 市は契約の変更が行われた場合、必要があるときは、事業費の変更を行うものとする。
- ③ 市は、改善提案により事業費が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額を、削減しないものとする。

(7) 業務改善提案内容の保護

- ① 市は改善提案に係る事項について、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。
- ② ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(8) 業務改善提案に係る部分の品質保証

- ① 事業者は、改善提案に係る部分について、その品質を保証するものとする。
- ② ただし、特殊なもので第三者の判断によらなければならない場合は、市及び事業者の協議によるものとする。

(9) 責任の所在

市が事業者の業務改善提案等を適正と認め、契約の変更を行った場合においても、事業者の責

任が否定されるものでない。

（１０）業務改善提案書の提出費用

改善提案書の提出費用は事業者の負担とし、改善提案によって事業費が低減すると見込まれる額には含めない。

（１１）その他

この条項に定めがない事項については、契約書による他、必要に応じて市及び事業者が協議して定めるものとする。

５ 事業契約終了時の措置

事業期間終了時又は事業者の事由により、事業契約を解除・終了する際には、契約終了日前 180 日から 90 日までの間に、事業者は全施設・設備を対象に施設機能確認として、継続して運転管理することに支障のない状態（軽微な汚損・劣化、通常の経年変化によるものを含む）であることを確認し、事業終了日前 30 日以内に、確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、市に提出するものとする。

（１）事業契約を解除・終了する際の措置

事業期間終了時及び事業者の事由により、事業契約を解除・終了する場合、事業対象となる全ての施設が、要求水準書で規定する機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後 1 年以内に改築等が予定されている施設を除き、改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要することのない状態とすること。

（２）市による施設機能確認

事業期間終了時に、市又は市から指名された者が施設機能確認を行い、適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下が認められた場合には、事業者が自らの負担により施設の機能回復を図るものとする。

（３）器具、備品及び重機等の撤去

市が所有する器具、備品及び重機等並びに、事業契約終了に伴い市が事業者から所有権移転を受ける器具、備品及び重機等を除き、事業者は一切の器具、備品及び重機等を撤去するものとする。

６ 大幅な運転管理方法の変更を行う場合の事前協議

水道施設及び下水道施設の運転管理は、安全・安心な市民生活や公共用水域の水質保全に直結する重要なものである。下水道施設の運転管理方法を大幅に変更した場合、変更の内容や方法に

よっては、要求水準に定める性能（放流水質の契約基準）を超過することも想定される。

そのため、事業者がサービス水準の維持・向上等を目的として、現在の運転管理方法を大幅に変更する場合、事業者は市と事前協議を行うものとする。この事前協議は、変更内容や水質等が悪化した場合の対応等の妥当性について、市・事業者双方で確認を行うことで、運転変更に伴うリスクの低減を図るものである。

（４） 大幅な運転管理方法の変更の定義

運転管理方法の変更を行った場合、その後の状況によっては、要求水準に定める性能（放流水質の契約基準）を一時的に超過するリスクがあると事業者が判断したもの。

（５） 運転管理方法変更計画書の提出

事業者は、運転方法変更の目的、変更の方法、変更に伴い想定されるリスク、リスクの監視方法及び、リスクが発現した場合の要求水準に定める性能（放流水質の契約基準）の未達を回避する対応等を記載した運転管理方法変更計画書を作成し、市に提出する。

（６） 運転管理方法変更計画書の承認

市は、事業者から運転管理方法変更計画書の提出があった場合には、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、運転管理方法の変更を承認する。

7 疑義等

要求水準書に明記されていない事項、又は疑義を生じた場合は、市及び事業者が協議の上定めるものとする。

別紙1 事業対象施設

1 事業対象施設の概要

別表 1-1 事業対象施設の概要一覧表

項 目			別表
水道事業	水道事業の計画諸元	水源、浄水場、配水池	別表 1-2
	水道事業の施設フロー	水源、浄水場、配水池	別図 1-1～ 別図 1-14
	上水道事業 所在地及び施設概要	水源	別表 1-3
		浄水場	別表 1-4
		送水施設	別表 1-5
		配水池	別表 1-6
	簡易水道事業 所在地及び施設概要	水源	別表 1-7
		浄水場	別表 1-8
		送水施設	別表 1-9
		配水池	別表 1-10
	主要設備	上水道事業	別表 1-11
		簡易水道事業	別表 1-12
下水道事業	所在地及び計画諸元等	浄化センター及び処理場	別表 1-13
	公共下水道 糸魚川処理区	糸魚川浄化センター	別表 1-14
		マンホールポンプ場	別表 1-15
		宅内排水個別マンホールポンプ場	別表 1-16
		浦本地区汚水中継ポンプ場	別表 1-17
		浦本地区（真空式下水道）	別表 1-18～ 別表 1-20
	公共下水道 青海処理区	青海浄化センター	別表 1-21
		汚水中継ポンプ場	別表 1-22
		マンホールポンプ場	別表 1-23
		マンホールポンプ場（今井地区）	別表 1-24
	特定環境保全公共下水道 能生処理区	能生浄化センター	別表 1-25
		汚水中継ポンプ場	別表 1-26
		マンホールポンプ場	別表 1-27
	特定環境保全公共下水道 磯部処理区	磯部浄化センター	別表 1-28
		汚水中継ポンプ場	別表 1-29
		マンホールポンプ場	別表 1-30
	農業集落排水 徳仙処理区	徳仙処理場	別表 1-31
		マンホールポンプ場	別表 1-32
	漁業集落排水 親不知処理区	親不知処理場	別表 1-33
		マンホールポンプ場	別表 1-34
	漁業集落排水	市振処理場	別表 1-35

項 目			別表
	市振処理区	マンホールポンプ場	別表 1-36
	特定地域生活 排水処理事業 合併処理浄化槽	計 907 基 (R6 年度当初の基数) ※廃止や休止に伴い、年度により基数が 多少増減する可能性がある。	

※各施設の配置は、「別図 1 上水道給水区域および施設配置別図 2 簡易水道給水区域および施設配置」「別図 3 下水道事業区域および施設配置」を参照のこと。

2 水道事業

(1) 水道事業の計画諸元

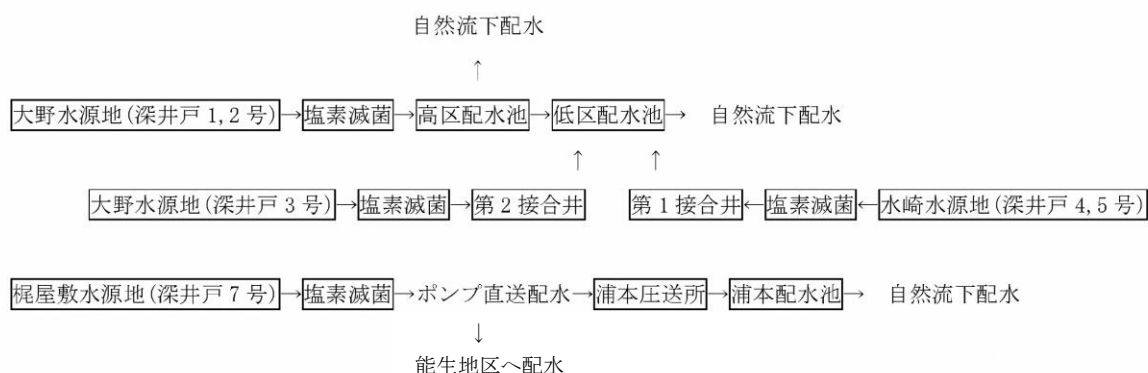
別表 1-2 水道事業の計画緒元

番号	事業名	認可年月	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
1	糸魚川市上水道事業	R3. 10	43, 800	43, 980
2	白馬簡易水道事業	H17. 3	400	100
3	西海簡易水道事業	H17. 3	820	298
4	小滝簡易水道事業	H17. 3	200	51
5	姫川簡易水道事業	R5. 3	2, 330	970
6	早川簡易水道事業	H27. 3	2, 500	960
7	能生谷簡易水道事業	H24. 3	2, 820	1, 640
8	大洞簡易水道事業	H17. 3	220	110
9	中尾新戸簡易水道事業	H17. 3	440	226
10	高倉簡易水道事業	H17. 3	190	78
11	徳合仙納簡易水道事業	H17. 3	460	192
12	歌外波簡易水道事業	H17. 3	750	500
13	市振簡易水道事業	H17. 3	650	830
14	上路簡易水道事業	H17. 3	180	27

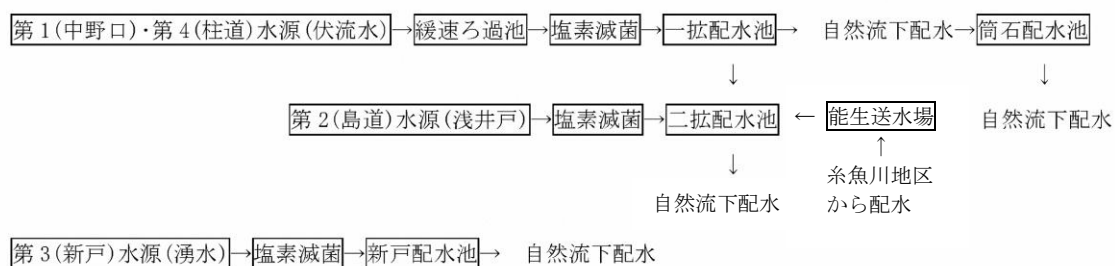
※R4 年度末時点

(2) 水道事業の施設フロー

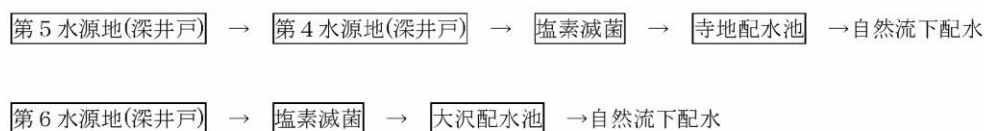
糸魚川地区施設フローシート



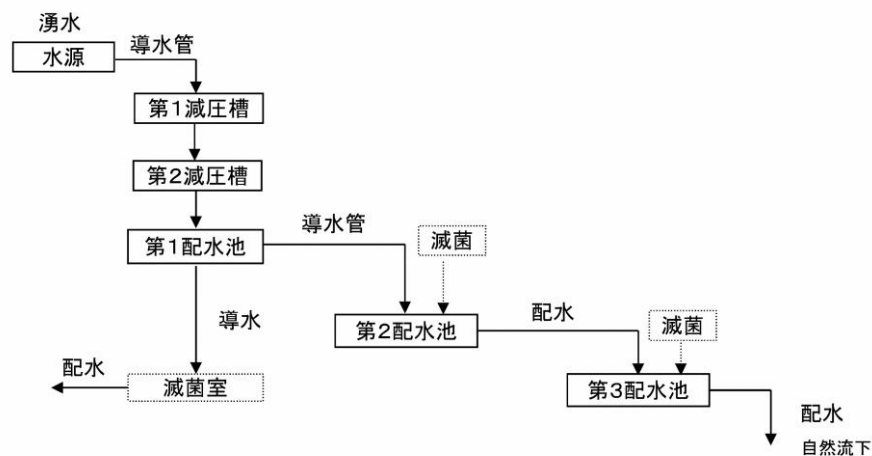
能生地区施設フローシート



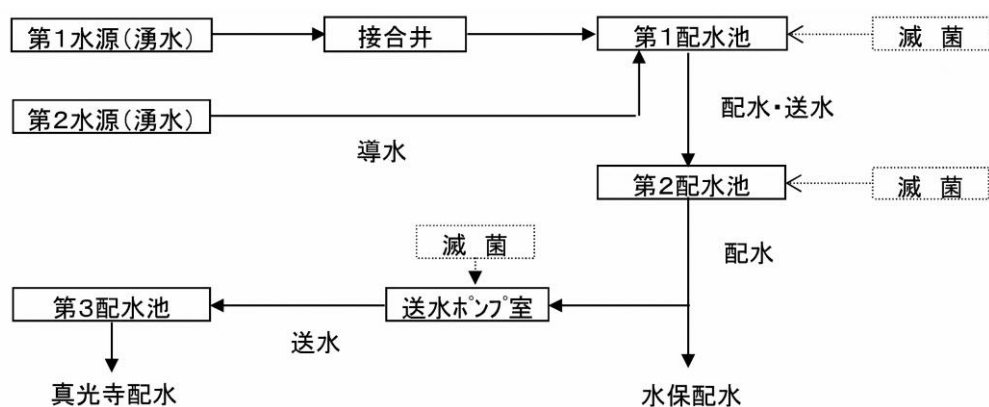
青海地区施設フローシート



別図 1-1 糸魚川市上水道事業の施設フロー

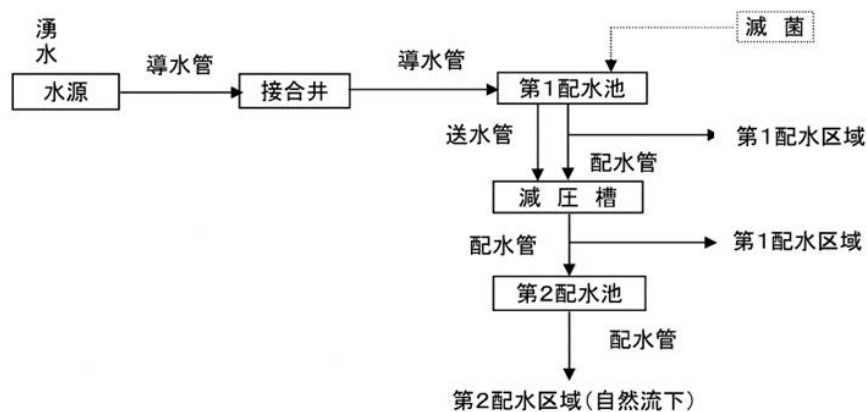


別図 1-2 白馬簡易水道事業の施設フロー



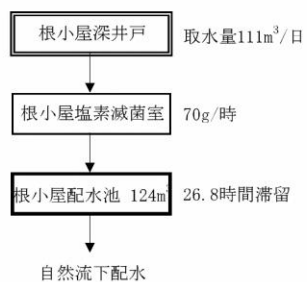
※第1水源から第1配水池に至る間に設けてある接合井は隣接する真木小規模水道への分水を計る分水井の機能を果たすものである。

別図 1-3 西海簡易水道事業のフロー

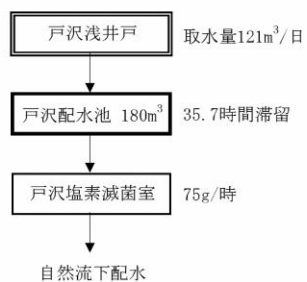


別図 1-4 小滝簡易水道事業の施設フロー

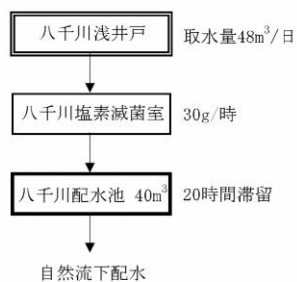
根小屋地区



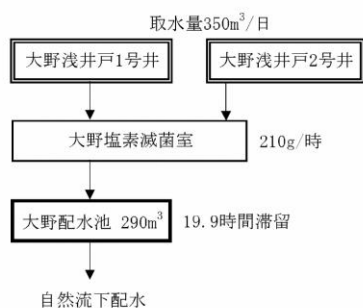
戸沢地区



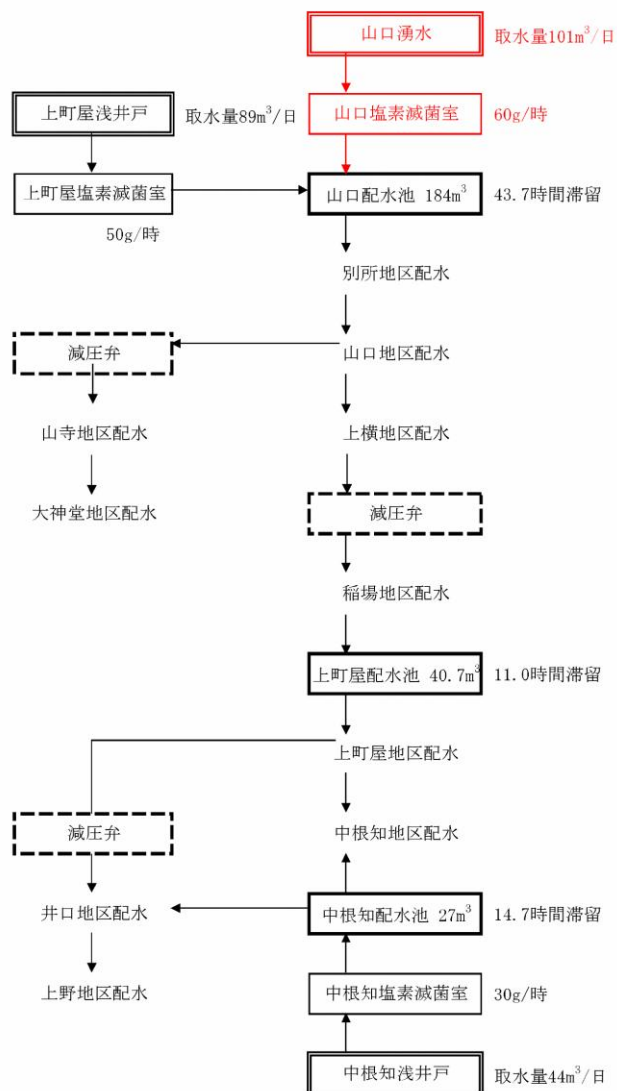
八千川地区



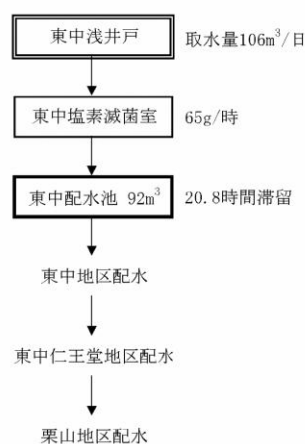
大野・上向地区



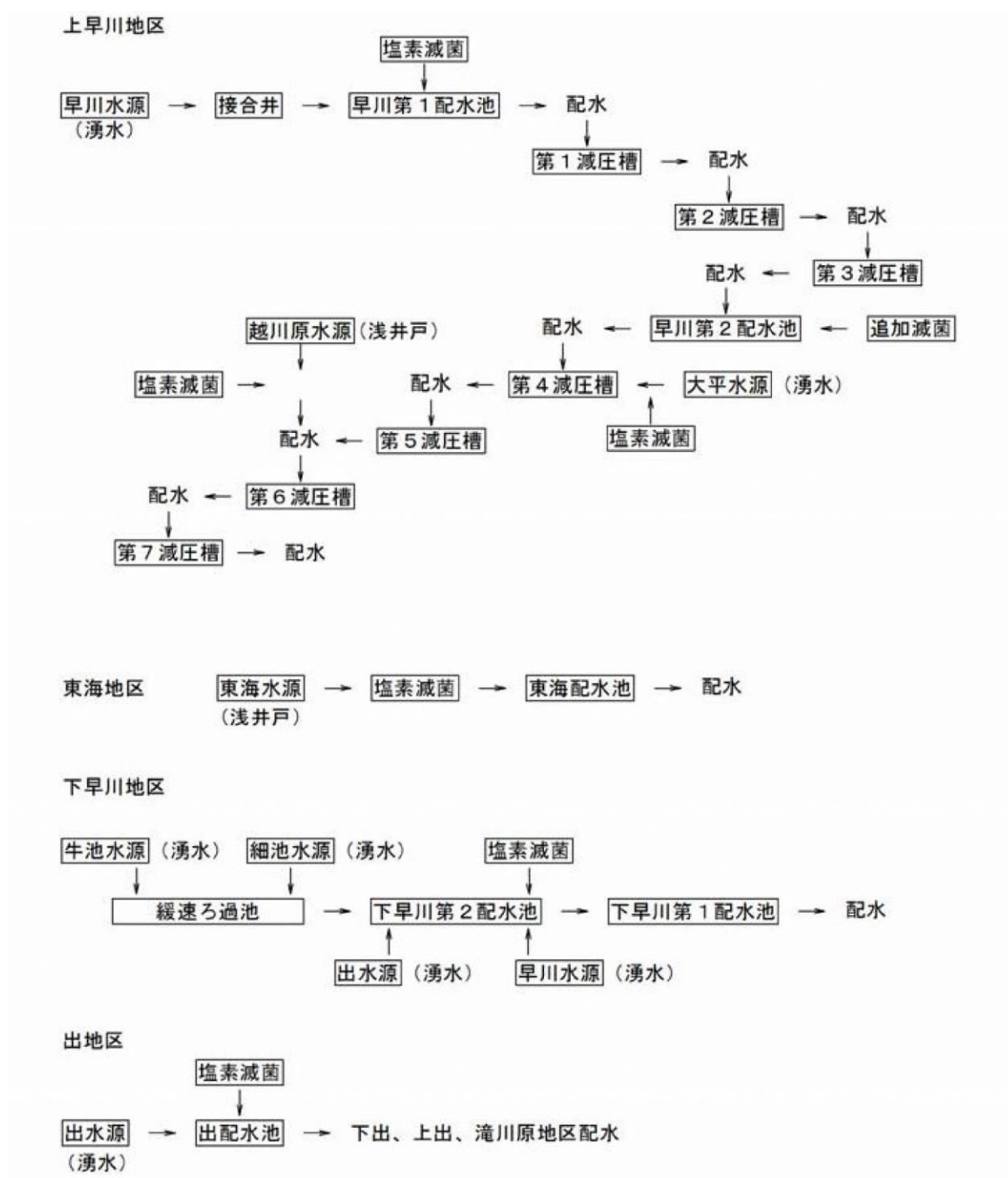
別所、山寺、大神堂、山口、稲場、上町屋、中根知、井口、上野地区



東中、栗山地区

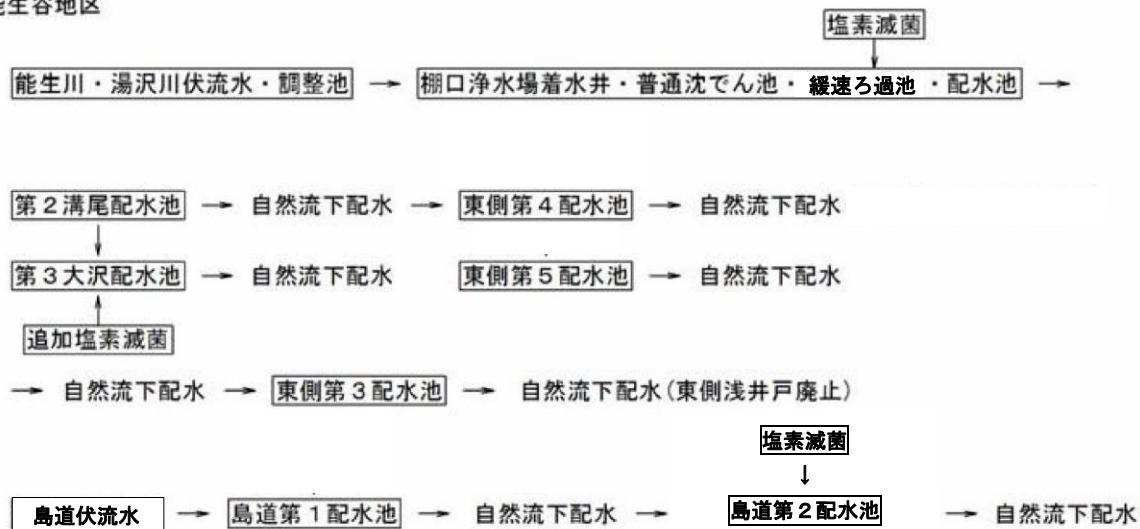


別図 1-5 姫川簡易水道事業の施設フロー



別図 1-6 早川簡易水道事業の施設フロー

能生谷地区



棚口・田麦平地区



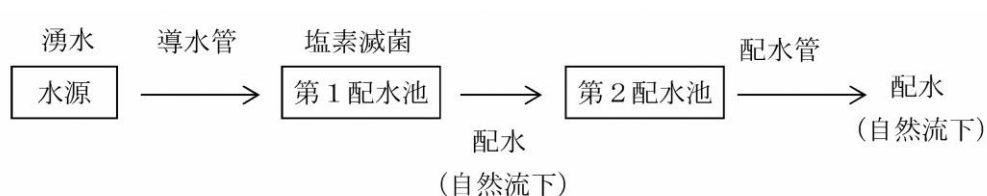
西飛山地区



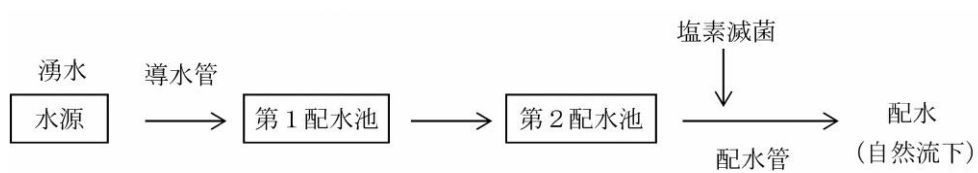
別図 1-7 能生谷簡易水道事業フロー



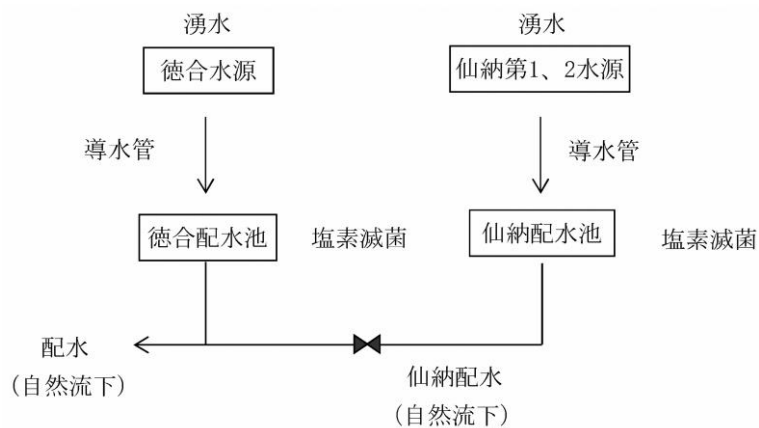
別図 1-8 大洞簡易水道事業フロー



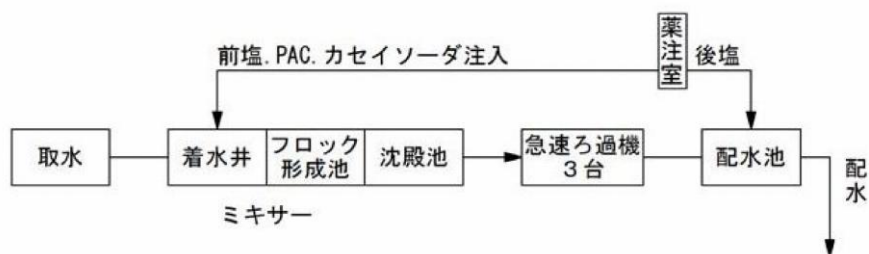
別図 1-9 中尾新戸簡易水道事業の施設フロー



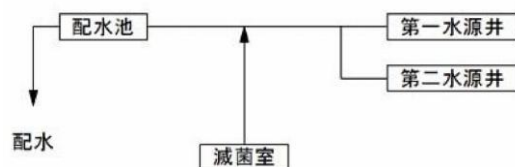
別図 1-10 高倉簡易水道事業フロー



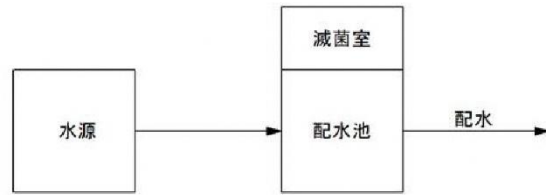
別図 1-11 徳合仙納簡易水道事業の施設フロー



別図 1-12 歌外波簡易水道事業の施設フロー



別図 1-13 市振簡易水道事業の施設フロー



別図 1-14 上路簡易水道事業の施設フロー

(3) 上水道事業の施設概要

別表 1-3 水源の所在地、概要

No.	地区	水源名	取水地点	種別	取水量 (m ³ /日)
1	糸魚川	水崎水源 深井戸4号	糸魚川市大字上刈字井口1297-3	地下水	5,760
2		水崎水源 深井戸5号	糸魚川市大字上刈字井口1297-3	地下水	4,032
3		大野水源 深井戸1,3号	糸魚川市大字大野字横戸366-1	地下水	4,209
4		大野水源 深井戸2号	糸魚川市大字大野字桃の木343-2	地下水	4,667
5		梶屋敷水源 深井戸7号	糸魚川市大字梶屋敷1383	地下水	6,151
6	能生	能生第1水源 中野口	糸魚川市大字中野口字森上161	伏流水	1,320
7		能生第4水源 柱道	糸魚川市大字柱道地内	伏流水	6,912
8		能生第2水源 平	糸魚川市大字平420	地下水	806
9		能生第3水源 新戸	糸魚川市大字木浦10976	湧水	490
10	青海	青海第4水源	糸魚川市大字田海6006番地	地下水	3,000
11		青海第5水源	糸魚川市大字田海1461番地2	地下水	4,424
12		青海第6水源	糸魚川市大字青海3040番地	地下水	2,209

別表 1-4 浄水施設の所在地、概要

No.	地区	施設名	所在地	浄水処理 方式	建設年度	計画処理能力 (m ³ /日)
1	能生	能生浄水場	糸魚川市大字能生字井の上 3072-1番地	緩速ろ過	S5	2,407

別表 1-5 送水施設の所在地、概要

No.	地区	施設名	所在地	建設年度	送水能力
1	糸魚川	浦本圧送所	糸魚川市大字中浜246番地	S46	360m ³ /日
2	糸魚川	能生送水場	糸魚川市大字鬼伏4074-1番地	H25	3,000m ³ /日

別表 1-6 配水池の所在地、概要

No.	地区	施設名	所在地	建設年度	種別	構造	池容量(m³)	備考
1	糸魚川	低区配水池	糸魚川市大字上刈字鰐口下646-23番地	S29	配水池	RC造	3,200.0	1. 2槽 600×2
2				S41				3槽 600
3				S46				4. 5槽 700×2
4		高区配水池	糸魚川市大字大野字苦竹原65-1番地	S51	配水池	PC造	3,000.0	
5		浦本配水池	糸魚川市大字中浜字上ノ山430番地3	S46	配水池	RC造	30.0	
6	能生	第1拡張配水池	糸魚川市大字能生字井の上3072-1番地	S5	配水池	RC造	1,472.0	
7		第2拡張配水池	糸魚川市大字能生字井の上3830-23番地	S47	配水池	RC造	274.0	
8				H13	配水池	RC造	464.0	
9		大平寺配水池	糸魚川市大字大平寺字岡畑1499-3番地	S48	配水池	RC造	43.0	
10		新戸配水池	糸魚川市大字木浦字八戸瀬9163-1番地	S60	配水池	RC造	160.0	
11		筒石配水池	糸魚川市大字筒石字袋598-1番地	S60	配水池	RC造	160.0	
12	青海	大沢配水池	糸魚川市大字青海2,867、2869番地	S41	配水池	RC造	100.0	下部配水池
13				H23	配水池	SUS造	216.0	上部配水池
14		寺地配水池	糸魚川市大字寺地1,697番地	S45	配水池	RC造	800.0	
15				S50	配水池	RC造	1,200.0	

(4) 簡易水道事業の施設概要

別表 1-7 水源の所在地、概要

No.	地区	水源名	所在地	種別	取水量(m³/日)
1	白馬	白馬水源 湧水	糸魚川市大字大所字牧山989	湧水	100
2		白馬水源 深井戸		地下水	—
3	西海	西海第1水源	糸魚川市大字来海沢字中田295番地	湧水	167
4		西海第2水源		湧水	131
5	小滝	小滝水源	糸魚川市大字小滝字シリボソ3825番地	湧水	51
6	姫川	根小屋水源	糸魚川市大字根小屋2638番地	地下水	111
7		戸沢水源 浅井戸	糸魚川市大字中谷内字川原田1245番地3	地下水	121
8		八千川水源 浅井戸	糸魚川市大字頭山字岩下1472番地4	地下水	48
9		大野水源 浅井戸1号井	糸魚川市大字大野字三反田3036番地4	地下水	175
10		大野水源 浅井戸2号井	糸魚川市大字大野字春の木3036番地2	地下水	175
11		東中水源 浅井戸	糸魚川市大字東中4911	地下水	106
12		上町屋水源 浅井戸	糸魚川市大字大神堂1258番	地下水	117
13		中根知水源 浅井戸	糸魚川市大字大工屋敷544番	地下水	117

No.	地区	水源名	所在地	種別	取水量 (m ³ /日)
14		山口水源	糸魚川市大字山口上杉原1040番地38	湧水	101
15	早川	東海水源 浅井戸	糸魚川市大字東海字二反田135	地下水	40
16		越川原水源 浅井戸	糸魚川市大字越121-5	地下水	92
17		早川水源	糸魚川市大字大平字ツキガ ^ハ 5, 676-1	湧水	92
18		牛池水源	糸魚川市大字谷根字谷根坂638	湧水	65
19		細池水源	糸魚川市大字谷根字油田100-2, 101-2	湧水	65
20		出水源	糸魚川市大字上出557-1	湧水	514
21		島道水源	糸魚川市大字島道字大沢岳3541-24	湧水	378
22	能生谷	牛クビ水源	糸魚川市大字西飛山字牛 ^ハ 1548-甲	伏流水	596
23		柵口水源	糸魚川市大字柵口字カタソフレ398-2地先	表流水	596
24		川ヒラ水源	糸魚川市大字柵口字川 ^ハ 606-2	湧水	15
25		崩大岩平水源	糸魚川市大字崩字大岩平876	湧水	27
26		タツバ水源	糸魚川市大字西飛山字ツ ^ハ 1072	湧水	28
27	大洞	カイトチ水源	糸魚川市大字高倉字カイトチ404-3	湧水	110
28	中尾新戸	中尾刎飛水源	糸魚川市大字木浦字刎飛 1 2 8 8 3 - 2、1 2 8 8 4	湧水	226
29	高倉	高倉集田水源	糸魚川市大字高倉字集田 1 2 5 2 - 2	湧水	78
30	徳合仙納	徳合水源	上越市名立町大字大町字笠キセズ3866	湧水	135
31		仙納第1水源	糸魚川市大字仙納字母袋口387	湧水	40
32		仙納第2水源	糸魚川市大字仙納字母袋口338-2	湧水	17
33	歌外波	歌外波水源	糸魚川市大字外波字水上292-1	表流水	550
34	市振	市振水源1号井	糸魚川市大字市振字玉ノ木1190-1	地下水	600
35		市振水源2号井	糸魚川市大字市振字玉ノ木1357	地下水	875
36	上路	上路水源	糸魚川市大字上路字湯ノ谷507番地	湧水	30

別表 1-8 浄水場の所在地、概要

No.	地区	施設名	浄水処理方式	建設年度	計画処理水量 (m ³ /日) (現況)
1	早川	下早川浄水場	緩速ろ過	H2	130
2	能生谷	柵口浄水場	緩速ろ過	S58	608
3	歌外波	歌外波浄水場	急速ろ過	S60	500

別表 1-9 送水施設の所在地、概要

No.	地区	施設名	所在地	建設年度	種別	池容量(m ³)
1	西海	稲坂ポンプ室	糸魚川市大字川島286	S32	RC	陸上渦巻ポンプ φ40mm 16ℓ/min×150m×11kW×2台

別表 1-10 配水池の所在地、概要

No.	地区	施設名	所在地	建設年度	種別	構造	池容量 (m ³)	備考
1	白馬	第1配水池	糸魚川市大字大所字牧山 989-26	S35	配水池	RC造	20.0	
2		第2配水池	糸魚川市大字大所字牧山 989	S35	配水池	RC造	10.0	
3		第3配水池	糸魚川市大字大所字牧山 989	S35	配水池	RC造	20.0	
4	西海	第1配水池	糸魚川市大字粟倉字中川 原2274-1	S52	配水池	RC造	87.0	
5				H13	配水池	RC造	28.0	
6		第2配水池	糸魚川市大字釜沢字大力 山794	S52	配水池	RC造	119.0	
7				H13	配水池	RC造	74.0	
8		第3配水池	糸魚川市大字真光寺1018	S54	配水池	RC造	67.0	
9	小滝	第1配水池	糸魚川市大字小滝字高庭 2745	S56	配水池	RC造	51.5	
10		第2配水池	糸魚川市大字小滝字ヒロタ 5049	S56	配水池	RC造	50.0	
11	姫川	根小屋配水池	糸魚川市大字根小屋 2,638番地	H3	配水池	RC造	124.0	根小屋地区
12		戸沢配水池	糸魚川市大字中谷内字林 の内747番地1	H23	配水池	SUS造	180.0	今井地区
13		八千川配水池	糸魚川市大字頭山字岩下 1,472番地4	H23	配水池	RC造	40.0	今井地区 ※H23受贈
14		大野配水池	糸魚川市大字大野字春の 木3036番地2	H27	配水池	SUS造	300.0	大野地区
15		東中配水池	糸魚川市大字東中4911番 地	H13	配水池	RC造	92.0	東中地区
16		中根知配水池	糸魚川市大字大工屋敷544 番地	H14	配水池	RC造	27.0	根知地区
17		山口配水池	糸魚川市大字山口字杉原 964番地1	H6	配水池	RC造	84.0	根知地区
18				R1	配水池	SUS造	100.0	根知地区
19		上町屋配水池	糸魚川市大字蒲池字西川 原223番地3	H12	配水池	RC造	40.0	
20	早川	第1配水池	糸魚川市大字大平5116-1	H17	配水池	SUS造	81.0	上早川地区
21		第2配水池	糸魚川市大字中川原新田 3331	H18	配水池	SUS造	142.8	
22		東海配水池	糸魚川市大字東海字二反 田135	S59	配水池	RC造	33.0	東海地区
23		下早川第1配水池	糸魚川市大字日光寺413- 1, 2	H17	配水池	RC造	175.5	下早川地区
24		下早川第2配水池	糸魚川市大字日光寺413- 1, 2	H18	配水池	RC造	310.0	下早川地区
25		出配水池	糸魚川市大字上出557-1	H30	配水池	SUS造	106.2	出地区
26	能生谷	柵口配水池	糸魚川市大字崩883-8	S62	配水池	RC造	78.0	
27		第1(柵口)配水池	糸魚川市大字柵口660番地 8	H26	配水池	SUS造	168.0	
28		第2(溝尾)配水池	糸魚川市大字溝尾2253	S57	配水池	RC造	192.0	
29		第3(大沢)配水池	糸魚川市大字大沢3-1	S58	配水池	RC造	148.0	

No.	地区	施設名	所在地	建設年度	種別	構造	池容量 (m ³)	備考
30		島道第1配水池	糸魚川市大字島道3541-246	H3	配水池	RC造	302.0	
31		島道第2配水池	糸魚川市大字島道1911	H26	配水池	SUS造	266.0	
32		東側第4(中野口)配水池	糸魚川市大字中野口1030-4	S51	配水池	RC造	42.0	
33		東側第5(中野口)配水池	糸魚川市大字中野口1671-2	S51	配水池	RC造	38.0	
34		東側第6(大王)配水池	糸魚川市大字大王1394-2	H6	配水池	RC造	48.0	
35		西飛山配水池	糸魚川市大字西飛山659-4	H8	配水池	RC造	63.0	
36	大洞	大洞配水池	糸魚川市大字高倉字カイトチ581-8	S54	配水池	RC造	96.0	
37				H17	配水池	SUS造	52.0	
38	中尾 新戸	中尾新戸第1配水池	糸魚川市大字木浦字中尾18477	S56	配水池	RC造	76.0	
39		中尾新戸第2配水池	糸魚川市大字木浦字尾花20837-2	S57	配水池	RC造	131.0	
40	高倉	高倉第1配水池	糸魚川市大字高倉字外山1068-11	H10	配水池	RC造	90.0	
41		高倉第2配水池	糸魚川市大字高倉字アイノ1016-2	S60	配水池	RC造	84.0	
42	徳合 仙納	仙納配水池	糸魚川市大字仙納字荒清水1316-3	S61	配水池	RC造	73.0	
43				H15	配水池	RC造	110.0	
44		徳合配水池	上越市名立区大字大町字西谷3787	S61	配水池	RC造	110.0	
45				H10	配水池	RC造	130.0	
46	歌外波	歌外波配水池	糸魚川市大字外波字水上292番地1	S59	配水池	RC造	356.0	上部配水池
47				S45	配水池	RC造	90.0	下部配水池
48	市振	市振配水池	糸魚川市大字市振字玉ノ木1190-1	S61	配水池	RC造	100.0	上部配水池
49				S50	配水池	RC造	184.0	下部配水池
50	上路	上路配水池	糸魚川市大字上路字中上689番1	S48	配水池	RC造	50.0	

(5) 主要設備

【上水道事業】

別表 1-11 主要設備（上水道事業）

地区	施設		設備	能力	備考
糸魚川	水崎水源地	9号	水中モーターポンプ	φ200mm 22kW 全揚程 22m 4.0 m ³ /min	
		11号	水中モーターポンプ	φ200mm 22kW 全揚程 22m 4.0 m ³ /min	
		10号	陸上ポンプ	φ200mm 55kW 全揚程 50m 4.0 m ³ /min	
		12号	陸上ポンプ	φ200mm 55kW 全揚程 50m 4.0 m ³ /min	
	大野水源地	5号	水中モーターポンプ	φ200mm 11kW 全揚程 9m 5.0 m ³ /min	
		6号	水中モーターポンプ	φ200mm 110kW 全揚程 102m 4.0 m ³ /min	
		7号	水中モーターポンプ	φ200mm 110kW 全揚程 102m 4.0 m ³ /min	
		3号	陸上ポンプ	φ200mm 110kW 全揚程 90m 4.0 m ³ /min	
	梶屋敷 水源地		水中モーターポンプ	φ200mm 80kW 全揚程 21m 4.2 m ³ /min	
			陸上ポンプ	φ150mm 45kW 全揚程 73m 2.0 m ³ /min	3基
	浦本送水所		陸上多段渦巻ポンプ	φ50mm 7.5kW 全揚程 80m 0.25 m ³ /min	9段
能生	二拡水源地		水中モーターポンプ	φ80mm 5.5kW 全揚程 30m 0.5 m ³ /min	
	能生浄水場		水中モーターポンプ	φ100mm 18.5kW 全揚程 30m 2.5 m ³ /min	2基
	筒石ポンプ		陸上ポンプ	φ65mm 3.7kW 全揚程 24m 0.45 m ³ /min	2基
	筒石配水池		陸上ポンプ	φ40mm 0.75kW	2基
	大平寺配水池		水中モーターポンプ	φ40mm 0.75kW 全揚程 65m 0.174 m ³ /min	
	能生送水場		横軸片吸込多段渦巻 ポンプ	φ100mm 22kW 全揚程 62m 1.13 m ³ /min	2基
青海	第4水源地	深井戸	水中モーターポンプ	φ125mm 34kW	
	第5水源地	深井戸	水中モーターポンプ	φ150mm 55kW	
	第6水源地	深井戸	水中モーターポンプ	φ125mm 37kW 全揚程 122/50.0m 0.9/2.4 m ³ /min	

【簡易水道事業】

別表 1-12 主要設備（簡易水道事業）

地区	施設		設備	能力	備考
白馬	取水		水中モーターポンプ	φ 65 mm 7.5kW 全揚程 102m 0.24 m ³ /min	
	第 3 配水池		水中モーターポンプ	φ 40 mm 5.5kW 全揚程 140m 0.1 m ³ /min	
	第 2 配水池		水中モーターポンプ	φ 40 mm 3.7kW 全揚程 75m 0.05 m ³ /min	
姫川	今井	戸沢 浅井戸	水中モーターポンプ	φ 100 mm 15kW 全揚程 70.0m 0.67 m ³ /min	
		八千川 浅井戸	水中モーターポンプ	φ 50 mm 3.7kW 全揚程 60.0m 0.25 m ³ /min	
	根小屋	深井戸	水中モーターポンプ	φ 65 mm 2.2kW 全揚程 26.0m 0.233 m ³ /min	
			送水ポンプ	φ 65 mm 7.5kW 全揚程 57.0m 0.306 m ³ /min	2 基
	中根知		水中モーターポンプ	φ 65 mm 7.5kW 全揚程 75m	
	上町屋		水中モーターポンプ	φ 32 mm 3.7kW 全揚程 139m 0.09 m ³ /min	
	大野	浅井戸	水中モーターポンプ	φ 65mm 7.5kW 全揚程 94/43m 0.2/0.4 m ³ /min	2 基
	東中	浅井戸	水中モーターポンプ	φ 50 mm 5.5kW 全揚程 100.0m 0.17 m ³ /min	2 基
早川	出	取水井	水中モーターポンプ	φ 65mm 1.5kW 全揚程 14/7m 0.21/0.65 m ³ /min	
	越	浅井戸	水中モーターポンプ	φ 50 mm 3.7kW 全揚程 82.0m 0.2 m ³ /min	
	東海	深井戸	水中モーターポンプ	φ 50 mm 5.5kW 全揚程 85.0m 0.23 m ³ /min	
西海	稲坂 ポンプ場		送水ポンプ	φ 40 mm 11.0kW 全揚程 150.0m 0.1 m ³ /min	2 基
能生谷	能生谷第 1 配水池		送水ポンプ	φ 40 mm 3.7kW	
	中野口 配水池		送水ポンプ	φ 40 mm 3.7kW 全揚程 67/51m 0.1/0.2 m ³ /min	2 基
歌外波	歌外波 浄水場		急速ろ過機	D1. 43m×H5.0m 処理水量 250 m ³ /日/基 ろ過速度 150m/日	3 基
市振	第 2 水源	深井戸	水中モーターポンプ	φ 80 mm 11.0kW 全揚程 68.0m 0.42 m ³ /min	
	第 1 水源	深井戸	水中モーターポンプ	φ 80 mm 15.0kW 0.42 m ³ /min	

3 下水道事業

(1) 下水道事業の計画諸元

別表 1-13 浄化センターの所在地、計画諸元

処理区	浄化センター名称	所在地	計画放流水質	処理方式	処理能力 (日最大) (m ³ /日)	計画処理人口 (人)	摘要
公共 下水道 糸魚川 処理区	糸魚川 浄化セン ター	糸魚川市 大字竹ヶ花字広田 宇古屋敷、 字外川原、 字中島	BOD 15mg/L	標準活性 汚泥法	13,200	17,990	・計画下水流量(日最大) 8,755 m³/日 ・全体計画処理能力(日最大) 6,200 m³/日 ・計画流入水質 BOD 195mg/L SS 140mg/L ・処理目標水質 (日平均) BOD 15mg/L SS 20mg/L
公共 下水道 青海 処理区	青海 浄化セン ター	糸魚川市 大字須沢 字須沢浜	BOD 15mg/L	オキシデ ーション ディッチ 法	3,500	5,530	・計画下水流量 (日最大) 3,140m³/日 ・全体計画処理能力(日最大) 1,720m³/日 ・計画流入水質 BOD 204mg/L SS 170mg/L ・処理目標水質 (日平均) BOD 15mg/L SS 10mg/L
特定環境 保全公共 下水道 能生 処理区	能生 浄化セン ター	糸魚川市 大字能生字古道	BOD 15mg/L	回転円板 体生物接 触法	6,560	4,980	・計画下水流量 (日最大) 2,510m³/日 ・全体計画処理能力(日最大) 1,870m³/日 ・計画流入水質 BOD 180 mg/L SS 130 mg/L ・計画処理水質 (日平均) BOD 15mg/L SS 20mg/L
特定環境 保全公共 下水道 磯部 処理区	磯部 浄化セン ター	糸魚川市 大字筒石	BOD 15mg/L	オキシデ ーション ディッチ 法	680	840	・計画下水流量 (日最大) 390m³/日 ・全体計画処理能力(日最大) 290m³/日 ・計画流入水質 BOD 175 mg/L SS 140 mg/L ・処理目標水質 (日平均) BOD 15 mg/L SS 10 mg/L
農業集落 排水事業	徳仙 処理場	糸魚川市大字徳合 4731 番地		JARUS- 1Xiv 型	158	473	
漁業集落 排水事業	親不知 処理場	糸魚川市大字外波 518 番地 3		オキシデ ーション ディッチ 法	693	2,100	
	市振 処理場	糸魚川市大字市振 949 番地 14			535	1,619	

(2) 下水道事業の施設概要

【公共下水道 糸魚川処理区（浦本地区以外）】

別表 1-14 糸魚川浄化センターの設備構成（糸魚川処理区）

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
流入渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量約 0.7m ³ /sec	
主ポンプ	4 台	汚水ポンプ	揚水量=9.0m ³ /分 (3 台当たり)	4/4 内 1 台予備
最初沈澱池	6 池	鉄筋コンクリート造長 方形矩形池	水面積負荷率=50m ³ /m ² /日	6/6
反応タンク	6 池	鉄筋コンクリート造	エアレーション時間=8.0 時間	6/6
送風機設備	4 台	鋼板製多段ターボブロー	送風量=110m ³ /分 送風量= 90m ³ /分 (3 台当たり)	4/4 内 1 台予備
最終沈澱池	6 池	鉄筋コンクリート造 長方形矩形池	水面積負荷率=20m ³ /m ² /日	6/6
塩素混和池	1 池	鉄筋コンクリート造	滞留時間=約 15 分	1/1
汚泥濃縮タンク	2 池	鉄筋コンクリート造	固形物負荷率=60kg/m ² /日	2/2
機械濃縮設備	2 基	—	固形物負荷率=25kg/m ² /hr	2/2
汚泥脱水機設備	2 台	—	570 kg-DS/hr・台	2/2
管理棟	1 棟	鉄筋コンクリート造	事務室, 中央管理室, 水質試験室, 主ポンプ室, 電気室, 発電機室	
汚泥棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地下 3 階	脱水機室, 電気室	1/1
放流渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量約 0.7m ³ /sec	
受変電設備	1 式		受電容量=900kVA	
自家発電設備	1 台		発電容量=250kVA	

別表 1-15 マンホールポンプ場（糸魚川処理区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	ポンプ容量及びポンプメーカー 〔ポンプ設計揚程〕
				メーカー	
1	横町 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市横町 5-1-65 地先 (高田営林署・前)	フリクト	φ 150×2.20m ³ /min×11.0kW×2 台 太平洋機工(株)[揚程 12.0m] [20A・25kW]
2	大和川 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字大和川 397-2 地先 (JR 南線・アワラ線交差点)	投込み式	φ 150×3.20m ³ /min×15.0kW×2 台 (株)クボタ[揚程 13.5m] [20A・33kW]
3	前川 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字大和川 979-1 地先 (大和川保育園・前)	投込み式 愛知時計	φ 65×0.30m ³ /min×2.2kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 10.0m] [20A・6kW]
4	片町 マンホールポンプ	幹線	糸魚川一の宮 3-205-7 地先 (一の宮会館・前)	気泡式 新明和	φ 80×0.45m ³ /min×3.7kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 15.8m] 150A・5kW]
5	禅林寺 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字大和川 964-1 地先 (禅林寺・前川側)	気泡式 新明和	φ 65×0.16m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)荏原製作所[揚程 4.6m] [20A・2kW]
6	田伏 マンホールポンプ	幹線	糸魚川大字田伏 670-5 地先 (JR 浜田踏切・東側)	投込み式 愛知時計	φ 65×0.50m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 4.9m] [15A・2kW]
7	東寺町 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市東寺町 1-22 地先 (JR 線路南側)	気泡式 新明和	φ 80×0.45m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 5.0m] [15A・3kW]
8	清崎 マンホールポンプ	一般	糸魚川市清崎 379-2 地先 (白嶺高校グラウンド・南側)	気泡式 新明和	φ 65×0.16m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 5.4m] [15A・1kW]
9	糸中 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市上刈 4-1-100 地先 (糸魚川中学校・西側)	気泡式 新明和	φ 65×0.32m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 6.4m] [15A・4kW]
10	一の宮 マンホールポンプ	一般	糸魚川市一の宮 3-207-16 地先 (元・糸魚川農地事務所寮・北側)	気泡式 新明和	φ 65×0.16m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 4.6m] [-A・4kW]
11	カラスヤマ マンホールポンプ	一般	糸魚川市横町 3-396-2 地先 (R148 法下・市道烏山 1 号線東側)	気泡式 新明和	φ 65×0.16m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 4.9m] [15A・2kW]
12	寺島東 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市寺島 1-1657-2 地先	気泡式 新明和	φ 65×0.16m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 5.2m] [15A・2kW]
13	寺島西 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市寺島 1-772-15 地先 (姫川港みなと公園付近)	気泡式	φ 80×0.954m ³ /min×2.2kW×2 台 (株)クボタ[揚程 7.0m] [20A・3kW]
14	田伏砂山 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字田伏 71-17 地先	投込み式	φ 80×0.30m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 7.0m] [20A・4kW]
15	田伏古川 マンホールポンプ	幹線	糸魚川大字田伏 253-15 番地先 (梶屋敷・駐在所裏)	投込み式	φ 100×0.40m ³ /min×3.7kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 13.0m] [20A・9kW]
16	平牛尻江 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字平牛字尻江 890-2 地先	投込み式	φ 80×0.30m ³ /min×3.7kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 12.0m] [20A・9kW]
17	玉水北 マンホールポンプ	一般	糸魚川市上刈 3 丁目 10 番地先	投込み式	φ 80×0.30m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 8.0m] [20A・4kW]
18	玉水南 マンホールポンプ	一般	糸魚川市上刈 3 丁目 9 番地先	投込み式	φ 65×0.30m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 8.0m] [20A・4kW]
19	梶屋敷駅前 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字田伏 302 番地先	投込み式	φ 100×0.48m ³ /min×5.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 16.0m] [20A・13kW]
20	原山 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字大野 3-9 番地先 (原山団地内)	投込み式	φ 80×0.30m ³ /min×3.7kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 14.0m] [20A・9kW]
21	六反田 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字大和川字六反田 937-9 地先	投込み式	φ 80×0.30m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 8.0m] [20A・4kW]
22	梶屋敷四ツ角 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字梶屋敷 45-1 番地先 (梶屋敷四ツ角バス停・横)	フリクト	φ 65×0.30m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 7.0m] [20A・4kW]
23	梶屋敷浜町 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字梶屋敷 95-1 番地先	投込み式	φ 65×0.30m ³ /min×3.7kW×2 台 (株)鶴見製作所[揚程 10.0m] [20A・9kW]

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	ポンプ容量及びポンプメーカー 〔ポンプ設計揚程〕
				メーカー	
24	梶屋敷簡水鉄塔 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字梶屋敷 99-4 番地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 8.0m〕〔20A・4kW〕
25	梶屋敷藤本橋 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字梶屋敷 572-3 番地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 5.0m〕〔20A・2kW〕
26	早川 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字梶屋敷 544-3 番地先	投込み式	$\phi 150 \times 1.70 \text{m}^3/\text{min} \times 22.0 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 31.5m〕〔20A・25kW〕
27	道保道 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市上刈 6 丁目 1043-12 番地先	投込み式	$\phi 150 \times 1.70 \text{m}^3/\text{min} \times 5.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 10.0m〕〔20A・13kW〕
28	押上北 マンホールポンプ	一般	糸魚川市押上 2 丁目 828-36 番地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 8.0m〕〔20A・4kW〕
29	西光寺 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字平牛 1299-1 地先 (西光寺駐車場・前)	投込み式	$\phi 80 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 6.0m〕〔20A・4kW〕
30	横掛 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字平牛 2127 地先 (中央ガス供給所・裏)	投込み式	$\phi 80 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 5.0m〕〔20A・4kW〕
31	立壁 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字梶屋敷 221 番地先 (東バイパス側道)	投込み式	$\phi 80 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 6.0m〕〔20A・4kW〕
32	東中学校 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字梶屋敷 387-1 番地先 (糸魚川東中学校体育館・前)	投込み式	$\phi 100 \times 1.00 \text{m}^3/\text{min} \times 3.7 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 7.0m〕〔20A・9kW〕
33	上羽生 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字羽生 1351 番地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 7.0m〕〔20A・4kW〕
34	西谷内 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字西谷内地内 993 地先	投込み式	$\phi 80 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 12.0m〕
35	桧葉の木 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字道明 421-5 地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 6.0m〕
36	田屋 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字田屋 858-1 地先 (陽巖寺・前)	投込み式	$\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 6.0m〕
37	成沢橋 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字羽生 1351 地先 (成沢橋・北)	投込み式	$\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 7.0m〕
38	大雲寺 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字田伏 1208 地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 8.5m〕
39	早川橋 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字東川原 72-11	投込み式	$\phi 80 \times 0.26 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 8.1m〕
40	新町北 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字東川原 44-2	投込み式	$\phi 65 \times 0.26 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 6.6m〕
41	新町東 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字東川原 75-3 (早川橋MP 北側)	投込み式	$\phi 65 \times 0.26 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 6.6m〕
42	上羽生南 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字羽生 1315 地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 7.0m〕
43	上刈道保 マンホールポンプ	一般	糸魚川市上刈 1 丁目 1652 地先 (上刈道保地区土地区画整理)	気泡式	$\phi 65 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 株式会社鶴見製作所〔揚程 8.6m〕〔20A・2kW〕

別表 1-16 宅内排水個別マンホールポンプ場（糸魚川処理区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	ポンプ容量及びポンプメーカー 〔ポンプ設計揚程〕
				メーカー	
1	上刈 個別第1マンホールポンプ	個別	糸魚川市上刈4丁目19-23地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
2	大野 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市大野3番地3地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
3	平牛 個別第1マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字平牛958-3地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
4	平牛 個別第2マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字平牛967地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
5	平牛 個別第3マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字平牛965地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
6	平牛 個別第4マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字平牛979地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.03 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）荏原製作所〔揚程 10.2m〕
7	平牛 個別第5マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字平牛1002地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.06 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）荏原製作所〔揚程 6.1m〕
8	平牛 個別第6マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字平牛1295番地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
9	上刈 個別第2マンホールポンプ	個別	糸魚川市上刈5丁目1318-1地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
10	上刈 個別第3マンホールポンプ	個別	糸魚川市上刈5丁目7-31地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 6.5m〕
11	梶屋敷 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字梶屋敷50-1地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.07 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 5.2m〕
12	西谷内 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字西谷内330地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.07 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 5.3m〕
13	寺島 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市寺島2丁目437-1地先 （糸魚川警察署前）	フリクト	$\phi 50 \times 0.07 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 5.9m〕
14	横町 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市横町1-57-1 （秋葉神社横）	フリクト	$\phi 50 \times 0.07 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 5.3m〕
15	羽生 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字羽生537地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.07 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 1 \text{台}$ （株）鶴見製作所〔揚程 3.0m〕

【公共下水道 糸魚川処理区（浦本地区）】（真空式下水道）

別表 1-17 汚水中継ポンプ場の所在地及び、施設概要（糸魚川処理区 浦本地区）

事業種別 処理区	施設名称	所在地	設備名	仕様
公共下水道 糸魚川処理区	中宿汚水 中継ポンプ場	糸魚川市中宿	集水タンク	・ 鋼板製、4.0m ³ ・ 1 基
			真空ポンプ	・ 真空ポンプ φ 50mm×7.5kW ・ Q=2.5m ³ /min/台 ・ 3 台（予備機 1 台）
			圧送ポンプ	・ スクリュー式渦巻ポンプ φ 100×7.5kW ・ Q=0.60m ³ /min/台 ・ 2 台（予備機 1 台）

別表 1-18 マンホールポンプ（糸魚川処理区 浦本地区）

No.	施設名	稼働 状況	設置場所	連 絡 方法	通報装置 メーカー	水位計 メーカー	ポンプ容量及びポンプメーカー [ポンプ設計揚程][契約電力]
1	中宿西マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中宿 350-14 地 先	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ50×0.163 m ³ /min×0.75kW× 2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 7.0m][20A・ 1kW]
2	中宿東マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中浜 1671-2 地 先	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.300 m ³ /min×0.75kW× 2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.4m][20A・ 1kW]
3	中浜西マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中宿 75-1 地先 (浦本公民館西 側路地)	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ50×0.168 m ³ /min×0.40kW× 2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 3.8m][15A・ 1kW]
4	浦本公民館 マンホールポ ンプ	稼働	糸魚川市大字 中浜 1362-1 地 先 (浦本公民館駐 車場・西)	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ80×0.300 m ³ /min×2.2kW× 2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 9.4m][20A・ 3kW]
5	中央川マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中浜 1331 地先 (国道中央川橋 上流左岸)	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ50×0.168 m ³ /min×0.75kW× 2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 5.9m][20A・ 1kW]
6	中浜東マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中浜 125-1 番 地先	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.173 m ³ /min×0.4kW× 2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 3.2m][30A・ 5kW]
7	浦本漁港マ ンホールポン プ	稼働	糸魚川市大字 中浜 129-2 番 地先(浦本漁港 中央入口)	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.283 m ³ /min×1.5kW× 2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 8.6m][20A・ 2kW]
8	間路中央マ ンホールポン	稼働	糸魚川市大字 間脇 1496 番地	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.168 m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.0m][20A・

No.	施設名	稼働 状況	設置場所	連 絡 方法	通報装置 メーカー	水位計 メーカー	ポンプ容量及びポンプメーカー [ポンプ設計揚程][契約電力]
	プ		1				1kW]
9	間脇西マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 間脇 1563 番地 糸魚川市大字 間脇 1564 番地	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.168 m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 7.4m] [30A・ 1kW]
10	ゴンザ谷川マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 間脇 1441 番地 1	メール	NTT テレ コン(株)	投込み式 鶴見	φ50×0.071 m ³ /min×0.4kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.8m] [1kW]
11	浦本駅前マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 間脇 831 番地 6-A	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.168 m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 5.9m] [30A・ 1kW]
12	田中川マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 間脇 1618 番地 1	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.168 m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.1m] [30A・ 1kW]
13	間脇海岸西マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 間脇 1460 番地 3	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.168 m ³ /min×0.75kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 5.9m] [20A・ 1kW]
14	間脇海岸中央マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 間脇 1445 番地 2	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.074 m ³ /min×0.40kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 3.8m] [20A・ 5kW]
15	間脇海岸東マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 間脇 844 番地 4	メール	NTT テレ コン(株)	気泡式 新明和	φ65×0.074 m ³ /min×0.40kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 3.8m] [10A・ 1kW]
16	浦本公民館前個別マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中浜 1385-1 地 先(浦本公民 館・前)	メール	NTT テレ コン(株)	投込み式 鶴見	φ50×0.15 m ³ /min×0.4kW×1 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.2m] 契約電 力なし
17	中宿第 2 個別マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中宿 164 番地 先	メール	NTT テレ コン(株)	投込み式 鶴見	φ50×0.074 m ³ /min×0.4kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 5.4m] [1kW]
18	中宿第 3 個別マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中宿 48-1 地先	メール	NTT テレ コン(株)	投込み式 鶴見	φ50×0.074 m ³ /min×0.4kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.9m] [1kW]
19	中宿第 4 個別マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中宿 58 (嶋田幸江・梅 沢松枝)	メール	NTT テレ コン(株)	投込み式 鶴見	φ50×0.074 m ³ /min×0.4kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.1m] [1kW]
20	中浜個別マンホールポンプ	稼働	糸魚川市大字 中浜 41 番地	メール	NTT テレ コン(株)	投込み式 鶴見	φ50×0.074 m ³ /min×0.4kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.2m] [1kW]

別表 1-19 マンホール真空弁ユニット（糸魚川処理区 浦本地区）

No.	施設名	稼働状況	形式	設置場所
1	中宿第1 マンホール真空ユニット	稼働	4 弁式	糸魚川市大字中宿 9-1
2	中宿第2 マンホール真空ユニット	稼働	2 弁式	糸魚川市大字中宿 350-1

別表 1-20 個別真空弁ユニット（糸魚川処理区 浦本地区）

No.	個別真空弁ユニット名	稼働状況	設置場所
1	中宿個別第1真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 557-1 地先
2	中宿個別第2 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 557-1 地先
3	中宿個別第3 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 503-1 地先
4	中宿個別第4 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 435-2 地先
5	中宿個別第5 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 2469 地先
6	中宿個別第6 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 397-1 地先
7	中宿個別第7 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 373-2 地先
8	中宿個別第8 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 399-1 地先
9	中宿個別第9 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 394-1 地先
10	中宿個別第10 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 375-2 地先
11	中宿個別第11 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 361-1 地先
12	中宿個別第12 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 1680-1 地先
13	中宿個別第13 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 481-1 地先
14	中宿個別第14 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 502-1 地先
15	中宿個別第15 真空弁ユニット	稼働	糸魚川市大字中宿 484-1 地先

【公共下水道 青海処理区】

別表 1-21 青海浄化センターの設備構成（青海処理区）

主要な施設の名称	施設数	構造	能力	摘要
流入管渠	1 式	鉄筋コンクリート造り	時間最大汚水量 0.08m ³ /sec	
沈砂池	1 池	巾 1.0m×長 1.6m×深 0.2m 水中サンドポンプ 鉄筋コンクリート造り	時間最大汚水量 0.08m ³ /sec	1/1
汚水ポンプ	2 台	水中汚水ポンプ	時間最大汚水量約 2.0m ³ /分	1/3 (全体計画)
	2 台	水中汚水ポンプ	時間最大汚水量約 4.0m ³ /分	2/2 内予備 1 台
分配槽	1 池	鉄筋コンクリート造り	日最大汚水量約 3,500m ³ /日	1/1
オキシデーション ディッチ	2 池	巾 4.0m×長 88.0m×深 5.0m 鉄筋コンクリート造り	日最大汚水量 約 3,500 m ³ /日	2/2
最終沈澱池	2 池	正方形放射流式 径 16.6m×深 3.5m 径 16.8m×3.5m 鉄筋コンクリート造り	水面積負荷＝約 8m ³ /m ² /日	2/2
塩素混和池	1 池	巾 2.2m×長 25.4m×深 1.5m 鉄筋コンクリート造り 長方形水路迂回式	滞留時間＝約 15 分 次亜塩素酸ソーダ	1/1
汚泥貯留槽	2 槽	長方形放射流式 巾 2.5m×長 4.5m×深 3.0m 鉄筋コンクリート作り		2/2
汚泥脱水設備	2 台	機械式	240kg-DS/時間	2/2
管理本館及び機械棟	1 棟	鉄筋コンクリート造り 地下 1 階, 地上 2 階	事務室、水質試験室、中央監視 室、電気室、発電電気室、ポンプ 室、脱水機室、薬品注入室、換 気機械室、スクリーン室、脱臭 機室、その他	1/1
水処理覆蓋	1 棟	鉄筋コンクリート造り	最初沈澱池、回転円板槽、 最終沈澱池	1/1
汚泥ポンプ室	1 棟	鉄筋コンクリート造り	汚泥ポンプ室、電気室	1/1
送風機室	1 棟	鉄筋コンクリート造り	送風機室	1/1

別表 1-22 汚水中継ポンプ場の所在地及び、施設概要（青海処理区）

事業種別 処理区	施設名称	所在地	設備名	仕様
公共下水道 青海処理区	八久保汚水 中継ポンプ場	糸魚川市 大字田海 字八久保 5607	沈砂池 流入ゲート	・電動開閉式 ・巾 400mm×高 400mm ・1 基
			細目スクリーン	・巾 0.8×目開 40mm×75° ・2 基
			自動除塵機	・ベルト走行式 1 台
			汚水ポンプ	・汚水水中ポンプ 3 台 （予備機 1 台） ・ $\phi 100 \times 1.24 \text{m}^3/\text{min} \times 5.5 \text{kW}$ ・揚程 13.0m
			水位計	・投込み式

別表 1-23 マンホールポンプ場（青海処理区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	備 考
				メーカー	
1	ぬな川 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字田海 723-4 地先	フリクト	$\phi 65 \times 0.12 \text{m}^3/\text{min} \times 0.40 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 4.4m]
2	高畑 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字田海 1279-1 地先	気泡式 新明和	$\phi 50 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 2$ 台 （株）クボタ [揚程 4.4m]
3	寺地第 1 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字寺地 1965 地先	フリクト	$\phi 80 \times 0.3 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 5.8m]
4	寺地第 2 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字寺地 6 地先	フリクト	$\phi 65 \times 0.12 \text{m}^3/\text{min} \times 0.8 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 4.8m]
5	名引 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字寺地 1853-2 地先	気泡式 新明和	$\phi 80 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 5.5 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 12.0m]
6	宮の上 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字寺地 171-3 地先	フリクト	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 6.0m]
7	本町 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 34 地先	気泡式 新明和	$\phi 65 \times 0.12 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 6.9m]
8	泉町 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 255 地先	フリクト	$\phi 65 \times 0.07 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 8.2m]
9	港町第 1 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字青海 4492-24 地先	気泡式 新明和	$\phi 100 \times 1.27 \text{m}^3/\text{min} \times 5.5 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 14.0m]
10	港町第 2 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字青海 950-5 地先	フリクト	$\phi 80 \times 0.95 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 大平洋機工（株） [揚程 2.9m]
11	港町第 3 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 925 地先	気泡式 新明和	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 5.0m]
12	北斗町第 1 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 1135-1 地先	気泡式 新明和	$\phi 65 \times 0.29 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 6.4m]
13	北斗町第 2 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 1162-12 地先	気泡式 新明和	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 4.9m]
14	北斗町第 3 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 1201-1 地先	気泡式 新明和	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 4.9m]
15	名引山 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 675 地先	気泡式 新明和	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 （株）鶴見製作所 [揚程 7.8m]

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	備 考
				メーカー	
16	寺町 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 698-1 地先	気泡式	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 6.4m]
				新明和	
17	宮花町第1 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 4408-2 地先	気泡式	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 8.3m]
				新明和	
18	宮花町第2 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 4509-5 地先	気泡式	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 4.5m]
				新明和	
19	宮花町第3 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字青海 4465-1 地先	気泡式	$\phi 65 \times 0.16 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 8.1m]
				新明和	
20	名引個別第1 マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字寺地 309-2 地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.13 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 8.0m]
21	名引個別第2 マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字寺地 311 地先	フリクト	$\phi 65 \times 0.08 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 6.7m]
22	寺地 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字寺地 332 地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.08 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 8.5m]

別表 1-24 マンホールポンプ場（青海処理区・今井地区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	ポンプ容量及びポンプメーカー 〔ポンプ設計揚程〕
				メーカー	
1	須沢 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字須沢 1382-1 地先 (姫七発電所・前)	投込み式	$\phi 80 \times 0.31 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 8.4m]
2	西中・頭山 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字西中 2887-1 地先 (フジマシン・下側)	投込み式	$\phi 65 \times 0.23 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2 \text{kW} \times 2$ 台 (株)荏原製作所 [揚程 9.4m]
				愛知時計	
3	釜田川 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字頭山 1589-8 地先 (今井生コン・前)	投込み式	$\phi 65 \times 0.21 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株)荏原製作所 [揚程 5.5m]
				愛知時計	
4	大谷内 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字大谷内 401-3 地先	投込み式	$\phi 65 \times 0.03 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 3.6m]
5	西中地区 個別マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字西中 1115 地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所 [揚程 6.5m]

【能生処理区】

別表 1-25 能生浄化センターの設備構成（能生処理区）

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
流入渠	1 式	鉄筋コンクリート造	時間最大汚水量 約 0.099m ³ /sec	
主ポンプ	4 台	汚水ポンプ	約 3.5m ³ /min×2 台 約 1.7m ³ /min×2 台	3/4（改築更新対象、 約 1.7m ³ /min×3 台 （内予備 1 台））
最初沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造 正方形放射流式	日最大汚水量 約 3,280m ³ /日	水面積負荷 約 35m ³ /m ² ・日
最初沈殿池 （高速ろ過池）	1 池	鉄筋コンクリート造 正方形放射流式	日最大汚水量 約 3,280m ³ /日	ろ過速度 250m ³ /日
一次濃縮タンク	1 槽	鉄筋コンクリート造 正方形放射流式	沈降時間 30 分	1/1
回転円板槽	16 槽	鉄筋コンクリート造 4 段×4 系列	日最大汚水量 約 6,560m ³ /日	滞留時間 約 1.8/h r 8/8（改築更新対象）
回転円板体	16 体	円板面積約 6,314m ² / 体	面積負荷約 10g/m ² ・日 水量負荷約 65ℓ/m ² ・日	8/8（改築更新対象）
最終沈殿池	2 池	鉄筋コンクリート造 正方形放射流式	日最大汚水量 約 3,280m ³ /日	水面積負荷 約 25m ³ /m ² ・日
最終沈殿池 （最終ろ過池）	1 池	鉄筋コンクリート造 正方形放射流式	日最大汚水量 約 3,280m ³ /日	ろ過速度 150m ³ /日
塩素混和池	2 池	鉄筋コンクリート造 長方形水路迂回流式	日最大汚水量 約 6,560m ³ /日	接触時間約 15min 次亜塩素酸ソーダ
放流渠	1 式	鉄筋コンクリート造	流量 約 0.099m ³ /sec	
汚泥濃縮タンク	2 槽	鉄筋コンクリート造 矩形放射流式	固形物負荷率 約 50kg/m ² ・日	2/2
汚泥脱水設備	2 台	機械式	処理固形物質 約 0.24ds-t/hr	2/2
管理機械棟	1 棟	鉄筋コンクリート造	事務室、ポンプ室、中央管理 室、電気室、水質試験室、発 電機室、汚泥搬出室	
水処理覆蓋	2 棟	鉄骨造	最初沈殿池、回転円板槽、最 終沈殿池	1/1
受変電設備	1 式		受電容量約 300kVA	
自家発電設備	1 台		発電容量約 60kW	

別表 1-26 汚水中継ポンプ場の所在地及び、施設概要（能生処理区）

事業種別 処理区	施設名称	所在地	設備名	仕様
特定環境保全 公共下水道 能生処理区	小泊汚水 中継ポンプ場	糸魚川市 大字能生 字中山	汚水ポンプ	$\phi 100 \times 0.6 \text{m}^3/\text{min} \times 7.5 \text{kW}$ 2 台（予備機 1 台） 新明和工業(株)〔揚程 19.0m〕
			水位計	気泡式
	能生谷汚水 中継ポンプ場	糸魚川市 大字平 字大坪	流量調整槽	鉄筋コンクリート造、1 槽 貯留容量 202 m^3
			原水汚水ポンプ	$\phi 80 \times 1.20 \text{m}^3/\text{分}$ 2 台（予備機 1 台）
			揚水汚水ポンプ	$\phi 80 \times 0.42 \text{m}^3/\text{分}$ 2 台（予備機 1 台）
			水位計	気泡式

別表 1-27 マンホールポンプ場（能生処理区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	ポンプ容量及びポンプメーカー 〔ポンプ設計揚程〕
				メーカー	
1	上小見 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字小見 122-8 地先 (上小見集落開発センター南側)	フリクト	$\phi 65 \times 0.01 \text{m}^3/\text{min} \times 0.75 \text{kW} \times 2$ 台 日立製作所(株)〔揚程 5.6m〕
2	上小見第2 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字小見 113-10 地先	フリクト	$\phi 50 \times 0.07 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所〔揚程 5.1m〕
3	能生浜 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字能生	気泡式	$\phi 65 \times 0.29 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 7.6m〕
4	浜木浦 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字木浦	気泡式	$\phi 80 \times 0.68 \text{m}^3/\text{min} \times 3.7 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所〔揚程 10.1m〕
5	木浦川 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字木浦	気泡式	$\phi 80 \times 0.60 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 8.0m〕
6	鬼伏 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字鬼伏	フリクト	$\phi 80 \times 0.18 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所〔揚程 8.6m〕
7	崩山 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字鬼伏	フリクト	$\phi 80 \times 0.03 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所〔揚程 9.9m〕
8	古川 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字鬼伏	フリクト	$\phi 80 \times 0.06 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所〔揚程 5.0m〕
9	新戸 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字木浦	気泡式	$\phi 65 \times 0.12 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所〔揚程 9.0m〕
10	下倉 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字下倉	フリクト	$\phi 65 \times 0.40 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株)鶴見製作所〔揚程 8.0m〕

【礫部処理区】

別表 1-28 礫部浄化センターの設備構成

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
流入管渠	1 式	塩ビ管	時間最大汚水量 0.042m ³ /sec	
主ポンプ	2 台	汚水ポンプ	0.85m ³ /min×2 台	予備 1 台 (2/2)
流量調整槽	1 槽	鉄筋コンクリート造	貯留槽 138m ³	
オキシデーションディ ッチ	1 槽	鉄筋コンクリート造	日最大汚水量 約 680m ³ /日	滞留時間 約 24 時間 (1/1)
最終沈澱池	1 槽	鉄筋コンクリート造	日最大汚水量 約 680m ³ /日	1/1
塩素接触タンク	1 槽	鉄筋コンクリート造	日最大汚水量 約 680m ³ /日	接触時間 15 分 固形塩素 (1/1)
放流渠	1 式	塩ビ管	時間最大汚水量 0.042m ³ /sec	1/1
汚泥濃縮槽	1 槽	鉄筋コンクリート造	固形物負荷率=60kg/m ² /日	1/1

別表 1-29 汚水中継ポンプ場の所在地及び、施設概要

事業種別 処理区	施設名称	所在地	設備名	仕様
特定環境保全 公共下水道 礫部処理区	川崎汚水 中継ポンプ場	糸魚川市 大字藤崎 4266-7	流量調整槽	鉄筋コンクリート造、1 槽 貯留容量 200m ³
			水中汚水ポンプ	φ80×0.21m ³ /min×3.7kW 2 台（予備機 1 台） 新明和工業(株)〔揚程 14.7m〕
			水位計	フリクト

別表 1-30 マンホールポンプ場

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	ポンプ容量及びポンプメーカー 〔ポンプ設計揚程〕
				メーカー	
1	藤崎 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字藤崎	フリクト	$\phi 80 \times 0.8 \text{m}^3/\text{min} \times 3.7 \text{kW} \times 2$ 台 (株) 鶴見製作所〔揚程 14.3m〕
2	びびら浜 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字藤崎	気泡式	$\phi 65 \times 0.29 \text{m}^3/\text{min} \times 3.7 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 17.2m〕
3	百川 マンホールポンプ	幹線	糸魚川市大字百川	気泡式	$\phi 80 \times 0.80 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2 \text{kW} \times 2$ 台 (株) 鶴見製作所〔揚程 9.5m〕
4	山王川 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字百川	フリクト	$\phi 80 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 6.0m〕
5	山王川第2 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字百川	フリクト	$\phi 65 \times 0.04 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 11.0m〕
6	大洞 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字大洞	気泡式	$\phi 65 \times 0.20 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株) 鶴見製作所〔揚程 8.2m〕
7	大洞第2 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字大洞	気泡式	$\phi 80 \times 0.20 \text{m}^3/\text{min} \times 5.5 \text{kW} \times 2$ 台 (株) 鶴見製作所〔揚程 14.5m〕
8	藤崎個別 マンホールポンプ	個別	糸魚川市大字藤崎 4151-1	フリクト	$\phi 50 \times 0.15 \text{m}^3/\text{min} \times 0.4 \text{kW} \times 2$ 台 (株) 鶴見製作所〔揚程 6.5m〕〔20A〕
9	浜徳合 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字徳合 357-10 地	気泡式	$\phi 65 \times 1.0 \text{m}^3/\text{min} \times 3.7 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 10.5m〕
10	筒石川 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字筒石 145-5 地先	フリクト	$\phi 65 \times 0.38 \text{m}^3/\text{min} \times 1.5 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 7.4m〕
11	中郷 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字筒石 1386-1 地 先	フリクト	$\phi 80 \times 0.30 \text{m}^3/\text{min} \times 5.5 \text{kW} \times 2$ 台 新明和工業(株)〔揚程 19.6m〕

【農業集落排水事業 徳仙地区】

別表 1-31 徳仙処理場の設備構成（農業集落排水事業 徳仙地区）

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
自動粗目スクリーン	1	機 長 1,500mm × 機 幅 380mm スク リ ー ン 目 開 き 50mm	処理能力 100m ³ /時	
破砕機	1	破 砕 機 4R(冠 水 型) コ ン ト ロ ー ル 式	処理量 18m ³ /hr (MAX 0～432m ³ /D)	
原水ポンプ	2	汚水ポンプ	吐出量 0.26m ³ /min	
非常用エンジンポンプ	1	汚水ポンプ	吐出量 0.26m ³ /min、吐出口径 50mm、揚程 8m	
流量調整ポンプ	2	汚水ポンプ	吐出量 0.1m ³ /min 羽根車番号 CVS8-1 吐出口径 50mm 揚程 9m	
水中攪拌装置	1	水中攪拌ポンプ(ディフューザー)	攪拌容量 33.6m ³ 羽根車番号 CV22-1 口径 80mm	
自動粗目スクリーン	2	自動除塵機	掻揚速度 3m/min、スクリーン目開 2mm、処理量 23m ³ /h	
し渣脱水機	1	し渣脱水機	処理能力 30～10kg/h	
水中曝気攪拌装置	1	ブロウ設備	送風量 2.87m ³ /min/台	
散水ポンプ	1	ポンプ	吐出量 0.06m ³ /min 羽根車番号 1 吐出口径 50mm 揚程 17m	
散水ノズル	—	スプレーノズル	噴射角：約 140°、水量：8L/min	
消毒器 (固形塩素接触装置)	1	固形次亜塩素酸ソーダ溶解式	処理水量：薬 75m ³ /日（時間最大時）	
余剰汚泥引抜弁	1	電動式 ステンレス鋼ボール弁 10K		
可搬式濃縮汚泥引抜ポンプ	1	ゴーマン・ラップポンプ	流量：100L/min、全揚程：10m、ポンプ回転数：2600rpm	
汚泥濃縮散気装置	2	ディスク フューザー	標準通気量 200L/分	
貯留槽散気装置	2	ディスク フューザー	標準通気量 200L/分	
脱臭塔	1	カートリッジ式吸着塔	風量：10m ³ /分、材質：FRP、通気抵抗：約 120mmAq	
脱臭ファン	1	ケミカルファン	送風機（風量：10m ³ /min、静圧：200mmH ₂ O、回転数：約 3150rpm）	
曝気ブロウ	3	ヘリカルブロウ	吐出口径：65mm、吐出圧力：0.5kgf/cm ³ 、風量：1.5m ³ /min	
曝気沈砂槽兼スカムポンプ用ブロウ	1	ヘリカルブロウ	吐出口径：25mm、吐出圧力：0.25kgf/cm ³ 、風量：0.3m ³ /min	

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
汚泥貯留槽ブロワ	1	ヘリカルブロワ	吐出口径：40mm、吐出圧力：0.45kgf/cm ³ 、風量：0.65m ³ /min	
エアリフト用ブロワ	1	ヘリカルブロワ	吐出口径：25mm、吐出圧力：0.4kgf/cm ³ 、風量：0.2m ³ /min	
沈砂排出ボール弁	1	ステンレス鋼 (10K ボール弁)	呼び径：3/4	
曝気ブロワ用流量計	1	フローメーター		

別表 1-32 マンホールポンプ場（農業集落排水事業 徳仙地区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	備 考
				メーカー	
1	袋マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字徳合 5082-地先	気泡式	φ65×0.16m ³ /min×2.2kW×2 台 新明和工業(株) [揚程 14.5m]
2	欠下マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字徳合 5552 地先	気泡式	φ65×0.16m ³ /min×2.2kW×2 台 新明和工業(株) [揚程 14.3m]
3	江代マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字徳合 3585-2 地先	気泡式	φ65×0.17m ³ /min×2.2kW×2 台 新明和工業(株) [揚程 13.9m]
4	中村マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字徳合 2567-2 地先	気泡式	φ65×0.16m ³ /min×1.5kW×2 台 新明和工業(株) [揚程 5.2m]
5	下仙納マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字仙納 2341-2 地先	気泡式	φ65×0.16m ³ /min×3.7kW×2 台 新明和工業(株) [揚程 19.8m]
6	仙納橋マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字仙納 1834-2 地先	気泡式	φ65×0.16m ³ /min×1.5kW×2 台 新明和工業(株) [揚程 12.0m]

【漁業集落排水事業 親不知地区】

別表 1-33 親不知処理場の設備構成（漁業集落排水事業 親不知地区）

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
スクリーンユニット	1	自動除塵機	処理能力:2.5m ³ /min、 寸法:1000W×3150L×1000H	
沈砂排出ポンプ	1	排出ポンプ	—	
流量調整ポンプ	2	汚水ポンプ	口径:65mm、全揚程:9m、 吐出し量:0.31m ³ /min、1.5kW	
水中攪拌機	2	汚水攪拌ポンプ	給気管口径:50mm、 送気量:40m ³ /h、限界水深:4m、 出力:2.2kW	
自動微細目スクリーン	1	自動除塵機	処理能力:60m ³ /時、 寸法:1750L×450W×1000H	
ばっ気攪拌装置	2	曝気攪拌ポンプ本体	池寸法:幅 4.00m×水深 2.50m、 有効容量:495m ³	
汚泥掻寄機	1	汚泥掻き寄せ機	掻寄速度:約 1.8m/分(周速)	
沈殿槽汚泥引抜ポンプ	3	汚水ポンプ	吐出し量:0.31m ³ /min、全揚程:6m、 回転数:1185rpm	
床排水ポンプ	1	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:6m、吐出し 量:0.15m ³ /min、出力:0.75kW	
散水ポンプ	1	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:18m、吐出し 量:0.11m ³ /min、出力:0.75kW	
消毒器	1	—	標準処理水量:1,000～3,000m ³ 、 最大処理水量:3,000m ³ 以上	
脱離液移送ポンプ	1	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:8m、 吐出し量:0.2m ³ /min、出力:1.5kW	
濃縮汚泥引抜ポンプ	1	汚水ポンプ	—	
脱離液電動弁	1	外ねじ仕切弁	呼び径:150mm、ステンレス鋼 10K フランジ型外ねじ仕切弁	
汚泥貯留槽散気装置	3	ディスクディフューザー	—	
曝気沈砂槽ブロワ	1	ブロワ	口径:20mm、回転数:1,750rpm、 吐出圧力:28.5kPa、 風量:0.11m ³ /min、電動機 0.4kW	
エアリフトポンプ ブロワ	1	ブロワ	口径:32mm、回転数:1,750rpm、 吐出圧力:39.2kPa、風量:0.2m ³ /m	
汚泥貯留槽ブロワ	1	ブロワ	口径:50mm、回転数: rpm、 吐出圧力:39.2kPa、 風量:1.22m ³ /min、電動機 2.2kW	
脱臭装置	1	脱臭ファン	吸込口径:100mm、風量:5m ³ /min、 静圧:0.69Kpa、回転数:2620rpm	

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
チェーンブロック (沈殿槽室)	1	—	定格荷重:1t、揚程:7.5m、チェーンサイズ:φ8.0×1、巻上速度:3.9m/min、	
チェーンブロック (脱臭室)	1	—	定格荷重:0.5t、揚程:7.5m、チェーンサイズ:φ6.3×1、巻上速度:7.6m/min	
可搬式汚泥ポンプ (無閉塞)	1	汚水ポンプ	吐出し量:0.15m ³ /min、全揚程:10m、吸込揚程:1m、吐出揚程:9m、回転数:800rpm、吸込口径:65A、吐出口径:50A	
可搬式汚泥ポンプ (ハンディ式)	1	汚水ポンプ	口径:32mm、吐出量:0.05m ³ /min、全揚程:9m、回転数:3000rpm	
可搬式発電機	1	エンジン発電機	周波数:50Hz、発電方式:回転界磁型	

別表 1-34 マンホールポンプ場（漁業集落排水事業 親不知地区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	備 考
				メーカー	
1	外波川左岸 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字外波 440 地先	投込み式	φ65×0.16m ³ /min×0.4kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 3.2m]
				日本ヘルス工業	
2	外波地区公民館前 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字外波 360-38 地先	投込み式	φ80×0.8m ³ /min×7.5kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 25.4m]
				日本ヘルス工業	
3	外波三叉路 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字外波 247 地先	投込み式	φ80×0.22m ³ /min×7.5kW×2 台 フリクト日本(株) [揚程 9.4m]
4	歌外波小学校前 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字外波 84-1 地先	投込み式	φ80×0.28m ³ /min×2.2kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 11.1m]
				鶴見製作所	
5	歌地区 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字歌 910 地先	投込み式	左岸 φ80×0.29m ³ /min×2.2kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 11.1m]
				日本ヘルス工業	右岸 φ65×0.16m ³ /min×0.4kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 3.2m]

【漁業集落排水事業 市振地区】

別表 1-35 市振処理場の設備構成（漁業集落排水事業 市振地区）

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
スクリーンユニット	1	自動除塵機	処理能力:2.5m ³ /min、 寸法:1000W×3150L×1000H	
沈砂排出ポンプ	1	排出ポンプ	—	
流量調整ポンプ	3	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:9m、 吐出量:0.16m ³ /min	
水中攪拌機	1	汚水攪拌ポンプ	給気管口径:50mm、 送気量:40m ³ /h、限界水深:4m、 出力:2.2kW	
自動微細目スクリーン	1	自動除塵機	掻揚速度:約 3m/分、見開き:2mm、 処理量 65m ³ /h	
ばっ気攪拌装置	2	曝気攪拌ポンプ本体	池寸法:幅 4.00m×水深 2.50m、 有効容量:403m ³	
汚泥掻寄機	1	汚泥掻き寄せ機	320kgm, 0.4kW、0.088rpm、 週速:1.93m/min	
沈殿槽汚泥引抜ポンプ	3	汚水ポンプ	吐出し量:0.16～0.31m ³ /min、 全揚程:10m、回転速度:1,510rpm	
床排水ポンプ	1	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:6m、 吐出し量:0.1m ³ /min	
散水ポンプ	1	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:14m、吐出し 量:0.1m ³ /min、出力:0.75kW	
脱離液移送ポンプ	2	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:8m、 吐出し量:0.23m ³ /min、出力:1.5kW	
スカム移送ポンプ	1	汚水ポンプ	口径:50mm、全揚程:8m、 吐出し量:0.23m ³ /min	
濃縮汚泥引抜ポンプ	1	汚水ポンプ	—	
脱離液電動弁	1	外ねじ仕切弁	弁:株式会社 E-10UMAY、 ステンレス鋼 10K フランジ形	
汚泥貯留槽散気装置	2	ディスクディフューザー	—	
曝気沈殿槽ブロワ	1	ブロワ	口径:32mm	
エアリフトポンプブロワ	1	ブロワ	口径:32mm	
汚泥貯留槽ブロワ	1	ブロワ	口径:40mm	
エアーヘッダー管	—	—	入口 32A 出口 25A	
脱臭装置	1	散水方式:一過式間欠	散水液量:50L/min(24m ³ /day)、	

主要な施設の名称	施設数	構 造	能 力	摘 要
		散水	担体:多孔質セラミック	
脱臭装置 (脱臭ファン)	1	脱臭ファン	吸込口径:100mm、風量:5m ³ /min、 送風機静圧:0.69 kPa	
管理室排気ファン	1	排気ファン	定格電圧:100V/60Hz	
便所排気ファン	1	排気ファン	定格電圧:100V/60Hz	
処理室排気ファン	4		電圧 200/220V (60/60Hz) 羽根形式:40cm 金属製軸流羽根 (ステンレス)	
ブロワ室排気ファン	1		電圧 200/220V (60/60Hz) 羽根形式:35cm 金属製軸流羽根	
倉庫排気ファン	1		電圧 100V (60Hz)	
ポンプ室排気ファン	1		電圧 200V (60Hz) 羽根形式:金属製斜流羽根	
チェンブロック	1	—	揚程:500kg、揚程:8m、 巻上速度:9.1m/min	

別表 1-36 マンホールポンプ場（漁業集落排水事業 市振地区）

No.	施設名	種別	設置場所	水位計	備 考
				メーカー	
1	市振 No. 1 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字市振 741-3 地先	投込み式	φ 65×0.23m ³ /min×0.75kW×2 台 太平洋機工(株) [揚程 4.1m]
				日本ヘルス工業	
2	市振 No. 2 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字市振 875-2 地先	投込み式	φ 65×0.44m ³ /min×1.5kW×2 台 太平洋機工(株) [揚程 3.8m]
				日本ヘルス工業	
3	市振 No. 3 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字市振 897 地先	投込み式	φ 80×0.57m ³ /min×2.2kW×2 台 太平洋機工(株) [揚程 11.3m]
				日本ヘルス工業	
4	市振 No. 4 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字市振 1064-1 地先	投込み式	φ 80×0.35m ³ /min×1.5kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 8.1m]
				日本ヘルス工業	
5	市振 No. 5 マンホールポンプ	一般	糸魚川市大字市振 1061-1 地先	投込み式	φ 80×0.3m ³ /min×2.2kW×2 台 (株)鶴見製作所 [揚程 11.9m]
				日本ヘルス工業	

別紙2 事業実施中の提出書類

1 業務予定表

毎月の業務予定表として、本事業で実施する各業務の主要な作業内容等に関する日程表を作成し、提出する。

2 業務日報

管理業務は「別表 2-1」、料金徴収・窓口関係業務は「別表 2-2」に示す内容を網羅した業務日報を作成し、契約書に定めるところにより、市より請求があった場合、速やかに市に提出すること。

別表 2-1 水道施設、下水道施設、農業集落排水、漁業集落排水の管理業務の業務日報の内容

報告の種類		報告内容		
		水道施設	下水道施設	農業集落排水 漁業集落排水
01	運転データ	以下のデータを含む。 ①取水量、受水量、配水量 ②ポンプ運転時間 ③電力量、薬品毎使用量 ④水質データ ・給水栓水質（毎日検査結果の管理） ・主要水質（残留塩素等）	以下のデータを含む。 ①総流入量、放流量 ②脱水処理量、発生ケーキ搬出量 ③電力量、薬品毎使用量 ④水質データ ・処理プロセス毎の主要水質 ・放流水質	以下のデータを含む。 ①総流入量、放流量 ②余剰汚泥引き抜き量 ③電力量、薬品毎使用量 ④水質データ ・処理プロセス毎の主要水質 ・放流水質
02	業務実績	実施した業務とその概要	実施した業務とその概要	実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項	特に報告すべき事項	特に報告すべき事項

別表 2-2 料金徴収・窓口業務の業務日報の内容

報告の種類		報告内容
01	業務状況報告	当該日の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明
02	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項

3 月間業務報告書

維持管理業務は「別表 2-3」～「別表 2-7」に示す内容を網羅した月間業務報告書を作成し、契約書に定めるところにより、市に提出すること。

なお、月間業務報告書は目次を作成し「上下水道事業包括的民間委託月間業務報告書」として、一括で提出すること。

4 年間業務報告書

(1) 年間業務報告書の内容

維持管理業務は「別表 2-8」～「別表 2-11」に示す内容を網羅した年間業務報告書を作成し、契約書に定めるところにより、市に提出すること。

また料金徴収・窓口関係業務については、「別表 2-12」に示す内容を網羅した年間業務報告書を作成し、契約書に定めるところにより、市に提出すること。なお、年間業務報告書は目次を作成し、「上下水道事業包括的民間委託年間業務報告書」として、一括で提出すること。

5 業務報告書の改善等

業務日報、月間業務報告書及び年間業務報告書の内容等について、必要があるときは、市・事業者協議の上、その内容等を改善すること。

6 報告書の構成等

業務日報、月間業務報告書及び年間業務報告書の内容を踏まえ、運営計画書に年間業務報告書及び年間業務報告書の構成等を添付し、市・事業注者協議の上、記載事項を含め構成等を定めるものとする。なお、業務実績の集計は、水道は事業認可、下水道はセグメント会計を単位として行うこと。

7 改築業務、各種調査・計画策定業務

各施設の改築業務、各種調査・計画策定業務は、月間業務実施報告書として、業務毎に履行報告を行うこと。

別表 2-3 水道施設、下水道施設、農業集落排水、漁業集落排水の月間業務実施報告書の内容

報告の種類		報告内容		
		水道施設	下水道施設	農業集落排水 漁業集落排水
01	処理状況 報告	当該月における浄水処理施設状況の説明	当該月における下水処理施設状況の説明	当該月における下水処理施設状況の説明
02	運転データ	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ①月間取水量、受水量、配水量 ②日毎取水量、受水量、配水量 ③日毎電力量、薬品使用量 ④ポンプ施設の主要運転データ ⑤水質データ ・原水水質 ・浄水水質 ・給水栓水質 ・その他実施した水質分析データ ⑤ 温室効果ガス排出状況	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ①月間総流入量、放流量 ②日毎流入量 ③返送汚泥引抜量、余剰汚泥引抜量 ④脱水処理量、発生ケーキ搬出量 ⑤日毎電力量、薬品毎使用量 ⑥中継ポンプ場の主要運転データ ⑦下水マンホールポンプ場の電力量データ ⑧水質データ ・流入水質、処理プロセス毎水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ ⑨温室効果ガス排出状況	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ①月間総流入量、放流量 ②余剰汚泥引抜量 ③電力量、薬品使用量 ④マンホールポンプ場の電力量データ ⑤水質データ ・流入水質、処理プロセス毎水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ ⑥温室効果ガス排出状況
03	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績
04	報告書綴り	①水道施設日常・巡視点検報告 ②定期設備点検報告 ③修繕実施報告 ④故障・異常等緊急時対応報告 ⑤調達実績報告 ⑥その他必要な報告	①浄化センター日常・巡視点検報告 ②中継ポンプ場巡回点検報告 ③下水マンホールポンプ場巡回点検報告 ④定期設備点検報告 ⑤修繕実施報告 ⑥故障・異常等緊急時対応報告 ⑦自家発電機運転記録表 ⑧調達実績報告 ⑨その他必要な報告	①浄化センター日常・巡視点検報告 ②マンホールポンプ場巡回点検報告 ③定期設備点検報告 ④修繕実施報告 ⑤故障・異常等緊急時対応報告 ⑥調達実績報告 ⑦その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項	当該月において、特に報告すべき事項	当該月において、特に報告すべき事項

別表 2-4 管路関係業務の月間業務実施報告書の内容

報告の種類		水道管路	汚水管路
01	業務状況 報告	当該月の水道管路関係業務の状況 についての説明	当該月の下水道管路関係業務の状況についての説明
02	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて 当該月に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した 業務毎の実績 ②予定外業務の実績
03	報告書綴り	①糸魚川地区、青海地区における 排水作業（高水温防止） ②能生地区における排水作業（濁 水防止） ③高区配水管の定期排水作業報告	①KPI 検討のための基礎データ ・汚水管路に起因する道路陥没箇所 ・管路詰まり発生件数 ・マンホール蓋不具合発生件数 等 (事業者が提案し、市との協議で決定する。) ②計画的維持管理業務 ・計画的点検調査業務 ・計画的清掃業務 ・小規模修繕 ③住民対応業務 ・苦情等の受付、現地確認 ・事故対応業務 ・小規模修繕 ④公共汚水柵設置調査業務 ⑤情報管理業務 ・データ等の記録、保管
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項	

別表 2-5 浄化槽関係業務の月間業務実施報告書の内容

報告の種類		浄化槽
01	業務状況 報告	当該月の浄化槽関係業務の状況についての説明
02	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績
03	報告書綴り	①水質調査 ・放流水の水温 ・透視度 ・残留塩素 ・pH

報告の種類		浄化槽
		②以下の業務等の報告 ・汚泥の堆積状況 ・維持管理に必要な消毒用薬剤等の補充 ・ブロワ故障時における代替ブロワの設置 ・浄化槽機能を低下又は停止させるおそれのあるごみ等の異物の除去及び廃棄 ・運転機能の異常時の対応、対処、経過を含む結果報告
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項

別表 2-6 調達管理・修繕業務の月間業務実施報告書の内容

報告の種類		調達	修繕
01	業務状況報告	当該月の調達管理業務の状況についての説明	当該月の修繕関係業務の状況についての説明
02	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて 当該月に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した 業務毎の実績 ②予定外業務の実績
03	報告書綴り		
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項	

別表 2-7 料金徴収・窓口関係業務の月間業務実施報告書の内容

報告の種類		報告内容
01	業務状況報告	当該月の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明
02	メーター管理業務	メーターの購入、出庫、入庫
03	業務実績	当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績及び予定業務の実績及び市との協議により決定した業務委託の水準の目標値の達成状況
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項

別表 2-8 水道施設、下水道施設、農業集落排水、漁業集落排水の年間業務実施報告書の内容

報告の種類		報告内容		
		水道施設	下水道施設	農業集落排水 漁業集落排水
01	処理状況報告	当該年における水処理施設状況の説明	当該年における下水処理施設状況の説明	当該年における下水処理施設状況の説明
02	運転データ	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ①年間取水量、受水量、配水量 ②月毎取水量、受水量、配水量 ③月毎電力量、薬品使用量 ④ポンプ施設の主要運転データ ⑤水質データ ・原水水質 ・浄水水質 ・給水栓水質 ・その他実施した水質分析データ ⑥温室効果ガス排出状況	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ①総流入量、放流量(晴天時、雨天時の日平均・日最大水量の集計含む) ②月毎流入量、放流量 ③返送汚泥引拔量、余剰汚泥引拔量 ④脱水処理量、発生ケーキ搬出量月毎電力量、薬品毎使用量 ⑤主要設備運転時間 ⑥中継ポンプ場の主要運転データ ⑦下水マンホールポンプ場のポンプ運転時間・電力量・その他のデータ ⑧水質データ ・流入水質、処理プロセス毎水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ ⑨温室効果ガス排出状況	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ①総流入量、放流量(晴天時、雨天時の日平均・日最大水量の集計含む) ②月毎流入量、放流量 ③余剰汚泥引拔量 ④月毎電力量、薬品毎使用量 ⑤主要設備運転時間 ⑥マンホールポンプ場のポンプ運転時間・電力量・その他のデータ ⑦水質データ ・流入水質、処理プロセス毎水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ ⑧温室効果ガス排出状況
03	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績
04	報告書綴り	①水道施設日常・巡視点検報告 ②定期設備点検報告 ③修繕実施報告 ④故障・異常等緊急時対応報告 ⑤調達実績報告 ⑥完了した改築工事業務の施設情報 ⑦その他必要な報告定期設備点検報告	①浄化センター日常・巡視点検報告 ②中継ポンプ場巡回点検報告 ③下水マンホールポンプ場巡回点検報告 ④定期設備点検報告 ⑤修繕実施報告 ⑥故障・異常等緊急時対応報告 ⑦自家発電機運転記録表 ⑧調達実績報告 ⑨完了した改築工事業務の施設情報 ⑩その他必要な報告	①浄化センター日常・巡視点検報告 ②農集マンホールポンプ場巡回点検報告 ③定期設備点検報告 ④修繕実施報告 ⑤故障・異常等緊急時対応報告 ⑥調達実績報告 ⑦完了した改築工事業務の施設情報 ⑧その他必要な報告定期設備点検報告

報告の種類		報告内容		
		水道施設	下水道施設	農業集落排水 漁業集落排水
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項	当該年において、特に報告すべき事項	当該年において、特に報告すべき事項

別表 2-9 管路関係業務の年間業務実施報告書の内容

報告の種類		水道管路	汚水管路
01	業務状況 報告	当該年の水道管路関係業務の状況 についての説明	当該年の下水道管路関係業務の状況についての説明
02	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて 当該年に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した 業務毎の実績 ②予定外業務の実績
03	報告書綴り	①糸魚川地区、青海地区における 排水作業（高水温防止） ②能生地区における排水作業（濁 水防止） ③高区配水管の定期排水作業報告 ④完了した改築工事業務の施設情 報	①KPI 検討のための基礎データ ・汚水管路に起因する道路陥没箇所 ・管路詰まり発生件数 ・マンホール蓋不具合発生件数 等 (事業者が提案し、市との協議で決定する。) ②計画的維持管理業務 ・計画的点検調査業務 ・計画的清掃業務 ・小規模修繕 ③住民対応業務 ・苦情等の受付、現地確認 ・事故対応業務 ・小規模修繕 ④公共汚水柵設置調査業務 ⑤情報管理業務 ・データ等の記録、保管
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項	

別表 2-10 浄化槽関係業務の年間業務実施報告書の内容

報告の種類		浄化槽
01	業務状況 報告	当該年の水道管路関係業務の状況についての説明
02	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績
03	報告書綴り	①水質調査 ・放流水の水温 ・透視度 ・残留塩素 ・pH ②以下の業務等の報告 ・汚泥の堆積状況 ・維持管理に必要な消毒用薬剤等の補充 ・ブロワ故障時における代替ブロワの設置 ・浄化槽機能を低下又は停止させるおそれのあるごみ等の異物の除去及び廃棄 ・運転機能の異常時の対応、対処、経過を含む結果報告
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項

別表 2-11 調達・修繕業務の年間業務実施報告書の内容

報告の種類		調達	修繕
01	業務状況 報告	当該年の調達関係業務の状況についての説明	当該年の修繕関係業務の状況についての説明
02	業務実績	①当該年間運営計画書に基づいて 当該年に予定した業務毎の実績 ②予定外業務の実績	①当該年間運営計画書に基づいて当該年に予定した 業務毎の実績 ②予定外業務の実績
03	報告書綴り		
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項	

別表 2-12 料金徴収・窓口関係業務の年間業務実施報告書の内容

報告の種類		報告内容
01	業務状況報告	当該年の料金徴収・窓口関係業務の状況についての説明
02	メーター管理業務	メーターの購入、出庫、入庫
03	業務実績	当該年間運営計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績及び予定業務の実績及び市との協議により決定した業務委託の水準の目標値の達成状況
04	特記事項	苦情等その他特に報告すべき事項

別紙3 個別業務一覧表

別途書類の提出を求める個別業務は、「別表 3-1」のとおりとする。

別表 3-1 別途書類の提出を求める個別業務一覧

業務区分		業務内容	個別業務
マネジメントに関する業務		・水道施設技術マネジメント業務	
		・下水道施設技術マネジメント業務	
水道施設に関する業務	水道施設管理業務	・運転監視業務	
		・保守点検業務	
		・水質検査業務	
		・調達管理業務	
		・情報管理業務	
		・その他業務	
	水道施設改築業務	・アセットマネジメント計画（案）策定業務	○
		・改築設計業務	
		・改築工事業務	○
	水道事業各種調査・計画策定業務	・水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務	○
下水道施設に関する業務	処理場施設等管理業務	・運転管理業務	
		・保守点検業務	
		・調達管理業務	
		・情報管理業務	
		・廃棄物等収集運搬業務	
		・その他業務	
	処理場施設等改築業務	・ストックマネジメント計画（案）作成業務	○
		・改築設計業務	○
		・改築工事業務	○
	汚水管路施設等管理業務	・計画的維持管理業務	
		・住民対応業務	
		・廃棄物等収集運搬業務	
		・情報管理業務	
	汚水管路施設等改築業務	・ストックマネジメント計画（案）作成業務	○
		・改築設計業務	○
	下水道事業各種調査・計画策定業務	・下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務	○
		・下水道経営戦略見直し業務	○
		・不明水調査業務	○
浄化槽に関する業務	浄化槽管理業務	・法定検査	
		・保守点検	
		・清掃業務	
		・小規模修繕業務	

業務区分		業務内容	個別業務
料金徴収・ 窓口関係業務	料金徴収・ 窓口関係 業務	・料金徴収業務	
		・窓口関係業務	
		・給水装置、排水設備に関する業務	
		・受益者負担金及び分担金に関する業務	
システム保守 業務	システム 保守 業務	・下水道台帳作成業務	○
		・マッピングシステム保守業務	○
		・水道マッピングシステムデータメンテナンス業務	○
		・料金システム保守業務	○
		・下水道施設設備管理システム保守業務	○
水道事業及び 下水道事業	緊急時 対応 業務	・設備故障対応業務	
		・苦情対応業務	
		・地震時緊急点検業務	
		・非常配備業務	
		・その他、市からの協力要請による業務	
	附帯業務	・事業者の提案による市との協議を経て実施するシステム構築	
	任意業務	・事業者の提案による事業	

別紙4 業務マニュアルの記載事項

1 業務マニュアルの記載事項

事業者は事業期間を通じ、業務マニュアルを適宜作成し、事業終了日 180 日前までに暫定版を、事業終了日までに最終版を市に提出するものとする。

業務マニュアルは、事業対象施設固有の運転管理、保守管理上の留意点を明確に把握できるような内容とし、以下の項目に沿って記載すること。

- (1) 浄水、水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 各電気設備、機械設備、土木建築・附帯設備の留意点
- (3) 計装設備及び制御装置の調節状況
- (4) 運転上の特例的な操作
- (5) 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量
- (6) 料金徴収・窓口関係業務の業務フロー
- (7) 窓口関係業務における住民からの問い合わせへの対応方法
- (8) 給水装置、排水設備の管理業務における書類の審査方法
- (9) 市からの貸与品の一覧
- (10) その他留意事項

別紙5 事業全体の経費の負担区分

別表 5-1 経費に関する負担

事業	負担の種類	内容	負担区分	
			市	事業者
水道施設 管理業務	運転監視	本件施設の運転・監視・操作・記録に関する人件費		○
		本件施設の運転・監視・操作・記録に関する消耗品類の管理・調達費		○
	保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○
		本件施設の保守点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
		本件施設の小規模修繕、簡易故障修理に関する費用		○
		本件施設の施設管理、環境整備業務（剪定、植栽、清掃等）に関する費用		○
	水質検査	本件施設の運転管理上で必要な水質分析		○
		本件施設の運転管理上で必要な水質分析の試薬、ガラス器具類、その他消耗品類の管理・調達費用		○
		水道施設の法定水質検査費用	○	
		採水、搬送や検査結果評価に関する費用		○
	調達管理	本件施設のガス、水道、電力、通信、燃料、薬品の調達費及び事務管理費用		○
		本件施設のその他消耗品、備品の調達費及び事務管理費用		○
	情報管理	本件施設の管理業務全般におけるデータの記録に関する費用		○
	その他	本件施設の水槽、給水車、タンク等の清掃やメンテナンスに関する費用		○
		見学者等の対応に関する費用		○
		本件施設の保安全管理に関する費用		○
水道施設 改築業務	アセットマネジメント計画策定	アセットマネジメント計画（案）の策定に関する費用		○
	改築設計・改築工事	事業者が実施する改築設計業務・改築工事業務に関する人件費		○
		事業者が実施する改築設計業務・改築工事業務に関する費用		○
		市が実施する改築設計業務・改築工事業務に関する人件費	○	
		市が実施する改築設計業務・改築工事業務に関する費用	○	
水道各種計画策定業務	各種計画	水道ビジョン及び経営戦略の見直しに関する費用		○
		その他市が必要とする計画策定に関する費用	○	
処理場 施設等 管理業務	運転監視	本件施設の運転・監視・操作・記録に関する人件費		○
		本件施設の運転・監視・操作・記録に関する消耗品類の管理・調達費		○
		本件施設の運転管理上で必要な水質検査、分析に関する費用		○

事業	負担の種類	内容	負担区分	
			市	事業者
		本件施設のマンホールポンプ設備の維持管理に関する費用		○
		本件施設のその他運転管理に関する費用		○
	保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○
		本件施設の保守点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
		本件施設の小規模修繕、簡易故障修理に関する費用		○
		本件施設の施設管理、環境整備業務（剪定、植栽、清掃等）に関する費用		○
	調達管理	本件施設のガス、水道、電力、通信、燃料、薬品の調達費及び事務管理費		○
		本件施設のその他消耗品、備品の調達費及び事務管理費用		○
	情報管理	本件施設の管理業務全般におけるデータの記録に関する費用		○
	廃棄物等収集	沈砂・しさ、脱水ケーキ、汚泥の処分費（公共）		○
		沈砂・しさ、脱水ケーキ、汚泥の運搬費及び廃棄物の運搬・処分に係る事務管理費		○
		余剰汚泥の運搬・処分費		○
処理場 施設等 管理業務	廃棄物等収集	余剰汚泥の運搬・処分に係る事務管理費		○
	その他	本件施設の水槽、給水車、タンク等の清掃やメンテナンスに関する費用		○
		見学者等の対応に関する費用		○
		本件施設の保安全管理に関する費用		○
処理場 施設等 改築業務	ストックマネジメント計画 策定	ストックマネジメント計画（案）の策定に関する費用		○
	改築設計・ 改築工事	事業者が実施する改築設計業務・改築工事に関する人件費		○
		事業者が実施する改築設計業務・改築工事に関する費用		○
污水管路 施設等 管理業務	計画的 維持管理	本件污水管路の点検、調査、清掃に関する費用		○
		本件污水管路の小規模修繕に関する費用		○
		本件污水管路に係る廃棄物等収集運搬に関する費用		○
污水管路 施設等 改築支援 業務	ストックマネジメント計画 策定	ストックマネジメント計画（案）の策定に関する費用		○
	改築設計・ 改築工事	事業者が実施する改築設計業務に関する人件費		○
		事業者が実施する改築設計業務に関する費用		○
		市が実施する改築工事に関する人件費	○	
		市が実施する改築工事に関する費用	○	
下水道	調査計画	事業計画、事業計画認可変更業務に関する費用		○

事業	負担の種類	内容	負担区分	
			市	事業者
各種計画 策定業務		下水道経営戦略の見直しに関する費用		○
		不明水の調査に関する費用		○
		その他市が必要とする計画策定に関する費用	○	
浄化槽管理業務		本件浄化槽の浄化槽法第 11 条検査に関する費用		○
		本件浄化槽の保守点検業務に関する費用		○
		本件浄化槽の浄化槽法第 7 条検査に関する費用		○
		本件浄化槽の修繕に関する費用		○
料金徴収・窓口関係業務		料金徴収・窓口関係に関する費用		○
		(局庁舎を窓口として使用する場合) 庁舎の使用に係る光熱水費、庁舎使用料、電話使用料、庁舎消耗品等	按分	
		市が貸与可能な備品等	○	
		上記以外のもの		○
緊急時対応業務		設備故障対応に関する費用		○
		苦情対応に関する費用		○
		地震時緊急点検に関する費用		○
		非常配備に関する費用		○
		上記の緊急時対応で要求水準書に定める想定数量を超えた場合の費用	○	
		その他、市からの協力要請による業務	○	
共通	システム関連	料金システム等の賃貸借に関する費用	○	
		料金システム等の保守、管理に関する費用		○
	モニタリング	モニタリングに関する費用	○	
		セルフモニタリングに関する費用		○
	業務準備	業務準備期間に市が事業者に行う業務引継ぎに係る自らの費用	○	
		業務準備期間に事業者が前事業者から行う業務引き継ぎに係る自らの費用		○
	施設運営	事務機器、事務用品、福利厚生費等、事業者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
	緊急対応	災害協定に基づく応援要請に係る費用	○	
	機能確認	運営開始時の既存施設の機能確認の準備に係る費用	○	
		契約終了時の機能確認の準備に係る費用		○
	契約終了時の 修・指導	市の責めに帰する事由による契約終了時の研修・指導に係る費用	○	
		上記以外による契約終了時の研修・指導に係る費用		○

別紙6 経費区分と支払額の考え方

1 本業務の経費区分

本事業で履行を求める業務は、「別表 6-1」に示す4つの経費区分により対価の支払いを行うものとする。

なお、下水道事業の調達管理業務に含まれる電力、薬品は、「別紙 29 各浄化センターの想定流入水量、想定汚泥発生量」に示す各年度の下水道事業全体の想定流入下水量から±5%の変動が生じた場合、5%を超える水量分について市と事業者で協議し精算するものとする。

別表 6-1 本事業の経費区分の考え方

経費区分	考え方
固定費	・当初の事業契約により確定した金額により支払いを行うもの
変動費（実績）	・事業期間中の業務実績により支払いを行うもの
変動費（水量）	・事業期間中の配水量、流入水量の変動に比例し支払いを行うもの
個別精算	・事業者からの入札等により確定した金額により支払いを行うもの

2 各業務の経費区分

本事業の各業務の経費区分は、「別表 6-2」に示すとおりとする。

別表 6-2 各業務の経費区分

業務区分	業務内容		経費区分
水道	マネジメントに関する業務	・水道施設技術マネジメント業務	固定費
		・下水道施設技術マネジメント業務	固定費
	水道施設管理業務	・運転監視業務	固定費
		・保守点検業務	固定費
			変動費(実績)
		・水質検査業務	固定費
		・調達管理業務	変動費(実績)
		・情報管理業務	固定費
		・廃棄物等処理業務	固定費
		・その他業務	固定費
	水道施設改築業務	・更新計画（案）策定業務	個別精算
		・改築設計業務	固定費
		・改築工事業務	個別精算
			個別精算
	調査・計画業務	・水道ビジョン、経営戦略見直業務	個別精算
下水	処理場施設等管理業務	・運転管理業務	固定費
		・保守点検業務	固定費

業務区分		業務内容		経費区分	
道			修繕	変動費(実績)	
		・ 調達管理業務	電力、薬品	変動費(水量)	
			上記以外	変動費(実績)	
		・ 情報管理業務		固定費	
		・ 廃棄物等処理業務		変動費(実績)	
		・ その他業務		固定費	
	処理場施設等 改築業務	・ ストマネ修繕・改築計画（案）作成		個別精算	
		・ 改築設計業務		個別精算	
		・ 改築工事業務		個別精算	
	污水管路施設等 管理業務	・ 計画的維持管理業務		固定費	
		・ 住民対応業務	修繕以外	変動費(実績)	
			修繕	個別精算	
		・ 情報管理業務		固定費	
	污水管路施設等 改築業務	・ ストマネ点検・調査計画（案）作成業務		個別精算	
		・ ストマネ修繕・改築計画（案）作成業務		個別精算	
		・ 改築設計業務		個別精算	
	調査計画業務	・ 事業計画、事業計画認可変更業務		個別精算	
		・ 下水道経営戦略見直し業務		個別精算	
		・ 不明水調査業務		個別精算	
	合併処理 浄化槽管理業務	・ 法定検査		固定費	
		・ 保守点検		固定費	
		・ 清掃業務		変動費(実績)	
		・ 廃棄物等処理業務		変動費(実績)	
		・ 小規模修繕業務		変動費(実績)	
	料金徴収・ 窓口関係業務		・ 料金徴収業務		固定費
			・ 窓口関係業務		固定費
			メーター調達・管理・受付		変動費(実績)
・ 給水装置、排水設備に関する業務			固定費		
・ 受益者負担金及び分担金に関する業務			固定費		
システム保守業務		・ 下水道台帳作成業務		固定費	
		・ マッピングシステム保守業務		固定費	
		・ 水道マッピングシステムデータメンテナンス業務		個別精算	
		・ 料金システム保守業務		固定費	
		・ 下水道施設設備管理システム保守業務		固定費	
緊急時対応業務		・ 設備故障対応業務		変動費(実績)	
		・ 苦情対応業務		変動費(実績)	
		・ 地震時緊急点検業務		変動費(実績)	
		・ 非常配備業務		変動費(実績)	
		・ その他、市からの協力要請による業務		変動費(実績)	
附帯業務		・ 事業者の提案によるシステム構築		－	
任意業務		・ 事業者の提案による事業		－	

別紙7 貸与品一覧表

市から事業者へ貸与する備品を「別表 7-1」に示す。事業者は、貸与品の詳細について台帳を作成し、その保管状況を把握しなければならない。また、事業者は、貸与品の引渡しを受けた後、当該貸与品に不具合等があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに委託者に通知する。

別表 7-1 市から事業者への貸与品

貸与品	数量	備考
公営企業会計システム端末機	1 台	
上下水道料金システム	1 式	
上下水道マッピングシステム	1 式	
下水道施設設備管理システム	1 式	
上水道監視システム	1 式	
能生谷簡水監視システム	1 式	
能生区域簡水監視システム(能生谷以外)	1 式	
検針用ハンディーターミナル	63 台	光コミュニケーションユニット 2 台 集合充電器 4 台 無線親機 2 台 含む
検針用バーコードリーダー	1 台	
デュプロメールシーラー	1 台	
バキューム車	1 台	
給水車	1 台	
各種設備・備品	1 式	
業務に供する事務備品(机、椅子、書庫、什器等)	1 式	
機器に特有な工具類	1 式	
業務に供する場所		
業務に供する駐車場		

別紙8 改築工事の積算方法

1 一般事項

事業者は、改築工事の予定価格等の算出のため改築工事の積算を行い、実施設計書等を作成する。

2 積算基準

積算基準は改築工事等の工種を踏まえ、公的な積算基準を適用することとし、使用する積算基準は、市と協議して決定すること。

3 積算の方法

積算は、以下により実施すること。

- (1) 積算体系は、適用する積算基準に準ずることとし、使用した歩掛や見積結果など価格設定に関わる資料を、明示又は添付すること。
- (2) 積算に当たり非公表となる単価・歩掛を使用する必要がある場合は、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ、積算すること。
- (3) 国土交通省の社会資本整備総合交付金等を適用し、かつ工期を複数年に設定する場合、事前に一括設計審査（全体設計）の承認が必要となることから、承認に必要な資料を作成すること。
- (4) 国土交通省の社会資本整備総合交付金等、各種補助金・交付金を適用し、会計検査院の検査対象となる場合、市が受験する会計検査の支援を行うこと。

4 提出書類

- (1) 実施設計書（工事費内訳書、見積書等価格設定資料等）
- (2) 一括設計審査（全体設計）申請書
- (3) 電子データ
- (4) その他、市が指示する図書

別紙9 改築工事監理業務仕様書

1 一般事項

事業者は改築工事の実施設計書に関し、市の承認を受けて工事を発注すること。設備の処理能力及び性能、工事に関する法令順守は、全て事業者の責任で確保すること。

施工にあたり必要となる許認可等については、事業者の責任及び負担で行うこと。また市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、事業者は書類作成及び手続き等について、工事の進捗に支障がないよう協力すること。

2 施工管理

(1) 機器製作図及び施工図

事業者は、協力企業と協議し、発注図書の機器仕様書で定める機器製作図、製作仕様書及び施工図等を作成し、市の承認を得ること。承認された機器製作図等に、変更又は追加がある場合は、再度速やかに市の承認を得ること。

(2) 施工計画書

事業者は、協力企業と協議し、工事着手前に工事を完成させるために必要な手順や工法、施工管理等を記載した施工計画書を作成し、市の承認を得ること。また施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を作成し、速やかに市の承認を得ること。

なお施工計画書には、次の事項を記載すること。

- ・ 工事概要
- ・ 主要資材
- ・ 施工方法（仮設計画含む）
- ・ 施工管理方法
- ・ 安全管理
- ・ 緊急時の体制及び対応
- ・ その他、市及び事業者が指示する事項

(3) 施工管理

- ・ 事業者は、協力企業が施工計画書に従って工事を行い、施設の能力が十分発揮されるよう施工管理を行うこと。
- ・ 事業者は、随時、施工管理記録を作成保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に取りまとめて提出すること。
- ・ 事業者は、完成時に不可視となる部分や、履行状況が確認できるよう工事写真を撮影し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に取りまとめて提出すること。
- ・ 事業者は工事の進捗状況を把握し、工程を管理すること。工期延期が見込まれるときは、その旨を速やかに市と協議すること。

(4) 安全管理

- ・事業者は、協力企業に工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じること。
- ・事業者は、関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、協力企業に工事中の安全を確保すること。
- ・事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置が必要な場合は、同条第 2 項の規定に基づき、協力企業に措置を講じる者を指名させること。
- ・既存施設に損傷等を与えた場合、事業者は市に報告するとともに関係機関に連絡して応急措置を行い、施設の復旧を行うこと。

(5) 緊急時の体制及び対応

- ・事業者は、豪雨、出水、その他の天災に関し、常に天気予報等で注意を払い、災害を最小限に抑えるための防災体制を協力企業に確立させること。
- ・上記措置については、施工計画書の「緊急時の体制及び対応」に記載すること。
- ・事業者は、災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させて応急処置を講じ、直ちに市及び関係機関へ通報すること。
- ・事業者は、災害防止のため必要があると認められるときは、協力企業に臨機の措置をとらせること。また事業者はその内容を、速やかに市に報告すること。

(6) 保安全管理

事業者は、工事情報、設備情報等の内容に関して、市が管理する施設情報システムへ登録すること。

2 総合試運転及び性能試験

(1) 総合試運転

総合試運転とは、改築された施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認し、かつ総合的な運転調整を行うものであり、事業者及び協力企業は総合試運転の要領を記載した総合試運転計画書を作成し、市の確認を受けた後に実施すること。なお市は、総合試運転に立会うことができる。

(2) 性能試験

性能試験とは、改築された施設等が要求水準書に示す性能及び設計図書を満足していることを確認するために行うものであり、事業者及び協力企業は、性能試験の要領を記載した性能試験計画書を作成し、市の確認を受けた後に実施すること。なお市は、性能試験に立会うことができる。

3 完成検査

工事が完成した場合、事業者は工事が適正に行われたこと確認するため、協力企業に対して完成検査を実施すること。

市は事業者の完成検査終了後、別途改めて完成検査を実施する。その際必要な完成図書の部数は、別途市が指示する。

4 完成図書

完成図書として以下の項目を納品すること。

- ・ 工事完成図
- ・ 機器仕様書
- ・ 機器取扱説明書
- ・ 施工管理記録
- ・ 運転操作に関する説明書
- ・ 官公庁手続き書類
- ・ 工事請負契約書（写）
- ・ 工事写真帳
- ・ 電子データ
- ・ その他、市が指示する図書

別紙10 配水量管理の要求水準

1 水道事業

水道事業における想定配水量を「別表 10-1」に示す。

別表 10-1 水道事業における想定配水量

対象項目		配水量 (m ³ /日)		
		上水道事業	簡易水道事業	水道事業合計
日平均配水量	令和9年度	10,980	2,480	13,460
	令和10年度	10,758	2,415	13,173
	令和11年度	10,535	2,350	12,885
	令和12年度	10,312	2,285	12,597
	令和13年度	10,093	2,220	12,313
	令和14年度	9,875	2,155	12,030
	令和15年度	9,656	2,090	11,746
	令和16年度	9,438	2,025	11,463
	令和17年度	9,219	1,960	11,179
	令和18年度	9,011	1,895	10,906

別紙11 定期排水作業実施要領

1 作業場所

- ・原山区域
- ・大野区域
- ・真光寺区域
- ・越区域

2 作業時期

- (1) 越区域は年1回、その他区域は年2回実施する。
- (2) 事業者は、実施の2週間前までに作業計画書を市に提出し、承認を得ること。

3 作業内容

- (1) 作業前準備
 - ・区域の需要家に対し、作業内容及び濁水発生注意等の周知文書配布を行う。
- (2) 排泥作業
 - ・仕切弁操作により、ドレン管及び消火栓より排水を行う。
 - ・濁りの有無を確認し、ドレンバルブ調整及び消火栓の閉止を行う。
- (3) 関係先への連絡
 - ・区域により、作業開始時、作業中、終了時に特定の施設に電話連絡が必要な場合があるので、留意すること。

4 その他

この他区域においても、濁水による排泥作業の必要が生じた場合には、作業を実施するものとする。

別紙12 小規模修繕業務

1 業務対象施設

小規模修繕業務の対象施設は、水道施設、下水道施設、浄化槽施設とする。

2 業務内容

- (1) 小規模修繕の年間上限額は、「別表 12-1」に示す金額を目安とする。また故障又は異常が生じた設備の他、老朽化等により予防的に実施する小規模修繕も含めた年間修繕計画を作成し、市・事業者で協議のうえ市の承諾を得て実施すること。

別表 12-1 小規模修繕の年間上限額

区 分	年間上限額	備 考
水道施設	30,000,000 円	
下水道施設	65,000,000 円	処理場、管路含む
浄化槽	6,000,000 円	

- (2) 1 件あたりの修繕金額が 200 万円未満（税込み）の場合は、修繕内容が分かる資料及び見積書（1 者）を市に提出し、事前に承諾を得て実施すること。
- (3) 1 件あたりの修繕金額が 200 万円以上（税込み）の場合は、複数者による見積徴収を行い、修繕内容が分かる資料と見積書を提出し、事前に承諾を得て実施すること。
- (4) 小規模修繕の完了後、修繕完了報告書を提出し、市の現地確認を受けること。
- (5) 修繕完了報告書には、作業内容及び作業状況が判る写真を添付すること。
- (6) 二次被害の防止や機能の早期回復の観点から、緊急に修繕実施が必要な場合は、見積書等の提出前に修繕実施に関し、口頭で市の承諾を得ること。

別紙13 計装設備点検仕様書

1 一般事項

(1) 業務場所

糸魚川市上水道施設及び、簡易水道施設

(2) 適用法規及び規格

- ・水道法
- ・計量法
- ・電気事業法
- ・その他関連法規、規格等

(3) 基本事項

- ・事業者は「2. 保守点検項目」の記載に基づき、保守点検等を行うこと。
- ・仕様書に関し、疑義が生じたときは、市と協議のうえ決定すること。
- ・仕様書に記載されていない事項についても、作業の遂行上当然必要なものは、市の承認を得て、事業者の負担で行うこと。
- ・本業務に関し必要な検査、試験及び調整は、市が承認した方法で行うこと。なお、検査、試験及び調整に必要な測定機器類は、事業者が準備するものとする。
- ・事業者は業務にあたり、点検に必要な技術員及び特殊技術を要する作業には、熟練者を派遣して行うものとする。
- ・現場作業にあたっては、十分な安全管理を行うとともに、労働基準法等の法規の厳守及び、事故等の防止に万全を期すこと。

(4) 提出書類（各1部）

- ・着手届
- ・工程表
- ・完了届
- ・点検状況写真
- ・点検結果報告書
- ・その他、市が必要とする書類

2 保守点検内容

(1) 点検箇所、点検項目、頻度等

上水道施設の計装設備点検箇所、点検項目を「別表 13-1」～「別表 13-4」に示す。点検頻度は「別表 13-5」に示すとおり毎年とする。

簡易水道施設は、令和9年度年から令和13年度の5か年は、「別表 13-6」、「別表 13-7」に

従い保守点検を実施する。令和 14 年度以降の点検箇所、点検項目、頻度等は、令和 13 年度までの業務実施状況を踏まえた事業者提案とし、市の承諾により決定する。

別表 13-1 糸魚川区域 梶屋敷水源地

No	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
1	井戸水位	水位計	ELR200R	3391941	梶屋敷水源地
		ディストリビュータ	250DL	860428040	〃
		警報設定器	220VAS-2	86635124	〃
		指示計	XL-110C	0049	〃
		テレメータ	DDW-3000	3202461	梶屋敷-局
2	No1貯水槽水位	水位計	EDR-N7	3264533	梶屋敷水源地
		ディストリビュータ	250DL	860428041	〃
		警報設定器	220VAS-2A	866335123	〃
			220VAS-2A	866335129	〃
			220VAS-2A	866335128	〃
		指示計	XL-110C	0085	〃
		テレメータ	DDW-3000	3202461	梶屋敷-局
3	No2貯水槽水位	水位計	EDR-N7	3264534	梶屋敷水源地
		ディストリビュータ	250DL	860428042	梶屋敷-局
4	残留塩素濃度	残留塩素濃度計	FRD-II	91FB16462	梶屋敷水源地
		調節計	UT351		〃
		指示計	XL-110C	0084	〃
		テレメータ	DDW-3000	3202461	梶屋敷-局
5	貯水濁度	濁度計	AN455	3264532	梶屋敷水源地
		警報設定器	220VAS-2	86635121	〃
		指示計	XL-110C	0083	〃
		テレメータ	DDW-3000	3202461	梶屋敷-局
6	吐出圧力	圧力伝送器	EPR-N7	3264537	梶屋敷水源地
		ディストリビュータ	250DL	360428043	〃
		警報設定器	220VAS	866335127	〃
			220VAS	866335120	〃
		指示計	XL-110C	0048	〃
		指示調節計	ECU100M	3264521	〃
		テレメータ	DDW-3000	3202461	梶屋敷-局
7	配水流量	電磁流量計	FMR204AW	3264538	梶屋敷水源地
			EFM204AW	3264539	〃
		警報設定器	220VAS-2	86635122	〃
			220VAS-2A	3155344	〃
		指示計	XL-110C	0080	〃
		積算計	H7GP-CD8	11970N	〃
		テレメータ	DDW-3000	3202461	梶屋敷-局

別表 13-2 糸魚川区域 大野水源地、水崎水源地、高区配水池、低区配水池

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
1	深井戸1号水位	水位計	PTX1830		大野水源地
		ディストリビュータ	EDB-34L	1214302	〃
		警報設定器	VA33-2	333488F	〃
		指示計	H21	333489-B	〃
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
2	深井戸2号水位	水位計	ELR200R	1131211	大野水源地
		ディストリビュータ	EDB-34L	1268381A	〃
		警報設定器	VA33-2	333489C	〃
		指示計	H21	333488-A	〃
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
3	深井戸3号水位	水位計	ELR200R	1231151	大野水源地
		ディストリビュータ	EDB-34L	1231151A	〃
		警報設定器	VA33-2	333488C	〃
			VA-34SC	1231151B	〃
		指示計	H21	333489-A	〃
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
4	大野水源地 残留塩素濃度	残留塩素濃度計	AN465A	1231971	大野水源地
		警報設定器	210VAF	826335183	〃
		指示計	H21	333488	〃
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
5	深井戸4号水位	水位計	ELR200R	1176601	水崎水源地
		ディストリビュータ	100DLA	1176602	〃
		警報設定器	200VAS-2	866318095	〃
		指示計	XF-15-IT	0487	〃
		テレメータ	DDW-3100	3195992	大野-局
6	深井戸5号水位	水位計	ELR200R	1176603	水崎水源地
		ディストリビュータ	200DLA	1176604	〃
		アイソレータ	250ICA	3195481	〃
		警報設定器	220VAS-2	866314044	〃
		指示計	XF-15-IT	0588	〃
		指示計	XF-15-IT	0488	〃
		テレメータ	DDW-3100	3195992	大野-局
7	水崎受水槽水位	水位計	LM-201M		水崎水源地
			DS-24-B	5L370066	〃
		警報設定器	VA33-2	259702	〃
			VA33-2	259703	〃
			210VA	826107026	〃
		変換器	200VIA	3155271	〃
		指示調節計	ECU100M	1163601	〃
		指示計	XF-15-IT	0486	〃
8	水崎受水槽 残留塩素濃度	テレメータ	DDW-3100	3195992	水崎-局
		残留塩素濃度計	FRD-Ⅱ	92UB00502	水崎水源地
		警報設定器	VA33-2	259707	〃
		指示計	XF-15-IT	0589	〃
9	水崎受水槽濁度	濁度計	AN450A	1147361	水崎水源地
		記録計	VKP3100	4360FL867	〃
		テレメータ	DDW-3100	3195992	〃

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
10	水崎送水流量	電磁流量計	FMR204AW	1167742	水崎水源地
			EFM204AW	1167741	〃
		アイソレータ	250ICA	3195482	〃
		指示計	XF-15-IT	0489	〃
		記録計	VKP3100	4360FL867	〃
		テレメータ	DDW-3100	3195992	水崎-局
11	高区配水池水位	水位計	EDR-71-2W	333482	高区配水池
		ディストリビュータ	X-EDB-11RS	333482B	〃
		指示計	H21	3334811	〃
		テレメータ	DDW-3000	3149881	〃
		警報設定器	VA33-2	333482F	大野水源地
			VA33-2	333482E	〃
		指示計	H21	333482-C	〃
		テレメータ	DDW-3000	3149881	高区-大野
12	高区配水池 残留塩素濃度	残留塩素濃度計	FRD-II	92UB00500	高区配水池
		警報設定器	VA33-2	333481D	大野水源地
		指示計	H21	333484-A	〃
		テレメータ	DDW-3000	3149881	高区-大野
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
13	高区配水流量	電磁流量計	FMR-6-250	333483	高区配水池
			EFM204AU	1116881	〃
		指示計	H21	333487	〃
		指示計	H21	333483-E	大野水源地
		パルス変換器	VC-33VFA	333483F	〃
		積算計	CS-5AB		〃
		テレメータ	DDW-3000	3149881	高区-大野
14	低区配水池水位 (フロート式)	水位計	NWR-2W	3334825	低区配水池
		ディストリビュータ	EDB-34L	1131072	〃
		指示計	H21	333485B	〃
		警報設定器	VA33-2	333485D	大野水源地
			VA33-2	333485E	〃
		指示計	H21	333485-C	〃
		テレメータ	DDW-3000	3186832	低区-大野
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
15	低区配水池水位 (投込式)	水位計	ELR200R	1152201	低区配水池
		ディストリビュータ	100DLA	3155261	〃
		警報設定器	VA33-2	259705	水崎水源地
			VA33-2	259706	〃
			210VAS	826107056	〃
		指示計	XF-15-IT	587	〃
		テレメータ	DDW-3100	3195992	低区-水崎
16	低区配水池 残留塩素濃度	残留塩素濃度計	FRD-II	92UB00501	低区配水池
		I/I変換器	VC-33ICA	259708	〃
		警報設定器	VA33-2	333484C	大野水源地
		指示計	H21	333481-A	〃
		警報設定器	VA33-2	250704A	水崎水源地

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
		指示計	XF-15-IT	0590	〃
		テレメータ	DDW-3000	3186832	低区-大野
		テレメータ	DDW-3100	3195992	低区-水崎
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
17	低区配水流量	電磁流量計	AXFA11P	S5J805147	低区配水池
			YMA11-A1J	F001CC474	〃
		V/I変換器	VC-34VI	1131073	〃
		I/I変換器	VC-33ICA	2597010	〃
		指示計	H21	333483D	〃
		パルス変換器	VC-33VFA	3334812	大野水源地
		指示計	H21	333486	〃
		積算計	CS-5AB		〃
		指示計	XF-15-IT	0592	水崎水源地
		テレメータ	DDW-3000	3186832	低区-大野
		テレメータ	DDW-3100	3195992	低区-水崎
		テレメータ	DDW-3100	3174701	大野-局
18	計器電源電圧	電源箱	X-EVS-303B	333488E	大野水源地
			X-EVS-303B	259708C	水崎水源地
			X-EVS-051	333482G	高区配水池
			X-EVS-102	333485F	低区配水池

別表 13-3 能生区域 能生浄水場、二抔水源地、二抔配水池、
筒石配水池、大平寺配水池、能生送水場

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
1	ろ過池流入流量	セキ式流量計	6735(UPRP)I00/Z	011ES201	浄水場
		指示計	2101A	810RA004	〃
		記録計	μ RS1800	4375GB042 1998 893	〃
2	第1配水池水位	水位計(投込式)	PL892-11	2AG018570001	〃
		指示計	2101	2101GC069	〃
		記録計	μ RS1800	4375GB042 1998 893	〃
3	第2配水池水位	水位計(フロート式)	TPH6233-1031	908E0205	〃
		警報設定器	KSE-62-K3		〃
		指示計	2101	908DA005	〃
		記録計	μ RS1800	4375GB042 1998 893	〃
4	第3配水池水位	水位計(投込式)	HMSU1858A1022	7ND081601	〃
		指示計	2101	2101FA678	〃
		記録計	μ RS1800	4375GB042 1998 893	〃
5	第4配水池水位	水位計(投込式)	PLD121-11		〃
		指示計	2101	2101DA997	〃
6	受入流量	流量計	FD-R200		〃
		指示計	2101A	61DA8886	〃
7	二抔配水池 送水流量	流量計	FD-R200		〃
		指示計	XL-110C	1438	〃
8	二抔第1水源水位	水位計			二抔水源
		指示計	LM-110NRI	P3025KO E0116	〃
		指示計	2101A	61DA7247	浄水場

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
9	二抔第1取水流量	電磁流量計変換器	6149(HMF)	204CJ003	二抔水源
		指示計	2101A	61DA7246	浄水場
		記録計	μ RS1800	12A505062 2001 119	〃
10	二抔総合取水流量	電磁流量計	AM11-ASIJ	FI34BC618 325	二抔水源
		指示計	2101	2101BA784	浄水場
		記録計	μ RS1800	12A505060 2001 117	〃
11	二抔第1配水池水位	水位計	HMSU1858A1022N	1NA0402002	二抔配水池
		警報設定器	MHKW-6-8*A		〃
		指示計	2101A	61DA738	〃
		指示計	2101A	61DA7385	浄水場
		記録計	μ RS18000	4375GB043 1998 839	〃
		指示計	2101	127RA522	二抔水源
		警報設定器	220VAS-2A		能生送水場
			220VAS-2A		〃
		指示計	XL-110C	002068	〃
12	二抔第2配水池水位	水位計	HMSU1858A1022N	1NA0402001	二抔配水池
		警報設定器	MHKW-6-8*A		〃
		指示計	2101A	61DA7386	〃
		警報設定器	FKY		浄水場
		指示計	LM-11MRNRI	L9460KO	〃
		記録計	μ RS1800	12A505060 2001 117	〃
13	二抔総配水流量	電磁流量計			二抔配水池
		電磁流量計変換器	AM11-ASIJ	21A504822 117	〃
		指示計	2101A	61DA7244	〃
		指示計	2101A	61DA7245	浄水場
		記録計	μ RS1800	12A505060 2001 117	〃
14	筒石配水池水位	水位計	PLD121-11		筒石配水池
		指示計	47LV-1A1R-M2		〃
		警報設定器	MVHK-006		筒石ポンプ室
		指示計	47DV-2120-M2	XC003742	〃
15	筒石配水流量	電磁流量計変換器	YMA11-AI	F001DF230	筒石配水池
		指示計	47DV-2120-M2	XC003743	筒石ポンプ室
16	大平寺配水池水位	水位計	PLD120-11	5CG018770001	大平寺配水池
		指示計	UM33A	T1NI26725	大平寺計装室
		記録計	VS4320-2-MS-AC	322060033	〃
17	能生送受水槽水位	水位計	ELR-200R	3154111	能生送水場
		ディストリビュータ	250DLA		〃
		警報設定器	220VAS-2A		〃
			220VAS-2A		〃
			220VAS-2A		〃
		指示計	XL-110C	002062	〃
		アイソレータ	250ICA		〃
18	能生送水場 配水圧力	圧力伝送器	EPR-N7	3153741	能生送水場
		ディストリビュータ	250DLA		〃
		警報設定器	220VAS-2A		〃
			220VAS-2A		〃
		指示計	XL-110C	001542	〃
		指示調節計	ECU100M	3153731	〃
		アイソレータ	250ICA		〃

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
19	能生送水場 配水流量	電磁流量計	FMR204AW-100	3153751	能生送水場
			EFM204AW	3153752	〃
		警報設定器	220VAS-2A		〃
			220VAS-2A		〃
		指示計	XL-110C	001527	〃
		アイソレータ	250ICA		〃
		積算計	H7GP		〃

別表 13-4 青海区域 第4水源井、第5水源井、寺地配水池、第6水源井、大沢配水池

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
1	第4水源井戸水位	水位計	LT7012B107AS1	4NA4608001	第4水源
		記録計	GX10	S5W405339	〃
2	第4水源送水流量	超音波流量計	FD-R200	C8910097	〃
		パルス変換器	S8VS-06024		〃
		アイソレータ	MYV-AAA-B/E	AP030500	〃
		記録計	GX10	S5W405339	〃
3	第5水源井戸水位	水位計	LIC-151相当		第5水源
		指示計	LM-11MRHNR1	S5614682	〃
		記録計	GX10	S5W405339	第4水源
4	第5水源送水流量	超音波流量計	FD-R200	C8910100	第5水源
		パルス変換器	S8VS-06024		第4水源
		アイソレータ	MYV-AAA-B/E	AP030501	〃
		記録計	GX10	S5W405339	〃
5	寺地配水池水位	水位計	MC56-S*A/PG1	6731AA040 228	寺地配水池
		ディストリビュータ	YVD-6-B		第4水源
		指示警報計	48NAV-4RV6-M	1B012414	〃
		警報設定器	AS4V-S25-M2	1B012506	〃
			AS4V-S25-M2	1B032034	〃
		記録計	GX10	S5W405339	〃
6	寺地配水流量	電磁流量計	YMA11-AIJ*A	F001HD432	第4水源
		ディストリビュータ	YVD-A-B		〃
		警報設定器	AS4V-ZI5-M2	1C001287	〃
		パルス変換器	W2AP-A32-M2		〃
		積算計	H7HP		〃
		記録計	GX10	S5W405339	〃
7	第6水源井戸水位	水位計	PTX1830	11183753	第6水源
		ディストリビュータ	KWLD-A6-B		〃
		警報設定付指示計	FRG-121-A4	KG340	〃
		記録計	GX10	S5P340094	〃
8	第6水源配水流量	電磁流量計	TAV150V-30	24491	〃
		パルス変換器	TV-105-3		〃
		警報設定付指示計	FRG-121-A4	KG341	〃
		記録計	GX10	S5P340094	〃
		パルス変換器	TA6-2		〃
		積算計	H7HP		〃
9	大沢配水池(上)水位	水位計	MC-56	911947558	大沢配水池
		ディストリビュータ	SDBTI	5167AC611 266	第6水源
		警報設定付指示計	FRG-121-A4	SE753	〃

No.	点検項目	機器	型式	製造番号	設置場所
		記録計	GX10	S5P340094	〃
10	大沢配水池(下)水位	水位計	PLD120-11	8BG02806	大沢配水池
		変換器	PL8500		第6水源
		警報設定付指示計	FRG-121-A4	KG340	〃
		記録計	GX10	S5P340094	〃

別表 13-5 上水道施設の対象計装設備と点検頻度

上水道施設名		計装 機器数	点検実施年度					備考
			R9	R10	R11	R12	R13	
糸魚川区域 梶屋敷水源地	井戸水位	5	●	●	●	●	●	
	No 1 貯水槽水位	5	●	●	●	●	●	
	No 2 貯水槽水位	2	●	●	●	●	●	
	残留塩素濃度	4	●	●	●	●	●	
	貯水濁度	4	●	●	●	●	●	
	吐出圧力	6	●	●	●	●	●	
	配水流量	5	●	●	●	●	●	
糸魚川区域 大野水源地 水崎水源地 高区配水池 低区配水池	深井戸 1 号水位	5	●	●	●	●	●	
	深井戸 2 号水位	5	●	●	●	●	●	
	深井戸 3 号水位	5	●	●	●	●	●	
	大野水源地 残留塩素濃度	4	●	●	●	●	●	
	深井戸 4 号水位	5	●	●	●	●	●	
	深井戸 5 号水位	7	●	●	●	●	●	
	水崎受水槽水位	6	●	●	●	●	●	
	水崎受水槽 残留塩素濃度	4	●	●	●	●	●	
	水崎受水槽 残留塩素濁度	3	●	●	●	●	●	
	水崎送水流量	5	●	●	●	●	●	
	高区配水池水位	8	●	●	●	●	●	
	高区配水池 残留塩素濃度	5	●	●	●	●	●	
	高区配水流量	7	●	●	●	●	●	
	低区配水池水位 (フロート式)	7	●	●	●	●	●	
	低区配水池水位 (投込式)	5	●	●	●	●	●	
	低区配水池 残留塩素濃度	9	●	●	●	●	●	
	低区配水流量	1 1	●	●	●	●	●	
	計器電源電圧	1	●	●	●	●	●	
能生区域	ろ過池流入流量	3	●	●	●	●	●	
	第 1 配水池水位	3	●	●	●	●	●	

上水道施設名		計装 機器数	点検実施年度					備考
			R9	R10	R11	R12	R13	
能生浄水場 二拡水源池 二拡配水池 筒石配水池 大平寺配水池 能生送水場	第2配水池水位	4	●	●	●	●	●	
	第3配水池水位	3	●	●	●	●	●	
	第4配水池水位	2	●	●	●	●	●	
	受入流量	2	●	●	●	●	●	
	二拡配水池 送水流量	2	●	●	●	●	●	
	二拡第1水源水位	3	●	●	●	●	●	
	二拡第1取水流量	3	●	●	●	●	●	
	二拡総合取水流量	3	●	●	●	●	●	
	二拡第1配水池水位	8	●	●	●	●	●	
	二拡第2配水池水位	6	●	●	●	●	●	
	二拡総配水流量	5	●	●	●	●	●	
	筒石配水池水位	4	●	●	●	●	●	
	筒石配水流量	2	●	●	●	●	●	
	大平寺配水池水位	3	●	●	●	●	●	
	能生送受水槽水位	5	●	●	●	●	●	
	能生送水場 配水圧力	6	●	●	●	●	●	
	能生送水場 配水流量	5	●	●	●	●	●	
青海区域 第4水源井 第5水源井 寺地配水池 第6水源井 大沢配水池	第4水源井戸水位	2	●	●	●	●	●	
	第4水源送水流量	4	●	●	●	●	●	
	第5水源井戸水位	3	●	●	●	●	●	
	第5水源送水流量	4	●	●	●	●	●	
	寺地配水池水位	5	●	●	●	●	●	
	寺地配水流量	6	●	●	●	●	●	
	第6水源井戸水位	4	●	●	●	●	●	
	第6水源配水流量	6	●	●	●	●	●	
	大沢配水池（上）水位	4	●	●	●	●	●	
	大沢配水池（下）水位	4	●	●	●	●	●	

別表 13-6 簡易水道施設の対象計装設備と点検頻度

No	簡易水道施設名		計装 機器数	点検実施年度					備考
				R9	R10	R11	R12	R13	
1	小滝簡易水道		9	●		●		●	
2	西海簡易水道	第 1	17		●		●		
		第 2	14	●	●	●	●	●	
		第 3	21	●	●	●	●	●	
3	姫川簡易水道	山口	16	●	●	●	●	●	
		上町屋	14	●	●	●	●	●	
		中根知	11	●	●	●	●	●	
		東中	13	●	●	●	●	●	
		根小屋	12	●	●	●	●	●	
		大野	19	●	●	●	●	●	
		今井	14	●	●	●	●	●	
4	早川簡易水道	第 1	22	●	●	●	●	●	
		第 2	16	●	●	●	●	●	
		下早川	25	●		●		●	
		出	17	●		●		●	
5	能生谷簡易水道	西飛山	22	●		●		●	
		柵口	22	●		●		●	
		柵口浄水場	38		●		●		
		溝尾第 2	6		●		●		
		大沢第 3	9		●		●		
		中野口第 4	15		●		●		
		中野口第 5	15		●		●		
		大王	6		●		●		
		島道	21		●		●		
6	中尾新戸簡易水道		30		●		●		
7	大洞簡易水道		8		●		●		
8	高倉簡易水道		21	●		●		●	
9	徳合仙納簡易水道	徳合	19	●		●		●	
		仙納	21	●		●		●	
10	歌外波簡易水道		25	●	●	●	●	●	
11	市振簡易水道		22	●	●	●	●	●	

No	簡易水道施設名	計装 機器数	点検実施年度					備考
			R9	R10	R11	R12	R13	
12	上路簡易水道	13	●		●		●	

別表 13-7 単体機器 点検整備項目一覧表

単体機器名	点検項目	上水施設	簡水施設
流量計	・ 外観目視点検端子部の点検 ・ 発信器定数と変換器設定値の確認 ・ 零点、50%又は100%チェックの確認 ・ 励磁コイルの絶縁確認(電磁流量計のみ)	○	○
水位計	・ 外観目視点検 ・ 検出器、ケーブルの目視点検 ・ コミュニケーターによる通信試験 ・ 特性試験	○	○
残留塩素計	・ 外観目視点検 ・ サンプリング系統の点検、清掃 ・ 分析部の点検確認 ・ 測定槽及び電極の汚れの点検、清掃 ・ 電気回路部確認 ・ 消耗品(ガラスビーズ、チューブ等)交換 ・ ゼロ、スパン校正	○	○
濁度計	・ 外観目視点検 ・ 分析部の点検確認 ・ 電気回路部確認 ・ ランプ、1 μmフィルタの交換 ・ ゼロ、スパン校正	○	—
指示計 指示警報計 指示調節計	・ 外観目視点検 ・ 端子部の点検 ・ 零点確認、調整 ・ 目盛較正試験 ・ ループ試験(検出器側より模擬入力)	○	○
積算計	・ 外観目視点検 ・ 端子部の点検 ・ 較正試験	○	○
記録計	・ 外観目視点検 ・ 機能動作点検	○	○

単体機器名	点検項目	上水施設	簡水施設
	・ 表示部点検 ・ 目盛校正試験		
警報設定器	・ 外観目視点検 ・ 端子部の点検 ・ 警報動作確認 ・ 目盛試験 ・ ループ試験(検出器側より模擬入力)	○	○
滅菌設備	① FSP 型 ・ 外観目視点検、動作確認 ・ 液漏れ確認、修理 ・ 消耗部品の取替え ダイヤフラム、バルブシート オートパージャードダイヤフラム ・ 調整 ② GT 型、P 型 ・ 外観目視点検、動作確認 ・ 機器オイル点検 ・ 液漏れ確認、修理 ・ 消耗部品の取替え ダイヤフラム、バルブシート オイルダイヤフラム オートパージャードダイヤフラム ・ 調整 ③ EP 型 ・ 外観目視点検、動作確認	○	○
ディストリビュータ	・ 外観目視点検 ・ 端子部の点検 ・ 校正試験	○	○
変換器類	・ 外観目視点検 ・ 端子部の点検 ・ 特性試験 ・ 校正試験	○	○
テレメータ	・ 外観目視点検 ・ レベル確認 ・ 各部電圧確認 ・ 機能確認	○	—

単体機器名	点検項目	上水施設	簡水施設
電源箱	・ 外観目視点検 ・ 出力電圧確認	○	○

(3) 交換部品

交換又は、供給する部品については、その都度協議のうえ別途精算する。

(4) 総合調整

単体機器の点検整備完了後、システム全体性能を充分発揮するため、次の総合調整を実施すること。

- ① 計測ループとしての確認
- ② 配線等の接続箇所の点検増締め
- ③ ループ全体の配線の混触、接地の点検
- ④ 供給電源の点検
- ⑤ 各系統の電源スイッチ、ヒューズ等の点検
- ⑥ 発熱、振動、異音の点検

(5) 立会試験

点検完了後の機器動作確認は、必ず市及び事業者が立会い、異常がないことを確認すること。

(6) その他

消耗品、摩耗材料については、事業者負担で交換すること。

3. その他

- (1) 事業者は、業務着手前に市と十分に協議を行い着手すること。
- (2) 事業者は、業務場所が水道施設であることを認識して業務を行い、環境汚染がないよう留意すること。
- (3) 事業者は、工程管理、安全管理、職場秩序の維持等、業務及び作業員に対する全ての事項に責任を持ち業務の遂行にあたること。
- (4) 業務終了後は、速やかに清掃、整理等を実施すること。

別紙14 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 業務対象施設

業務対象施設及び点検頻度は、「別表 14-1」のとおりとする。

別表 14-1 自家用電気工作物保守点検の業務対象施設及び、点検頻度

対象施設	設備容量 (kVA)	電圧 (V)	予備発電設備 容量 (kVA)	月次 点検	隔月 点検	年次 点検
能生谷簡易水道 門前加圧ポンプ室	20	200	35	○	○	○
市振簡易水道 第一水源	20	100/200	35		○	○
梶屋敷水源地	200	6600	200	○		○
水崎水源地	370	6600	—	○		○
大野水源地	875	6600	450	○		○
青海上水道 第四水源井	40	100/200	75		○	○
青海上水道 第五水源井	75	6600	—		○	○
糸魚川浄化センター	900	6600	200	○		○
青海浄化センター	340	6600	100	○		○
能生浄化センター	300	6600	75	○		○
磯部浄化センター	53	100/200	—			○
徳仙処理場	43	100/200	—			○
市振処理場	59	100/200	—			○
親不知処理場	69	100/200	—			○
能生谷汚水中継ポンプ場	28	200	50		○	○
八久保中継ポンプ場	40	100/200	75	○		○
能生送水場	46	200	80		○	○

2 業務内容

(1) 保守点検業務

定期点検（月次・隔月・年次）及び臨時点検（必要な都度）を行うこと。点検の結果、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は必要な措置を行い、措置をとらなかつ

た場合に生じるおそれがある不具合等について、市に適切に説明すること。

(2) 保安管理業務

- ・自家用電気工作物の設備容量等を変更する工事に關し、工事期間中の施工状況の確認及び自家用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合するための保安管理を行うこと。
- ・電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査（以下「官庁検査」という。）の立ち会うこと。
- ・自家用電気工作物の維持及び運用に關する経済産業大臣への届出書類、図面の作成及び手続きについて助言をすること。
- ・その他保安規程に定められている必要事項を行うこと。

(3) 電気事故に關する業務

事業者は、電気事故の発生又は発生のおそれについて、市から連絡を受けた場合は、以下の措置を講じなければならないものとする。

- ・自家用電気工作物を確認のうえ、市に対し送電停止又は電気工作物の切り離し等について、指示すること。
- ・必要に応じて臨時点検を行うこと。
- ・事故の原因を究明し、市に対し再発防止のための措置の指示又は助言をすること。
- ・必要に応じて、電気関係報告規則に基づく事故報告の手続きについて、市に指示又は助言すること。

(4) 絶縁監視装置に關する業務

低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）が設置されている自家用電気工作物については、以下の措置を講じなければならないものとする。

- ・市は、絶縁監視装置が警報を発した場合、自家用電気工作物を確認のうえ事業者に連絡を行うものとする。
- ・事業者は、市から前項の連絡を受けた後、直ちに警報を発した原因を調査し、自家用電気工作物を復旧する措置を講ずること。
- ・事業者は、絶縁監視装置から 50 ミリアンペア以上の漏洩電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合、又は 5 分未満の漏洩警報を繰り返して受信した場合は、市に対し警報復旧について適切に指示又は助言すること。
- ・事業者は、前号の警報及び第 1 号に基づく市からの連絡について記録し、3 年間保存すること。
- ・必要に応じて臨時点検を行うこと。

(5) その他

- ・市は、保安管理業務について事業者の意見を尊重するとともに、事業者が保安管理業務の実施にあたり、事業者が指示、助言した事項、又は事業者との協議により決定した事項につい

ては、速やかに必要な措置をとるものとする。

- ・事業者は、保安管理業務を行う者が事業者であることを明らかにするため、保安管理業務の都度、市に対し身分を示す証明書等を示すものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- ・市は、保安規程別表第1の規定による日常巡視を行い、自家用電気工作物の状態を確認するものとする。
- ・市は、月次点検においては、当該月の自家用電気工作物の状態について事業者に報告するものとする。

(6) 協議事項

市は、次に掲げる場合について、事業者と協議するものとする。

- ・保安規程を変更する場合
- ・自家用電気工作物の保安管理業務に関する文書を、所管官庁に提出する場合
- ・自家用電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合
- ・自家用電気工作物の平常時における運転操作、並びに異常時における措置等に関する規則等を定める場合
- ・自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育を行う場合
- ・保安管理の上で市と電気事業者との責任分界点の変更等が必要と認められる場合
- ・事業者に契約にない業務等を依頼する場合

別紙15 消防設備保守点検業務仕様書

1 業務対象施設及び機器

業務対象施設は、「別表 15-1」のとおりとする。

2 提出書類

事業者は点検完了後に、点検結果報告書を2部作成し、市に提出すること。

3 業務内容

(1) 消防用設備等の点検について

- ・消防法令及び本仕様書に基づき、有資格者が消防用設備等を点検すること。
- ・点検の種別及び回数は、総合点検（年2回）、機器点検（年2回）とし、2回目の点検は、1回目の点検からおおむね6か月経過後に実施すること。
- ・軽微な部品の交換又は設備の修理等を行うこと。

(2) その他

事業期間中に消防用設備等に異常等が発生した場合は、速やかに対応すること。

別表 15-1 消防設備保守点検業務 業務対象施設一覧

対象施設	延床面積 (㎡)	対象機器						
		自動火災 報知機	非常警報 放送設備	消火器	誘導灯 誘導標識	自家発電	火災 通報設備	防火戸
梶屋敷水源地	313	○		○				
能生浄水場	772			○				
糸魚川浄化センター 汚泥棟	2,142	○		○	○			
糸魚川浄化センター 管理棟・ブロー棟	1,900	○		○	○			
青海浄化センター 管理棟・水処理棟	1,399	○	○	○	○	○		○
青海浄化センター 反応タンク棟	90	○	○	○	○	○		
青海浄化センター 汚泥ポンプ棟	217	○	○	○	○			
市振処理場	297	○		○	○		○	
親不知処理場	445	○		○	○			
八久保污水中継ポンプ場	127			○	○			
能生浄化センター	1,639	○		○	○			
磯部浄化センター	462	○		○	○			
川崎污水中継ポンプ場	295	○		○	○			
徳仙処理場	185			○	○			
能生谷污水中継ポンプ場	452			○	○			

別紙16 減圧弁保守点検業務仕様書

1 業務対象施設

減圧弁の設置場所と点検頻度を「別表 16-1」に示す。

別表 16-1 減圧弁の設置位置と点検頻度

簡水名	設置場所	型 式	口径	設置 年度	分 解 点 検 実 施 年 度									
					R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
姫 川 (山口)	山口1	TE-720PB	100A	H29	●									
		TE-720PB	100A	H29	●									
	山口2	TE-720PB	100A	H29		●								
		TE-720PB	100A	H29		●								
	和泉	TE-720PB	75A	H30			●							
		TE-720PB	75A	H30			●							
姫川 (東中)	東中	TE-720PB	100A	R1				●						
		TE-720PB	100A	R1				●						
早 川	出管理棟	TE-720PB	100A	H29							●			
		TE-720PB	100A	H29							●			
能生谷	西飛山		100A	H7	●									
	物出	PR-26	150A		●									
	槇	PR-26	150A	H19				●						
	小見	PR-26	100A	H21					●					
	島道	TE-720PB	100A	H26			●							
	柱道	TE-720PB	100A	H25				●						
	中野口	TE-720PB	100A	H25					●					
中尾 新戸	中尾	PR-26	75A								●			
	新戸	PR-26	50A								●			
徳合 仙納	徳合	PR-26	75A	H20						●				
	仙納	PR-26	50A							●				

2 業務内容

(1) 作業内容

- ・減圧弁分解清掃、消耗品取替、組み立て
- ・ストレーナー清掃
- ・水替え作業
- ・試運転調整

(2) 提出書類

- ・業務着手届
- ・業務履行届
- ・業務写真（着手前・作業中・完了時及び新旧部品の比較）
- ・点検結果報告書
- ・その他必要とする書類

(3) 業務上の注意事項

- ・常に作業の安全に留意し現場管理を行い、事故防止に努めること。
- ・作業中、予定外の作業や資材が必要になった場合は、速やかに市に報告して指示を受けること。

別紙17 水位調整弁保守点検仕様書

1 業務対象設備

水位調整弁の設置場所と点検頻度を「別表 17-1」に示す。

別表 17-1 水位調整弁の設置場所及び点検頻度

簡水名	設置場所	型 式	口径	開閉	分 解 点 検 実 施 年 度												
					R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18			
早 川	第1 配水池	LC-10	100A	-			●					●					
		パイロット弁/左		開													
		パイロット弁/右															
	第2 配水池	LC-10	100A	-			●					●					
		パイロット弁/左															
		パイロット弁/右		開													
	第1 減圧槽	LC-10	100A	-	●					●							
		パイロット弁/左		開													
		パイロット弁/右															
	第2 減圧槽	LC-10	100A	-		●					●						
		パイロット弁/左		開													
		パイロット弁/右															
	第3 減圧槽	LC-10	100A	-		●					●						
		パイロット弁/左															
		パイロット弁/右		開													
	第4 減圧槽	LC-10	100A	-					●							●	
		パイロット弁/左															
		パイロット弁/右		開													
	第5 減圧槽	LC-10	100A	-				●						●			
		パイロット弁/左		開													
		パイロット弁/右															
	第6 減圧槽	LC-10	100A	-				●						●			
		パイロット弁/左		開													
		パイロット弁/右															
	第7 減圧槽	LC-10	100A	-					●							●	
		パイロット弁/左		開													
		パイロット弁/右															
能生谷	溝尾 配水池	LB-10S	150A	-	●					●							
		パイロット弁		-													
	大沢 配水池	LB-10S	150A	-		●					●						
		パイロット弁		-													

2 業務内容

水位調節弁（LC-10 100A 及び LB-10S 150A）の分解点検及び、消耗部品交換を行うこと。

3 提出書類

写真（着手前、作業中、完成）

その他必要な書類

別紙18 梶屋敷水源地ガスタービンエンジン保守点検業務仕様書

1 実施場所

糸魚川市大字梶屋敷 1383 番地 梶屋敷水源地

2 基本事項

- (1) 関連法規及び規格を厳守すること。
- (2) 本仕様書に関して定めのない事項及び疑義が生じたときは、監督員と協議の上決定すること。

3 業務内容

- (1) 対象機器 川崎重工業製 PU250
- (2) 作業内容
 - ・ガスタービンエンジンの点検
 - ・消耗部品の取替え（燃料フィルター、潤滑油フィルター、オイルミストホース）
- (3) 提出書類
 - ・業務着手届
 - ・業務履行届
 - ・業務写真（着手前、作業中、完了）
 - ・点検結果報告書
 - ・その他必要とする書類

※上記書類は各 1 部とする。
- (4) 異常時の対応

異常が発生した場合は、すみやかに技術者を派遣し、修理を行うものとする。
- (5) その他
 - ・常に作業の安全に留意し現場管理を行い、事故防止に努めること。
 - ・業務場所が水道施設にあることを認識したうえで作業に従事し、環境汚染がないように注意すること。

別紙19 浄化槽点検業務仕様書（梶屋敷水源地）

1 業務対象施設

- (1) メーカー及び形式 フジクリーン CRX-5
- (2) 処理方式 流量調整型嫌気ろ床担体流動生物ろ過方式
- (3) 処理対象人数 5人槽

2 提出書類

事業者は業務着手に先立ち、業務責任者選任届及び、業務工程表、業務責任者が業務を実施するために法令等で定められた資格が必要な場合は、それを証する書類の写しを市に提出し、作業月の翌月には、下記の書類を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 作業状況がわかる写真

3 業務内容

- (1) 浄化槽法第10条及び関係法令等に基づき、保守点検及び機能維持に必要な作業を行うこと。なお保守点検の頻度は、年4回（4月、7月、10月、1月）とする。
- (2) 浄化槽法第10条及び関係法令等に基づき、槽にたまった汚泥は、1年に1回、抜き取り及び清掃を行うこと。抜き取った汚泥については、関係法令等に基づき適切に処分すること。
- (3) 浄化槽法第11条及び関係法令等に基づき、1年に1回、指定検査機関が行う水質に関する検査を実施すること。
- (4) 機器の不具合等を発見した場合は、速やかに小修繕を行うこと。なお小修繕にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (5) 業務に関わる機器、備品、消耗品、通信費等全ての費用は、事業者の負担とする。

4 安全対策

- (1) 作業にあたっては、関係法令等を遵守し安全に実施すること。
- (2) 既存施設に損傷等を与えた場合は、事業者の責任において原状回復を図り、速やかに市に報告すること。
- (3) 車両の乗入れについては、事故が発生しないよう十分注意すること。

5 その他

- (1) 必要に応じ、事前に市に通知すること。特に施設等の停止が長時間にわたる場合は、十分な時間を確保し、事前に市に通知すること。
- (2) 作業中に異常事態が発生した場合は、直ちに作業を中止し、安全対策を施すとともに、速やかに市に報告すること。
- (3) 不明な点については、市と協議して決定をすること。

別紙20 給水車保守点検業務仕様書

1 業務対象給水車及び、格納場所

業務対象給水車：糸魚川市ガス水道局が所有する給水車

格納場所：糸魚川市ガス水道局 給水車格納車庫

2 業務内容

- (1) 点検、始動確認と調整及びグリス給脂、ポンプ内部清掃
- (2) 業務は、次ページに示す「給水車点検チェックシート」により実施すること。

3 年間保守点検回数

年2回実施することとし、その時期は市と協議する。

給水車 点検チェックシート

ヶ月

納入先			サービス工場		
住 所			点検担当者	㊞	
立会者	㊞		点検月日	年 月 日 時～ 時	
登録番号	車台番号		走行距離	k m	
架装形式	製造番号		初登録年月日	年 月 日	

点検箇所	点検内容	点検結果	点検箇所	点検内容	点検結果
P T O	1 ボルト、ナットのゆるみ、脱落		マ ホ ー ル	23 ボルト、ナットのゆるみ、脱落	
	2 作動具合、異音			24 もれ	
	3 油もれ		注 入 口	25 キャッチのかかり代、開閉具合	
ド ラ イ フ ト	4 ボルト、ナットのゆるみ、脱落			26 パッキンの損傷、劣化	
	5 ユニバーサルジョイント、スプラインのガタ		配 管 I	27 溶接及びフランジ接合部のもれ	
	6 異常な振れ			28 配管固定金具のゆるみ	
	7 給脂		コ ッ 弁 ク I	29 吸排切換弁接合部ボルト、ナットのゆるみ、脱落	
水 ポ ン プ	8 ボルトのゆるみ、脱落			30 パワーの操作具合	
	9 本体シール部および合せ面のもれ		散 水 ノ ズ ル	31 口金根元部のつぶれ、首折れ	
	10 異音、回転状況			32 変形、目詰まり	
	11 インペラー変形、損傷			33 重力散水弁のもれ	
タ ン ク フ レ ー ム 本 体	12 タンク表面の変形、亀裂		ジョ イ ン ト	34 作動具合	
	13 もれ			35 もれ	
	14 タンク外面壁塗装のはく離、腐食		レ ゲ ー ル ジ	36 もれ、汚れ	
	15 フレームの変形、亀裂			37 損傷、亀裂	
タ ン ク 固 定	16 固定金具のボルト、ナットのゆるみ、脱落		外 装	38 銘板の損傷	
	17 固定金具の変形、亀裂			39 取付状態	
	18 スーパーサのズレ、はみ出し		防 波 板	40 変形、亀裂、脱落	
エ ア ベ ン ト	19 取付部のもれ				
	20 スクリーンの汚れ、目詰まり		ホ ー ス II	41 結合金具の変形、損傷	
	21 弁の作動具合			42 ゴム内外面の損傷、はく離、老化	
	22 弁本体およびスクリーンの損傷				

(注)不具合内容および処置(有償無償の区分を明記のこと)

記 号	良	修理	締付	清掃	給油水
		△	T	C	L
	欠	調整	取替	分解	該当無
	欠	A	X	W	—

別紙21 緑地・植栽等管理業務仕様書

1 業務対象施設、業務内容及び、作業時期等

(1) 上水道施設

上水道施設の業務対象施設、業務内容及び、作業時期等は「別表 21-1」のとおりとする。

別表 21-1 上水道施設の業務対象施設、業務内容及び、作業時期等

業務場所 (別紙位置図参照)		業務内容	備考
糸魚川 区域	梶屋敷水源地	草刈り	
	水崎水源地		
	大野水源地		
	第1接合井		
	第2接合井		
	低区配水池		
	高区配水池	草刈り、 樹木剪定、冬囲い	冬囲いの取外しを含む
能生 区域	能生浄水場	草刈り	
	二拡水源地		堤防含む
	二拡配水池		
	能生送水場		
	筒石ポンプ室		
	筒石配水池		配水池横私有地駐車不可
	大平寺計装室		
	大平寺配水池		
青海 区域	青海第3水源地	草刈り	
	青海第4水源地		
	青海第5水源地		
	青海第6水源地		
	寺地配水池		
	大沢配水池		

業務	業務の時期及び回数
草刈り（糸魚川地域）	5～9月中に3回実施する
樹木剪定、冬囲い	11月中に1回実施する
冬囲い取外し	3月中に1回実施する
草刈り（能生地域）	5～6月、7～8月、9～10月の各期間中に1回、計3回実施する
草刈り（青海地域）	5～6月、7～8月、9～10月の各期間中に1回、計3回実施する

(2) 簡易水道施設

簡易水道施設の業務対象施設、業務内容及び、作業時期等は「別表 21-2」のとおりとする。

別表 21-2 簡易水道施設の業務対象施設、業務内容及び、作業時期等

業務場所（別紙位置図参照）		業務内容	業務の時期及び回数
小滝簡易水道	水源地	草刈り	5～6月、7～8月、9～10月の各期間中1回、計3回実施する
	接合井		
	第1配水池		
	第2配水池		
	減圧槽・管理道路		
西海簡易水道	接合井		
	第1配水池		
	第2配水池		
姫川簡易水道	山口配水池		
	山口減圧槽		
	上町屋水源地		
	上町屋配水池		
	上町屋減圧槽		
	中根知水源地		
	中根知配水池		
	東中水源地		
	東中配水池		
	根小屋浄水場		
	根小屋配水池		
	大野水源地		
	大野配水池		
	今井管理棟		
	今井配水池		
	八千川配水池		
早川簡易水道	水源地		
	第1管理棟		
	第1配水池		
	第2管理棟		
	第2配水池		
	第1減圧槽		
	第2減圧槽		
	第3減圧槽		
	第4減圧槽		
	第5減圧槽		
	第6減圧槽		
	第7減圧槽		
	細池水源		
	牛池水源		
	下早川配水池		
	東海水源地		
	東海配水池		

〔簡易水道 能生区域〕

業務場所（別紙位置図参照）		業務内容	業務の時期及び回数
能生谷簡易水道	溝尾第2配水池	草刈り	5～6月、7～8月、9～10月の各期間中1回、計3回実施する
	大沢第3配水池		
	島道貯水池		
	島道管理棟		
	島道配水池		
	中野口第4配水池		
	中野口第5配水池		
	柱道水源地		
大洞簡易水道	配水池		
高倉簡易水道	第2配水池		
	滅菌室		
徳合仙納簡易水道	仙納配水池		
	徳合配水池		
	徳合水源地・連絡道路		

〔簡易水道 青海区域〕

業務場所（別紙位置図参照）		業務内容	業務の時期及び回数
歌外波簡易水道	管理棟	草刈り	5～6月、9～10月の各期間中1回、計2回実施する
市振簡易水道	第1水源地		
	発電機室		
	第2水源地		
上路簡易水道	水源地		
	配水池		

2 業務報告

- （1）業務完了後は、完了報告書と完了写真を提出すること。
- （2）完了写真は、作業前と作業後が判るよう作成すること。

3 その他

- （1）市の指示により、業務場所及び業務内容を変更することがある。
- （2）業務内容の軽微な変更については市と事業者の協議により、業務の範囲内で実施するものとする。
- （3）仕様書に定めのない事項については、市と事業者で協議し決定するものとする。

別紙22 蛇口の水質検査仕様書

1 上水道

(1) 毎日の水質検査

上水道における毎日の水質検査は、色度・濁度・残留塩素の確認を行うものとする。

(2) 毎月の水質検査項目、及び検査頻度

上水道における毎月の蛇口の水質検査は、「別表 22-1」に示す水質検査項目及び検査頻度により実施する。なお、過去3年間の検出値が水道法に定める基準値の1/5以下の場合、協議により年に1回の検査に変更することがある。

別表 22-1 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度（上水道）

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブromホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジェオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物（全有機炭素の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質（セシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131）		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）		○			○			○			○	

注：○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

(2) 検査箇所

上水道における蛇口の水質検査の採水場所を「別表 22-2」に示す。

別表 22-2 蛇口の水質検査採水場所（上水道）

給水区域	採水場所	採水場所詳細	施設地番
糸魚川 区域	寺島管末水	寺島消火栓	糸魚川市寺島 2-8
	浦本管末水	浦本地区公民館	糸魚川市大字中浜 1362-1
能生区域	筒石管末水※	二拡 筒石保育園	糸魚川市大字筒石 369-2
青海区域	須沢管末水	青海浄化センター	糸魚川市大字須沢 2052-2
	青海管末水	田辺工業㈱	糸魚川市大字青海 1650

注※：筒石管末水については放射性物質の検査は行わない。

2 簡易水道

(1) 水質検査項目、及び検査頻度

簡易水道における蛇口の水質検査項目、及び検査頻度のタイプを「別表 22-3」に示す。放射性物質検査では、水道水中のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 の検査を行う。

また、簡易水道におけるタイプ別の蛇口の水質検査項目及び検査頻度を「別表 22-4」～「別表 22-17」に示す。

別表 22-3 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度のタイプ（簡易水道）

区域	簡易水道名称	水質検査項目、 及び検査頻度の タイプ	備考
糸魚川 区域	白馬簡易水道	1	
	小滝簡易水道	2	タイプ1より No. 33 の頻度が少ない
	姫川簡易水道（根小屋）	2	タイプ1より No. 33 の頻度が少ない
	姫川簡易水道（今井）	3	タイプ1より No. 33 の頻度が少ない 放射性物質の検査はない
	姫川簡易水道（大野）	3	
	姫川簡易水道（上町屋、山口）	4	タイプ1より No. 3～No. 8、No. 11～No. 20、 No. 32、No. 36、No. 41～No. 45 の頻度が多い 放射性物質の検査はない
	姫川簡易水道（中根知）	4	
	東中簡易水道	5	放射性物質の検査はない
	西海簡易水道	2	
	早川簡易水道（早川）	6	タイプ1より No. 6, 12, 13 の頻度が多い
	早川簡易水道（東海）	3	
	早川簡易水道（越）	7	タイプ1より全項目の頻度が少ない 放射性物質の検査はない
	早川簡易水道（下早川）	3	
	早川簡易水道（出）	3	
能生 区域	能生谷簡易水道 島道湧水	10	タイプ1より No. 33, 34, 37, 39, 40 の頻度が 少ない 放射性物質の検査はない
	能生谷簡易水道 柵口浄水場 （湯沢川）水源	4	タイプ1より No. 33, 34, 37, 39, 40 の頻度が 少ない
	能生谷簡易水道（柵口）	10	タイプ8と No. 40 の頻度が異なる
	能生谷簡易水道（西飛山）	11	タイプ8と No. 34 の頻度が異なる
	大洞簡易水道	8	タイプ1より No. 33, 34, 37, 39, 40 の頻度が 少ない 放射性物質の検査はない
	中尾新戸簡易水道	9	タイプ1より No. 33, 34, 37, 39, 40 の頻度が 少ない
	高倉簡易水道	9	
	徳合仙納簡易水道（徳合湧水）	12	タイプ10に放射性物質検査を追加
	徳合仙納簡易水道（仙納湧水）	13	タイプ10に No. 6 の頻度増加、放射性物質 検査を追加
青海 区域	歌外波簡易水道	9	
	市振簡易水道	9	
	上路簡易水道	14	タイプ9に No. 7 の頻度増加

別表 22-4 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ1】

(糸魚川区域 白馬簡易水道)

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	亜硝酸化合物及び塩化アン		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブromホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジェオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物（全有機炭素の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）		○			○			○			○	

注：○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

別表 22-5 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ2】

(糸魚川区域 小滝簡易水道、姫川簡易水道(根小屋)、西海簡易水道)

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブromホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジェオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物(PFOS, PFOS)		○			○			○			○	

別表 22-6 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ3】

(糸魚川区域 姫川簡易水道（今井）、姫川簡易水道（大野）、早川簡易水道（東海）

早川簡易水道（下早川）、早川簡易水道（出））

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シア		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブロモホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物（全有機炭素の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）		○			○			○			○	

別表 22-7 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ4】

(糸魚川区域 姫川簡易水道（上町屋、山口）、姫川簡易水道（中根知）、能生谷

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○	
4	水銀及びその化合物		○			○			○			○	
5	セレン及びその化合物		○			○			○			○	
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○	
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○	
8	六価クロム化合物		○			○			○			○	
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○	
13	ホウ素及びその化合物		○			○			○			○	
14	四塩化炭素		○			○			○			○	
15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○			○			○			○	
17	ジクロロメタン		○			○			○			○	
18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○	
19	トリクロロエチレン		○			○			○			○	
20	ベンゼン		○			○			○			○	
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブロモホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○	
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物		○			○			○			○	
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○			○	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○	
42	ジオオスミン		○			○			○			○	
43	2-MIB		○			○			○			○	
44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○	
45	フェノール類		○			○			○			○	
46	有機物（全有機炭素の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）		○			○			○			○	

別表 22-8 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ5】

(糸魚川区域 東中簡易水道)

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シア		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブromホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジェオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-9 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ6】

(糸魚川区域 早川簡易水道 (早川))

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○	
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シア		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○	
13	ホウ素及びその化合物		○			○			○			○	
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブromホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジェオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-10 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ7】

(糸魚川区域 早川簡易水道(越))

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌			○	○	○	○						
2	大腸菌			○	○	○	○						
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素					○							
10	亜塩化物イオン及び塩化アンモニウム					○							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸					○							
22	クロロ酢酸					○							
23	クロロホルム					○							
24	ジクロロ酢酸					○							
25	ジブロモクロロメタン					○							
26	臭素酸					○							
27	総トリハロメタン					○							
28	トリクロロ酢酸					○							
29	ブロモジクロロメタン					○							
30	ブロモホルム					○							
31	ホルムアルデヒド					○							
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物			○	○	○	○						
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物			○	○	○	○						
38	塩化物イオン			○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	○	○	○						
40	蒸発残留物			○	○	○	○						
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジオオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)			○	○	○	○						
47	pH			○	○	○	○						
48	味			○	○	○	○						
49	臭気			○	○	○	○						
50	色度			○	○	○	○						
51	濁度			○	○	○	○						
52	残留塩素			◎	◎	◎	◎						
53	水温			◎	◎	◎	◎						
54	遊離炭酸					○							
55	有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-11 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ8】

(能生区域、大洞簡易水道)

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	硝酸化合物イオン及び塩化アンモニウム		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブロモホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物					○							
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物					○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○							
40	蒸発残留物					○							
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジオオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-12 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ9】

(能生区域、中尾新戸簡易水道、高倉簡易水道) (青海区域 歌外波簡易水道、市振簡易水道)

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	亜硝酸態窒素及び塩化亜硝酸		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブロモホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物					○							
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物					○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○							
40	蒸発残留物					○							
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジオオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物（全有機炭素の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物（PFOS, PFOA）		○			○			○			○	

別表 22-13 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ10】

(能生区域 能生谷簡易水道(柵口)、能生谷簡易水道 島道湧水)

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シア		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブromホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物					○							
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物					○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○							
40	蒸発残留物		○			○			○			○	
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジェオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-14 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ 11】

(能生区域 能生谷簡易水道 (西飛山))

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	アン化物イオン及び塩化アン		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブromホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物		○			○			○			○	
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物					○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)					○							
40	蒸発残留物					○							
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジェオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物 (全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	有機フッ素化合物 (PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-15 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ 12】

(能生区域 徳合仙納簡易水道 (徳合湧水))

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブロモホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物					○							
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物					○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)					○							
40	蒸発残留物		○			○			○			○	
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジオオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物 (全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物 (PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-16 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ13】

(能生区域 徳合仙納簡易水道(仙納湧水))

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○	
7	ヒ素及びその化合物					○							
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シア		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブロモホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物					○							
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物					○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○							
40	蒸発残留物		○			○			○			○	
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジオオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

別表 22-17 蛇口の水質検査項目、及び検査頻度【タイプ 14】

(青海区域 上路簡易水道)

○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

No	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物					○							
4	水銀及びその化合物					○							
5	セレン及びその化合物					○							
6	鉛及びその化合物					○							
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○	
8	六価クロム化合物					○							
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○	
10	シアニ化物イオン及び塩化シア		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
12	フッ素及びその化合物					○							
13	ホウ素及びその化合物					○							
14	四塩化炭素					○							
15	1,4-ジオキサン					○							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							
17	ジクロロメタン					○							
18	テトラクロロエチレン					○							
19	トリクロロエチレン					○							
20	ベンゼン					○							
21	塩素酸		○			○			○			○	
22	クロロ酢酸		○			○			○			○	
23	クロロホルム		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○	
26	臭素酸		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○	
30	ブロモホルム		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物					○							
33	アルミニウム及びその化合物					○							
34	鉄及びその化合物					○							
35	銅及びその化合物					○							
36	ナトリウム及びその化合物					○							
37	マンガン及びその化合物					○							
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○							
40	蒸発残留物					○							
41	陰イオン界面活性剤					○							
42	ジオオスミン					○							
43	2-MIB					○							
44	非イオン界面活性剤					○							
45	フェノール類					○							
46	有機物(全有機炭素の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	残留塩素	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	遊離炭酸		○			○			○			○	
55	放射性物質		○			○			○			○	
56	有機フッ素化合物(PFOS, PFOA)		○			○			○			○	

(2) 検査箇所

簡易水道における蛇口の水質検査の採水場所を「別表 22-18」に示す。

別表 22-18 蛇口の水質検査採水場所（簡易水道）

区域	簡易水道名称	採水場所	施設地番
糸魚川 区域	白馬簡易水道	個人宅	糸魚川市大字大所
	小滝簡易水道	消火栓	糸魚川市大字小滝 5141-1
	姫川簡易水道（根小屋）	長谷川たたみ店	糸魚川市大字根小屋 276-1
	姫川簡易水道（今井）	消火栓	糸魚川市大字西中
	姫川簡易水道（大野）	消火栓	糸魚川市大字大野
	姫川簡易水道（上町屋）	上野消火栓	糸魚川市大字上野
	姫川簡易水道（中根知）	和泉消火栓	糸魚川市大字和泉 1815
	東中簡易水道	東中会館	糸魚川市大字東中 671-1
	西海簡易水道	デパートセンターあじさい	糸魚川市大字水保 1788-1
	早川簡易水道（早川）	谷根消火栓	糸魚川市大字谷根
	早川簡易水道（東海）	東海消火栓	糸魚川市大字東海
	早川簡易水道（越）	越川原消火栓	糸魚川市大字越
	早川簡易水道（下早川）	消火栓	糸魚川市大字道明 439
	早川簡易水道（出）	消火栓	糸魚川市大字日光寺 370-1
能生区域	能生谷簡易水道（島道）	個人宅	糸魚川市大字平
	能生谷簡易水道（南部）	上南地区公民館	糸魚川市大字榎 248
	能生谷簡易水道（柵口）	個人宅	糸魚川市大字柵口
	能生谷簡易水道（西飛山）	個人宅	糸魚川市大字西飛山
	大洞簡易水道	個人宅	糸魚川市大字大洞
	中尾新戸簡易水道	個人宅	糸魚川市大字木浦
	高倉簡易水道	個人宅	糸魚川市大字高倉
	徳合仙納簡易水道（徳合）	個人宅	糸魚川市大字徳合
	徳合仙納簡易水道（仙納）	個人宅	糸魚川市大字仙納
青海区域	歌外波簡易水道	歌地区コミュニティ消防センター	糸魚川市大字歌 108-2
	市振簡易水道	市振東側駐車場	糸魚川市大字市振 897-4
	上路簡易水道	上路地区公民館	糸魚川市大字上路 1027

3 検査の方法

蛇口の水質検査の内、毎月・年4回、年1回の検査項目は、水道法第20条で定める検査機関（事業者以外）に再委託すること。

別紙23 原水の水質検査仕様書

1 上水道及び、簡易水道

(1) 水質検査項目及び、検査頻度

原水の水質検査項目及び検査頻度は、上水道と簡易水道共通で「別表 23-1」のとおりとする。

別表 23-1 原水の水質検査項目及び検査頻度（上水道・簡易水道共通）

番号	項目名	検査方法※	検査頻度
1	一般細菌	○	年1回 (8月)
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	
4	水銀及びその化合物	○	
5	セレン及びその化合物	○	
6	鉛及びその化合物	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	
8	六価クロム化合物	○	
9	亜硝酸態窒素	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	
12	フッ素及びその化合物	○	
13	ホウ素及びその化合物	○	
14	四塩化炭素	○	
15	1,4-ジオキサン	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	
17	ジクロロメタン	○	
18	テトラクロロエチレン	○	
19	トリクロロエチレン	○	
20	ベンゼン	○	
32	亜鉛及びその化合物	○	
33	アルミニウム及びその化合物	○	
34	鉄及びその化合物	○	
35	銅及びその化合物	○	
36	ナトリウム及びその化合物	○	
37	マンガン及びその化合物	○	
38	塩化物イオン	○	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	
40	蒸発残留物	○	
41	陰イオン界面活性剤	○	
42	ジェオスミン	○	
43	2-メチルイソボルネオール	○	
44	非イオン界面活性剤	○	
45	フェノール類	○	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
47	pH 値	○	
49	臭気	○	
50	色度	○	
51	濁度	○	
53	水温	◎	

注※：○：検査を行う項目 ◎：現場で検査を行う項目

(2) 検査箇所

上水道の原水の水質検査の採水場所は「別表 23-2」、簡易水道は「別表 23-3」のとおりとする。

別表 23-2 原水の水質検査の採水場所（上水道）

給水区域	採水場所	採水場所詳細	施設地番
糸魚川 区域	大野水源地	深井戸 1・2・3 号	糸魚川市大字大野字横戸 366-1
	水崎水源地	深井戸 4・5 号	糸魚川市大字上刈字井口 1297-3
	梶屋敷水源地	深井戸 6 号	糸魚川市大字梶屋敷 1383
能生区域	第 1、4 水源	一抔 原水 能生浄水場	糸魚川市大字能生字井の上 3072-1
	第 2 水源	二抔 原水 浅井戸	糸魚川市大字平字森本 420-1
	第 3 水源	新戸 原水 配水池	糸魚川市大字木浦字八戸瀬 9163-1
青海区域	第 4 水源井	第 4 水源井 ポンプ室	糸魚川市大字田海 6006
	第 5 水源井	第 5 水源井 深井戸	糸魚川市大字田海 1461-2
	第 6 水源井	第 6 水源井 ポンプ室	糸魚川市大字青海 3040

別表 23-3 原水の水質検査の採水場所（簡易水道）

区域	簡易水道名称	採水場所	施設地番
糸魚川 区域	白馬簡易水道 湧水	白馬第 1 滅菌室	糸魚川市大字大所字牧山 989-6
	白馬簡易水道 深井戸	白馬第 3 配水池	糸魚川市大字大所字牧山 989
	小滝簡易水道	小滝第 1 配水池	糸魚川市大字小滝字高庭 2745
	姫川簡易水道（根小屋）	根小屋浄水場	糸魚川市大字根小屋 2638
	姫川簡易水道（今井）	戸沢浅井戸	糸魚川市大字中谷内字川原田 1245-3
	姫川簡易水道（今井）	八千川浅井戸	糸魚川市大字頭山字岩下 1472-4
	姫川簡易水道（大野）	大野第 1 水源	糸魚川市大字大野 3036-4
	姫川簡易水道（大野）	大野第 2 水源	糸魚川市大字大野 3036-2
	姫川簡易水道（上町屋）	上町屋水源	糸魚川市大字蒲池字西川原 223 番地 3
	姫川簡易水道（中根知）	中根知水源	糸魚川市大字大工屋敷 544 番地
	姫川簡易水道（山口）	山口水源	糸魚川市大字山口字 964 番地 1
	東中簡易水道	東中水源地	糸魚川市大字東中 4911
	西海簡易水道 第 1 水源	西海接合井	糸魚川市大字来海沢字川原 58-2
	西海簡易水道 第 2 水源	西海第 1 配水池	糸魚川市大字栗倉字中川原 2274-1
	早川簡易水道（早川）	早川第 1 配水池	糸魚川市大字大平 5116-1
	早川簡易水道（東海）	東海水源地	糸魚川市大字東海 135
	早川簡易水道（越）	越水源地	糸魚川市大字越 124
	早川簡易水道（下早川）	下早川浄水池 （牛池水源）	糸魚川市大字日光寺 413-1
	早川簡易水道（下早川）	下早川浄水地 （細池水源）	糸魚川市大字日光寺 413-1
	早川簡易水道（出）	出管理棟	糸魚川市大字上出 543
能生区域	能生谷簡易水道 柵口（湯沢川）水源	柵口浄水場	糸魚川市大字柵口春木場 732
	能生谷簡易水道	島道水源	糸魚川市大字島道字大沢岳 3541-249
	能生谷簡易水道（柵口第 1）	柵口第 1 水源	糸魚川市大字崩字大岩平 876
	能生谷簡易水道（柵口第 2）	柵口第 2 水源	糸魚川市大字崩字大岩平 883-8

区域	簡易水道名称	採水場所	施設地番
	能生谷簡易水道（西飛山）	西飛山配水池	糸魚川市大字西飛山字峯坂 659-4
	大洞簡易水道	大洞配水池	糸魚川市大字高倉カイトチ 404-3
	中尾新戸簡易水道	中尾配水池	糸魚川市大字木浦字中尾 18477
	高倉簡易水道	高倉滅菌室	糸魚川市大字高倉字集田 1375-1
	徳合仙納簡易水道（徳合）	徳合配水池	上越市名立区大字大町字西谷 3787
	徳合仙納簡易水道（仙納）	仙納配水池	糸魚川市大字仙納字荒清水 1316-3
青海区域	歌外波簡易水道	計装室	糸魚川市大字外波字ソロジ 294 番地
	市振簡易水道	市振第 1 水源井	糸魚川市大字市振字玉の木 1190 番地 1
	市振簡易水道	市振第 2 水源井	糸魚川市大字市振字玉の木 1357 番地
	上路簡易水道	上路滅菌室	糸魚川市大字上路字中上 689 番地 1

2 その他の項目の検査

（１）水質検査項目及び検査頻度

原水のその他の検査項目及び検査頻度は、上水道は「別表 23-4」、簡易水道は「別表 23-5」～「別表 23-7」のとおりとする。なお、ダイオキシン類は、毎年、市と協議で水源を抽出し、1箇所測定する。

別表 23-4 その他の項目と検査頻度（上水道）

区域名	水源地名	採水場所	水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
糸魚川区域	大野水源	深井戸 1 号、2 号、3 号	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
		深井戸 1 号	農薬 5 項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	水崎水源	深井戸 4 号、5 号	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
		深井戸 5 号	農薬 5 項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	梶屋敷水源	深井戸 6 号	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬 5 項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
能生区域	第 1、4 水源	一抔 能生浄水場（伏流水）	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム一抔 能生浄水場		○			○			○			○	
			農薬 5 項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	第 2 水源	二抔 浅井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
			農薬 5 項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	第 3 水源	新戸 配水池	ダイオキシン類	7～8月の市の指定した時期に行う											
			クリプトスポリジウム					○							
青海区域	第 4 水源井	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							

区域名	水源地名	採水場所	水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第5水源	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	第6水源	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							

別表 23-5 その他の項目と検査頻度（簡易水道 糸魚川区域）

区域名	水源地名	採水場所	水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
糸魚川区域	白馬簡易水道	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
		深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小滝簡易水道	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌		○			○			○			○	
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	姫川簡易水道（根小屋）	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	姫川簡易水道（山口）	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌		○			○			○			○	
	姫川簡易水道（今井）戸沢浅井戸	浅井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	姫川簡易水道（今井）八千川浅井戸	浅井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	姫川簡易水道（大野）大野第一	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	姫川簡易水道（大野）大野第二	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	姫川簡易水道（上町屋）	浅井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌		○			○			○			○	
			クリプトスポリジウム					○							
	姫川簡	浅井戸	大腸菌、嫌気		○			○			○			○	

区域名	水源地名	採水場所	水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	易水道 (中根知)		性芽胞菌												
			クリプトスポリジウム					○							
	東中簡易水道	浅井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	西海簡易水道第1水源	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	西海簡易水道第2水源	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	早川簡易水道(早川)	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌		○			○			○			○	
	早川簡易水道(東海)	浅井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	早川簡易水道(越)	浅井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌			○									
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	早川簡易水道(下早川)牛池水源	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	早川簡易水道(下早川)細池水源	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	早川簡易水道(出)	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											

別表 23-6 その他の項目と検査頻度（簡易水道 能生区域）

区域名	水源地名	採水場所	水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
能生区域	能生谷簡易水道島道水源	伏流水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	能生谷簡易水道湯	伏流水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	

区域名	水源地名	採水場所	水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	沢川水源		農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	大洞簡易水道	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	中尾新戸簡易水道	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	高倉簡易水道	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	徳合仙納簡易水道(徳合)	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	徳合仙納簡易水道(仙納)	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	生谷簡易水道(柵口)	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	能生谷簡易水道(西飛山)	湧水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	

別表 23-7 その他の項目と検査頻度（簡易水道 青海区域）

区域名	水源地名	採水場所	水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青海区域	歌外波簡易水道	表流水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	
	市振簡易水道第1水源	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	市振簡易水道第2水源	深井戸	大腸菌、嫌気性芽胞菌					○							
			農薬5項目	7～8月の市の指定した時期に行う											
	上路簡易水道	表流水	大腸菌、嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クリプトスポリジウム		○			○			○			○	

（2）検査箇所

その他の項目の検査の採水場所を上水道について「別表 23-8」に、簡易水道について「別表 23-9」に示す。

別表 23-8 原水の水質検査採水場所（上水道）

給水区域	採水場所	採水場所詳細	施設地番
糸魚川区域	大野水源地	深井戸 1・2・3 号	糸魚川市大字大野字横戸 366-1
	水崎水源地	深井戸 4・5 号	糸魚川市大字上刈字井口 1297-3
	梶屋敷水源地	深井戸 6 号	糸魚川市大字梶屋敷 1383
能生区域	第 1、4 水源	一抔 原水 能生浄水場	糸魚川市大字能生字井の上 3072-1
	第 2 水源	二抔 原水 浅井戸	糸魚川市大字平字森本 420-1
	第 3 水源	新戸 原水 配水池	糸魚川市大字木浦字八戸瀬 9163-1
青海区域	第 4 水源井	第 4 水源井 ポンプ室	糸魚川市大字田海 6006
	第 5 水源井	第 5 水源井 深井戸	糸魚川市大字田海 1461-2
	第 6 水源井	第 6 水源井 ポンプ室	糸魚川市大字青海 3040

別表 23-9 原水の水質検査採水場所（簡易水道）

区域	簡易水道名称	採水場所	施設地番
糸魚川 区域	白馬簡易水道 湧水	白馬第 1 滅菌室	糸魚川市大字大所字牧山 989-6
	白馬簡易水道 深井戸	白馬第 3 配水池	糸魚川市大字大所字牧山 989
	小滝簡易水道	小滝第 1 配水池	糸魚川市大字小滝字高庭 2745
	姫川簡易水道（根小屋）	根小屋浄水場	糸魚川市大字根小屋 2638
	姫川簡易水道（今井）	戸沢浅井戸	糸魚川市大字中谷内字川原田 1245-3
	姫川簡易水道（今井）	八千川浅井戸	糸魚川市大字頭山字岩下 1472-4
	姫川簡易水道（大野）	大野第 1 水源	糸魚川市大字大野 3036-4
	姫川簡易水道（大野）	大野第 2 水源	糸魚川市大字大野 3036-2
	姫川簡易水道（上町屋）	上町屋水源	糸魚川市大字蒲池字西川原 223 番地 3
	姫川簡易水道（中根知）	中根知水源	糸魚川市大字大工屋敷 544 番地
	姫川簡易水道（山口）	山口水源	糸魚川市大字山口字 964 番地 1
	東中簡易水道	東中水源地	糸魚川市大字東中 4911
	西海簡易水道 第 1 水源	西海接合井	糸魚川市大字来海沢字川原 58-2
	西海簡易水道 第 2 水源	西海第 1 配水池	糸魚川市大字粟倉字中川原 2274-1
	早川簡易水道（早川）	早川第 1 配水池	糸魚川市大字太平 5116-1
	早川簡易水道（東海）	東海水源地	糸魚川市大字東海 135
	早川簡易水道（越）	越水源地	糸魚川市大字越 124
	早川簡易水道（下早川）	下早川浄水池（牛池水源）	糸魚川市大字日光寺 413-1
	早川簡易水道（出）	出管理棟	糸魚川市大字上出 543
能生区域	能生谷簡易水道 柵口（湯沢川）水源	柵口浄水場	糸魚川市大字柵口春木場 732
	能生谷簡易水道	島道水源	糸魚川市大字島道字大沢岳 3541-249
	能生谷簡易水道（柵口第 1）	柵口第 1 水源	糸魚川市大字崩字大岩平 876
	能生谷簡易水道（柵口第 2）	柵口第 2 水源	糸魚川市大字崩字大岩平 883-8
	能生谷簡易水道（西飛山）	西飛山配水池	糸魚川市大字西飛山字峯坂 659-4
	大洞簡易水道	大洞配水池	糸魚川市大字高倉カイトチ 404-3
	中尾新戸簡易水道	中尾配水池	糸魚川市大字木浦字中尾 18477
	高倉簡易水道	高倉滅菌室	糸魚川市大字高倉字集田 1375-1
	徳合仙納簡易水道（徳合）	徳合配水池	上越市名立区大字大町字西谷 3787
	徳合仙納簡易水道（仙納）	仙納配水池	糸魚川市大字仙納字荒清水 1316-3
青海区域	歌外波簡易水道	計装室	糸魚川市大字外波字ソロジ 294 番地
	市振簡易水道	市振第 1 水源井	糸魚川市大字市振字玉の木 1190 番地 1
	市振簡易水道	市振第 2 水源井	糸魚川市大字市振字玉の木 1357 番地
	上路簡易水道	上路滅菌室	糸魚川市大字上路字中上 689 番地 1

(3) 放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連して、厚生労働省の通知を受け、水道水中のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 の検査を行う。採水場所と頻度を「別表 23-10」に示す。

別表 23-10 水道水中の放射性物質検査

採水場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数計
水崎水源地		○			○			○			○		4回
梶屋敷水源地		○			○			○			○		4回
第5水源地		○			○			○			○		4回
第6水源地		○			○			○			○		4回
白馬簡易水道（第1滅菌室）		○			○			○			○		4回
小滝簡易水道（第1配水池）		○			○			○			○		4回
姫川簡易水道浄水場（根小屋）		○			○			○			○		4回
西海簡易水道（第1配水池）		○			○			○			○		4回
早川簡易水道（第1配水池）		○			○			○			○		4回
柵口浄水場		○			○			○			○		4回
高倉配水池		○			○			○			○		4回
中尾配水池		○			○			○			○		4回
徳合配水池		○			○			○			○		4回
仙納配水池		○			○			○			○		4回
歌外波簡易水道		○			○			○			○		4回
市振簡易水道（第一水源地）		○			○			○			○		4回
上路簡易水道（配水池）		○			○			○			○		4回
検査回数 合計													68回

3 検査の方法

検査は、水道法第20条で定める検査機関（事業者以外）に再委託すること。

別紙24 ユーティリティ等の想定使用量

水道事業におけるユーティリティ等の想定使用量を「別表 24-1」に示す。

別表 24-1 ユーティリティ等の想定使用量

年度	ユーティリティ等	
	電力 (kWh)	次亜塩素酸 ナトリウム (kg)
令和 9 年度	2,315,169	22,108
令和10 年度	2,265,932	21,636
令和11 年度	2,216,695	21,164
令和12 年度	2,167,390	20,691
令和13 年度	2,118,840	20,225
令和14 年度	2,070,291	19,759
令和15 年度	2,021,741	19,293
令和16 年度	1,973,260	18,827
令和17 年度	1,924,710	18,361
令和18 年度	1,878,015	17,913
合計	20,952,043	199,976

別紙25 基準とする修繕・改築計画

1. 水道事業の改築工事業務に関する基準

(消費税込み、千円)														
施設区分	地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
水源施設	能生	二拡水源	ポンプ更新	10,000										10,000
		二拡水源	水源施設更新			20,000								20,000
		浄水場	ろ過砂入替	6,000	6,000	6,000						6,000	6,000	30,000
		浄水場	管理棟更新			20,000								20,000
		浄水場	場内配管更新				20,000		20,000					40,000
		浄水場	計装設備更新				30,000							30,000
		浄水場	施設更新							11,000	11,000	11,000	11,000	44,000
	糸魚川	水崎水源地	9号取水ポンプ更新							14,000				14,000
		水崎水源地	10号取水ポンプ更新									14,000		14,000
		水崎水源地	11号取水ポンプ更新			14,000								14,000
		水崎水源地	12号取水ポンプ更新					14,000						14,000
		大野水源地	発電機設備更新	25,000	25,000									50,000
		大野水源地	計装設備更新						20,000	30,000				50,000
		梶屋敷水源地	1号陸上ポンプ更新	14,000										14,000
		梶屋敷水源地	2号陸上ポンプ更新		14,000									14,000
	青海	第4・5水源地	取水ポンプ更新						14,000					14,000
		第4・5水源地	発電機室実施設計								20,000			20,000
		第4・5水源地	発電機室築造									30,000	30,000	60,000
	合計			55,000	45,000	60,000	50,000	14,000	54,000	55,000	31,000	61,000	47,000	472,000

(消費税込み、千円)														
施設区分	地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
配水施設	能生	能生送水場	1号送配水ポンプ更新		10,000									10,000
		能生送水場	2号送配水ポンプ更新			10,000								10,000
		筒石ポンプ室	筒石ポンプ更新					11,000						11,000
		筒石ポンプ室	給水ポンプ更新						3,000					3,000
	合計			0	10,000	10,000	0	11,000	3,000	0	0	0	0	34,000

(千円)

施設区分	地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
配水管	能生	その他（宅地造成等）		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	60,000
	糸魚川	東寺町・京ヶ峰		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	14,000				86,000
		その他（宅地造成等）		17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	170,000
	青海	寺地						50,000						50,000
		その他（宅地造成等）		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	60,000
	共通	下水道関連・合併施工		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	40,000
小 計				45,000	45,000	45,000	45,000	95,000	45,000	47,000	33,000	33,000	33,000	466,000

施設区分	地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
消火栓	糸魚川	糸魚川区域	(地区未定)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	60,000
	小 計			6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	60,000

(消費税込み、千円)

施設区分	地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
経年管 耐震管	能生	小泊							25,000	26,000		29,000	10,000	90,000
		能生		16,000	22,000	25,000	25,000	36,000			38,000			162,000
		能生 (No.2)					40,000	24,000	23,000	18,000	48,000		21,000	174,000
		木浦		17,000	25,000	24,000								66,000
		能生・桂		28,000										28,000
		藤崎		24,000	30,000	14,000								68,000
		その他										30,000	50,000	80,000
	糸魚川	大野		18,000	18,000	14,000	18,000			18,000				86,000
		大和川							29,000	29,000				58,000
		大和川～田伏1									24,000	24,000	25,000	73,000
		大和川～田伏2									24,000	24,000		48,000
		大和川～田伏3									24,000			24,000
		清崎・一の宮									17,000			17,000
		上刈										44,000		44,000
		上刈1											30,000	30,000
		上刈2											30,000	30,000
		寺島1		13,000	17,000	21,000	21,000	17,000						89,000
		寺島2		11,000	12,000	17,000	16,000	19,000						75,000
		一の宮～平牛1		15,000	15,000	15,000	26,000	29,000	29,000	29,000				158,000
		一の宮～平牛2					26,000	29,000	29,000	29,000				113,000
		大町					10,000							10,000
		新鉄・本町			21,000									21,000
		本町・大町				12,000								12,000
		横町・新鉄		20,000										20,000
	青海	田海						24,000	37,000	37,000	74,000	74,000	75,000	321,000
		田海1		10,000										10,000
		田海2		10,000										10,000
		寺地				43,000					18,000	18,000	18,000	97,000
		寺地1		31,000	32,000			13,000	18,000	18,000				112,000
		寺地2		28,000	43,000			44,000	44,000	44,000				203,000
		青海			8,000									8,000
		青海1				43,000	43,000							86,000
		青海2				7,000	17,000							24,000
		青海3					7,000							7,000
		青海4					15,000							15,000
		青海区域	(地区未定)								5,000	5,000	5,000	15,000
	小 計			241,000	243,000	235,000	264,000	235,000	234,000	248,000	272,000	248,000	264,000	2,484,000

2. 簡易水道事業の改築工事業務に関する基準

(消費税込み、千円)

施設区分	地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
原浄設備	糸魚川	姫川簡易水道	送水ポンプ更新(根小屋)	5,000										5,000
		姫川簡易水道	取水ポンプ更新(大野No.1)		6,000									6,000
		姫川簡易水道	取水ポンプ更新(戸沢)			6,000								6,000
		姫川簡易水道	取水ポンプ更新(大野No.2)				6,000							6,000
		姫川簡易水道	取水ポンプ更新(上町屋)					6,000						6,000
		姫川簡易水道	取水ポンプ更新(東中)						6,000					6,000
	青海	上路簡易水道	取水ポンプ更新(第1水源地)										6,000	6,000
	能生	能生谷簡易水道	柵口ろ過池屋根改修		20,000									20,000
		能生谷簡易水道	浄水場ろ過砂入替									6,000	6,000	12,000
		徳合仙納簡易水道	取水配水流量計更新	15,000										15,000
	合計			20,000	26,000	6,000	6,000	6,000	6,000	0	0	6,000	12,000	88,000

別紙26 更新計画（案）作成業務仕様書

1 一般事項

（1）基本方針

施設管理により把握した各施設の劣化状況や運用状況等、既存の水道事業のアセットマネジメント計画、下水道事業のストックマネジメント計画等を踏まえ、業務期間内に実施する改築設計及び改築工事に係る更新計画（案）を立案すること。また計画策定の留意事項（市や関係各署との調整、住民との調整、仮設計画等）、その他市が指示する事項を取りまとめること。

（2）交付金対象事業等になる場合の留意事項

改築設計及び改築工事が、国の交付金対象事業となる場合は、国の交付金交付要綱等に適合するように留意すること。なお交付金事業の対象外であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。また会計実地検査の対象となった場合は、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

2 計画策定

更新計画は対象施設の工種等を勘案し、適切な公的ガイドライン等に準拠し市と協議して策定すること。また原則5年間の事業期間ごとに、下記の事項を記載すること。

（1）基本方針

点検・調査結果に基づいて施設の劣化状況を把握し、応募時の全体改築計画を踏まえ、改築の優先順位を決定すること。

- ・診断

調査結果を基に、施設の診断を行い調査時点での健全度、緊急度を算定すること。

- ・対策の必要性

診断結果もしくは点検結果に基づき、対策の必要性を検討すること。

- ・改築の優先順位

施設の状況や市が行う耐震工事を考慮し、改築に関する優先順位を検討すること。

（2）更新計画の内容

更新計画は以下の内容を検討し、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて更新を行うかを取りまとめること。

- ・対象範囲

改築などの対策が必要と位置づけた施設について、修繕か改築かを判定すること。

- ・長寿命化対策対象施設の選定

長寿命化対策検討対象施設とは、改築又は長寿命化対策かをライフサイクルコストを比較して検討する施設であり、「①対象範囲」において、改築と判定された施設から、長寿命

化対策を実施する施設を選定すること。

③更新計画

上記2点を踏まえ、更新計画を取りまとめること。

(3) 成果品

設計業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・上下水道施設の更新計画書（案）
- ・更新計画説明書
- ・報告書
- ・電子データ
- ・その他市が指示する図書

別紙27 設備の処分制限期間及び、標準耐用年数

1 水道設備の法定耐用年数表

分 類	中 分 類	小 分 類	耐用年数
取水設備（全般）	除塵設備	除塵機	12
	沈砂池排砂設備	制水扉	12
		沈砂脱水機	
着水井・凝集設備	フラッシュミキサ	駆動装置	12
		ロータ	
	ブロック形成池設備（横型）	駆動装置	12
	ブロック形成池設備（縦型）	軸・翼車・軸	
	ブロック形成池設備（迂流式）	迂流板	12
沈澱池設備	横流式沈澱池設備（傾斜板）	傾斜板	12
		レール	
		傾斜板洗浄装置	
	横流式沈澱池設備（傾斜管）	傾斜管	12
		レール	
		傾斜管洗浄装置	
	排泥掻寄機（中央駆動式）	駆動装置	12
		空気源機器	
		集水トラフ	
		掻寄機	
		排泥弁	
	排泥掻寄機 （水中クラリファイア）	駆動装置	12
		空気源機器	
		集水トラフ	
		掻寄機	
		排泥弁	
	排泥掻寄機（フラインコンベア）	駆動装置	12
		空気源機器	
		集水トラフ	
		掻寄機	
		排泥弁	
	上向流式沈澱池設備 （高速凝集沈澱池） 上向流式沈澱池設備 （超高速凝集沈澱池） 加圧浮上設備	駆動装置	12
		空気源機器	
		集水トラフ	
		掻寄機	
		排泥弁	
ろ過池設備（全般）	自然平衡型ろ過池設備	流入・流出堰	12
		サイホン管	
		集水装置	
		真空装置	
		表洗装置	
		連通弁・捨水弁・空気弁	
		空気源機器	
	圧力式ろ過池設備	ろ過槽	12
		ポンプ	
		空気源機器	
		弁類	
	重力式ろ過池設備	ポンプ	12
		空気源機器	
		弁類	
	緩速ろ過池設備	ポンプ	12
		空気源機器	
		弁類	

（出典：水道施設更新指針）

分 類	中 分 類	小 分 類	耐用年数
膜ろ過設備（全般）	付帯設備（除塵機、凝集剤、次亜塩素素注入設備）	原水槽	12
		空気源機器	
		排水処理設備	
	精密ろ過膜設備(MF) 精密ろ過膜設備(UF)	次亜塩素素注入設備	7
		ポンプ	12
浄水池設備		逆洗水槽	
薬品注入設備	凝集剤注入設備（PAC など） アルカリ剤注入設備（硫酸） 凝集助剤注入設備（ポリマー）	弁類	12
		薬品貯槽	7
		薬品注入ポンプ	
		空気源機器	
消毒設備（全般）	次亜塩素酸ナトリウム注入設備	弁類	7
		薬品貯槽	
		薬品注入ポンプ、弁類	
	製造次亜設備	空気源機器	7
		塩溶解槽	
		ポンプ	
		希釈水槽	
		次亜生成装置	
	液化塩素注入設備	次亜貯槽	7
エアレーション設備	エアレーション設備（充填塔）	噴射ノズル	7
	エアレーション設備（その他）	送風機設備	
粉末活性炭吸着設備	乾式注入設備 湿式注入設備	スラリー溶解槽	6
		注入器、インジェクタ	
		弁類	
		攪拌機	
粒状活性炭吸着設備	重力式固定層設備 圧力式固定層設備 上向流流動層設備	ポンプ、弁類	6
		洗浄タンク	
		ブロウ、ダンパ	
オゾン処理設備	オゾン注入設備	空気源	12
		空気冷却装置	
		除湿装置	
		オゾン発生装置	
		排オゾン処理設備	
生物処理設備	ハニカム方式	処理水槽	12
		ハニカムチューブ	
		循環用空気吹込装置	
		洗浄用空気装置	
	生物接触ろ過式 生物接触流動層式	接触槽	12
		ポンプ	
		空気吹込装置	
	回転円板方式	処理水槽	12
		回転円板	
		駆動装置	
		洗浄用空気装置	
除鉄・除マンガン設備	マンガン砂接触ろ過設備	ポンプ	12
		空気源機器	
	薬品酸化凝集沈澱設備	駆動装置	12
		ロータ	
		薬品設備	
	鉄バクテリア利用設備	ろ過槽本体	12
		ポンプ	

分 類	中 分 類	小 分 類	耐用年数
生物除去設備	多層ろ過設備	ろ過槽本体	12
		ポンプ	
		弁類	
	マイクロストレーナ設備	駆動装置	12
		ドラム	
		ポンプ	
海水淡水化設備	逆浸透法設備	ポンプ	7
		逆洗水槽	
	電気透析法設備		7
	蒸発法設備		7
排水処理設備	排水池設備 排泥池設備	駆動装置	7
		掻寄機、攪拌機	
		ポンプ・弁類	
	濃縮槽設備	駆動装置	7
		掻寄機	
		集水装置	
		ポンプ・弁類	
	天日乾燥床設備	ろ材	7
		集水管	
	機械天日乾燥床設備	駆動装置	7
		乾燥床	
		ポンプ	
	フィルタプレス型脱水設備	脱水機	7
		ポンプ類、弁類	
		油圧装置	
		空気源機器	
	乾燥機設備	乾燥機	7
		ボイラ	
		熱交換器	
		バグフィルタ、サイクロン	
		排煙処理塔	
	ケーキ破碎・輸送・貯留設備	スラッジ移送ポンプ	7
		コンベア	
		ケーキ破碎機	
		ケーキホッパ	
ポンプその他設備	水質試験設備（採水設備）		12
	水質計器		
	工業計器		

（出典：水道施設更新指針）

2 水道設備の処分制限期間

補助金等の名称	種 類	構造又は用途	細 目	処 分 制 限 期間(年)
水道施設整備費補助 水道水源開発施設整備 費補助 水道施設災害復旧事業 費補助	構 築 物	水道用のもの	取水施設	4 0
			導水施設	5 0
			浄水施設	6 0
			配水施設	6 0
			橋りょう	
			鉄筋コンクリート造のもの	6 0
			鉄骨造のもの	4 8
			木造のもの	1 8
			配水管	
			鋳鉄製のもの	4 0
			その他のもの	2 5
			配水管付属設備	3 0
			えん提	
			鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	8 0
			れんが造又は石造のもの	5 0
			土造のもの	4 0
			貯水池	3 0
			高架水槽	
			鉄筋コンクリート造のもの	4 0
			金属造のもの	2 0
			木造のもの	1 0
			さく井	1 0
			電信電話線	3 0
			その他のもの	
			鉄筋コンクリート造のもの	6 0
			コンクリート造又はれんが造のもの	4 0
			石造のもの	5 0
			金属造のもの	4 5
			木造のもの	1 5
	機 械 及 び 装 置	水道用設備	電気設備	
			汽力発電設備	1 5
			内燃力発電設備	1 5
			蓄電池電源設備	6
			その他のもの	2 0
			ポンプ設備	1 5
			薬品注入設備	1 5
			滅菌設備	1 0
			通信設備	9
			計測設備	1 0
			計量器	
			量水器	8
			その他のもの	1 0
			荷役設備	1 7
			修繕検査設備	1 5
			その他のもの	
			主として金属造のもの	1 7
			主として木造のもの	8

3 下水道設備の処分制限期間、標準耐用年数表

耐用年数（機械設備）

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法	大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法						
沈砂池設備	スクリーン かす設備	スクリーン	15	7	水処理設備	反応タンク 設備	送風機本体	20	7						
		自動除塵機					電動機								
		破砕機					抵抗器・制御器等	15	7						
		ベルトコンベヤ					吐出弁								
		フライトコンベヤ					逆止弁								
		スクリューコンベヤ					潤滑油装置								
		スキップホイス					冷却水ポンプ								
		貯留装置					冷却塔								
		スクリーンかす洗浄機					乾式フィルタ								
	汚水沈砂設備	スクリーンかす脱水機	15	7			湿式フィルタ								
		沈砂かき揚げ機					機械式レアレーション装置								
		沈砂洗浄機					水中攪拌機								
		スクリューコンベヤ					膜ユニット	10	7						
		流水トラフ					回転円盤								
		トラフコンベヤ					散水機								
		フライトコンベヤ					汚泥ポンプ								
		ベルトコンベヤ					上澄水排出装置								
	雨水沈砂設備	スキップホイス	20	7		最終沈殿池 設備	酸素発生装置	15	7						
		揚砂ポンプ					散気装置								
		噴射式揚砂機					膜カートリッジ								
		沈砂分離機					汚泥かき寄せ機								
		貯留装置					スクラム除去装置								
		沈砂かき揚げ機					スクラム分離機								
		沈砂洗浄機					スクラム移送ポンプ								
		スクリューコンベヤ					返送汚泥ポンプ								
ポンプ設備	汚 水 ポン プ 設 備	流水トラフ	15	7		消毒設備	余剰汚泥ポンプ	10	7						
		トラフコンベヤ					テレスコープ弁								
		フライトコンベヤ					薬品貯留タンク								
		ベルトコンベヤ					薬品注入機								
		スキップホイス					塩素ガス中和装置								
		揚砂ポンプ					紫外線滅菌装置	10	7						
		噴射式揚砂機					オゾン発生装置								
		沈砂分離機					排オゾン処理装置								
	雨 水 ポン プ 設 備	貯留装置	20	7		用水設備	反応タンク(鋼板製)	20	7						
		ポンプ本体					マイクロストレーナ								
		(※クランパーポンプを含む)					自動洗浄ストレーナ								
		電動機					ろ過機	15	7						
		減速機					自動給水装置								
		抵抗器・制御器				ポンプ									
		ポンプ設備				雨 水 ポン プ 設 備	吐出弁	15	7		放流ポン プ設備	ポンプ本体	15	7	
							逆止弁					電動機			
							真空ポンプ					減速機			
雨 水 ポン プ 設 備	貯留タンク		20	7		反応タンク 設備	抵抗器・制御器	15	7						
	真空弁						吐出弁								
	水中攪拌機						逆止弁								
	ポンプ本体						薬品ポンプ	15	7						
	電動機						薬品タンク								
	減速機						攪拌装置								
	抵抗器・制御器		薬品ポンプ	15	7										
	吐出弁		薬品タンク												
	逆止弁		ろ過機												
	ディーゼル機関		15	7		凝集沈殿設備	ポンプ	15	7						
	ガスタービン						流入スクリーン								
	空気圧縮機						活性炭吸着塔								
	燃料ポンプ					活性炭設備	ポンプ	15	7						
	燃料タンク						再生炉								
真空ポンプ	汚泥ポンプ														
消音器	自動除塵機						15	7							
冷却器	破砕機														
雨水滞水池・ 調整池	排水ポンプ車(車両本体)	7	7	汚泥処理設備	スクリューコンベヤ										
	排水ポンプ車(車載設備)	10	7		貯留装置										
雨水滞水池・ 調整池	雨水耐水池・ 調整池設備	ポンプ本体	20		7			スクリューかす洗浄機	10	7					
		電動機						スクリューかす脱水機							
		吐出弁						汚泥攪拌機							
		逆止弁						洗浄水ポンプ	15	7					
汚水調整池	汚水調整池 設備	汚泥かき寄せ機	15	7		汚泥輸送・ 前処理設備	洗浄水タンク(鉄筋コンクリート 又は鉄骨鉄筋コンクリート造)								
		ポンプ本体					洗浄水タンク(鋼板製)								
		電動機					計測ビット(鋼板製)								
		吐出弁					汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリ ート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	35	7						
		逆止弁					汚泥等受入タンク(鋼板製)								
		汚泥かき寄せ機					汚泥計量分配槽(鋼板製)								
水処理設備	最初沈殿池 設備	スクラム除去装置	15	7											
		スクラム分離機													
		スクラム移送ポンプ													
		汚泥ポンプ													

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法	大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法			
汚泥処理設備	汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機	15	7	汚泥処理設備	建設資材 利用設備	貯留装置	10	7			
		汚泥ポンプ					プレス機					
		浮上濃縮タンク(銅板製)					焼成機					
		汚泥かきとり機					梱包装置					
		加圧タンク					切板機					
	汚泥消化 タンク設備	空気圧縮機	10	7		コンポスト 設備	送風機					
		加圧ポンプ					乾燥機					
		通心濃縮機					発酵槽(銅板製)					
		センタードーム					振動機					
		ガス攪拌装置					袋詰機					
		機械攪拌機					定量供給機					
		汚泥ポンプ					コンベヤ					
		脱硫装置					貯留装置					
		余剰ガス燃焼装置					流入ゲート					
		燃料タンク					流出ゲート					
	汚泥消化 タンク設備	燃料ポンプ	15	7	ゲート設備	バイパスゲート						
		ガスホルダ				連絡ゲート						
		蒸気ボイラ				可動堰						
		温水ボイラ				15[25]	7					
		熱交換器						クレーン類 物あげ設備	クリーン類物あげ装置			
	汚泥消化 タンク設備	汚泥かき寄せ機	15	7	配管類				送気			
		洗浄ポンプ							給水			
		汚泥ポンプ							送泥			
	汚泥貯留設備	水中攪拌機	10	7	付帯設備	排水	仕切弁		15[30]	7		
		機械式攪拌機	電動弁									
		空気攪拌装置	空気作動弁									
	調質設備	汚泥ポンプ	15	7			脱臭設備	薬液酸化装置			10	7
		消石灰注入装置						オゾン酸化装置				
		無機凝集剤注入装置						活性炭吸着装置				
		有機凝集剤注入装置						直接燃焼装置				
		凝集混和タンク				酸又はアルカリ洗浄装置						
	熱処理設備	造粒調質装置	8	7		生物脱臭装置						
		蒸気ボイラ						土壤脱臭装置				
		熱交換機						ファン				
		反応器						ダクト				
		汚泥ポンプ						15	7	ポンプ類		
	破碎機	煙突	焼却・溶融炉用	35<15>		7						
	熱濃かき寄せ機		ボイラ用									
	加圧タンク		焼成用									
	汚泥脱水設備		汚泥脱水機		15		7				重量計	エンジン用
			汚泥供給ポンプ					トラックスケール				
		真空ポンプ										
		空気圧縮機										
		フライトコンベヤ										
		汚泥乾燥設備	ベルトコンベヤ	15		7		汚泥焼却・ 溶融設備	脱水汚泥貯留装置	10	7	
			脱水汚泥移送ポンプ						脱水汚泥移送ポンプ			
			貯留装置						焼却炉			
			燥車を含む:車両本 体)						溶融炉			
			燥車を含む:車載機 器)						送風機			
	汚泥乾燥機		燃料供給装置									
	蒸気ボイラ		補助燃焼装置									
	温水ボイラ		熱交換器									
	熱風発生炉		廃熱ボイラー									
	スクラバ		脱硝装置									
	汚泥焼却・ 溶融設備	熱交換器	10	7	排煙処理塔	乾式電気集塵機						
		サイクロン				湿式電気集塵機						
		バグフィルタ				バグフィルタ						
		排煙処理塔				サイクロン						
		脱水汚泥貯留装置				灰搬出機						
		脱水汚泥移送ポンプ				バケットコンベヤ						
		焼却炉				フライトコンベヤ						
		溶融炉				スクリューコンベヤ						
		送風機				灰ホッパ						
		燃料供給装置				スラグ生成装置						
	補助燃焼装置	煙道										
	熱交換器	空気圧縮機										
	廃熱ボイラー											
	脱硝装置											
	排煙処理塔											
	乾式電気集塵機											
	湿式電気集塵機											
	バグフィルタ											
	サイクロン											
	灰搬出機											
	バケットコンベヤ											
	フライトコンベヤ											
	スクリューコンベヤ											
	灰ホッパ											
	スラグ生成装置											
	煙道											
	空気圧縮機											

注 []内は鑄鉄製、内は金属製
地方公営企業法、大蔵省令、適化法の耐用年数は参考に掲載している。

注【】内は鑄鉄製<内は金属製
地方公営企業法、大蔵省令、適化法の耐用年数は参考に掲載している。

耐用年数（電気設備）

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法
電気計装設備	特受変電設備	断路器	20	7
		遮断器		
		交流器		
		避雷器		
		変圧器		
		接地開閉器		
		計器用変圧器		
		保護継電器盤		
		断路器盤		
		遮断器盤		
		コンデンサ盤		
	受変電設備	断路器盤	20	7
		遮断器盤		
		変圧器盤		
		コンデンサ盤		
		変流器盤		
		計器用変圧器盤		
		低圧主幹盤		
	自家発電設備	柱上開閉器	15	7
		高調波抑制装置	10	7
		発電機	15	7
		原動機		
		発電機盤		
		同期盤		
		自動始動盤		
		補機盤		
		ダミー切換盤		
		冷却水ポンプ		
		冷却塔		
	制御電源及び計装用電源設備	給気ファン	15	7
		排気ファン		
		ダミーロード		
		消音器		
		空気圧縮機		
		燃料ポンプ		
		燃料タンク		
		蓄電池盤		
		充電器盤		
		インバータ盤		
	負荷設備	鉛蓄電池(長寿命型)	15	7
		鉛蓄電池	7	7
		汎用MUPS	15	7
	計測設備 (運転制御に必要な機器)	高圧コンベクションスター		
		コントロールセンタ		
		動力制御盤		
		回転数制御装置	10	7
		流量計	10	7
		レベル計		
		質量計		
		温度計		
		pH計		
		ORP計		
		DO計		
		濁度計		
		濃度計		
		MLSS計		
		SV計		
		界面計		
		水分計		
		塩素濃度計		
		CDD水質分析機器		
		全窒素水質分析機器		
		全りん水質分析機器		
		排ガス分析計		
		雨量計		
		雨量レーダー		
電気計装設備	監視制御設備	プロセスコントローラ	10	7
		シーケンスコントローラ	15	7
		現場盤		
		操作盤		
		補助リレー盤		
		計装計器盤		
		監視盤		
		操作盤		
		CRT操作卓		
		監視コントローラ		
	ケーブル・配管類	データロギングコントローラ	10	7
		テレメータ・テレコントロール装置	7	7
		ITV装置		
		通信装置		
		パソコン応用装置		
		動力線		
		制御線		
		計装線		
		ラック		
		ダクト		
		電線管		
		通信線(光ケーブル)		

耐用年数（建築設備）

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法
管 理 棟 処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。	給排水・衛生ガス設備	揚水ポンプ 電気温水器 給湯ボイラ 衛生器具 ガス設備 ガス給湯器 床排水ポンプ 給水管・水栓・排水管・ガス管	15	15
		受水槽・高架水槽	40[15]	15
管 理 棟 処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。	空調・換気設備	温水ボイラ 温風暖房器 ダクト チラーユニット 冷凍機 ファンコイル 熱交換機 オイルポンプ 燃料タンク 膨張タンク エアコン(含パッケージエアコン) 冷却・循環ポンプ クーリングタワー ファン エアカーテン	15	15
		電灯分電盤 照明器具 アンプ スピーカ 交換機 電話器類 避雷針 接地端子類 動力制御盤 配線・配管類・配管器具	15 15(10) 15	10 10 10
管 理 棟 処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。	消火災害防止設備	受信機 感知器 スプリンクラ 防犯受信機 進入検知器 特殊消火装置 防火扉 配線・配管類・配管器具	8 18 15	8 8 8
		昇降機 エレベータ 可動 アコーデオンカーテン 間仕切り スライディングドア	17 17 15	17 17 15

注 []内は金属及び合成樹脂型

耐用年数（土木・建築）

大分類		中分類	小分類		標準 耐用年数	適化法
管 理 棟		軀 体	仕 様	鉄筋コンクリートまたは 鉄筋鉄骨コンクリート造	50	50
処理場内の建物及び 場外のポンプ場 等は、すべて管理 棟に準ずる。				内 装	金属造	35(25)
		壁	15(10)		—	
				天井		
				外装(壁)		
		仕 上	屋根仕上げ	10	—	
			塗装			
			屋根防水			
		防 水	水槽防水	10	—	
			建 具	サッシ	18	金属:18 その他:10
		ドア				
シャッター						
オーバースライダ						
パーテーション						
金 属 物	笠木	18	同上			
	手摺					
	EXP. 金物					
	梯子					
	タラップ					
	ルーフトレン					
	階段					
	鉄蓋(車道部)			15	7	
鉄蓋(その他)	30	15				
ポン プ 場 施 設	除砂施設	軀 体	仕 様	鉄筋コンクリートまたは 鉄筋鉄骨コンクリート造	50	20
				金属造	35(25)	20
	揚水施設	軀 体	仕 様	鉄筋コンクリートまたは 鉄筋鉄骨コンクリート造	50	20
				金属造	35(25)	20
	共通施設	付帯設備	内部防食	10	—	
			手摺	18	金属:18 その他:10	
グレーチング						
雨水調整池・滞水池	軀 体	鉄筋コンクリート	50	20		
汚 水 調 整 池	軀 体	鉄筋コンクリート	50	20		
水 処 理 施 設	沈殿施設	軀 体	仕 様	鉄筋コンクリートまたは 鉄筋鉄骨コンクリート造	50	20
				金属造	35(25)	20
	反応タンク施設	軀 体	仕 様	鉄筋コンクリートまたは 鉄筋鉄骨コンクリート造	50	20
				金属造	35(25)	20
	消毒施設	軀 体	仕 様	鉄筋コンクリートまたは 鉄筋鉄骨コンクリート造	50	20
				金属造	35(25)	20
	場内管きよ設備	軀 体	仕 様	鉄筋コンクリートまたは 鉄筋鉄骨コンクリート造	50	20
				金属造	35(25)	20
				内部防食	10	—
	共通施設	付帯設備	手摺	18	金属:18 その他:10	
グレーチング						
簡易覆蓋						

注 □内は金属及び合成樹脂型
○の数値は、処理施設上屋の場合

大分類		中分類	小分類	標準 耐用年数	適化法
汚泥処理施設	汚泥濃縮タンク	躯体		45	20
	汚泥消化タンク	躯体		45	20
	汚泥貯留タンク	躯体		45	20
	汚泥洗浄タンク	躯体		45	20
	共通施設	付帯設備	内部防食	10	—
手摺			18	金属：18 その他：—	
グレーチング					
		簡易覆蓋			
場内整備	場内道路	舗装	アスファルト	10	10
			鉄筋コンクリート	15	15
			コンクリート製品	15	15
		路盤	15	15	
		縁石			
場内整備	場内施設	門・石	鉄筋コンクリート	30	30
			金属	35	35
		囲障	金属	10	15
		倉庫・鉄筋コンクリート	50	50	
		材料置場	金属	35	20
		擁壁、堤防	50	50	
		排水施設	50	50	
		外灯	25	25	
樋門施設	躯体	鉄筋コンクリート	50	50	
管路施設	管きよ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50	20	
		遠心力鉄筋コンクリート			
		陶			
		硬質塩化ビニル			
		FRPM			
		鋳鉄			
		ダクタイル鋳鉄			
		鋼			
		コンクリート			
		レンジコンクリート			
	樹	コンクリート	50	15	
		硬質塩化ビニル			
		硬質塩化ビニル			
	取付管	陶	50	20	
		遠心力鉄筋コンクリート			
	マンホール	本体(コンクリート製)	50	20	
		本体(硬質塩化ビニル製)			
		本体(レジンコンクリート製)			
		鉄蓋(車道部)			15
鉄蓋(その他)		30			15
共通	内部防食	10	—		

別紙28 水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務仕様書

1 業務の基本方針

水道事業、簡易水道事業の経営環境が、厳しさを増す中、市民生活に必要不可欠な公共サービスを、将来にわたっても安定的に提供することが可能となるように、中長期の経営の基本計画である「水道ビジョン」及び「経営戦略」を改定すること。

改定にあたり経営戦略は、国が作成を要請する水道事業ビジョンに位置付けること。

2 改定時期

令和 10 年度、令和 15 年度とする。

3 対象事業

対象となる事業は次の 2 事業とし、対象施設の概要は「別紙 1 事業の対象施設」のとおりとする。

- (1) 上水道事業
- (2) 簡易水道事業

4 準拠する通知等

本業務は、次の通知等に準拠して行うものとする。

- (1) 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（平成 26 年 3 月 総務省）
- (2) 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 総務省）
- (3) 公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 3 月 総務省）
- (4) 「経営戦略」の策定推進について（平成 28 年 1 月 総務省）
- (5) 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成 31 年 3 月 総務省）
- (6) 経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 総務省）
- (7) 「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月 総務省）
- (8) 経営戦略策定・改定マニュアル（令和 4 年 1 月 総務省）
- (9) 水道事業ビジョンの作成について（平成 26 年 3 月 厚生労働省）
- (10) 「水道事業ビジョン」作成の手引き（平成 26 年 3 月 厚生労働省）

5 業務内容

(1) 基本情報の整理

ア 外部環境の整理

・人口推移及び各需要等、本市公営企業経営に影響を与える外部環境について整理する。

イ 事業概要の整理

・経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等、事業経営全般の現状を把握する。

ウ 経営状況の比較分析

- ・「経営比較分析表」を基礎とし、指標の経年変化や類似団体及び近隣団体との比較等の分析を行う。分析にあたっては、使用する分析指標を適宜提案すること。

(2) 既計画の整理と本戦略の位置づけ確認

本市の各事業計画を整理し、改定する経営戦略との体系的な位置づけを確認する。なお、本市公営企業の主な事業計画は次のとおりである。

- ア 糸魚川市ガス事業経営戦略（平成 31 年 3 月策定）
- イ 糸魚川市水道事業経営戦略（平成 31 年 3 月策定）
- ウ 糸魚川市簡易水道事業経営戦略（平成 31 年 3 月策定）
- エ 糸魚川市下水道事業経営戦略（令和 3 年 3 月改定）
- オ 糸魚川市水道ビジョン（平成 21 年 3 月策定）
- カ 第 3 次糸魚川市総合計画（令和 4 年 3 月策定）

(3) 経営の基本方針の整理

整理した基本情報、本市公営企業経営における課題等を踏まえて、それぞれの課題解決を図るための基本方針をまとめる。

(4) 投資・財政計画の時点修正

本市が貸与する投資・財政計画の時点修正を行う。

(5) 投資・財政計画に未反映の取組と今後検討予定の取組の概要

- ア 今後の投資についての考え方・検討状況をまとめる。
- イ 今後の財源についての考え方・検討状況をまとめる。
- ウ 投資以外の経費についての考え方・検討状況をまとめる。

(6) 経営戦略の事後検証、更新等についての検討

進捗管理や見直し等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方をまとめる。

(7) 経営戦略の作成

- ア 前項まで整理した事項をまとめた経営戦略（案）を作成し、市に提出する。
- イ 経営戦略（案）について、市の意見を反映させるための修正を行い、経営戦略を完成させ、市に提出する。
- ウ 経営戦略（「案」を含む）の様式、構成は総務省通知を基本とするが、表紙を含め、カラー印刷による図表やイラスト・写真等を十分に用いて、市民にも理解しやすくかつ親しみやすい表現とする。
- エ 経営戦略には用語の解説を付する。

(8) 報告書の作成

- ア 本業務の業務実施過程及び結果を取りまとめた報告書を作成する。
- イ 報告書の構成は、当該作業項目ごとにまとめる必要はないが、作業項目が網羅され、かつ内容が整っていることが分かるように整理する。
- ウ 報告書には用語の解説を付する。

(9) 協議・打合せ

- ア 協議・打合せは、必要性に応じて適宜行うものとする。
- イ 協議・打合せの都度、議事録を作成し市へ提出するものとする。

6 提出書類

- (1) 事業者は、市が指定した様式により、契約締結後、関係書類について指定期日までに市に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 事業者は、市に提出する書類で様式が定められていないものは、事業者において様式を定め、提出するものとする。ただし、市がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 事業者は、契約締結後7日以内に次の書類を作成し、市に提出しなければならない。
 - ア 業務着手届（本業務に従事する管理技術者、照査技術者、担当技術者の一覧を含む）
 - イ 税理士又は公認会計士との監修業務契約等の写し（本業務を監修することを確認できるもの。税理士又は公認会計士が監修できる体制を用意する場合に限る。）。

別紙29 各浄化センターの想定流入水量、想定汚泥発生量

1 各浄化センターの想定流入水量

各浄化センターの想定流入下水量を「別表 29-1」に示す。

別表 29-1 想定流入下水道

項目		単位	公共下水道 (糸魚川浄化センター) (青海浄化センター)	特定環境保全公共下水道 (能生浄化センター) 磯部浄化センター)	農業集落排水事業 (徳仙処理場)	漁業集落排水事業 (親不知処理場、 市振処理場)	合計
想定 流入下水量		m ³ /日	11,805	2,900	156	1,228	16,089
	令和9年度		8,117	2,348	51	155	10,670
	令和10年度		7,966	2,304	50	151	10,471
	令和11年度		7,816	2,261	49	148	10,274
	令和12年度		7,665	2,217	48	145	10,076
	令和13年度		7,524	2,176	48	142	9,890
	令和14年度		7,383	2,136	47	140	9,705
	令和15年度		7,243	2,095	46	136	9,519
	令和16年度		7,102	2,054	45	134	9,335
	令和17年度		6,961	2,013	44	131	9,150
	令和18年度		6,829	1,975	43	128	8,976

2 各浄化センターの想定汚泥発生量

各浄化センターの想定汚泥発生量を「別表 29-2」に示す。

別表 29-2 想定汚泥発生量

項目		単位	公共下水道 (糸魚川浄化センター) (青海浄化センター)	特定環境保全公共下水道 (能生浄化センター) 磯部浄化センター)	農業集落排水事業 (徳仙処理場)	漁業集落排水事業 (親不知処理場、 市振処理場)	合計
想定 汚泥発生量	令和 9 年度	wet/ 年	2, 192	766	72	196	3, 226
	令和 10 年度		2, 152	752	70	192	3, 165
	令和 11 年度		2, 111	738	69	188	3, 105
	令和 12 年度		2, 070	723	68	185	3, 046
	令和 13 年度		2, 032	710	67	181	2, 989
	令和 14 年度		1, 994	697	65	177	2, 933
	令和 15 年度		1, 956	684	64	173	2, 877
	令和 16 年度		1, 918	670	63	170	2, 821
	令和 17 年度		1, 880	657	62	166	2, 765
	令和 18 年度		1, 845	645	60	163	2, 712

別紙30 中継ポンプ場、マンホールポンプの点検頻度

中継ポンプ場、マンホールポンプの点検頻度は、「別表 30-1」のとおりとする。

別表 30-1 中継ポンプ場、マンホールポンプの点検頻度

事業区分・処理区	種 別	箇所数	点検頻度
公共下水道 糸魚川処理区	中宿中継ポンプ場（浦本地区）	1	月 2 回
	マンホールポンプ：幹線	17	月 2 回
	マンホールポンプ：一般	26	月 1 回
	宅内排水マンホールポンプ：個別	15	年 4 回
	マンホールポンプ（浦本地区）	20	月 1 回
公共下水道 青海処理区	八久保中継ポンプ場	1	週 1 回
	マンホールポンプ：幹線	4	月 2 回
	マンホールポンプ：一般	19	月 1 回
	宅内排水マンホールポンプ：個別	4	年 3 回
特定環境保全 公共下水道 能生処理区	小泊中継ポンプ場	1	月 2 回
	能生谷中継ポンプ場	1	週 1 回
	マンホールポンプ：幹線	2	月 2 回
	マンホールポンプ：一般	8	月 1 回
特定環境保全 公共下水道 磯部処理区	川崎中継ポンプ場	1	月 2 回
	マンホールポンプ：幹線	3	月 2 回
	マンホールポンプ：一般	7	月 1 回
	宅内排水マンホールポンプ：個別	1	年 3 回
能生地域農業集落排水 徳仙処理区	マンホールポンプ：一般	6	月 1 回
青海地域漁業集落排水 親不知処理区	マンホールポンプ：一般	5	月 1 回
青海地域漁業集落排水 市振処理区	マンホールポンプ：一般	5	月 1 回
合 計	中継ポンプ場	5	月 2 回、週 1 回
	マンホールポンプ：幹線	26	月 2 回
	マンホールポンプ：一般	76	月 1 回
	宅内排水マンホールポンプ：個別	15	年 4 回
	宅内排水マンホールポンプ：個別	5	年 3 回
	計	127	—

注*：マンホールポンプの施設名、所在地等は「別紙 1 対象施設の詳細」を参照

別紙31 マンホールポンプ点検記録表（参考）

点検日		時間		天候	
点検者					ポンプ運転時間（積算計）
項目	低圧電力量（200V）	電灯電力量（100V）	水道使用量	No.1 ポンプ	No.2 ポンプ
今回	kWh	kWh	m3	h	h
前回	kWh	kWh	m3	h	h
今回差引/1日	kWh	kWh	m3	h	h
前回差引/1日	kWh	kWh	m3	h	h
点検項目	点検内容 異常なし レ 異常あり ×				
外観・周辺	・マンホール蓋のがたつき、損傷		☐		
	・制御盤、引込柱の損傷		☐		
	・故障表示の有無		☐		
マンホール	・結露の状態		☐		
	・ケーブルのよじれ、損傷		☐		
	・配管、弁の錆び、損傷、漏水		☐		
	・水位計の壁面等への引っ掛かり		☐		
	・水位計への付着物の有無		☐		
	・マンホール内、フロートの清掃		☐		
ポンプ	・手動に切替えて No.1 ポンプ運転		☐	No.2 ポンプ運転	☐
	・異常振動、異音 No.1 ポンプ		☐	No.2 ポンプ	☐
	・電圧計、電流計の損傷 No.1 ポンプ		☐	No.2 ポンプ	☐
	・絶縁抵抗値（R・S・T）		☐	（1箇月毎に測定）	
制御盤	・端子の緩み、錆		☐		
	・切替スイッチ（自動運転）		☐		
	・盤内の湿気、結露、ほこり		☐		
	・ブレーカトリップ確認 No.1 ポンプ		☐	No.2 ポンプ	☐
	・保護装置の設定確認		☐		
	・非常通報装置通報確認（異常高水位）		☐	（1箇月に1回試験）	
特記事項					
				責任者	点検者

別紙32 内水面サンプリング業務仕様書

1 採取場所

- (1) 放流渠口
- (2) 竹ヶ花川上流
- (3) 海川上流
- (4) 竹ヶ花川と海川の合流点
- (5) 海川河口

詳細は、内水面採水箇所位置図のとおり

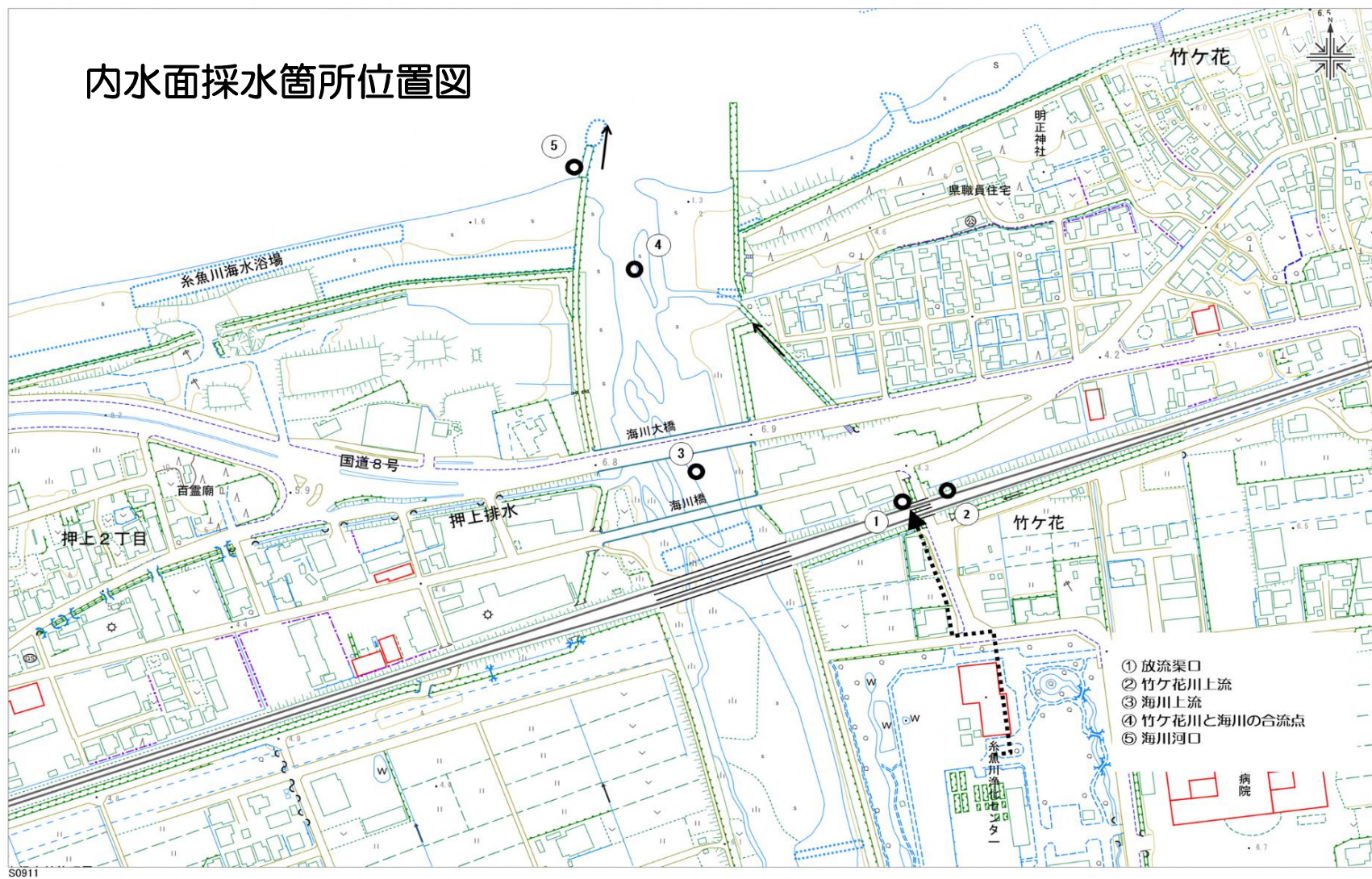
2 業務内容

- (1) 作業回数 6回／年【偶数月】
- (2) 作業日 月初めの水曜日（天候等で採取が困難な場合は、市と協議すること）
- (3) 作業内容 容器（3 L）に水を採取、水温の測定等

3 その他

- (1) 業務に必要な材料は、事業者が準備する。
- (2) 作業は、安全上2人1組とする。
- (3) 不明な点が生じた時は、その都度市と協議すること。
- (4) 事業者は、作業予定表を予め提出すること。
- (5) 事業者は、偶数月に内水面水質試験業務成績表を提出すること。

内水面採水箇所位置図



別紙33 浦本地区真空式下水道施設等維持管理業務仕様書

1 対象施設

業務の対象施設を「別表 1-17」～「別表 1-20」及び「別図 33-1」～「別図 33-5」に示す。

2 日常点検

(1) 中宿汚水中継ポンプ場

ア 設備機器の点検

- ・真空ポンプ、圧送ポンプ、脱臭装置等の運転頻度・運転電流・潤滑油等の点検
- ・表示ランプ、各種メータ、集水タンク水位検知器や真空圧の異常有無の点検
- ・各種機器の振動や騒音、ボルト類のゆるみ等の異常の有無の点検
- ・真空度記録における異常及び兆候等の有無の点検、ポンプ類操作スイッチの点検
- ・流入弁の作動状態点検
- ・マノメーター水位、硫化水素ガス測定や施設内外の臭気等の脱臭設備点検

イ 施設・設備の清掃

施設、制御盤等に汚れや付着物の有無により、適宜速やかに清掃を行うこと。

ウ 運転記録

中継ポンプ場維持管理業務点検記表（別表 33-1 参照）を参考又は真空システム点検日報により毎回記録・保存し毎月ごとに提出すること。

エ 点検頻度

毎月2回実施すること。

オ その他

中宿汚水中継ポンプ場設備周辺の草刈や除雪、機器保全に必要な作業を適宜実施すること。消耗品やオイル、Vベルト等の交換も含むものとする。

(2) マンホールポンプ・マンホール真空弁ユニット・個別真空弁ユニット

ア 外観の点検

ポンプ制御盤及びマンホール内の性状を、目視により異常の有無を転写すること。

イ 施設・設備の清掃

マンホール内及びポンプ設備・制御盤等に汚れや付着物の有無により、適宜速やかに清掃を行うこと。

ウ 異物の除去

マンホール内に異物等を発見したときは必ずこれを除去すること。また、バスケットが設置されている箇所は異物の除去をすること。

エ 運転記録

- ・マンホールポンプに運転記録は、マンホールポンプ点検記録表（別表 33-2 参照）を参考にして毎回記録・保存すること。
- ・マンホール真空弁ユニット及び個別真空弁ユニットについては、マンホール真空弁ユニット点検記録表（別表 33-3 及び別表 33-4 参照）を参考にして毎回記録・保存すること。
- ・運転記録提出は毎月とする。また点検記録表の項目以外に必要な事項についても適宜記録すること。

オ 点検頻度

マンホールポンプ及び個別真空弁ユニットは月1回、マンホール真空弁ユニットは月1回実施

すること。

カ その他

- ・マンホールポンプ設備周辺の草刈や除雪、機器保全に必要な作業を適宜実施すること。
- ・交通障害物の有無を確認し、障害の発生する恐れがある場合はこれを除去すること。
- ・電力引込柱の損傷の有無を確認すること。

3 臨時点検

通常点検において、異常を認めた場合は再度異常個所の点検を実施すること。

4 活性炭交換業務

(1) 業務内容

- ・設備カートリッジ充填量 (m³) を満たす量 (kg) の活性炭を納入すること。
- ・脱臭剤入替交換作業を実施すること。
- ・使用済み活性炭の引取りをし、再生炭としてリサイクルすること。

(2) 活性炭の仕様

- ・ヤシガラ活性炭とする。
- ・形状は、再生率 85%以上可能なペレット炭とする。
- ・臭素、アルカリ金属ヨウ化物、硫酸が同時に吸着されている活性炭とする。
- ・一剤で酸性、塩基性及び硫黄系中世ガスを除去する活性炭とし、硫化水素 25mg/g 以上、アンモニア 15mg/g 以上、硫化メチル 4mg/g 以上の吸着量とする。

(3) 脱臭設備の概要及び充填活性炭充填量

- ・中宿污水中継ポンプ場 脱臭装置
- ・型式：立形カートリッジ式（縦 1 列×3 層）
- ・充填量：0.21m³

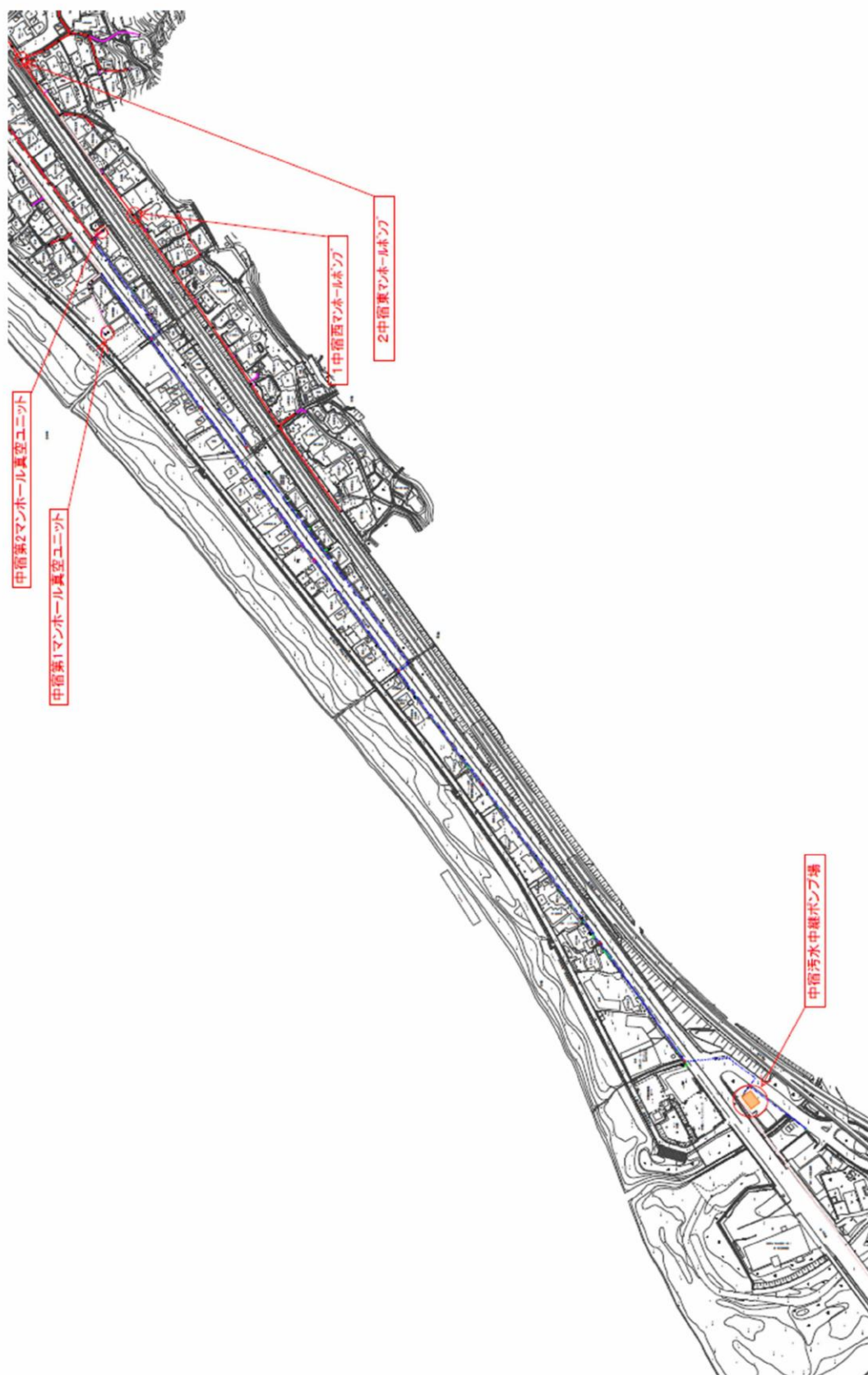
(4) 交換作業について

- ・作業橋付近での火気の取り扱い、粉じん発生及び酸素欠乏症には十分注意する。
- ・交換作業（準備から清掃終了まで）は 8 時 30 分から 17 時の間となるように作業手順等を計画する。作業実施時期については市及び事業者で協議を行い、決定する。
- ・交換作業前後において、脱臭設備の差圧を測定する。
- ・交換時にはシート等をひき、終了時に清掃をする。
- ・カートリッジのパッキンは全て交換する。
- ・カートリッジ底部のネットは必要に応じ交換する。

5 提出書類

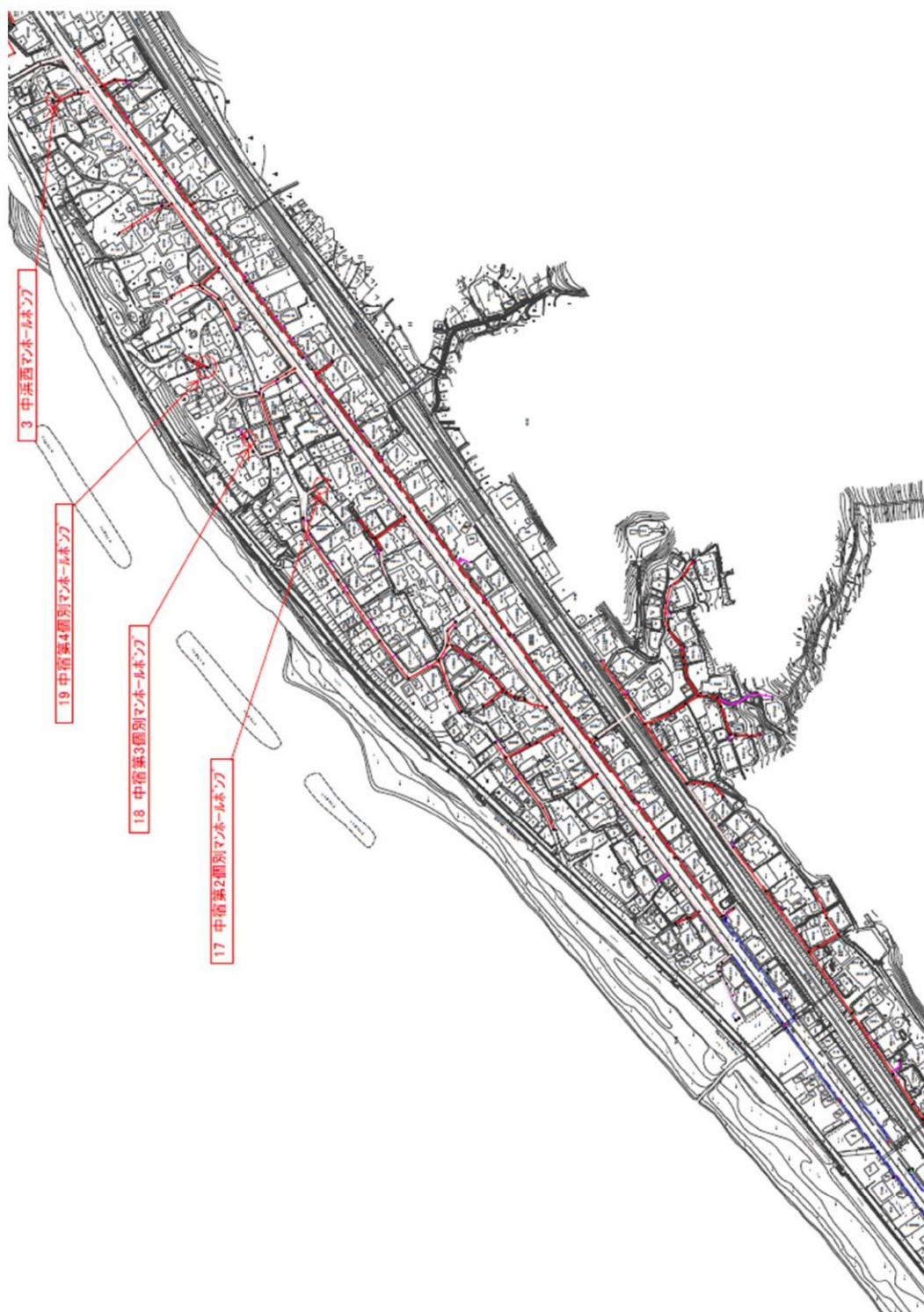
品質検査証明書、出荷証明書、リサイクル証明書、写真（作業前、作業中、作業後）とする。処分は関係法令を順守し、適正に処分すること。

浦本地区施設位置図



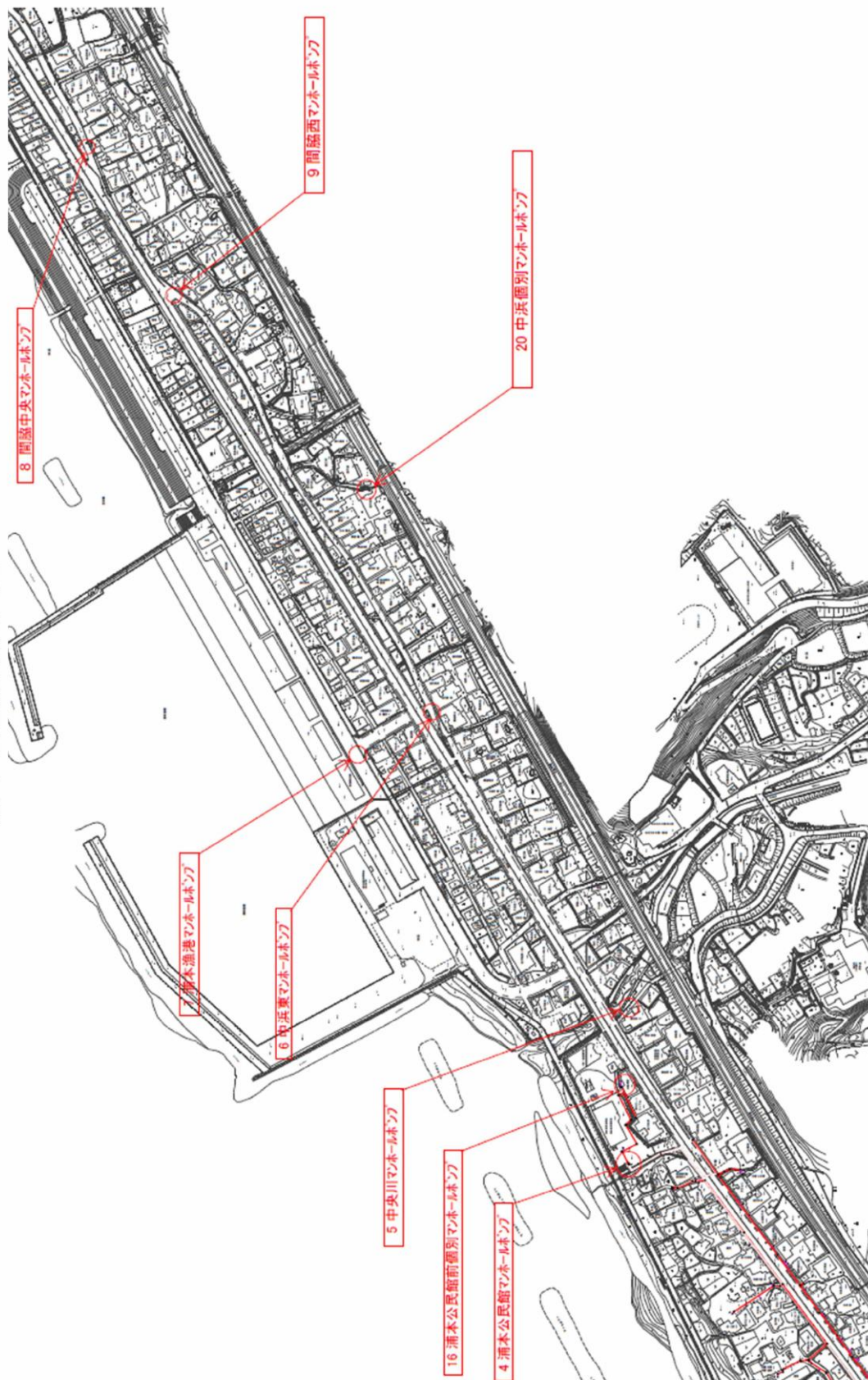
別図 33-1 浦本地区施設位置図

浦本地区施設位置図



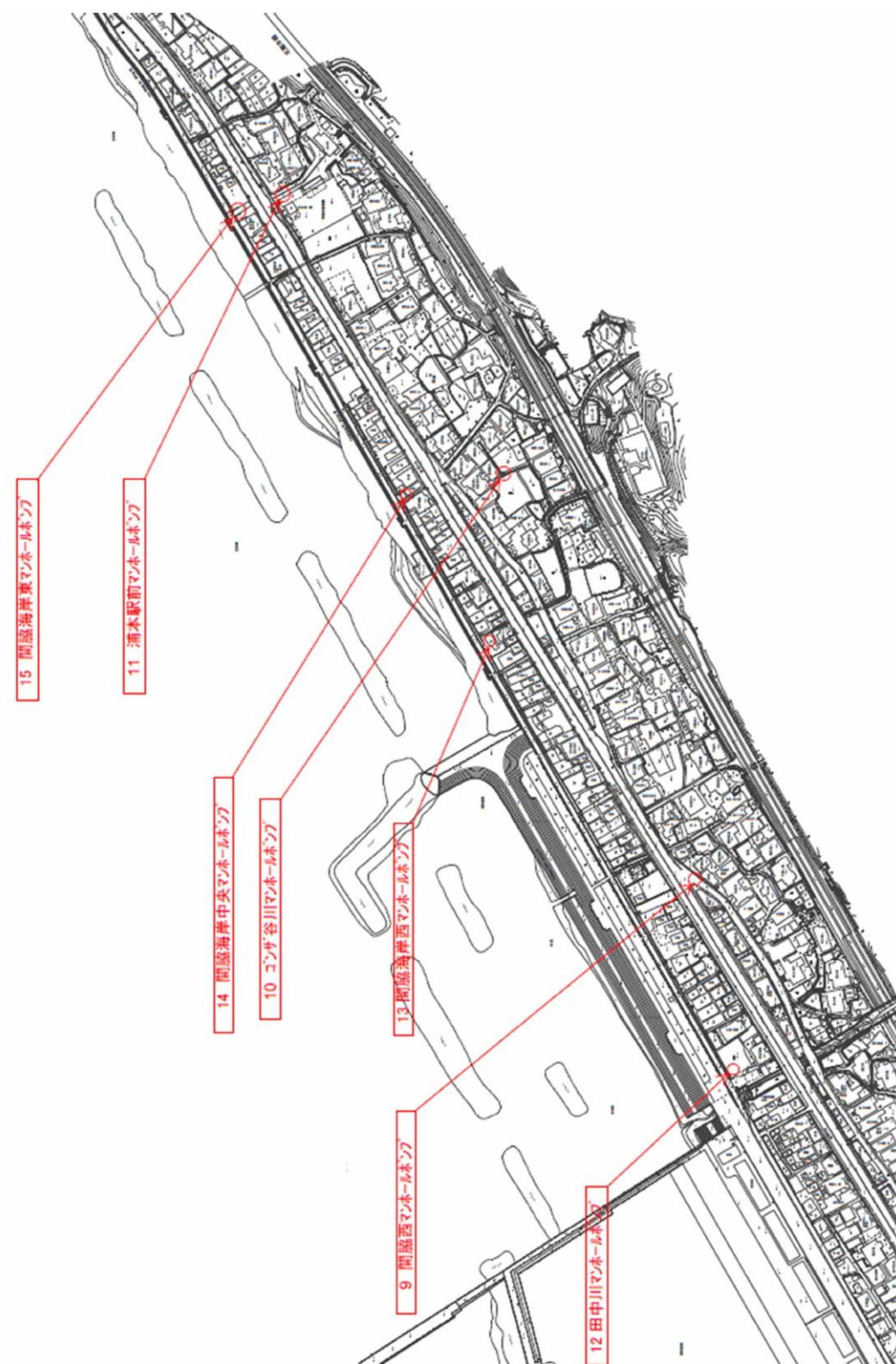
別図 33-2 浦本地区施設位置図

浦本地区施設位置図

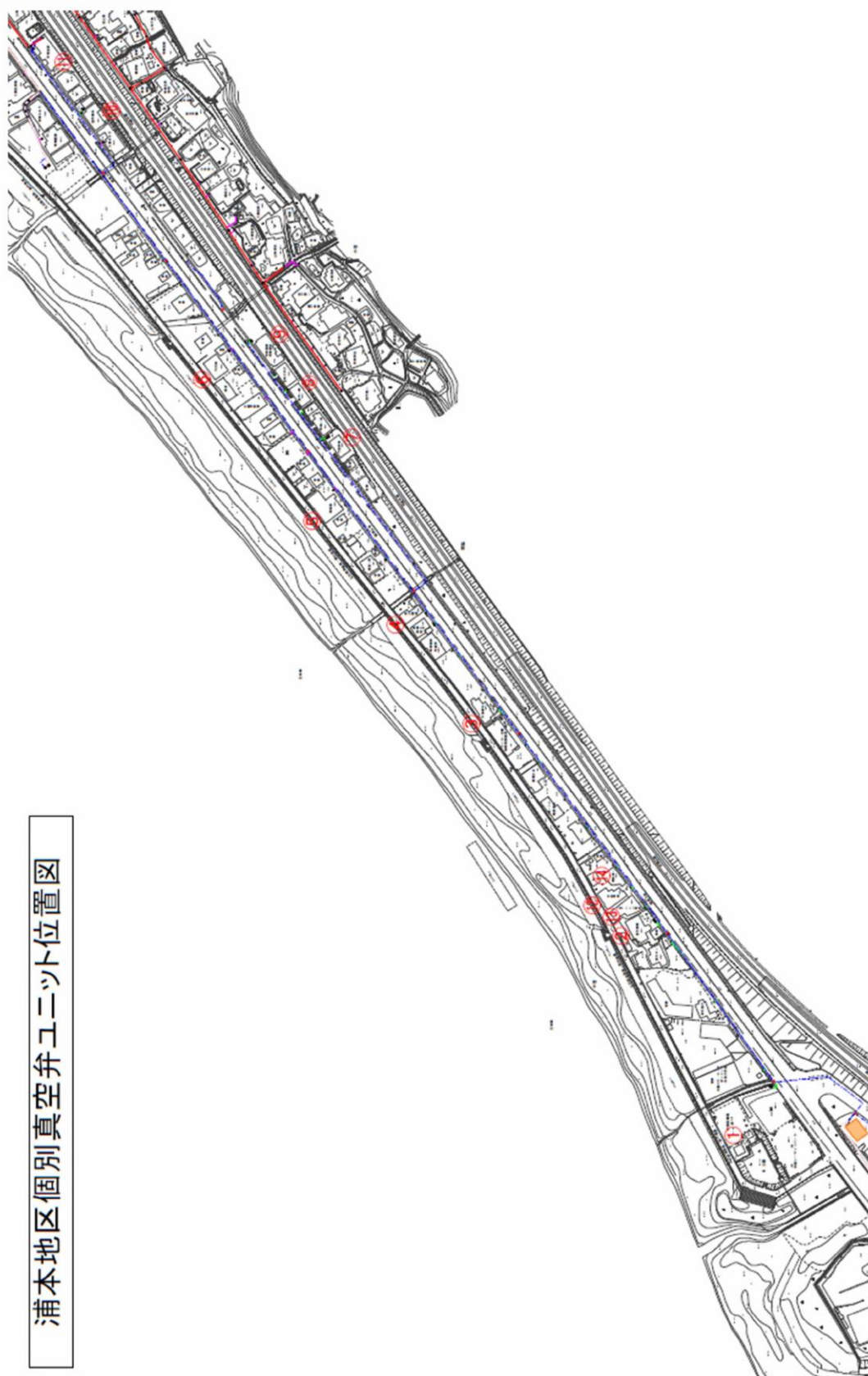


別図 33-3 浦本地区施設位置図

浦本地区施設位置図



別図 33-4 浦本地区施設位置図



別図 33-5 浦本地区施設位置図

別表 33-1 中継ポンプ場点検記録表（参考）

点検日	年	月	日 (時間	～	)	
点検項目	運 転 状 況					
配電盤	故障表示灯	全て消灯している事を確認			異常 有 ・ 無	
	ポンプ類の操作スイッチ	自動交互運転モードである事を確認			異常 有 ・ 無	
	記録計・運転真空度	真空度等の水位が性状である事を確認			異常 有 ・ 無	
	ランプテスト	ランプ切れ確認			異常 有 ・ 無	
	真空圧・ポンプ負荷等の記録用紙、カートリッジペン交換必要			交換 済 ・ 無		
全機器の 点検	機器名	電流値	定格値	振動・騒音	ボルトのゆるみ	備考
	真空ポンプ No. 1	A	A	有 ・ 無	有 ・ 無	
	真空ポンプ No. 2	A	A	有 ・ 無	有 ・ 無	
	真空ポンプ No. 3	A	A	有 ・ 無	有 ・ 無	
	圧送ポンプ No. 1	A	A	有 ・ 無	有 ・ 無	
	圧送ポンプ No. 1	A	A	有 ・ 無	有 ・ 無	
水道電力 使用量	費目	今回	前回	今回差引/1 日	今回差引/1 日	備考
	電力計 (電灯)	kWh	kWh	kWh	kWh	
	電力計 (動力)	kWh	kWh	kWh	kWh	
	水道使用量	m³	m³	m³	m³	
真空シス テム 点検	中継ポンプ場真空圧設定		-0.0 bar ～ -0.0 bar			
	月 日 ～ 月 日	日までの圧送ポンプ稼働時間			分	
	月 日 ～ 月 日	日までの真空ポンプ稼働時間			分	
	圧送ポンプ稼働時間に対する真空ポンプ稼働時間			分		
脱臭施設	マノメータ水位差	mm	ガス測定 (硫化水素)		入口 p p m	
	管理範囲異常	有 ・ 無	(月 1 回)		出口 p p m	
備考 チャート紙 残数 冊 リボン 残数 本			真空弁末端ユニット状況 (月 1 回)			
			1 系統		番	
			2 系統		番	
			3 系統		番	
			4 系統		番	
点検者：						
責任者：						

別表 33-2 マンホールポンプ点検記録表 (参考)

点検日		時間		天候	
点検者					ポンプ運転時間（積算計）
項目	低圧電力量（200V）	電灯電力量（100V）	水道使用量	No.1 ポンプ	No.2 ポンプ
今回	kWh	kWh	m3	h	h
前回	kWh	kWh	m3	h	h
今回差引/1日	kWh	kWh	m3	h	h
前回差引/1日	kWh	kWh	m3	h	h
点検項目	点検内容 異常なし レ 異常あり ×				
外観・周辺	・マンホール蓋のがたつき、損傷	☐			
	・制御盤、引込柱の損傷	☐			
	・故障表示の有無	☐			
マンホール内	・結露の状態	☐			
	・ケーブルのよじれ、損傷	☐			
	・配管、弁の錆び、損傷、漏水	☐			
	・水位計の壁面等への引っ掛かり	☐			
	・水位計への付着物の有無	☐			
	・マンホール内、フロートの清掃	☐			
ポンプ	・手動に切替えて No.1 ポンプ運転	☐	No.2 ポンプ運転	☐	
	・異常振動、異音、給水状況 No.1 ポンプ	☐	No.2 ポンプ	☐	
	・電圧計、電流計の損傷 No.1 ポンプ	☐	No.2 ポンプ	☐	
	・絶縁抵抗値（R・S・T）	☐	（1箇月毎に測定）		
制御盤	・端子の緩み、錆	☐			
	・切替スイッチ（自動運転）	☐			
	・盤内の湿気、結露、ほこり	☐			
	・ブレーカートリップ確認 No.1 ポンプ	☐	No.2 ポンプ	☐	
	・非常通報装置通報確認（No.1 ポンプ漏電）	☐	（1箇月に1回試験）		
絶縁 U1、U2					
絶縁 V1、V2					
絶縁 W1、W2					
特記事項					
				責任者	点検者

別表 33-3 マンホール真空弁ユニット点検記録表（参考）

	真空圧 (Mpa)	カウンター (回)	外観		真空弁ユニット内							真空弁				真空弁 ユニット 状況	○:良好又は異常なし ●:異常あり(別紙添付資料参照) ―:該当せず又は調整せず 備 考
			破損	汚れ	異物	ブリーザー管	チャッキ弁	カップリング	仕切弁開閉	ボルトの緩み	検知管の汚れ	起動水位	開閉時間 秒	調整後 秒	カウンター動作		
4 弁式マンホール 真空弁ユニット No.1																	
4 弁式マンホール 真空弁ユニット No.2																	
4 弁式マンホール 真空弁ユニット No.3																	
4 弁式マンホール 真空弁ユニット No.4																	
2 弁式マンホール 真空弁ユニット No.1																	
2 弁式マンホール 真空弁ユニット No.2																	

別表 33-4 個別真空弁ユニット点検記録表（参考）

点検日時	令和	年	月	日	天候:	記録時間:	点検者:
	施設名	外観(破損)	外観(汚れ)	真空弁(本体)	真空弁(コントローラ)	備考	
個別真空弁 ユニット							

別紙34 ホタル水路施設維持管理仕様書

1 業務箇所

- (1) 安定池
- (2) 水車池

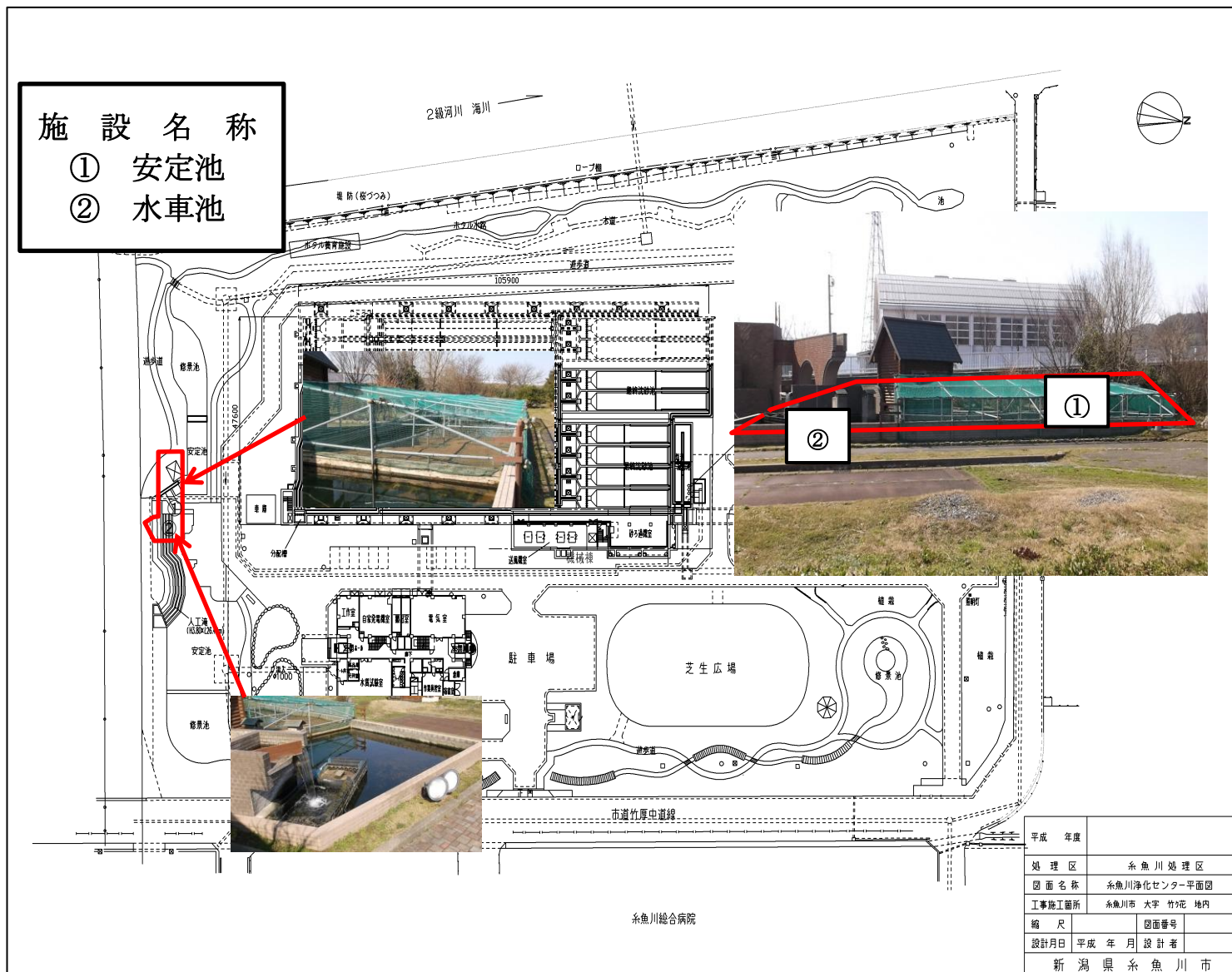
詳細は、「別図 34-1 水車池の詳細」のとおり

2 業務内容

- (1) 作業回数 10 回／年間
- (2) 作業日 市と事業者で協議して決定する。
- (3) 作業内容 堆積した土砂、藻、落葉等の除去、水草の整備及び除去、草刈り等

3 その他

- (1) 業務に必要な水中ポンプ及び資機材等は、市が準備する。
- (2) 作業は、安全上 2 人 1 組で実施する。
- (3) この仕様書に定めない事項であっても、施設の清掃及び管理上実施しなければならないものは、市と協議を行うこと。
- (4) 不明な点が生じた時は、その都度、市と協議すること。
- (5) 事業者は、作業予定表を予め提出すること。
- (6) 事業者は、月報に作業日報を添付すること。
- (7) この契約には、ホタル水路用水取水管理を含む。



別図 34-1 水車池の詳細

別紙35 空調用フィルター等取替処分仕様書

1 業務の内容

糸魚川浄化センターの空調設備用のロールエアフィルター及びフィルター用エレメント内の活性炭を、取替処分する。

2 対象機器名称及び数量等

① ロールエアフィルター

設置場所	機器名称	仕 様	数量 (本)	備考
管理棟 2 階 空調機械室	AHU-3	不織布フィルター 0.8×20m巻	1	参考：
	AHU-4	不織布フィルター 0.6×20m巻	1	フレッドンエアフィルター
管理棟 3 階 換気ファン室	AF5	不織布フィルター 1.0×20m巻	1	(日本バリエーション(株))
新汚泥 2 階 換気ファン室	AFR-1	不織布フィルター 0.83×20m巻	1	

②有害ガス除去フィルター用エレメント

設置場所	機器名称	エレメント数量 (個)	数量 (kg)	備考
管理棟 1 階 パイプシャフト内	FE-1	6	163.2	エレメント 1 個当り 27.2kg 使用 27.2kg × 17 個 =462.4kg
管理棟 2 階 空調機械室	FE-4	1	27.2	
旧汚泥棟 2 階 換気ファン室 (A)	FE-1	4	108.8	
	FE-2	6	163.2	
新汚泥棟 3 階 換気ファン室	FU-1	32	128.0	エレメント 1 個当り 4.0kg 使用 4.0kg × 72 個 = 288.0kg
	FU-2	16	64.0	
	FU-3	16	64.0	
	FU-4	8	32.0	
小 計		89	750.4	

・作業内容は、エレメント内活性炭の取替処分であり、エレメントの点検清掃含む。

【活性炭仕様】

- ・ヤシガラ活性炭とする。新生炭を使用すること。
- ・形状は、再生率 85%以上可能な破碎炭とする。
- ・粒度は 4～8 メッシュが 90%以上とする。
- ・参考：粒状白鷺 G2c4/8(大阪ガスカル(株))

③エアークフィルタ一乾式空気ろ過ろ材

設置場所	名称・品名	数量 (本)	備考
機械棟エアークフィルタ一室	グラスファイバ一製フィルタ一 ロール 0.83×φ0.34×20m巻	1	ロール・オ・マッ ト #3

3 提出書類

- ① 作業工程表、写真（作業前、作業中、作業後、取替資材）
- ② 活性炭性能表
 - ・活性炭の仕様は、ヤシ殻、破碎炭、4〜8 メッシュとする。
 - ・同等品を使用する場合は、活性炭の性能表を提出し承諾を得ること。
- ③ フィルタ一及び活性炭を再生利用する場合は再生利用を証明する書類。廃棄物処理する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、産業廃棄物収集運搬許可証（写し）、処分事業所の産業廃棄物業許可証（写し）。
- ④ その他必要書類

4 その他

- ① 既設資材の処分等に関しては関係法令に従い、事業者の責任において履行するものとする。
- ② 作業後の清掃は十分に行うこと。また、それに要する器具等は事業者の負担とする。
- ③ 事業者は、安全対策を十分に行い、事故防止に努めること。
- ④ 事業者は、作業の実施日については、事前に市と協議を行うこと。
- ⑤ 作業に関しては、市の指示に従うこと。

別紙36 植栽外管理業務仕様書

1 管理業務の作業区分

植栽外管理業務は、屋外重作業と技術作業で実施することとし、その作業区分は「別表 36-1」のとおりとする。

別表 36-1 植栽外管理業務の作業区分

作業区分	作業内容
屋外重作業	・ 芝刈機による芝刈、草刈機による草刈、草の片付け・ごみ等の除去及び、処分 ・ 池及び東側せせらぎ水路内の藻・水草・落葉・ごみ等の除去及び、処分 ・ 草刈・剪定後の草木片付け及び、処分 ・ 放流水路に生えた藻と堆積した土砂の除去及び、処分 ・ 枯葉ごみの除去及び、処分
技術作業	・ 樹木の剪定及び、剪定くず処分 ・ 池内の除草、落葉、ごみの除去及び、処分

2 管理業務

事業者は、「3. 業務計画」に基づき管理業務を実施するものとする。

3 業務計画

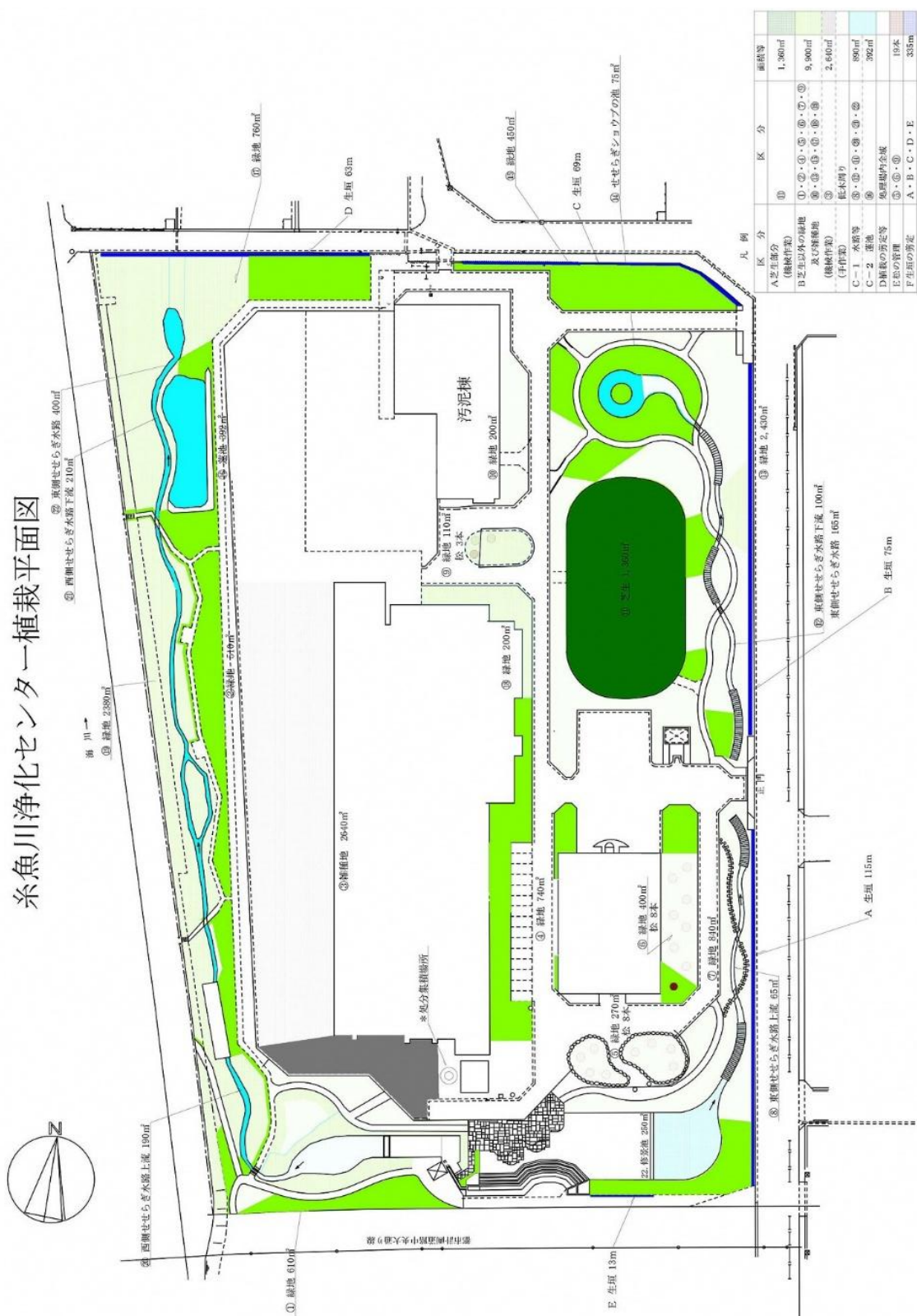
糸魚川浄化センター植栽外管理業務計画を「別表 36-2」に示す。

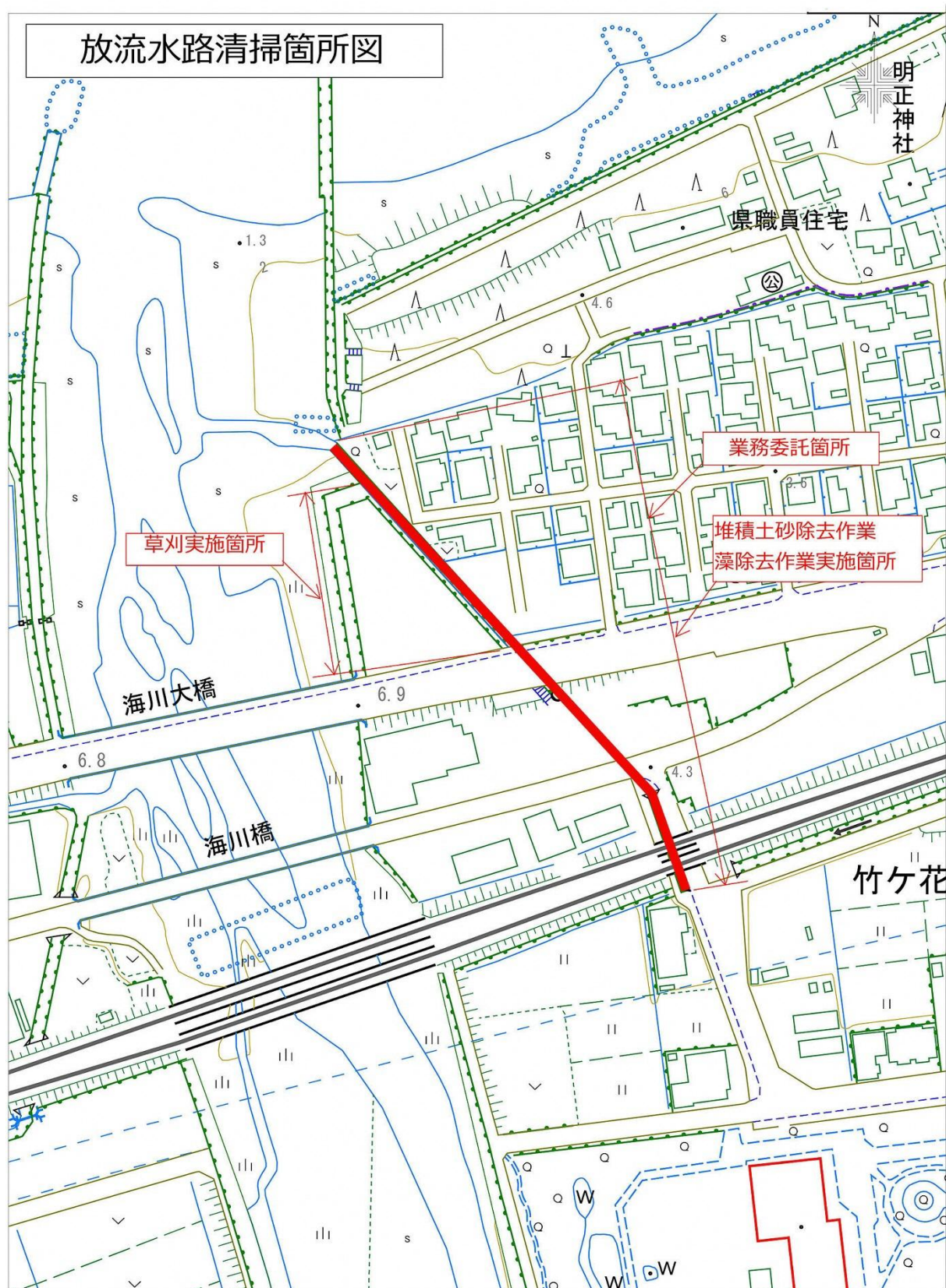
別表 36-2 糸魚川浄化センター植栽外管理業務計画

区分	名称/作業内容	数量	作業回数	作業時期 (目安)
年間作業	A. 芝生部分の芝刈 ・重作業：芝刈機、草刈機による作業 ・軽作業：低木廻りの素手又は手鎌使用での草刈作業	1,360 m ²	6回	4月～9月
	B. 芝生以外の緑地草刈 B-1 緑地 B-2 花壇（蓮池跡）手作業 ・重作業：草刈機による作業 ・軽作業：低木廻りの素手又は手鎌使用での草刈作業 雑種地の草刈 ・重作業：草刈機による作業 ・軽作業：低木廻りの素手又は手鎌使用での草刈作業	9,900 m ² 392 m ² 2,640 m ²	4回 4回	4月～9月 4月～9月
	C. 修景水路等の清掃 L=480m, W=1.0m ・重作業：せせらぎ水路内の藻、水草、落葉、ごみ等の除去処分作業 ・技術作業：蓮池内の除草、落葉等の除去処分作業	975 m ²	21回 1回	4月～11月 7月
	D. 処理場内全域の植栽の剪定等 ・重作業：場内通路の草刈、ゴミ等の集積作業及び清掃センターへの搬入作業 ・技術作業：剪定、剪定くずを清掃センターへの搬入作業		2回	4月～3月
	E. 松の剪定管理 ・技術作業：剪定、剪定くずを清掃センターへの搬入作業	19 本	1回	8月
季節作業	F. 生垣の管理 H=1.3m, W=1.2m ・技術作業：剪定、剪定くず及び集積所に集積した除草くずを清掃センターへの搬入作業	335 m	2回	6, 9月
	G. 放流水路内の藻等の除去 ・重作業：水路内の藻と土砂の除去及び草刈機による水路の草刈作業		4回	5, 7, 8, 10月

4 作業箇所

糸魚川浄化センター植栽平面図及び放流水路清掃箇所図に記載のとおりとする。





別紙37 活性炭交換業務仕様書

1 実施場所及び実施時期

活性炭交換業務は、「別表 37-1」「別表 37-2」で実施するものとする。

別表 37-1 活性炭交換業務の業務対象施設

施設名	対象設備	カートリッジ容量(m ³)
糸魚川浄化センター	沈砂池	3.85
	1系水処理脱臭塔	4.99
	2系水処理脱臭塔	5.11
	1系汚泥系脱臭塔	2.19
	2系汚泥系脱臭塔	1.73
青海浄化センター	脱臭塔	4.60
八久保污水中継ポンプ場	脱臭塔	0.43
能生浄化センター	汚泥系脱臭塔	4.99
	1系水処理脱臭塔	10.53
	2系水処理脱臭塔	17.64
能生谷污水中継ポンプ場	脱臭塔	2.02
磯部浄化センター	脱臭塔	2.19
徳仙処理場	脱臭塔	0.93

別表 37-2 活性炭交換業務の業務対象施設

施設名	対象設備	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
糸魚川 浄化センター	沈砂池	○			○			○			○
	1系水処理脱臭塔	○			○			○			○
	2系水処理脱臭塔			○			○			○	
	1系汚泥系脱臭塔			○			○			○	
	2系汚泥系脱臭塔		○			○			○		
能生浄化センター	汚泥系脱臭塔		○			○			○		
	1系水処理脱臭塔			○			○			○	
	2系水処理脱臭塔	○			○			○			○
磯部浄化センター	脱臭塔	○			○			○			○
能生谷 污水中継ポンプ場	脱臭塔		○			○			○		
徳仙処理場	脱臭塔			○			○			○	
青海浄化センター	脱臭塔		○			○			○		
八久保 污水中継ポンプ場	脱臭塔		○			○			○		

2 業務内容

- (1) 各設備カートリッジ充填量 (m³) を満たす量 (kg) の活性炭を納入すること。
- (2) 脱臭剤入替交換作業を実施すること。
- (3) 使用済み活性炭の引取りをし、再生炭としてリサイクルすること。

3 活性炭の仕様

- (1) ヤシガラ活性炭とする。
- (2) 形状は、再生率 85%以上可能なペレット炭とする。
- (3) 臭素、アルカリ金属ヨウ化物、硫酸が同時に吸着されている活性炭とする。
- (4) 一剤で酸性、塩基性及び硫黄系中性ガスを除去する活性炭とし、硫化水素 25mg/g 以上、アンモニア 15mg/g 以上、硫化メチル 4mg/g 以上の吸着量とする。
- (5) 粒度は、4〜6 メッシュが 95%以上とする。

4 交換作業について

- (1) 作業場所付近での火気の取扱い、粉じん発生及び酸素欠乏症等には十分に注意する。
- (2) 交換作業（準備から清掃終了まで）は 8 時 30 分から 17 時の間となるように作業手順等を計画する。
- (3) 交換作業前後において、脱臭設備の差圧を測定する。
- (4) 交換時にはシート等を引き、終了時に清掃をする。
- (5) カートリッジのパッキンは全て交換する。
- (6) カートリッジ底部のネットは必要に応じ交換する。

5 提出書類

報告写真（作業前、作業中、作業後）とする。

6 その他

(1) 資機材の分担区分

本業務の実施に必要な資機材については事業者が負担するものとする。ただし、浄化センター備え付けの荷役機材、電気、用水は、無償にて供与する。貸与中の損傷、紛失等は事業者の責任により支弁すること。

(2) 保証及び障害修理

本業務検査後 1 か年以内に明らかに本業務に起因する障害が発生した場合は事業者の責任において、無償にて改修又は取替えを行うものとする。

(3) 安全管理

本業務の実施について、事業者は労働災害、公衆災害及び物損損害の未然防止に努め、労働安全衛生法及び同法関連法規等を遵守し、安全管理に必要な措置を講ずる。

作業に従事する者に対しては、十分な安全教育を行う。

別紙38 バキューム車保守点検業務仕様書

1 業務対象車両

(1) 業務対象車両

糸魚川市ガス水道局が所有するバキューム車

(2) 業務内容

- ・日常的な維持管理や、車両の運用にあたって必要となる消耗品（ウォッシャー液、グリス樹脂等）の購入、交換等を行うこと。
- ・使用前点検として、次ページに示す「点検チェックシート」により点検を実施すること。
- ・法定点検を行うこと。

2 年間保守点検回数

- ・使用前点検は、バキューム車使用前に実施すること。
- ・架装点検は2年に1回実施すること。

別紙39 空調設備保守点検業務仕様書

1 業務対象設備

業務対象設備は、「別表 39-1」のとおりとする。

別表 39-1 業務対象設備

設置場所	空調設備	台数
糸魚川浄化センター	ガス吸収式冷温水機 矢崎総業 CH-K 2 0 P S	1 台
青海浄化センター	ガス吸収式冷温水機 矢崎総業 CH-K 1 0 P C	1 台

2 業務内容

(1) 冷暖房切替

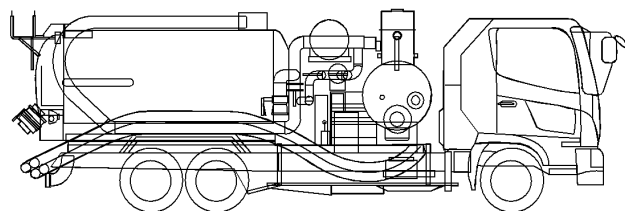
冷暖房切替作業は、年 2 回（5 月中旬・10 月末）とする。

(2) 冷暖房切替時の設備点検

冷暖房切替時の設備点検は、以下の項目を実施する。

- ・機器本体、各部の外観点検
- ・各部絶縁抵抗、電流値、温度等の測定
- ・燃焼装置、操作盤内、各部の点検調整
- ・運転状況、燃焼状況等の確認

バキューム車作業開始前点検チェックシート



現 場 名					
点 検 者 名		型式能力	車両番号	持込機械 受理番号	安衛管理者
機械所有者					

取扱注意事項

1. 運転は有資格者が行い、その者の指名を表示する。
2. 運転席を離れるときは、エンジンを止め、ブレーキを掛け、キーを抜く。
3. 異常を認めたときは、速やかに責任者に報告し、その指示に従う。
4. 作業時は、輪止めを必ず使用する。

使用前点検の結果は次の記号で書き入れる。 良 好・・・○ 調整または要修理・・・× 調整または補修・・・△ 該当なし・・・ー

番号	点 検 事 項	主 眼 点	月／日	／	／	／	／	／	／	／	／
1	ブレーキペダル	踏みしろが十分か。効きは良いか。片効きがないか。									
2	クラッチペダル	踏みしろが適当か。									
3	駐車ブレーキ・レバー	レバーのひきしろ、効きは適当か。									
4	アクセル・ペダル	エンジンの市道は適当か、踏みしろが適当か。									
5	燃料・潤滑油	量はよいか、漏れはないか、汚れていないか。									
6	ラジエーター	水の量はよいか、漏れはないか。									
7	ファンベルト	損傷はないか、ゆるみはないか、異音はないか。									
8	タイヤ	空気圧はよいか、磨耗はないか、損傷はないか。									
9	前照灯、灯火装置・方向指示器	点滅具合はよいか、汚れはないか、損傷はないか。									
10	ブロワーオイル	量はよいか、漏れはないか、汚れていないか。									
11	3,4キャッチャー水位（冬季間不凍液）	量はよいか、漏れはないか、汚れていないか、濃度はよいか。									
12	油圧作動油	量はよいか、漏れはないか、汚れていないか。									
13	Vベルト（駆動ベルト）	傷はないか、緩みはないか、バタつき・スリップはしていないか。									
14	ブロワーの回転・ブロワーのメンテ	異音はないか、洗浄・水抜きはよいか。									
15	P T O、等速、軸受	異音はないか。									
16	ブロワー冷却水	循環しているか、フローゲージの動きはよいか。									
17	各油圧シリンダー	作動に不具合はないか。									
18	当り板、ハッチロック、ハッチパッキン	摩耗・かかり具合は適当か。									
点検実施状況		安全衛生責任者が点検し確認印をする。									

別紙40 ユーティリティ等の想定使用量

下水道事業におけるユーティリティ等の想定使用量は、「別表 40-1」～「別表 40-6」のとおりとする。

別表 40-1 電力の想定使用量（公共下水道）

(kWh/年)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	合計
R9	2,147,782	692,803	33,246	83,805	2,957,636
R10	2,107,832	679,971	32,487	81,894	2,902,184
R11	2,068,149	667,140	31,879	80,225	2,847,393
R12	2,028,198	654,307	31,272	78,788	2,792,565
R13	1,990,924	642,145	30,817	77,076	2,740,962
R14	1,953,737	630,206	30,058	75,629	2,689,630
R15	1,916,463	618,156	29,603	73,926	2,638,148
R16	1,879,276	606,217	28,996	72,445	2,586,934
R17	1,842,000	594,166	28,539	70,983	2,535,688
R18	1,807,044	582,896	27,932	69,479	2,487,351
合計	19,741,405	6,368,007	304,829	764,250	27,178,491

別表 40-2 次亜塩素酸ナトリウムの想定使用量

(kg/年)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	合計
R9	36,084	13,357			49,441
R10	35,413	13,110			48,523
R11	34,746	12,863			47,609
R12	34,075	12,615			46,690
R13	33,449	12,381			45,830
R14	32,824	12,150			44,974
R15	32,198	11,918			44,116
R16	31,573	11,688			43,261
R17	30,947	11,456			42,403
R18	30,359	11,238			41,597
合計	331,668	122,776	0	0	454,444

別表 40-3 ポリ硫酸第二鉄の想定使用量

(kg/年)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	合計
R9	79,001	16,811			95,812
R10	77,532	16,500			94,032
R11	76,072	16,188			92,260
R12	74,603	15,877			90,480
R13	73,232	15,582			88,814
R14	71,863	15,292			87,155
R15	70,492	15,000			85,492
R16	69,125	14,710			83,835
R17	67,754	14,417			82,171
R18	66,467	14,144			80,611
合計	726,141	154,521	0	0	880,662

別表 40-4 高分子凝集剤の想定使用量

(kg/年)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	合計
R9	6,006	1,543			7,549
R10	5,895	1,515			7,410
R11	5,784	1,486			7,270
R12	5,673	1,457			7,130
R13	5,568	1,430			6,998
R14	5,464	1,404			6,868
R15	5,360	1,377			6,737
R16	5,256	1,350			6,606
R17	5,151	1,324			6,475
R18	5,054	1,298			6,352
合計	55,211	14,184	0	0	69,395

別表 40-5 PAC の想定使用量

(kg/年)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	合計
R9	17,004	2,008			19,012
R10	16,688	1,971			18,659
R11	16,374	1,933			18,307
R12	16,058	1,896			17,954
R13	15,763	1,861			17,624
R14	15,468	1,826			17,294
R15	15,173	1,791			16,964
R16	14,879	1,757			16,636
R17	14,583	1,722			16,305
R18	14,306	1,689			15,995
合計	156,296	18,454	0	0	174,750

別表 40-6 固形塩素の想定使用量

(kg/年)

項目	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	合計
R9		200	37	110	347
R10		197	36	108	341
R11		193	35	106	334
R12		189	35	104	328
R13		186	34	102	322
R14		182	33	100	315
R15		179	33	97	309
R16		175	32	95	302
R17		172	32	93	297
R18		169	31	91	291
合計	0	1,842	338	1,006	3,186

別紙41 汚泥・し渣収集運搬処理業務仕様書

1 業務内容

糸魚川浄化センター等で発生する汚泥・し渣について、市が契約する処分先へ収集運搬を行う。

2 汚泥処分先及び搬出見込み量

汚泥処分先及び搬出見込み量は「別表 41-1」のとおりとする。

別表 41-1 汚泥処分先及び搬出見込み量

名 称	住 所	搬出見込み量(wet-t/年)		
		糸魚川	能生	青海
明星セメント株式会社 糸魚川工場 ※中間処理:セメント原料	新潟県糸魚川市 上刈7丁目1番1号	1,310	342	1,350
緑水工業株式会社 緑水コンポストセンター ※中間処理:コンポスト	新潟県長岡市 北荷頃字高森1517番地2	80	—	—
クリーンユーキ株式会社 ※中間処理:コンポスト	長野県須坂市 大字八町1096番地2	200	70	100
搬出見込み量 計 (wet-t /年)		1,590	412	1,450
搬出見込み量 合計 (wet-t /年)		3,452		

3 し渣処分先及び搬出見込み数量

し渣処分先及び搬出見込み数量は、「別表 41-2」のとおりとする。

別表 41-2 し渣処分先及び搬出見込み量

名 称	住 所	搬出見込み量(wet-t/年)		
		糸魚川	能生	青海
公益財団法人 新潟県環境保全事業団 エコパークいずもざき	新潟県三島郡出雲崎町 大字稲川884	4	—	—

4 マニフェストの管理

事業者は、廃掃法に従いマニフェストの管理を行うこと。

5 提出書類

汚泥処分終了後、業務完了報告書及びマニフェストの写しを提出すること。

6 その他

- (1) 事業者は関係法令に従い、事業者の責任において履行するものとする。
- (2) 事業者は、汚泥・し渣を収集運搬する際には、飛散、散乱がないよう十分注意して行うこと。
- (3) 積み込み搬出路の清掃は事業者の業務とし、それに要する器具等は事業者の負担とする。
- (4) 汚泥の発生量を予測し、計画的に運搬すること。
- (5) 汚泥計量は、原則として浄化センター内に設置してある重量計で計量するものとする。ただし、事業者の処分場に設置してある重量計で計量した場合には、その重量を適用する。
- (6) 収集・運搬過程における汚泥の積替え保管は行わないこと。やむを得ず保管を行う場合は、市と協議の上、関係法令に基づき、契約期間内に処理できる範囲で行うこと。
- (7) 市と協議して期間を定め、処理場ごとに定期的に「汚泥・し渣収集運搬成果報告書（別紙）」を提出すること。

別紙

汚泥・し渣収集運搬完了報告書

令和 年 月 日

糸魚川市長 ●●●● 様

事業者名

処理場名 _____

(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

処分日	伝票 No.	品 名	数量(t)	備 考
計				

※伝票No.はmanifestに記載された整理番号を記入すること。

別紙42 沈砂収集運搬処理業務仕様書

1 業務の内容

糸魚川浄化センター沈砂池等、槽内の清掃作業により発生した沈砂について、市が契約する処分先へ収集運搬を行う。

2 沈砂処分先及び搬出見込み数量

沈砂の処分先及び各浄化センターからの搬出見込み量は「別表 42-1」のとおりとする。

別表 42-1 沈砂処分先及び搬出見込み量

名 称	住 所	搬出見込み量(m ³ /年)		
		糸魚川	能生	青海
新潟特殊企業株式会社 バイオマスエコセンター	阿賀野市 かがやき 5911 番地 28	6	6	6

3 マニフェストの管理

事業者は、廃掃法に従いマニフェストの管理を行うこと。

4 提出書類

処分終了後、業務完了報告書及びマニフェストの写しを提出すること。

5 その他

- (1) 事業者は関係法令に従い、事業者の責任において履行するものとする。
- (2) 事業者は、作業後の清掃を十分に行うこと。また、それに要する器具等は事業者の負担とする。
- (3) 市と協議して期間を定め、処理場ごとに定期的に「沈砂収集運搬完了報告書（別紙）」を提出すること。

別紙

沈砂収集運搬完了報告書

令和 年 月 日

糸魚川市長 ●●●● 様

事業者名

処理場名 _____

(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

処分日	伝 票 No.	品 名	数量(t)	備 考
計				

※伝票No.はマニフェストに記載された整理番号を記入すること。

別紙43 清掃業務仕様書

1 基本方針

清掃は日常清掃及び定期清掃に分けて実施するものとし、本仕様書に基づき作業計画を作成し、市の承諾を受けて行うものとする。

2 一般適用事項

(1) 使用器材

清掃に使用する器材は事業者の負担とし、材料については市の指定品質以外であっても市の承諾を得て、全て品質良好なものを使用すること。器材については、安全な作業ができるものを使用すること。

(2) 作業基準

- ・清掃区域の備品類で、その移動に2人以上要するものは、日常そのまま清掃するものとする。ただし、その周囲、裏側等で清掃可能な場所については全て清掃を行うこと。
- ・塵払い及び床掃きは防塵に注意し、場所により適切な器材を使用し、必要な処置を取ること。
- ・各種洗剤は、すべて汚れを落とすのに必要な濃度以上のものを用いてはならないものとし、洗剤を用いた後は更に水拭きを行うこと。
- ・高所作業及び外溝作業等を行う場合には、必要な安全処置を適宜行うこと。

(3) 施設の保持

- ・建物の施設等について、修繕等を要するものがある場合は、次により処理すること。
- ・管理範囲で処理できるものは、速やかに修繕等を実施すること。この場合、当該修繕等に要する材料費は市の負担とする。
- ・管理範囲で処理することができないもので緊急に修繕等を要するものは、市の指示を受け必要な処置を講ずること。

(4) その他

この仕様書に定めない事項であっても、建物内外の清掃及び保持上付帯的に実施しなければならないもの、又は市から特に指示のあったものについては、契約額の範囲内で誠実に実施すること。

3 公共下水道「浄化センター」共通事項

(1) 日常清掃

トイレ、洗面所の清掃を行うものとし、主な作業内容は次のとおりとする。

- ・塵払い、床掃き
- ・汚物処理
- ・紙巻器処理、トイレットペーパーの補給

- ・陶器類洗い
- ・壁面等雑巾がけ
- ・ガラス拭き
- ・その他

(2) 定期清掃

定期清掃は、通常業務に支障のない業務時間帯、又は通常の業務を要しない日に実施すること。定期清掃の作業日、時間、管理要員の人数等は、事業者が事前に市の承認を得て決定するものとする。

主な作業内容は次の通りとする。

- ・床研磨ワックス塗り
年2回（5月及び10月上旬を予定） ※内1回は剥離作業を行う。
- ・床洗浄(ビニールタイルの部屋、廊下、階段、玄関等)
年2回（5月及び10月上旬を予定）
- ・ガラス清掃
年1回（10月上旬を予定）
- ・その他 日常清掃に準ずること。
不明な点が生じた場合は、市と協議し措置すること。

4 定期清掃の対象箇所

(1) 糸魚川浄化センターの定期清掃実施箇所

糸魚川浄化センターの定期清掃実施箇所は「別表 43-1」のとおりとする。

別表 43-1 糸魚川浄化センターの定期清掃実施箇所

区 分		清掃箇所	面積 (㎡)	定期清掃	備 考
管 理 棟	1 階	トイレ（男・女）	16.1	－	
		水質試験室	103.0	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
		湯沸室	2.3	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
		倉庫	9.6	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
		ホール、廊下、階段 下足室(A・B を含む)	139.4	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	2 階	トイレ（男・女）	22.1	－	
		監視室	130.0	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
		し渣ホッパー前室	3.9	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
		ホール、廊下、階段	104.2	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
		湯沸室	2.3	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
		倉庫 B	6.8	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	全館	ガラス清掃	282.5	1 回/年	10 月上旬予定
アクアパーク		トイレ	18.0	1 回/週	
合 計			840.2		

(2) 青海浄化センターの定期清掃実施箇所

青海浄化センターの定期清掃実施箇所は「別表 43-2」のとおりとする。

別表 43-2 青海浄化センターの定期清掃実施箇所

区分	清掃箇所	面積 (㎡)	定期清掃	備 考
1 階	事務室	48.0	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	廊下	73.9	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	天秤室	5.1	1 回/年	ワックス掛け：5 月予定
	水質検査室	29.1	1 回/年	ワックス掛け：5 月予定
	薬品室	4.4	1 回/年	ワックス掛け：5 月予定
	仮眠室入口	4.4	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	浴室入口	1.1	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	更衣室	17.4	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	湯沸室	2.7	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	作業員控室入口	1.2	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
2 階	湯沸室	6.8	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	廊下	4.6	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
	階段室 (2F～1F 分)	282.5	2 回/年	ワックス掛け 5 月及び 10 月上旬予定
合 計		481.2		

(3) 能生浄化センターの定期清掃実施箇所

能生浄化センターの定期清掃実施箇所は「別表 43-3」のとおりとする。

別表 43-3 能生浄化センターの定期清掃実施箇所

区分	清掃箇所	面積 (㎡)	定期清掃	備 考
1 階	事務室	43.0	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	廊下	75.0	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	水質検査室	39.2	1 回/年	ワックス掛け：5 月予定
	天秤室	5.7	1 回/年	ワックス掛け：5 月予定
	薬品室	3.4	1 回/年	ワックス掛け：5 月予定
	仮眠室入口	1.6	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	浴室入口	2.9	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	トイレ・前室	7.3	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	汚泥前室	9.6	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	更衣室	6.3	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	湯沸室	4.7	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
2 階	湯沸室	7.0	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	作業員控室	10.6	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	廊下	27.7	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
	階段室 2F～1F 分	39.5	2 回/年	ワックス掛け：5 月及び 10 月上旬予定
合 計		283.5		

(4) 磯部浄化センター清掃箇所等

磯部浄化センター清掃箇所等は、以下のとおりとする。

- ・ガラス窓、照明機器、棚類、各種管及びダクト類の清掃 (年 2 回)
- ・その他の場所の清掃と整理整頓 (随時)

(5) 青海地域漁業集落排水処理施設「市振処理場、親不知処理場」清掃箇所等

青海地域漁業集落排水処理施設「市振処理場、親不知処理場」清掃箇所等は、以下のとおりとする。

- ・ガラス窓、照明機器、棚類、各種管及びダクト類。(年 2 回)
- ・その他の場所の管理及び清掃。(随時)

(6) 能生地域農業集落排水処理施設「徳仙処理場」清掃箇所等

能生地域農業集落排水処理施設「徳仙処理場」清掃箇所等は、以下のとおりとする。

- ・ガラス窓、照明機器、棚類、各種管及びダクト類の清掃 (年 2 回)
- ・その他の場所の清掃と整理整頓 (随時)

別紙44 基準とする修繕・改築計画

1. 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の改築設計業務に関する基準

(1) 改築

(消費税込み、千円)													
処理区	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
糸魚川	糸魚川浄化センター	監視制御設備		9,000									9,000
	糸魚川浄化センター	受変電・自家発電設備(特単)				3,000							3,000
	糸魚川浄化センター	汚泥処理(基本設計)						9,000					9,000
	糸魚川浄化センター	汚泥処理詳細設計(特単)							27,000				27,000
能生	能生浄化センター	受変電・自家発電設備	18,000										18,000
	能生浄化センター	受変電・自家発電設備(特単)		2,000									2,000
	礪部浄化センター	礪部水処理(改築)		19,000									19,000
	能生浄化センター	汚水ポンプ設備(ME)				13,000							13,000
	能生浄化センター	汚水ポンプ設備(特単)					3,000						3,000
	能生浄化センター	管理棟建築設備・建築付帯設備								13,000			13,000
青海	青海浄化センター	管理棟建築付帯設備				8,000							8,000
	青海浄化センター	管理棟建築付帯設備(特単)					2,000						2,000
糸魚川	マンホールポンプ		32,000			18,000							50,000
	マンホールポンプ	中宿P場								8,000			8,000
能生	マンホールポンプ						8,000						8,000
青海	マンホールポンプ					8,000		8,000					16,000
全区域	管路				22,000								22,000
合計			50,000	30,000	22,000	50,000	13,000	17,000	27,000	21,000	0	0	230,000

(2) 耐震化・耐水化

(消費税込み、千円)													
施設名	施策区分	業務区分	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
礪部浄化センター	耐震	設計	50,000										50,000
糸魚川浄化センター	耐水化	設計(基本)				13,000							13,000
	耐水化	設計(詳細)					30,000						30,000
能生浄化センター	耐水化	設計(基本)							13,000				13,000
	耐水化	設計(詳細)								16,000			16,000
八久保ポンプ場	耐水化	設計(基本)							10,000				10,000
	耐水化	設計(詳細)								16,000			16,000
合計			50,000	0	0	13,000	30,000	0	23,000	32,000	0	0	148,000

2. 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の改築工事業務に関する基準

(1) 改築

(消費税込み、千円)													
処理区	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
糸魚川	糸魚川浄化センター	水処理設備 (M)	130,000										130,000
	糸魚川浄化センター	水処理設備 (E)	41,000										41,000
	糸魚川浄化センター	監視制御設備 (E)			102,000	152,000							254,000
	糸魚川浄化センター	受変電設備 (E)					36,000	54,000					90,000
	糸魚川浄化センター	自家発電設備 (E)					32,000	48,000					80,000
	糸魚川浄化センター	汚泥処理設備 (M)								250,000	332,000		582,000
	糸魚川浄化センター	汚泥処理設備 (E)								48,000	73,000		121,000
能生	能生浄化センター	汚泥処理設備 (M)	170,000	250,000									420,000
	能生浄化センター	汚泥処理設備 (E)	43,000	69,000									112,000
	能生浄化センター	受変電設備		54,000	80,000								134,000
	能生浄化センター	自家発電設備		46,000	70,000								116,000
	礫部浄化センター	礫部水処理 (M)			84,000	126,000							210,000
	礫部浄化センター	礫部水処理 (E)			30,000	72,000							102,000
	能生浄化センター	汚水ポンプ設備 (M)						20,000	30,000				50,000
	能生浄化センター	汚水ポンプ設備 (E)						60,000	90,000				150,000
	能生浄化センター	管理棟建築設備・建築付帯設備									50,000	50,000	100,000
青海	青海浄化センター	汚水ポンプ設備 (E)	33,000	50,000									83,000
	青海浄化センター	管理棟建築付帯設備 (M)						30,000					30,000
	青海浄化センター	管理棟建築付帯設備 (E)						30,000					30,000
糸魚川	マンホールポンプ	3 基	68,000										68,000
	マンホールポンプ	5 基		85,000	85,000		85,000		85,000	85,000	85,000	85,000	595,000
	マンホールポンプ	4 基				68,000		68,000					136,000
能生	マンホールポンプ						34,000	34,000				34,000	102,000
青海	マンホールポンプ					34,000	34,000	34,000	34,000			34,000	170,000
合計			485,000	554,000	451,000	418,000	187,000	378,000	273,000	417,000	540,000	203,000	3,906,000

注：対象施設名の () 内は工種を表す

(2) 耐震化・耐水化

(消費税込み、千円)

施設名	施策区分	業務区分	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
能生浄化センター	耐震	工事	12,000										12,000
磯部浄化センター	耐震	工事			87,000	261,000							348,000
糸魚川浄化センター	耐水化	工事						20,000	40,000	20,000			80,000
能生浄化センター	耐水化	工事									20,000	50,000	70,000
青海浄化センター	耐水化	工事	40,000	50,000	60,000								150,000
八久保ポンプ場	耐水化	工事									10,000	10,000	20,000
合 計			52,000	50,000	147,000	261,000	0	20,000	40,000	20,000	30,000	60,000	680,000

3. 農業集落排水、漁業集落排水の改築設計業務に関する基準

(消費税込み、千円)

地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
能生	マンホールポンプ		15,000										15,000
	水管橋	仙納橋	10,000										10,000
	処理場	徳仙									20,000		20,000
合計			25,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0	45,000

4. 農業集落排水、漁業集落排水の改築業務に関する基準

(消費税込み、千円)

地区名	施設名	対象施設	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	計
能生	マンホールポンプ	徳仙		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	16,000	40,000			121,000
	水管橋	仙納橋		30,000									30,000
青海	マンホールポンプ	親不知	15,000	15,000				15,000	15,000	15,000			75,000
	マンホールポンプ	市振			15,000	15,000	15,000						45,000
合計			15,000	58,000	28,000	28,000	28,000	28,000	31,000	55,000	0	0	271,000

別紙45 改築等設計業務仕様書

1 一般事項

(1) 基本方針

業務対象施設の改築等設計に当たっては、要求水準を満足するとともに、事業者の創意工夫を十分に発揮し、最適な改築時期及び改築方法を選定してライフサイクルコストの縮減、施設の機能向上、長期的に有効な省エネルギー技術の導入、地震・浸水被害への強靱化による持続可能な事業を目指すものとする。

(2) 各種申請届出等の書類作成・手続き

事業者は、市と協議し事業スケジュールに支障のないよう、工事に伴う法令等で定められた各種申請届出等の書類作成・手続きを行うこと。

2 改築等設計

(1) 関係法令、各種基準等への準拠

改築設計では、関係法令や公的な指針の基準等に準拠し、対象施設・設備の容量計算等の設計計画、設計図、機器仕様書及び各種計算書を作成すること。

耐震性能は、「耐震指針類」を遵守し耐震性能を確保すること。また既存躯体を補強する場合や、附帯業務により土木建築施設を新設する場合も「耐震指針類」を遵守し耐震性能を確保すること。

(2) 目標耐用年数

業務対象施設は、「別紙 27 設備の処分制限期間及び、標準耐用年数」に示す処分制限期間及び耐用年数以上の期間、継続して機能させること。

長寿化対策を実施した施設は、対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から数えて標準耐用年数以上使用し、更新を実施した施設は、更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用できるように設計すること。

(3) 基本設計の実施

改築等設計に際し、市との協議により必要に応じ基本設計を行い、現場条件により施工方法（仮設計画等）を検討すること。改築する施設は、応募時の提案書を踏まえ、容量計算、省エネ・省資源・高効率化等の観点から、形式・機種を選定を行うこと。

(4) 対象施設の安全性の確保

- ・対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（自重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は新規に構造計算を実施し、必要となる躯体の補強設計を行うこと。
- ・災害等の緊急時においては、施設を安全に停止できるシステムとすること。
- ・災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。

(5) 成果品

設計業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・各種検討書及び設計計算書
- ・設計図、数量計算書
- ・機器仕様書（製作仕様書、機器製作図・承諾図）
- ・工事実施工程表
- ・電子データ
- ・その他市が指示する図書

別紙46 污水管路施設点検調査業務

1 基本的な考え方

污水管路施設の点検調査は、当初2年間（令和9年度、令和10年度）は既存のストックマネジメント計画に基づき実施し、それ以降の令和11年度～15年度の点検調査は、令和10年度に策定するストックマネジメント点検調査計画、令和16年度～20年度の点検調査は、令和15年度に策定するストックマネジメント点検調査計画に基づいて行うものとする。

2 環境区分の設定

当初2年間は、市の下水道施設の特性から、下記の個所を「腐食環境」とする。参考までに市内の処理区別・腐食環境分類別の箇所数を「別表 46-1」に示す。また、これに該当しない管路施設及びマンホール蓋は「一般環境」とする。

（1）一般的な腐食環境箇所

- ・ポンプ場下流側（圧送管吐出部）
- ・マンホールポンプ下流側（圧送管吐出部）
- ・伏越し下流部（伏越し部）
- ・段差

（2）特殊な腐食環境箇所

- ・伏越し上流部（伏越し部）

別表 46-1 市内の処理区別・腐食環境分類別の箇所数

区 分	青海 処理区	糸魚川 処理区	能生 処理区	磯部 処理区	計
ポンプ場下流側 マンホールポンプ下流側	27	73	9	10	119
伏越し下流部	0	6	2	0	8
段差	1	2	0	0	3
計	28	81	11	10	130

3 当初2年間の点検調査箇所

令和9年度と令和10年度の点検調査箇所数は、「別表 46-2」のとおりとする。

別表 46-2 令和9年度と令和10年度の点検調査箇所

点検調査年度			令和9年度	令和10年度
点検調査対象地区（ブロック）			糸魚川処理区	
			駅南処理地区	駅北処理地区
一般環境	調査	マンホール蓋	1,207 箇所	1,524 箇所
		管路 管口カメラ調査	1,204 スパン (L=32,141.13m)	1,547 スパン (L=38,983.09m)
		管路（Φ1500mm未満） テレビカメラ調査	0m	142.24m
		管路（Φ1500mm以上） 潜行目視	0m	0m
腐食環境	点検	マンホール	39 箇所	42 箇所

4 管口カメラ調査

- （1）マンホール管口から管内の異常の有無を、管口カメラにより点検する。
- （2）管内に異常が発見された場合は、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとし、これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に市と協議し承諾を得ること。

5 テレビカメラ調査

- （1）調査は、管径 1500mm 未満もしくは潜行目視調査が不可な場合に、自走式テレビカメラ等により実施すること。
- （2）調査は、原則として上流から下流に向けに自走式テレビカメラを走行させながら、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。
- （3）調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像映像を得ること。
- （4）本管内及び取付管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- （5）管内に異常が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に市と協議し承諾を得ること。

6 マンホールの点検調査

- （1）地上からマンホール内部の異常の有無を確認する。蓋は、種類（平受けタイプかロック式タイプか）及びがたつきの有無を確認すること。
- （2）マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管渠の布設状況、浸入水、マンホール躯体のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、

足掛金物の欠損の有無等の調査を行うものとする。

7 異常時の処置

- (1) 調査の続行が困難になった場合は、直ちに市に報告し指示を受けること。その際、上流下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。
- (2) 調査時に明らかな異常が発見された場合は、市に報告し指示を受けること。 また必要に応じ、管路内清掃を実施すること。

別紙47 点検調査業務報告書記載要領

1 一般事項

- (1) 污水管路施設の点検調査業務報告書は、本要領に従い作成すること。
- (2) 様式はA4判（縦）横書き、図面は、縮尺、寸法を明記し、チューブファイルに綴じること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、委託者名、事業者名等を記載すること。また背表紙にも、調査年度、調査番号、調査件名、事業者名等を記載すること。

2 報告書記載事項

点検調査業務報告書は、下記の項目について内容を明記すること。調査総括表、調査集計表及び調査記録表に用いる様式や凡例は市と協議して決定し、污水管路の点検調査項目及び判定基準は「別表 47-1」に、マンホールの点検調査項目及び判定基準は「別表 47-2」によるものとする。

なお、マンホール蓋の点検調査は、蓋の種類（平受けタイプかロック式タイプか）の確認とがたつきの有無の確認のみであるため、調査判定基準は添付しない。

(1) テレビカメラ調査等

- ・ 調査目的
- ・ 調査概要
- ・ 案内図
- ・ 調査箇所図
- ・ 調査総括表
- ・ 調査集計表
- ・ 調査記録表
- ・ 考察
- ・ 作業記録写真

(2) マンホール点検調査

テレビカメラ調査項目に準ずる。

(3) 巡視・点検

テレビカメラ調査項目に準ずる。

3 留意事項

- (1) 調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、指定の DVD 等に収録すること。
なお提出する DVD 等には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を明示すること。
- (2) 提出する成果品は、次のとおりとする。
 - ・ 点検調査業務報告書
 - ・ 不良箇所写真帳
 - ・ DVD 等（テレビカメラ調査の場合）

- ・その他、市の指示するもの

別表 47-1 管渠の点検調査項目及び判定基準

点検項目		ランク	A	B	C
スパン全体で評価	管の腐食		鉄筋露出	骨材露出	表面が荒れた状態
	上下方向のたるみ	管きよ内径 700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管きよ内径 700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		管きよ内径 1650mm以上 3000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満
	菅の勾配		逆勾配	勾配なし	—

点検項目			ランク	A	B	C
管 1 本ごとに評価	管の破損	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向クラック 幅 2mm以上	軸方向クラック 幅 2mm未満	
			軸方向クラック 幅 5mm以上			
		陶管	欠落	軸方向クラック 管長の1/2未満	—	
			軸方向クラック 管長の1/2以上			
	管のクラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向クラック 幅 5mm以上	円周方向クラック 幅 2mm以上	円周方向クラック 幅 2mm未満	
		陶管	円周方向クラック 円周の2/3以上	円周方向クラック 円周の2/3未満	—	
		塩ビ管	亀裂がある	—	—	
	管の変形	塩ビ管	変形・扁平 5%以上	変形・扁平 5%未満	—	
	菅の継手ずれ		脱却	H P : 70mm以上 陶管 : 50mm以上	H P : 70mm未満 陶管 : 50mm未満	
	浸入水		吹き出ている	流れ出ている	滲んでいる	
	取付管突出		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	
	油脂付着		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
	木根侵入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
	モルタル付着		内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満	

- ・段差は、「mm単位」で測定する。
また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。
- ・取付管の突出、油脂付着、木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去するものとし、除去できない場合の調査判定基準とする。
- ・ランクの定義は、次のとおりとする。
Aランク：早急な対応が必要
Bランク：計画的な対応が必要
Cランク：当面、維持管理により経過の観察が必要

別表 47-2 マンホールの点検調査項目及び判定基準

点検箇所	点検項目	ランク		
		A	B	C
調整部	劣化状況	調整モルタル、リングの破損・欠落	調整モルタル、リングのズレ	調整モルタル、リングのズレやクラック
斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面が荒れた状態
	破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）
	クラック	人孔全周にクラック幅 5mm以上	人孔半周にクラック幅 2～5mm以上	軽微なクラック幅 2mm未満
	隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
	浸入水	吹き出ている	流れ出ている	滲んでいる
	木根侵入	内径の50%以上	内径の10%～50%未満	内径の10%未満
直壁 管口部含む	腐食	鉄筋露出 表面pH：1程度	骨材露出 表面pH：3未満	表面が荒れた状態 表面pH：3以上5以下
	破損	欠落（陥没）	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）
	クラック	人孔全周にクラック幅 5mm以上	人孔半周にクラック幅 2～5mm以上	軽微なクラック幅 2mm未満
	隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ
	浸入水	吹き出ている	流れ出ている	滲んでいる
	木根侵入	内径の50%以上	内径の10%～50%未満	内径の10%未満
	たるみ	内径の3/4以上	内径の1/2～3/4未満	内径の1/2未満
足掛金物	腐食	欠落	細くなっている	錆の発生
	残存本数			安全に使用できる本数
インバート	劣化状況	全体的な欠損	部分的な欠損	—
全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生
流下機能	油脂・モルタル・土砂等の堆積	管径の1/3以上	管径の1/10～1/3未満	管径の1/10未満

- ・表面 pH は、硫化水素による腐食の可能性がある箇所（圧送管吐出部、伏越しマンホール等）、又は腐食が発生している箇所で測定する（腐食の可能性がない箇所では測定不要）。
- ・足掛金物の残存本数は、点検・調査実施時に安全に使用できた本数を記録する。
- ・ランクの定義は、次のとおりとする。

Aランク：早急な対応が必要

Bランク：計画的な対応が必要

Cランク：当面、維持管理により経過の観察が必要

別紙48 污水管路施設の清掃業務仕様書

1 業務概要

(1) 計画的清掃業務

計画的清掃業務は、「別表 48-1」に従い実施する。

別表 48-1 計画的清掃業務の実施月及び想定汚泥量

作業場所	大町地区 黒姫会館～ 糸魚川総合印刷付近	寺町地区（１） 旧ナルス糸魚川店跡地付近		寺町地区（２） 糸魚川商工会議所付近
実施月	6月・11月・3月	6月・11月・3月	8月・1月	6月・11月・3月
想定汚泥量	約 4 m ³ ×2 回	約 5 m ³ ×2 回	約 7 m ³ ×1 回	約 5 m ³ ×2 回

計画的清掃業務の詳細は、以下のとおりとする。

- ・汚泥処分量：2 台/日(=14m³)×3 日、1 台/日(=7 m³)×2 日=56m³（総汚泥量）、処分量は推定値であり、清掃後の実数により減少した場合は両者協議のうえ処分費を変更できるものとする。
- ・作業は1 日3 箇所（3 回／年）とし、旧ナルス糸魚川店跡地付近（2 回／年）の箇所については単独で2 回作業すること。
- ・污水管渠の伏越部で発生する堆積汚泥等の除去処分とする。
- ・汚泥等の搬出作業に際し発生する苦情等は、事業者の責任で処理しなければならない。
- ・作業後の清掃は事業者の業務とし、それに要する器具等は事業者の負担とする。
- ・積込の際、落下した汚泥等は直ちに清掃を行うこと。
- ・業務の履行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ・作業日が決定次第、下水道施設係に連絡すること。
- ・作業開始時に堆積汚泥の状況を確認し、成果報告書に記載すること。

(2) 住民対応業務による清掃作業

住民対応業務による清掃作業は、「別表 48-2」に従い実施する。

別表 48-2 住民対応業務による清掃作業の実施時期及び想定汚泥量

作業場所	下水道事業及び集落排水事業の供用区域
実施時期	業務期間中、適宜
想定汚泥量	約 4 m ³ ／年間

住民対応業務による清掃作業の詳細は、以下のとおりとする。

- ・住民対応業務で発生した堆積汚泥等の除去処分を行う。
- ・汚泥等の搬出作業に際し発生する苦情等は、事業者の責任で処理しなければならない。
- ・作業後の清掃は事業者の業務とし、それに要する器具等は事業者の負担とする。
- ・積込の際、落下した汚泥等は直ちに清掃を行うこと。

- ・業務の履行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ・作業開始時に堆積汚泥の状況を確認し、成果報告書に記載すること。

(3) 有資格作業者の配置

伏越部内の酸素欠乏及び硫化水素等の有毒ガスに注意し、作業員の安全確保に努め、作業に当っては第二種酸素欠乏危険作業責任者を配置すること。その他の関係法令を遵守し、配置が必要な作業の際は、有資格者を配置しなければならない。

(4) 事故防止対策

交通事故及び作業中の事故防止については、事故防止計画等を作成し、事故防止に万全を期すこと。

2 廃棄物収集運搬業務

(1) 業務内容

計画的清掃業務及び住民対応業務による清掃作業で収集した汚泥等を、市が契約した処分先へ運搬処分する。

(2) 運搬車両

- ・計画的清掃業務 強力大型吸引車 8 トン積み 7 m³/台
- ・住民対応業務による清掃作業 揚泥車 4 トン積み 3.5 m³/台

(3) 廃棄物の種類及び予定数量

- ・種類 汚泥
- ・廃棄物の発生カ所 污水管渠
- ・廃棄物の性状 泥状
- ・廃棄物の荷姿 バラ
- ・予定数量 「別表 48-3」のとおり

別表 48-3 収集運搬処理業務の予定数量

作業区分	予定数量	内 訳
計画的清掃業務	56m ³	2 台/日 (=14m ³) × 3 日 1 台/日 (=7m ³) × 2 日 計 8 台 (56 m ³)
住民対応業務による 清掃作業	4m ³	2m ³ × 2 回/年 計 4 m ³
合 計	60m ³	1 年あたり

(4) 運搬処分先

産業廃棄物の運搬処分先は、「別表 48-4」のとおりとする。

別表 48-4 産業廃棄物の運搬処分先

名 称	住 所
新潟特殊企業株式会社 バイオマスエコセンター	阿賀野市 かがやき 5911 番地 28

(5) 実施要領

- ・汚泥を収集搬出する際には、飛散、散乱がないよう十分注意して行うこと。
- ・積み込み搬出路の清掃は事業者の業務とし、それに要する器具等は事業者の負担とする。
- ・事業者は、運搬先に設置してある重量計で計量した場合には、その重量を適用する。
- ・収集運搬の過程における汚泥の積替え保管は行わないこと。
- ・やむを得ず保管を行う場合は、市と協議の上、硫化水素等の発生する場合があるので注意し、関係法令に基づき、本契約期間内に処理できる範囲で行うこと。

(6) マニフェストの管理

事業者は、廃掃法に従いマニフェストの管理を行うこと。

(7) 提出書類

汚泥処分終了後、業務完了報告書及びマニフェストの写しを提出すること。

(8) 完了報告書の提出

事業者は市と協議して期間を定め、定期的に「污水管路汚泥収集運搬完了報告書（別紙）」を提出すること。

別紙

污水管路汚泥収集運搬完了報告書

令和 年 月 日

糸魚川市長 ●●●● 様

事業者名

(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

地区名	処分日	伝 票 No.	数量(t)	備 考
計				

- 1) 地区名には、計画的清掃業務で清掃する「大町地区」、「寺町地区（１）」、「寺町地区（２）」の地区名及び、住民対応業務で清掃した地区名を記載すること。
- 2) 伝票Noは、マニフェストに記載された整理番号を記入すること。
- 3) 備考欄には、清掃前後の状況(汚泥の性状・油類の有無・その他)を記載すること。

別紙49 スtockマネジメント点検・調査計画（案）策定仕様書

1 実施時期

ストックマネジメント点検・調査計画（案）の策定は、令和10年度、令和15年度に実施する。

2 業務内容

ストックマネジメント点検・調査計画（案）は、既存のストックマネジメント点検・調査計画について、業務実施年度までに行われた管路施設の維持管理、修繕、改築等の状況を踏まえ、以下の事項について見直しする。

5. 点検・調査計画の策定		
5-1 環境区分の設定		腐食環境の該当条件を踏まえた環境区分（一般環境下・腐食環境下）の設定
5-2 点検・調査頻度の検討	一般環境下 腐食環境下	実績や施設の重要度に応じた調査実施頻度の設定、調査頻度等を踏まえた点検実施頻度の設定 腐食環境条件等を踏まえた点検実施頻度の設定、点検結果と施設の重要度に基づく調査実施頻度の設定
5-3 優先順位の検討	一般環境下 腐食環境下	リスクの評価結果を踏まえた優先順位の設定 点検・調査結果及び修繕・改築の実施からの情報に基づく優先順位の設定
5-4 点検・調査における単位・項目の検討	一般環境下 腐食環境下	清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の検討 (一般環境下の考え方に準じる)
5-5 点検・調査対象施設・実施時期の設定	一般環境下 腐食環境下	優先順位及び事業計画期間を勘案した点検・調査対象施設及び実施時期の設定 (一般環境下の考え方に準じる)
5-6 点検・調査方法の検討	一般環境下 腐食環境下	施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえた点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せの検討 (一般環境下の考え方に準じる)
5-7 概算費用の算定	一般環境下 腐食環境下	対象施設・実施時期及び点検・調査の方法を踏まえた概ね5～7年程度の概算費用の算出 (一般環境下の考え方に準じる)
5-8 点検・調査計画のとりまとめ		5-1～5-7の検討結果を点検・調査計画としてとりまとめ

別紙50 污水管路施設の設計業務仕様書

1 業務内容

污水管路施設の設計業務の業務内容は、「別表 50-1」のとおりとする。

別表 50-1 污水管路施設の設計業務の業務内容

作業項目		細目
各種調査	資料収集	業務上必要な資料の収集整理及び把握（下水道台帳、完成図、資産管理図、資産調書、下水道計画図書、下水道管路施設調査報告書、土質調査資料、道路陥没・臭気・浸水被害状況、地下埋設物調査資料、関連機関との協議資料等）
	現地調査	周辺土地利用、道路状況及び交通量、支障物件等（地下埋設物を含む）、施工環境調査
	現地作業	測量調査（既存の調査資料及び下水道台帳との位置確認、人孔内確認、水量調査、人孔蓋調査、距離・高さ〔人孔天端高、管底高〕の測定等）、枿・取付管調査（枿内確認、不明枿調査）
設計計画		対象路線の改築・修繕の対応方針を検討する。また、選定された対応方針及び工法において流下能力の確認、仮排水、仮設等の設計計画を行う。
各種計算		本管の修繕工法、厚生工法、布設替え工法、仮設等の工事に係る数量計算
図面作成		位置図、系統図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図、仮設図等
数量計算		本管の修繕工法、更生工法、布設替え工法、仮設等の工事に係る数量計算
施工方法の比較検討		管路施設の老朽化、損傷状況に対応した更生工法等の比較検討及び最適工法の選定を行う。また、その判断基準を検討し、布設替え工法との経済比較を行う。なお、詳細設計では、改築（布設替え工法と更生工法）及び修繕に対する詳細設計を行う。
照査		耐震設計計画の妥当性、比較検討の方法及び内容の適切性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性等
報告書作成		まとめ、概要書（設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物条件、設計フローチャート、施工方法、工程表、仕様書、見積もり等）の作成
設計協議		設計内容の協議（JR、えちごトキめき鉄道、国道等との協議含む）
耐震設計		既設管の劣化度や耐震性能を評価するため、既設管構造調査を行う。 自立管又は複合管においては L1 地震動、L2 地震動ともに検討する。また、鉛直断面の強度の検討を行う。なお、必要に応じて「準拠図書」に準拠すること。 マンホールと管路の接続部及び管路の継手部について屈曲角、拔出し量、液状化の判定、永久ひずみや地盤沈下による拔出し量の計算を行う。

2. 耐震設計に係る準拠図書

耐震設計は、下記に示す図書に準拠して実施すること。

- ・糸魚川市の下水道構造標準図
- ・糸魚川市の下水道設計基準・耐震設計基準
- ・糸魚川市の道路埋設標準定規
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・小規模下水道施設計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道道路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説下水道施設の耐震対策（日本下水道協会）
- ・下水道施設耐震計算例―管路施設編（日本下水道協会）
- ・下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道マンホール安全対策の手引き（日本下水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・土木工学ハンドブック（土木学会）
- ・トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- ・トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- ・トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・地盤高額ハンドブック（地盤工学会）
- ・道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・道路土工―仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・道路土工―擁壁工指針（日本道路協会）
- ・道路土工―カルバート工指針（日本道路協会）
- ・共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- ・改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

2 中性化試験の実施

設計対象施設の口径が 800mm 以上の場合、「別表 50-2」のとおり中性化試験を実施する。

別表 50-2 中性化試験の方法

調査項目	単位	内容	調査目的	備考
中性化試験	箇所	フェノールフタレイン法	中性化深さの測定	

3 成果品

成果品として以下に示す業務報告を盛り込むこととし、電子データも併せて提出すること。また、委託料の支払い請求に係る報告を含む。

- (1) 設計報告書
- (2) 図面類（位置図，系統図，平面図，縦断面図，横断面図，構造図，仮設図等）
- (3) 水理計算書
- (4) 構造計算書
- (5) 耐震計算書
- (6) 数量計算書
- (7) 施工工法比較検討書
- (8) 積算根拠資料
- (9) 工事特記仕様書
- (10) 打合せ議事録
- (11) 地下埋設物調査資料
- (12) その他資料（申請書に関する資料）

別紙51 污水管路の設計図作成要領

污水管路の設計図作成は、「別表 51-1」に従い行うものとする。

別表 51-1 污水管路の設計図作成要領

名称	縮尺	記載事項
位置図	S=1/2, 500	・地形図に施工箇所を記入する。
全体平面図	S=1/2, 500	・地形図に設計区間を記入する。
平面図	S=1/500	・測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。舗装用平面図（仮復旧・本復旧）も含む。
詳細平面図	S=1/50～1/100	・主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等、特に詳細図を必要とする場合に作成し、監督員が指示する場合は横断面図も作成する。
縦断面図	S = 縦 1/100 横 1/500	・平面図と同一記号を用いて、管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、掘削深、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。
横断面図	S=1/50～1/100	・平面図と同一記号を用いて管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、土被り、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。
構造図	S=1/10～1/100	・市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、特殊構造のものは、平面図と同一記号を用いて構造図を作成する。
仮設図	S=1/10～1/100	・平面図と同一記号を用いて作成する。 ・仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。
家屋調査用 影響図	S=1/500	・市の示す影響範囲角を用い、影響図を作成する。
施設平面 図、区画割 平面図	S=1/2, 500	・設計内容に基づき作成する。
地番調査図	S=1/500	・里道、水路を着色し作成する。

別紙52 下水道事業計画変更等業務仕様書

1 業務概要

対象業務は、下水道事業計画変更業務及び都市計画法認可変更業務とし、「別表 52-1」のとおりとする。

別表 52-1 対象業務の概要

処理区	項 目	面積 (ha)	区 分	業務対象
糸魚川 (単独公共)	処理区面積	867.6 ha	汚水	下水道事業計画変更 都市計画法認可変更
	排水区面積	695.8 ha	雨水	
青海処理区 (単独公共)	処理区面積	351.4 ha	汚水	
	排水区面積	321.1 ha	雨水	
能生処理区 (特環)	処理区面積	323.0 ha	汚水	
	排水区面積	220.0 ha	雨水	
磯部処理区 (特環)	処理区面積	51.6 ha	汚水	
	排水区面積	—	雨水	

2 下水道事業計画の変更内容

下水道事業計画の変更内容は「別表 52-2」のとおりとする。

別表 52-2 下水道事業計画の変更内容

実施年度	変更内容
令和 12 年度	・ 事業期間の延伸
令和 17 年度	・ 事業期間の延伸

3 都市計画法事業認可の変更内容

下水道事業計画変更を踏まえ、都市計画法に基づく都市施設に関し、5～7 年の事業期間中の事業認可計画を策定する。

別紙53 下水道事業経営戦略見直し支援業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、既存の経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえ、下水道事業の保有資産の更新需要や人口減少に伴う使用料収入の減少等、将来の事業環境を予測し、的確な原価の算定、投資・財源試算を行い、中長期的な視点に立って将来を見据えた事業の健全で持続的な経営を図るため、令和3年に改定された糸魚川市下水道事業経営戦略を改定するものである。

2 改定時期

令和11年度、令和16年度とする。

3 対象事業

対象となる事業は次の5事業とし、対象施設の概要は「別紙1 事業の対象施設」のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 農業集落排水事業
- (4) 漁業集落排水事業
- (5) 特定地域生活排水処理事業（浄化槽事業）

4 業務内容

(1) 事業概要の整理

・現状把握

経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等、事業経営全般について令和3年度以降の状況を整理する。

・現状分析

令和3年度以降の経営状況について、「経営比較分析表」等を活用し、指標の経年変化や類似団体及び近隣団体との比較等、経営状況の比較分析を行う。

・市が保有する上位計画や他の既存計画との関連性の確認

令和3年度以降の市が保有する上位計画や他の既存計画との関連性を確認する。

(2) 将来の事業環境の予測

将来の人口推移及び処理区域内人口等推移から有収水量を予測し、使用料収入や施設の将来予測を行う。

(3) 事業経営の基本方針策定

公営企業として事業を継続し、事業経営における課題の解決を図るため、基本方針を策定する。

(4) 投資試算

- ・将来の需要予測

各事業計画の実施スケジュールや施設及び設備の現状等に基づき、新規・更新需要等の将来投資試算を行う。将来の新規・更新需要等の総量や年度単位の金額は、市と協議の上、財源試算を踏まえた上で決定し、中長期的な投資試算は、改定年度から 30 年間とする。また需要予測は、合理的な区分に分けて算出すること。

- ・指標及び目標設定

下水道事業の現状及び将来の需要予測を踏まえ、将来にわたり下水道事業サービスを確保するために必要となる投資試算の目標を設定し、目標設定においては、更新率、老朽化率、耐震化率等の指標により、数値目標を設定すること。

- ・投資試算の取りまとめ

将来事業の優先順位、投資事業費の平準化等による合理的な投資内容及び、所要額等について、投資試算として取りまとめる。

(5) 財源試算

- ・財務状況の分析と目標設定

「経営比較分析表」や総務省が公表している下水道事業経営指標等から、財務状況を示す適切な経営指標を選定し、財務状況を分析するとともに計画期間内における目標数値を策定する。

- ・財源構成の検討

- ・下水道使用料は、合理的な方法により有収水量等の将来予測を行い、市の人口動向及び直近の決算値の動向等を踏まえ計画期間中の収入を算出すること。
- ・一般会計からの繰入金は、「地方公営企業繰入金について」（総務副大臣通知）の経費負担の考え方に基づき、見込額を算定する。基準外繰入金における上限額等の設定等については、市と協議し算定する。
- ・企業債については、将来世代に過重な負担を強いることがないように、企業債残高水準の検討を行い、重要指標の目標値設定を行うこと。

- ・財源試算の取りまとめ

投資試算や将来の財源を確保する手段とともに取りまとめ、中長期的な財源試算については、投資試算と併せ、改定年度から 30 年間とする。また財政収支予測により料金体系の見直し、料金改定シミュレーションも実施すること。

(6) 投資・財政計画の策定

- ・投資以外の経費の検討

投資以外の経費は、合理的な考え方に基づき固定費と変動費に分け、それぞれ効率化に取り組むことを前提に経費を見積もり、投資・財政計画に反映させること。

- ・経営効率化にあたり、民間活力の活用等について幅広く検討すること。
- ・資産維持費は、料金算定に的確に反映させること。
- ・目標値達成に向けた取組をロードマップとして整理すること。

- ・投資・財政計画

- ・下水道使用料や投資額、経費等の推移について、複数の異なる想定条件を設定し、個々の想定条件に応じた投資・財政計画の検討案を作成すること。
- ・複数の検討案は、投資以外の経営効率化の取組や汚水処理原価の削減見込み等、具体的な数値を用いて示すこと。
- ・投資試算と財源試算の整合性を検証し、収支均衡がとれた最適な投資・財政計画を決定すること。
- ・収支ギャップが生じた場合は、料金改定の必要性や更新投資の時期、投資以外の経費について再検討し、投資試算、財源試算を改めて試算すること。

- ・投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の整理

投資・財政計画に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

(7) 経営戦略の事後検証及び、見直し

改定された「糸魚川市下水道事業経営戦略」の事後検証及び見直し等の方法について検討し、進捗状況の評価方法やその時期の設定、見直し等の期間についても整理すること。

別紙54 不明水調査業務仕様書

1 目的

不明水対策を優先すべき区域の絞り込みを行うことを目的に調査を行い、今後の対策方針に関する検討を行うものである。

2 対象処理区・区域

本業務の対象処理区・対象区域は、能生処理区を想定しているが、実施前に市との協議により決定する。

2 業務の内容

(1) 資料整理・基本事項の確認

既検討資料の内容を把握したうえで、対象区域及び作業方針の確認・作業スケジュール・調査検討にあたっての留意点・要望事項等の確認を行う。

(2) 基礎調査

検討に必要な各種資料の収集及び整理を行うとともに、現地踏査により地区の現状を把握する。

(イ) 資料収集・整理

既存の検討成果のほか、雨天時浸入水の発生原因を推察するため、対象区域に係る下水道計画（汚水・雨水とも）及び整備状況・維持管理状況を調査し整理する。また、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画等で実施した修繕・改築等の対策に関連する資料を収集し整理を行う。

(ロ) 現地踏査

計測箇所及び対象区域の現地踏査を実施し、区域の特徴を把握する。

(3) 雨天時浸入水量に関する調査

雨天時における対象処理区の浄化センターの流入下水量を減少させるため、流入面積が大きい区域に対して流量計等の計測機器を設置し、雨天時における流入水量の傾向を把握する。また、ストックマネジメント計画策定や対策実施後の効果検証を行うにあたり、調査結果の具体的利用などの提案を行う。

(イ) 調査計画の作成

現地調査を実施するにあたり、工程計画・安全計画・緊急時を含む連絡体制等を含む調査計画書を作成し、市と内容の確認を行う。

(ロ) 事前調査

現地調査を実施するにあたり、計測機器の設置予定箇所において人孔や管渠内の状況を事前に把握する。事前調査結果は、必要に応じて調査計画書へ反映させる。

(ハ) 調査・計測

計測箇所は市との協議により決定することとし、1か月（30日間）連続測定とする。

(二) 計測データの解析

次回調査の対策区域の絞り込みに活用していくため、計測したデータと雨量から、降雨及び降雨日の計測値との対比により雨天時流入水量の流入傾向を把握する。

(4) 不明水調査結果の評価

晴天時及び雨天時における下水の流入傾向を踏まえ、計測地点ごとの面積や特徴を考慮したうえで、総合的に対策の優先順位、今後の対策方針の検討を行う。

(5) 提出図書の作成

検討成果を報告書として取りまとめる。

(6) 設計協議

業務着手時・完了時は管理技術者が立ち会うものとし、中間協議は業務内容に精通した担当者が立ち会ったうえで、1回以上行う。

3 提出図書

提出図書は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 A 4 判製本 2 部
- (2) 調査記録 A 4 判製本 2 部
- (3) 打合せ議事録 A 4 判製本 2 部
- (4) その他参考資料 一式
- (5) 電子成果品 一式

4 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）
- (2) 不明水対策の手引き（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会）
- (3) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画策定マニュアル（下水道新技術推進機構）

別紙55 浄化槽の維持管理業務

1 資格

- (1) 保守点検は、法に規定する有資格者が行わなければならない。
- (2) 事業者は、保守点検作業に先立ち、浄化槽管理士免状及び採水員証明書の写しを市へ提出し、身分証明書の交付を受けるものとし、保守点検中は、市が発行した身分証明書を必ず携帯しなければならない。

2 点検施設及び回数

- (1) 保守点検施設数及び点検頻度を「別表 55-1」に示す。また、施設の一覧表を「別表 55-2」、「別表 55-3」、「別表 55-4」、「別表 55-5」に示す。
- (2) 事業者は保守点検年間計画表を4月末日までに市へ提出しなければならない。その際、事業者は当該年度の保守点検施設の数と頻度について市から承認を受けること。
- (3) 施設一覧表における冬期休止施設において、保守点検の実施時期が市から通知される休止期間に当たるときは、この保守点検を省略できる。
- (4) 浄化槽の管理を行う中で、市が特に必要と認めた場合は、保守点検の回数を増やすことができる。

別表 55-1 保守点検施設及び点検頻度

区 分	箇所数（基）	保守点検頻度
5～30 人槽	870	・浄化槽法第10条第1項で定める頻度
31～50 人槽	20	・保守点検は3か月に1回実施 ・内1基については、1か月に1回、ポンプ槽の確認も実施※
51 人槽以上	1	・1週間に1回
	6	・6基の内5基については、2週間に1回、保守点検を実施。 ・残りの1基については、2週間に1回、ポンプ槽の確認を実施※
	10	・保守点検は3か月に1回実施 ・内1基については、1か月に1回、ポンプ槽の確認も実施※
計	907	

注※：原水ポンプ槽又は流入ポンプ槽は、毎回内部を確認し、ごみ等の異物がある場合は除去及び廃棄すること。また、ポンプ槽単独の汚泥汲み取りが必要となった場合は、本業務委託に含めて行うこと。

3 保守点検

- (1) 保守点検は、浄化槽使用者（以下「使用者」という。）に点検の開始を告げてから行うものとし、使用者及び施設利用者の安全に十分配慮して行う。
- (2) 保守点検は、浄化槽法第4条第7項に定める技術上の基準に従い実施する。

4 点検項目

- (1) 保守点検の水質調査に次の項目を含める。
 - ・放流水の水温
 - ・透視度

- ・残留塩素
 - ・pH
- (2) 保守点検には、次の業務等を含める。
- ・維持管理に必要な消毒用薬剤等の補充
 - ・浄化槽の新規設置後に使用開始する際の立上げ作業及び使用開始前点検
 - ・ブロワ故障時における代替ブロワの設置
 - ・浄化槽機能を低下又は停止させるおそれのあるごみ等の異物の除去及び廃棄
- (3) 保守点検には次の異常時の対応を含める。
- ・浄化槽の運転機能の異常により、市又は使用者から連絡を受けた場合は、事業者は速やかに状況を確認し、運転機能が正常に戻るまで対応（休日、夜間等を含む。）をする。
 - ・事業者は、異常時の原因、対処、経過を含む結果報告書を市へ提出する。

5 法第 11 条検査

- (1) 20 人槽以下の浄化槽については、浄化槽法第 5 条保守点検の中で法第 11 条検査（効率化 11 条検査）を実施する。
- (2) 検査手数料は、浄化槽法及び環境省令の規定に基づき県知事が定めた額とする。

6 保守点検報告

- (1) 保守点検報告書（以下「報告書」という。）の様式は、合併処理浄化槽に対応したものを使用する。
- (2) 報告書の提出先及び提出日等は、次のとおりとする。
- ・点検完了後、使用者へ報告書を直ちに提出するものとし、使用者が不在の場合は、報告書を置いてくる。なお、市へ提出する報告書には、使用者が不在の旨を記載する。
 - ・当該月に行った保守点検は、翌月の 10 日（3 月分は当月末日）までに市へ報告書を提出する。
- (3) 事業者は、浄化槽（ブロワを含む。）の破損を確認したときは、速やかに市へ報告しなければならない。
- (4) 市は、保守点検報告の結果が不適當であると判断した場合は、業務改善を文書にて通告するものとする。事業者は、通告を受けた場合は、実効性のある改善案を市に提出しなければならない。

7 清掃

- (1) 事業者は、保守点検の結果、清掃が必要と判断した場合は、その状況を写真により整理したものを「清掃計画書」に添付し、翌月 10 日までに市へ提出するものとする。
- (2) 清掃は、市の指示により別途実施するものとする。

別表 55-2 30 人槽以下の浄化槽（その 1）（290 基）

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
16002	大野 2261	7	糸魚川	大野	
16007	根小屋 140-寅-2	7	糸魚川	根知	
16008	大野 2223	7	糸魚川	大野	
16010	大野 6380	7	糸魚川	大野	
16013	来海沢 702-13	12	糸魚川	西海	
16014	上野 2890	7	糸魚川	根知	
16015	大野 1110	7	糸魚川	大野	
16025	大野 2134	7	糸魚川	大野	
16026	大野 2303	7	糸魚川	大野	
16030	大野 2042-1	7	糸魚川	大野	
16034	水保 1839-2	10	糸魚川	西海	
16036	大野 1957-3	7	糸魚川	大野	
16038	大平 4841	7	糸魚川	上早川	
16516	大野 2894-1	16	糸魚川	大野	
17001	小滝 7275	7	糸魚川	小滝	
17004	根小屋 1158-1、1159	5	糸魚川	根知	
17007	小滝 7196	7	糸魚川	小滝	
17010	大野 424-1	5	糸魚川	大野	
17011	下出 100	7	糸魚川	下早川	
17015	大平 1626	7	糸魚川	上早川	
17016	北山 1054-1	7	糸魚川	上早川	
17018	上野 1313	7	糸魚川	根知	
17023	水保 189	5	糸魚川	西海	
17024	大野 6486-1	7	糸魚川	大野	
17028	根小屋 669	7	糸魚川	根知	
17029	小滝 16403	7	糸魚川	小滝	
17030	大野 2665-2	7	糸魚川	大野	
17031	四ツ屋 465	7	糸魚川	下早川	
17035	大所 212	7	糸魚川	小滝	
17046	橋立 5758	5	青海	青海	
17047	上路 1012	7	青海	青海	
17048	水保 204	7	糸魚川	西海	
17049	上路 1398	7	青海	青海	
17050	上路 1095-1	7	青海	青海	
17051	上路 1120	7	青海	青海	
17052	上路 1098-1	7	青海	青海	
17053	上路 1016	7	青海	青海	
17054	上路 983-1	7	青海	青海	
17055	上路 996-1	7	青海	青海	
17058	滝川原 893-3	7	糸魚川	下早川	
17062	根小屋 879	7	糸魚川	根知	
17067	上路 1044	7	青海	青海	
17068	大野 2023-2	7	糸魚川	大野	
17069	大野 2243	7	糸魚川	大野	
17071	栗山 114	7	糸魚川	根知	R2.8 家屋解体
17074	四ツ屋 433	7	糸魚川	下早川	
17075	上路 1023	7	青海	青海	
17503	大野 5732	5	糸魚川	大野	
18001	大野 2170	10	糸魚川	大野	
18004	大平 690	10	糸魚川	上早川	
18010	根小屋 809	7	糸魚川	根知	
18011	根小屋 785	7	糸魚川	根知	
18014	大野 1250	14	糸魚川	大野	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
18017	水保 1742	7	糸魚川	西海	
18021	釜沢 870	7	糸魚川	西海	
18024	大所 259	7	糸魚川	小滝	
18027	根小屋 140-1	7	糸魚川	根知	
18033	大平 182	10	糸魚川	上早川	
18035	歌 660	7	青海	青海	
18036	歌 660	7	青海	青海	
18037	小滝 7206	7	糸魚川	小滝	
18038	蒲池 312-1	7	糸魚川	根知	
18039	大野 1198-2	10	糸魚川	大野	
18040	小滝 5638-1	7	糸魚川	小滝	R5.7.1～休止
18041	小滝 6868	7	糸魚川	小滝	H30.12～休止
18502	東中 615	7	糸魚川	根知	
18505	小滝 9224	7	糸魚川	小滝	
18507	小滝 9160	7	糸魚川	小滝	
19002	下出 126	7	糸魚川	下早川	
19004	田中 1091	7	糸魚川	西海	
19005	大野 2838-1	7	糸魚川	大野	
19006	小滝 9215	7	糸魚川	小滝	
19007	別所 208	7	糸魚川	根知	
19009	小滝 9214	7	糸魚川	小滝	
19010	上野 945-1	7	糸魚川	根知	
19015	田中 967	10	糸魚川	西海	
19019	小滝 12667	7	糸魚川	小滝	
19020	山本 150-1	5	糸魚川	今井	
19025	大野 1879-2	7	糸魚川	大野	
19029	根小屋 140-12	7	糸魚川	根知	
19031	根小屋 1228-5	7	糸魚川	根知	
19037	大野 2040	7	糸魚川	大野	
19040	大野 1204-1	10	糸魚川	大野	
19042	大野 2157	7	糸魚川	大野	
19045	大野 6461-5	7	糸魚川	大野	
19046	大野 1196-1	5	糸魚川	大野	
19507	小滝 5197	7	糸魚川	小滝	
20001	山寺 1862-1	7	糸魚川	根知	
20005	東中 717	10	糸魚川	根知	
20006	大野 1616-2	7	糸魚川	大野	
20007	小滝 8173	7	糸魚川	小滝	
20010	大神堂 557	10	糸魚川	根知	
20014	小滝 5567	7	糸魚川	小滝	
20015	東中 569	7	糸魚川	根知	
20020	大工屋敷 4-2	14	糸魚川	根知	
20028	大野 1623-2	7	糸魚川	大野	
20029	蒲池 251	7	糸魚川	根知	
20031	大野 1698-4	7	糸魚川	大野	
20034	大野 1440-2	7	糸魚川	大野	
20516	大野	14	糸魚川	大野	冬期休止施設
20528	別所 223-1	7	糸魚川	根知	
21003	上路	14	青海	青海	
21004	和泉 117-2	7	糸魚川	根知	
21009	西塚 654	7	糸魚川	下早川	
21011	東塚 335	7	糸魚川	下早川	
21012	蒲池 352	7	糸魚川	根知	
21013	須沢 2426	5	青海	青海	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
21015	水保 1683-1	10	糸魚川	西海	
21017	小滝 7152	7	糸魚川	小滝	R2.1～休止
21018	山寺 572-1	7	糸魚川	根知	
21021	栗倉 418	7	糸魚川	西海	
21022	大野 2678	7	糸魚川	大野	
21023	水保 69	5	糸魚川	西海	
21024	大野 1976-1	5	糸魚川	大野	
21025	大野 1203-5	7	糸魚川	大野	
21027	山寺 443	7	糸魚川	根知	
21029	水保 1843	30	糸魚川	西海	
21032	和泉 1618-10	7	糸魚川	根知	
21033	釜沢 1121	7	糸魚川	西海	
21037	谷根 1366-1	7	糸魚川	下早川	
22002	谷根 1454	7	糸魚川	下早川	
22003	和泉 1713-5	7	糸魚川	根知	
22005	五十原 379	7	糸魚川	下早川	
22006	小滝 8955	7	糸魚川	小滝	
22009	小滝 9194	7	糸魚川	小滝	
22011	谷根 1443-1	7	糸魚川	下早川	
22013	小滝 9199	5	糸魚川	小滝	R3.7～休止、契約に入れない
22015	上野 2889	5	糸魚川	根知	
22016	川島 1980	7	糸魚川	西海	
22017	山寺 1864-5	7	糸魚川	根知	
22021	大野 1879-2	7	糸魚川	大野	
22023	根小屋 342-2	7	糸魚川	根知	
22025	成沢 563-3	7	糸魚川	西海	
22026	別所 341-1	5	糸魚川	根知	
22503	大野 2740	7	糸魚川	大野	
22507	大野 3014	7	糸魚川	大野	
23003	大野 1838	7	糸魚川	大野	
23005	根小屋 1163	7	糸魚川	根知	
23006	根小屋 884	7	糸魚川	根知	
23007	大野 2765-18	7	糸魚川	大野	
23008	土塩 751-2	7	糸魚川	上早川	
23009	大野 2486	7	糸魚川	大野	
23011	滝川原 98-7	14	糸魚川	下早川	
23012	滝川原 136-11	7	糸魚川	下早川	
23013	大神堂 549	5	糸魚川	根知	
23017	釜沢 252-子	7	糸魚川	西海	R5.8.22～休止(解体しない)
23018	土塩 1978	7	糸魚川	上早川	
23022	東中 908-1	7	糸魚川	根知	
23506	上出 106	7	糸魚川	下早川	
24001	上野 283	7	糸魚川	根知	
24004	上野山 283	7	糸魚川	根知	
24005	大野 2338	7	糸魚川	大野	
24006	大野 2174-1	7	糸魚川	大野	
24008	山口 96-3	10	糸魚川	根知	
24009	根小屋 1197-1	10	糸魚川	根知	
24010	栗倉 475	7	糸魚川	西海	
24013	根小屋 575-3	7	糸魚川	根知	
24014	和泉 72-2	7	糸魚川	根知	
24015	大所 989	7	糸魚川	小滝	
24017	大野 1205-1	5	糸魚川	大野	
24020	山口 96-3	25	糸魚川	根知	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
24021	根小屋 140-48	7	糸魚川	根知	
24022	滝川原 99-11	7	糸魚川	下早川	
24024	成沢 1356	10	糸魚川	西海	
24025	大野 397-27	7	糸魚川	大野	
24027	山口 120-2	7	糸魚川	根知	
24030	大野 1980-1	16	糸魚川	大野	
24502	大野 375-4	8	糸魚川	大野	
24504	和泉 100	7	糸魚川	根知	
25001	東中 2716	7	糸魚川	根知	
25004	和泉 1170-3	7	糸魚川	根知	
25005	蒲池 492	7	糸魚川	根知	R5.9 月から休止
25006	蒲池 494	7	糸魚川	根知	
25008	上出 893	10	糸魚川	下早川	
25010	清水山 96-1	7	糸魚川	下早川	
25011	東海 300	5	糸魚川	下早川	
25012	釜沢 867	7	糸魚川	西海	
25015	小滝 19336	18	糸魚川	小滝	冬期休止施設
25018	真光寺 806	7	糸魚川	西海	R2.9～空き家のため休止
25019	土塩 1555-1	7	糸魚川	上早川	
25020	小滝 8960	7	糸魚川	小滝	
25021	東中 647-1	7	糸魚川	根知	
25022	山寺 502	7	糸魚川	根知	
25023	中川原新田 1705-1	5	糸魚川	上早川	
25029	根小屋 816-1	7	糸魚川	根知	
25031	大工屋敷 27-1	18	糸魚川	根知	
25032	大野 365-1	18	糸魚川	大野	
25035	大野 1202-2	7	糸魚川	大野	
25039	大野 2017-1	7	糸魚川	大野	
25041	梶屋敷 1055	10	糸魚川	大和川	
25504	大野 375-18	5	糸魚川	大野	
25509	大野 375-24	7	糸魚川	大野	
25515	大野 908-1	10	糸魚川	大野	
25516	大野 1488-5	5	糸魚川	大野	
25524	大野 1496-1	7	糸魚川	大野	
26003	大野 428-11	7	糸魚川	大野	
26004	中宿 660	21	糸魚川	浦本	
26006	水保 1707	7	糸魚川	西海	
26007	水保 93	7	糸魚川	西海	
26011	大野 2648-2	7	糸魚川	大野	
26012	和泉 1697-13	7	糸魚川	根知	R2.11～休止
26013	青海	7	青海	青海	
26016	大野 372-3	5	糸魚川	大野	
26023	上横 334	7	糸魚川	根知	
26024	大野 1941	7	糸魚川	大野	
26025	東中 3372	10	糸魚川	根知	
26026	東海 107-1	7	糸魚川	下早川	
26027	蒲池 2158-1	7	糸魚川	根知	
26503	別所 256-4	5	糸魚川	根知	
26511	大野 1634-2	5	糸魚川	大野	
26513	大野 1736-2	7	糸魚川	大野	
26524	大野 1917-1	10	糸魚川	大野	
27001	川島 133	7	糸魚川	西海	
27002	大野 2018	7	糸魚川	大野	
27003	大野 1518-1	7	糸魚川	大野	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
27004	真木 223	7	糸魚川	西海	
27006	中宿 680	25	糸魚川	浦本	
27009	水保 201	10	糸魚川	西海	
27010	蒲池 308-5	5	糸魚川	根知	
27011	大野 1507-2	7	糸魚川	大野	
27013	小滝 15292	10	糸魚川	小滝	
27014	蒲池 308-7	5	糸魚川	根知	
27015	大野 1734-2	7	糸魚川	大野	
27018	大野 2011-5	7	糸魚川	大野	
27019	大野 2072-2	7	糸魚川	大野	
27020	山口 120	7	糸魚川	根知	
27021	大野 351-1	5	糸魚川	大野	
27022	東中 684	7	糸魚川	根知	
27023	大野 1857-1	7	糸魚川	大野	
27504	大野 2009-2	7	糸魚川	大野	
27509	大野 1868-2	8	糸魚川	大野	
27519	大野 1815-1	5	糸魚川	大野	
27522	大野 375-19	6	糸魚川	大野	
28003	川島 123-1	7	糸魚川	西海	
28004	上野山 341	7	糸魚川	根知	
28005	大野 3264	7	糸魚川	大野	
28007	根小屋 2673-1	18	糸魚川	根知	
28011	東中 950	7	糸魚川	根知	
28014	大谷内 2169	18	糸魚川	今井	冬期休止施設
28015	小滝 21166-22	7	糸魚川	小滝	
28017	山口 72-1	7	糸魚川	根知	
28018	和泉 688	7	糸魚川	根知	
28021	根小屋 343	7	糸魚川	根知	
28024	大野 1324	7	糸魚川	大野	
28512	大野 1623-3	6	糸魚川	大野	
28513	大野 2833	10	糸魚川	大野	
28514	大野 1903-4	5	糸魚川	大野	
29002	来海沢 614-1	7	糸魚川	西海	
29004	大野 1731-3	5	糸魚川	大野	
29006	山寺 1924-6	7	糸魚川	根知	
29007	山口 573	7	糸魚川	根知	
29009	小滝 2374	7	糸魚川	小滝	
29011	一の宮 1336	14	糸魚川	大野	冬期休止施設
29013	大野 1183-1	30	糸魚川	大野	
29014	大野 1723-5	7	糸魚川	大野	
29017	東中 2733	7	糸魚川	根知	
29018	東中 572	7	糸魚川	根知	R5.12.13～休止
29504	大野 2895-8	8	糸魚川	大野	
30004	栗倉 2346-3	7	糸魚川	西海	
30005	大野 2922-3	7	糸魚川	大野	
30007	大野 1722-4	7	糸魚川	大野	
30011	上野 5043-1	10	糸魚川	根知	
30012	滝川原 160-7	7	糸魚川	下早川	
30013	真光寺 817	7	糸魚川	西海	
30015	水保 212	7	糸魚川	西海	
30018	大谷内 2169	10	糸魚川	今井	冬期休止施設
30019	北山 4170	5	糸魚川	上早川	
30020	大野 919-1	7	糸魚川	大野	
30022	大野 2765-21	5	糸魚川	大野	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
30025	小滝 5022	5	糸魚川	小滝	
30026	大野 2640-1	7	糸魚川	大野	
30027	梶屋敷 1055	7	糸魚川	大和川	
30502	大野 65-1	21	糸魚川	大野	冬期休止施設
30508	大野 347-16	7	糸魚川	大野	
30509	根小屋 2539-25	7	糸魚川	根知	
30510	根小屋 140-11	7	糸魚川	根知	
31001	大野 3089	7	糸魚川	大野	
31005	山口 88-4	7	糸魚川	根知	
31008	大野 6268	7	糸魚川	大野	
31010	上野山 272	7	糸魚川	根知	
31013	大野 2104	7	糸魚川	大野	
31501	東中 5121-1	14	糸魚川	根知	
32004	和泉 50-1	7	糸魚川	根知	
32005	大野 1522-1	10	糸魚川	大野	
32503	上野 833	7	糸魚川	根知	
33002	水保 356	7	糸魚川	西海	
34011	釜沢 373	5	糸魚川	西海	
35009	小滝 15292	5	糸魚川	小滝	
35010	大和川 1598-4 ほか	7	糸魚川	大和川	
35504	上野 3274	5	糸魚川	根知	

別表 55-3 30 人槽以下の浄化槽（その 2）（580 基）

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
12001	物出 79-1	5	能生	物出	
12003	柵口 67-9	10	能生	柵口	
12004	西飛山 419	7	能生	西飛山	
12005	西飛山 181	7	能生	西飛山	
12006	西飛山 149	5	能生	西飛山	
12007	西飛山 60-3	5	能生	西飛山	
12008	田麦平 103	5	能生	田麦平	
12009	田麦平 6	7	能生	田麦平	
12011	須川 1716	5	能生	須川	
12012	須川 213	5	能生	須川	
12014	須川 1272-1	5	能生	須川	
12015	須川 196	5	能生	須川	
12017	須川 1336	10	能生	須川	
12018	須川 152-2	5	能生	須川	
12020	須川 192	5	能生	須川	
12021	須川 269	5	能生	須川	
12022	須川 1226	7	能生	須川	
12025	川詰 755	5	能生	川詰	休止施設 R5.10～
12026	川詰 723	5	能生	川詰	
12027	川詰 980	5	能生	川詰	
12028	川詰 1380	5	能生	川詰	
12030	川詰 735	5	能生	川詰	
12031	川詰 950-1	5	能生	川詰	
12032	川詰 712	5	能生	川詰	
12035	川詰 1012	5	能生	川詰	
12036	川詰 2030-2	5	能生	川詰	
12038	川詰 2052-1	10	能生	川詰	
12039	川詰 2055-1	10	能生	川詰	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
12040	高倉 2261-1	5	能生	高倉	
12041	高倉 2294	7	能生	高倉	
12042	高倉 2343	5	能生	高倉	
12043	高倉 2235	5	能生	高倉	
12044	高倉 2320-1	5	能生	高倉	
12045	高倉 2206	5	能生	高倉	
12047	高倉 2300	10	能生	高倉	
12048	高倉 2600	5	能生	高倉	
12050	柵口 1077	30	能生	柵口	
13001	仙納 930-1	7	能生	仙納	
13002	大平寺 1364-15	5	能生	大平寺	
13003	大平寺 2392	30	能生	大平寺	冬期休止施設
13004	小見 1762	14	能生	小見	冬期休止施設 林道災害により当面休止
13005	小見 465	14	能生	小見	
13006	物出 137-2	5	能生	物出	休止施設 R5.12～
13007	物出 128	7	能生	物出	
13008	物出 105-3	5	能生	物出	
13012	柵口 1228	5	能生	柵口	
13013	西飛山 741	5	能生	西飛山	
13014	西飛山 391	21	能生	西飛山	
13015	西飛山 197	10	能生	西飛山	
13016	西飛山 676	5	能生	西飛山	
13017	西飛山 381-1	7	能生	西飛山	
13018	西飛山 460-4	5	能生	西飛山	休止施設 R5.4 月～
13020	須川 1338-1	7	能生	須川	
13021	須川 209	5	能生	須川	
13025	須川 208	10	能生	須川	
13026	川詰 797	7	能生	川詰	
13027	川詰 580	5	能生	川詰	
13028	川詰 853	5	能生	川詰	
13029	川詰 1357	5	能生	川詰	休止施設 R6.2 月～
13030	川詰 948	5	能生	川詰	
13031	川詰 1330	5	能生	川詰	
13032	川詰 810	7	能生	川詰	
13034	川詰 632	5	能生	川詰	
13035	高倉 2603-1	7	能生	高倉	
13036	高倉 2313	5	能生	高倉	
13037	木浦 19019	7	能生	木浦	
13038	木浦 19008-1	5	能生	木浦	
13039	木浦 18804	7	能生	木浦	
14001	高倉 2596-1	10	能生	高倉	
14002	高倉 2298	7	能生	高倉	
14003	高倉 2156	5	能生	高倉	
14004	高倉 2117	10	能生	高倉	
14005	高倉 2251-1	10	能生	高倉	
14006	西飛山 382	7	能生	西飛山	
14008	西飛山 367	5	能生	西飛山	
14009	物出 120	5	能生	物出	
14010	物出 78-1	5	能生	物出	
14011	柵口 377	14	能生	柵口	
14012	須川 186	5	能生	須川	
14013	須川 726-1	5	能生	須川	
14014	須川 510	5	能生	須川	
14017	川詰 747	7	能生	川詰	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
14018	川詰 1377	5	能生	川詰	
14019	川詰 590	5	能生	川詰	
14020	川詰 609-1	5	能生	川詰	
14021	川詰 604	5	能生	川詰	
14022	仙納 929-1	5	能生	仙納	
14023	仙納 943-1	5	能生	仙納	
14025	柵口 912-2	5	能生	柵口	
14026	柵口 1242-6	5	能生	柵口	
14028	柵口 1238-6	5	能生	柵口	
14029	須川 1257-2	5	能生	須川	
14030	溝尾 1085	5	能生	溝尾	
14031	島道 3541-47	18	能生	島道	休止施設 R6.2 月～
14032	木浦 21396	5	能生	木浦	
14033	柵口 1051	30	能生	柵口	
14034	柵口 674	5	能生	柵口	
14035	物出 146-1	5	能生	物出	
14036	木浦 18783	21	能生	木浦	
14037	木浦 18788	30	能生	木浦	
14038	田麦平7	10	能生	田麦平	
14040	桂 294	10	能生	桂	
14042	藤崎 4272-10	5	能生	藤崎	
16001	大野 1908	7	糸魚川	大野	
16003	根小屋 1380-1	7	糸魚川	根知	
16004	大野 1518-4	7	糸魚川	大野	
16005	北山 933	7	糸魚川	上早川	
16006	成沢 576-1	7	糸魚川	西海	
16009	根小屋 140	5	糸魚川	根知	
16012	大野 1858-1	5	糸魚川	大野	
16016	根小屋 140-16	7	糸魚川	根知	
16017	大野 2870-3	7	糸魚川	大野	
16018	中川原新田 2502-1	14	糸魚川	上早川	
16019	大平 782	7	糸魚川	上早川	
16020	真木 229-1	7	糸魚川	西海	
16021	田中 1174	7	糸魚川	西海	
16022	大野 1518-2	7	糸魚川	大野	
16023	大野 2074-1	7	糸魚川	大野	
16024	大野 1827-1	5	糸魚川	大野	
16027	谷根 1614	7	糸魚川	下早川	
16028	大野 1475-1	7	糸魚川	大野	
16029	大野 2160	7	糸魚川	大野	
16031	大野 1519-5	7	糸魚川	大野	
16033	大野 1805	7	糸魚川	大野	
16035	大野 2060	7	糸魚川	大野	
16037	大野 2840-1	7	糸魚川	大野	
16502	上横 322	7	糸魚川	根知	
16503	大野 405-26	7	糸魚川	大野	
16504	大野 2659	8	糸魚川	大野	
16505	大野 1729	8	糸魚川	大野	
16506	大平 4876	8	糸魚川	上早川	
16507	大野 1489-3	5	糸魚川	大野	
16508	大野 1489-3	14	糸魚川	大野	
16509	大野 1489-3	14	糸魚川	大野	
16510	大野 2296	7	糸魚川	大野	
16511	上出 497	5	糸魚川	下早川	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
16513	大野 1751-2	8	糸魚川	大野	
16514	大野 405-9	8	糸魚川	大野	
16515	大平 3400	6	糸魚川	上早川	
17003	釜沢 855	7	糸魚川	西海	
17005	大野 1460-7、1442-7	7	糸魚川	大野	
17006	大野 1203-3	7	糸魚川	大野	
17008	大野 1745	7	糸魚川	大野	
17012	東海 894-4	7	糸魚川	下早川	
17013	五十原 45-1	7	糸魚川	下早川	
17014	大野 2183	7	糸魚川	大野	
17017	和泉 699	7	糸魚川	根知	
17020	大野 2099	7	糸魚川	大野	
17021	大野 6224	7	糸魚川	大野	
17022	大野 2188-子	7	糸魚川	大野	
17025	北山 993	7	糸魚川	上早川	
17032	大野 1429-2	7	糸魚川	大野	
17034	大野 2191	7	糸魚川	大野	
17037	大野 2135	7	糸魚川	大野	
17038	水保 1842-1	7	糸魚川	西海	
17039	水保 1581	7	糸魚川	西海	
17040	越 114-3	7	糸魚川	下早川	
17042	釜沢 1109	7	糸魚川	西海	休止施設 R5.6～
17043	水保 298-1	7	糸魚川	西海	
17044	大野 5773-1	7	糸魚川	大野	
17045	大野 1580-1	10	糸魚川	大野	
17057	五十原 711	7	糸魚川	上早川	
17059	柵口 838	7	能生	柵口	
17060	上路 987 子	7	青海	上路	
17063	須川 91-2	7	能生	須川	
17064	土塩 1688	7	糸魚川	上早川	
17065	大野 2197	7	糸魚川	大野	
17066	上路 1017	7	青海	青海	
17070	東中 2758	7	糸魚川	根知	
17072	大野 6358	7	糸魚川	大野	
17073	柵口 252	7	能生	柵口	
17078	大野 6363	7	糸魚川	大野	
17079	吹原 1912	7	糸魚川	上早川	
17081	須川 1753	7	能生	須川	
17082	上出 543-2	5	糸魚川	下早川	
17501	山口 140	25	糸魚川	根知	
17502	大野 2765-5	7	糸魚川	大野	
17504	中川原新田 2040-1	7	糸魚川	上早川	
17505	中川原新田 2445	10	糸魚川	上早川	
17506	水保 1855-2	5	糸魚川	西海	
17507	大野 1801-2	5	糸魚川	大野	
17508	谷根 1542	7	糸魚川	上早川	
17510	大野 2234	10	糸魚川	大野	
17511	大野 6458-2	7	糸魚川	大野	
17512	大野 2673	10	糸魚川	大野	
17513	大野 2011-1	7	糸魚川	大野	
17514	大野 375-1	10	糸魚川	大野	
17515	山本 134	7	糸魚川	根知	
17516	大平 650	7	糸魚川	上早川	
17517	土倉 460	5	糸魚川	上早川	休止施設 R5.9～

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
17518	大平 2534	6	糸魚川	上早川	
17520	大野 6534	10	糸魚川	大野	
17521	大野 1995-子	8	糸魚川	大野	
18002	大野 1879-5	7	糸魚川	大野	
18003	大野 1888	7	糸魚川	大野	
18005	柵口 908	7	能生	柵口	
18006	土倉 363	7	糸魚川	上早川	
18007	柵口 713-3	7	能生	柵口	
18009	土倉 130	7	糸魚川	上早川	
18012	柵口 106-4	5	能生	柵口	
18013	越 103-2	7	糸魚川	下早川	
18015	大野 1694-1	10	糸魚川	大野	
18016	水保 1755-1	7	糸魚川	西海	
18018	上路 1049	7	青海	上路	
18020	見滝 82	7	糸魚川	下早川	
18023	大野 1859-5	5	糸魚川	大野	
18025	大野 428-5	10	糸魚川	大野	
18026	西塚 708	7	糸魚川	下早川	
18028	栗倉 418	7	糸魚川	西海	
18030	真光寺 8	7	糸魚川	西海	
18031	上出 518-3	7	糸魚川	下早川	
18032	越 89-1	7	糸魚川	下早川	
18043	下出 242	7	糸魚川	下早川	
18044	栗山 343	7	糸魚川	根知	
18045	市野々 422	5	糸魚川	西海	休止施設 R5.12 月～
18046	大野 2802	7	糸魚川	大野	
18049	土塩 1948	7	糸魚川	上早川	
18501	大野 2285	7	糸魚川	大野	
18503	大野 2274-1	10	糸魚川	大野	
18504	大平 4876	10	糸魚川	上早川	
18508	日光寺 23	7	糸魚川	下早川	
19001	上出 509	7	糸魚川	下早川	
19003	大野 2679	7	糸魚川	大野	
19008	西飛山 359	7	能生	西飛山	
19011	大野 1859-3	7	糸魚川	大野	
19012	大野 427-5	5	糸魚川	大野	
19013	大野 2059-1	7	糸魚川	大野	
19014	谷根 1315	10	糸魚川	下早川	
19016	大野 1492-1	7	糸魚川	大野	
19018	真光寺 565	7	糸魚川	西海	
19021	水保 1775	7	糸魚川	西海	
19022	五十原 63-15	10	糸魚川	下早川	
19023	市野々 886-1	5	糸魚川	西海	
19024	大野 3319	7	糸魚川	大野	
19026	日光寺 464-1	7	糸魚川	下早川	
19027	五十原 63-6	7	糸魚川	下早川	
19028	下出 118	7	糸魚川	下早川	
19030	谷根 1396-3	7	糸魚川	下早川	
19032	小滝 8314	7	糸魚川	小滝	
19033	大野 1508-1	7	糸魚川	大野	
19034	北山 1597	7	糸魚川	上早川	
19035	水保 69-4	7	糸魚川	西海	
19039	大和川 3878	5	糸魚川	西海	
19041	大野 7116	7	糸魚川	大野	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
19044	山口 552	7	糸魚川	根知	冬期休止施設
19501	大平 4810	8	糸魚川	上早川	
19502	大平 5311	5	糸魚川	上早川	
19504	大野 2069-6	8	糸魚川	大野	
19505	小滝 5156-6	6	糸魚川	小滝	
19506	大野 2681	10	糸魚川	大野	
19508	大野 6622	8	糸魚川	大野	
19509	大平 4830	10	糸魚川	上早川	
20002	東海 744-2	7	糸魚川	下早川	
20003	滝川原 890-1	5	糸魚川	下早川	
20004	越 179-7	7	糸魚川	下早川	
20008	道平 958	7	糸魚川	西海	
20009	谷根 212-1	7	糸魚川	上早川	
20011	大野 1906-1	7	糸魚川	大野	
20012	水保 1755	7	糸魚川	西海	
20016	大野 1859-7	7	糸魚川	大野	
20017	西中 2121	10	糸魚川	市内	
20018	大野 6263	10	糸魚川	大野	
20019	栗山 1161	7	糸魚川	根知	
20021	東塚 890	10	糸魚川	下早川	
20022	大野 2800-1, 2801-1	7	糸魚川	大野	
20023	大野 1608-3	7	糸魚川	大野	
20024	水保 236	7	糸魚川	西海	
20025	東中 2756	7	糸魚川	根知	
20026	下出 1134	7	糸魚川	下早川	
20027	大野 3088-1	10	糸魚川	大野	
20030	真木 183	7	糸魚川	西海	
20032	西塚 346	7	糸魚川	下早川	
20033	滝川原 136-8	7	糸魚川	下早川	
20501	大野 5257-1	5	糸魚川	大野	
20503	間脇	10	糸魚川	市内	
20504	大久保 922	30	糸魚川	根知	冬期休止施設
20507	山寺	21	糸魚川	根知	
20512	南寺島 2-73	18	糸魚川	市内	冬期休止施設
20513	田中 637	30	糸魚川	西海	冬期休止施設
20524	大野 397-34	6	糸魚川	大野	
20525	大野 2627	8	糸魚川	大野	
20526	栗山 1179	7	糸魚川	根知	
20527	大野 405-24	10	糸魚川	大野	
20529	大野 1731-2	8	糸魚川	大野	
20530	大野 3220-1	10	糸魚川	大野	
21005	寺島 2-3-18	7	青海	青海	
21006	和泉 1595-3	7	糸魚川	根知	
21007	大野 1469-1, 1469-2	7	糸魚川	大野	
21008	東中 5121-1	5	糸魚川	根知	
21010	土塩 1523	7	糸魚川	上早川	
21014	筒石 927-2	7	能生	仙納	
21016	真木 240	7	糸魚川	西海	
21019	大野 2041	7	糸魚川	大野	
21020	須川 492	7	能生	須川	
21026	越 93-2	7	糸魚川	上早川	
21028	大野 347-13	7	糸魚川	大野	
21031	川詰 480-7	7	能生	川詰	休止施設 R5.10 月～
21034	東海 1501	10	糸魚川	下早川	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
21035	大野 1319-1	7	糸魚川	大野	
21038	大野 2801-3	7	糸魚川	大野	
21501	大平 2433	5	糸魚川	上早川	
21502	土塩 2119	7	糸魚川	上早川	
21503	大平 4719	7	糸魚川	上早川	
21504	大野 5854	8	糸魚川	大野	
21505	大野 2024	5	糸魚川	大野	
22001	中川原新田 2285	10	糸魚川	上早川	
22004	大所 976	7	糸魚川	小滝	
22007	日光寺 377	14	糸魚川	下早川	
22008	水保 1743	5	糸魚川	西海	
22010	谷根 357	7	糸魚川	下早川	
22014	中川原新田 818-1	5	糸魚川	上早川	
22018	根小屋 1851-1	5	糸魚川	根知	
22019	東海 869	7	糸魚川	下早川	
22020	砂場 573	7	糸魚川	上早川	
22022	根小屋 1175	10	糸魚川	根知	
22024	中野 20-1	7	糸魚川	下早川	
22501	栗山 334	10	糸魚川	根知	
22502	東塚 2605	7	糸魚川	下早川	
22504	大平 177-1	5	糸魚川	上早川	
22505	別所 230-1	7	糸魚川	根知	
22506	谷根 353-1	7	糸魚川	下早川	
22508	大野 375-11	5	糸魚川	大野	
23001	木浦 18600	7	能生	木浦	
23002	越 74-3	5	糸魚川	下早川	
23004	中川原新田 2371-1	7	糸魚川	上早川	
23010	清水山 98	7	糸魚川	下早川	
23014	中川原新田 820-1	7	糸魚川	上早川	
23016	大野 2765-21	5	糸魚川	大野	
23019	山口 1812-3	5	糸魚川	根知	
23020	大野 2347-2	7	糸魚川	大野	
23501	大平 2566	10	糸魚川	上早川	
23502	東塚 2452	5	糸魚川	下早川	
23503	大野 2248-1	6	糸魚川	大野	
23504	大野 1735-2	8	糸魚川	大野	
23505	大平 208	7	糸魚川	上早川	
23508	中川原新田 74-1	8	糸魚川	上早川	休止施設 R5.7～
23509	大野 2084-1	8	糸魚川	大野	
24002	東中 848	7	糸魚川	根知	
24003	東海 124-8	7	糸魚川	下早川	
24007	水保 82-1	7	糸魚川	西海	
24011	山寺 93-1	7	糸魚川	根知	
24016	東中 600	7	糸魚川	根知	
24018	五十原 310	7	糸魚川	下早川	
24019	吹原 183	5	糸魚川	上早川	
24023	大野 2303-1	25	糸魚川	大野	
24026	五十原 693-1	7	糸魚川	下早川	
24028	谷根 1325	7	糸魚川	上早川	
24029	田屋 1380	5	糸魚川	下早川	
24031	水保 68	7	糸魚川	西海	
24501	大野 2066-2	8	糸魚川	大野	
24503	大野 1840	7	糸魚川	大野	
24505	東海 897	8	糸魚川	下早川	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
24506	大野 1821-2	7	糸魚川	大野	
25002	大野 6804	7	糸魚川	大野	
25003	大野 989	7	糸魚川	大野	
25007	根小屋 745	7	糸魚川	根知	
25009	粟倉 480	5	糸魚川	西海	
25013	大野 375-17	7	糸魚川	大野	
25014	土倉 63	5	糸魚川	上早川	
25016	山口 66-1	7	糸魚川	根知	
25017	東海 803	7	糸魚川	下早川	
25024	大野 3320	7	糸魚川	大野	
25025	大野 1673	7	糸魚川	大野	
25026	大野 3260	7	糸魚川	大野	
25027	大野 2654-1	7	糸魚川	大野	
25028	大野 2696	5	糸魚川	大野	
25033	東海 857	7	糸魚川	下早川	
25034	西塚 646	7	糸魚川	下早川	
25036	大野 1609-1	7	糸魚川	大野	
25037	大神堂 261	7	糸魚川	根知	
25038	滝川原 427	7	糸魚川	下早川	
25040	上出 649	7	糸魚川	下早川	
25501	大野 1841	7	糸魚川	大野	
25502	大野 495-1	7	糸魚川	大野	
25503	大野 1385	10	糸魚川	大野	
25505	大野 2332-1	8	糸魚川	大野	
25506	大野 1737-4	8	糸魚川	大野	
25507	大野 1440-4	7	糸魚川	大野	
25508	大野 397-40	7	糸魚川	大野	
25512	上路 1045-8	5	青海	上路	
25513	大野 2351	7	糸魚川	大野	
25514	大野 1791-1	6	糸魚川	大野	
25517	大野 1488-4	7	糸魚川	大野	
25518	大野 1488-3	5	糸魚川	大野	
25519	大野 1490-4	6	糸魚川	大野	
25520	大野 1490-5	7	糸魚川	大野	
25521	大野 1483-2	7	糸魚川	大野	
25522	大野 1483-3	8	糸魚川	大野	
25523	大野 1492-3	7	糸魚川	大野	
25525	大野 1522-1	10	糸魚川	大野	
25526	大野 1490-3	5	糸魚川	大野	
25528	大野 421-1	5	糸魚川	大野	
25529	大野 375-27	7	糸魚川	大野	
26005	日光時 386-3	5	糸魚川	下早川	
26008	粟倉 624	7	糸魚川	西海	
26009	上出 612	7	糸魚川	下早川	
26010	谷根 1270	7	糸魚川	下早川	
26015	山本 156-1	7	糸魚川	根知	
26017	大野 2314-2	7	糸魚川	大野	
26018	東塚 703-子	7	糸魚川	下早川	
26019	東塚 584-1	7	糸魚川	下早川	
26020	小見 1704-1	16	能生	小見	冬期休止施設
26021	大野 3274	7	糸魚川	大野	
26022	小見 1439	7	能生	小見	冬期休止施設
26028	川詰 1000	7	能生	川詰	
26501	土塩 2091	5	糸魚川	上早川	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
26502	大野 1871-3	7	糸魚川	大野	
26504	大野 1638-2	10	糸魚川	大野	
26505	大野 2124-2	7	糸魚川	大野	
26506	大野 397-30	8	糸魚川	大野	
26507	大野 1511-3	10	糸魚川	大野	
26508	大野 1617-2	7	糸魚川	大野	
26509	大野 1632	8	糸魚川	大野	
26510	大野 1633	7	糸魚川	大野	
26512	大野 1732-1	8	糸魚川	大野	
26514	大野 1737-2	6	糸魚川	大野	
26515	大野 1744-2	8	糸魚川	大野	
26516	大野 2814-2	20	糸魚川	大野	
26517	大野 2354	6	糸魚川	大野	
26518	大野 1500-2	10	糸魚川	大野	
26519	大野 1737-3	6	糸魚川	大野	
26520	大野 2014	8	糸魚川	大野	
26521	大野 1615-1	8	糸魚川	大野	
26522	大野 1728-2	8	糸魚川	大野	
26523	大野 2029	8	糸魚川	大野	
26525	大野 405-20	7	糸魚川	大野	
26526	大野 1793-丑	10	糸魚川	大野	
26527	大野 3054-2	7	糸魚川	大野	
27005	中川原新田 2285	5	糸魚川	上早川	
27007	大野 6462-2	5	糸魚川	大野	
27012	大野 2052-4	5	糸魚川	大野	
27016	東中 1435-2	7	糸魚川	根知	
27017	根小屋 1224	7	糸魚川	根知	
27501	大野 2016-1	10	糸魚川	大野	
27502	大野 405-21	6	糸魚川	大野	
27503	大野 2031	8	糸魚川	大野	
27505	大野 2010-4	5	糸魚川	大野	
27506	大野 2313-2	5	糸魚川	大野	
27507	大野 2109	6	糸魚川	大野	
27508	大野 1470-1	7	糸魚川	大野	
27510	大野 2070-2	7	糸魚川	大野	
27511	大野 2069-3	10	糸魚川	大野	
27512	大野 2068	6	糸魚川	大野	
27513	大野 2007-1	7	糸魚川	大野	
27514	大野 2007-4	5	糸魚川	大野	
27515	大野 2007-5	5	糸魚川	大野	
27516	大野 2008-1	7	糸魚川	大野	
27517	大野 2011-3	7	糸魚川	大野	
27518	大野 1876	7	糸魚川	大野	
27521	大野 1995-2	8	糸魚川	大野	
27523	東塚 925	8	糸魚川	下早川	
28001	釜沢 418	7	糸魚川	西海	
28002	大野 65-1	14	糸魚川	市内	冬期休止施設
28006	滝川原 159-8	10	糸魚川	下早川	
28008	大野 2646-3	5	糸魚川	大野	
28009	東海 1222-2	5	糸魚川	下早川	
28010	真光寺 774	7	糸魚川	西海	
28012	大野 978	5	糸魚川	大野	
28013	大野 2765-19	7	糸魚川	大野	
28016	大野 1482-3	7	糸魚川	大野	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
28019	根小屋 687	7	糸魚川	根知	
28020	堀切 475	5	糸魚川	下早川	
28022	大野 1732-2	7	糸魚川	大野	
28023	大野 1732-3	5	糸魚川	大野	
28025	大野 420	5	糸魚川	大野	
28501	東塚 533	10	糸魚川	下早川	
28502	大野 2315	7	糸魚川	大野	
28503	大野 1698-3	7	糸魚川	大野	
28504	大野 1871-2	8	糸魚川	大野	
28505	大野 2010-3	7	糸魚川	大野	
28506	大野 2399	7	糸魚川	大野	
28507	大野 1698-5	8	糸魚川	大野	
28508	大野 2737-1	7	糸魚川	大野	
28509	大野 2122-3	7	糸魚川	大野	
28510	大野 1902-2	8	糸魚川	大野	
28511	大野 2040-4	7	糸魚川	大野	
28515	大野 2302-1	7	糸魚川	大野	
28516	大野 435-2	6	糸魚川	大野	
28517	大野 6201	7	糸魚川	大野	
29001	山之坊 2685-25	10	糸魚川	小滝	
29003	大野 1698-1	7	糸魚川	大野	
29005	大野 1201	30	糸魚川	大野	
29008	大野 2419	7	糸魚川	大野	
29010	清水山 2-2	7	糸魚川	下早川	
29016	田海 6019	5	青海	青海	
29019	東海 1070-9	7	糸魚川	下早川	
29020	大野 1792	7	糸魚川	大野	
29501	大野 1344	7	糸魚川	大野	
29502	大野 6634	10	糸魚川	大野	
29503	東塚 2430	7	糸魚川	下早川	
29505	大野 6126	8	糸魚川	大野	
29506	大野 2654	7	糸魚川	大野	
29507	大平 2584	7	糸魚川	上早川	
29508	根小屋 711	14	糸魚川	根知	
29509	東海 1120-14	8	糸魚川	下早川	
30001	釜沢 374-8	5	糸魚川	西海	
30002	大野 3315	7	糸魚川	大野	
30003	真木 237	7	糸魚川	西海	
30006	須沢 1176-1	7	青海	青海	
30008	別所 339-2	7	糸魚川	根知	
30009	大野 2251	5	糸魚川	大野	
30010	成沢 841-2	7	糸魚川	西海	
30014	東海 887-3	10	糸魚川	下早川	
30016	越 154	10	糸魚川	下早川	
30017	大野 2071	7	糸魚川	大野	
30023	五十原 388	7	糸魚川	下早川	
30024	東中 5121-1	14	糸魚川	根知	
30028	大野 1529-1,1530-1	7	糸魚川	大野	
30501	大野 1738-5	5	糸魚川	大野	
30503	東海 818-1	8	糸魚川	上早川	
30504	東塚 2473-2	7	糸魚川	下早川	
30505	大野 2806	10	糸魚川	大野	
30506	東海 1304	7	糸魚川	上早川	
30507	大野 2713-1	10	糸魚川	大野	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
31002	東中 809	7	糸魚川	根知	
31003	水保 239	10	糸魚川	西海	
31006	田中 718	7	糸魚川	西海	
31007	大野 1329-1	7	糸魚川	大野	
31009	五十原 347	7	糸魚川	下早川	
31011	柵口 345	5	能生	柵口	
31012	上出 991-1	10	糸魚川	下早川	
31014	水保 255-1	7	糸魚川	西海	
31015	大野 2064-2	7	糸魚川	大野	
31502	和泉 356	5	糸魚川	根知	
31503	大野	7	糸魚川	大野	
31504	大平 3410	7	糸魚川	上早川	
31505	大野 1621-3	7	糸魚川	大野	
32001	大野 405-17	7	糸魚川	大野	
32002	大野 2020	7	糸魚川	大野	
32003	根小屋	7	糸魚川	根知	
32006	大野 405-23	7	糸魚川	大野	
32007	根小屋 342-1	10	糸魚川	根知	
32008	谷根 1319	7	糸魚川	上早川	
32009	土塩 1652-5	7	糸魚川	上早川	
32502	中川原新田 823-2	5	糸魚川	上早川	
32504	東海 1172	8	糸魚川	下早川	
32505	大野 397-1	10	糸魚川	大野	
32506		8	糸魚川	根知	
33001	中宿 622	7	糸魚川	下早川	
33003	大野 1694-1	7	糸魚川	大野	
33004	谷根 1838	7	糸魚川	下早川	
33005	越 155-1	7	糸魚川	上早川	
33006	大野 1940-3	7	糸魚川	大野	
33007	栗山 1223	7	糸魚川	根知	
33008	東海 903	7	糸魚川	下早川	
33009	大野 2237-2,2237-5	7	糸魚川	大野	
33010	大野 3307	7	糸魚川	大野	
33011	小滝 10700-1	5	糸魚川	小滝	
33501	東海 802	7	糸魚川	下早川	
33502	山本 92-1	5	糸魚川	根知	
33503	大野 2179	8	糸魚川	大野	
33504	水保 1837-1	8	糸魚川	西海	
33505	和泉 1708	5	糸魚川	根知	
33506	大野 1196-2	7	糸魚川	大野	
33508	大野 5812-1	7	糸魚川	大野	
34001	大野 2065-1 2065-3	7	糸魚川	大野	
34002	川島 2661-1	7	糸魚川	西海	
34003	和泉 369-3	7	糸魚川	根知	
34004	小滝 9312	7	糸魚川	小滝	
34005	大野 375-22	7	糸魚川	大野	
34007	大野 1507-4	7	糸魚川	大野	
34008	大字山口 498	7	糸魚川	根知	
34009	大字山之坊 2730	7	糸魚川	小滝	
34010	川島 746-1	7	糸魚川	西海	
34012	山寺 1924-5	5	糸魚川	根知	
34013	大野 2004-2	7	糸魚川	大野	
34014	清水山 112	5	糸魚川	下早川	
34501	大野 1432-3	5	糸魚川	大野	

浄化槽番号	設置場所	人槽	地区	地区名	備考
34502	大野 2881-4	10	糸魚川	大野	
34503	大野 1432-2	7	糸魚川	大野	
34504	五十原 45-子	5	糸魚川	下早川	
35002	大野 417-1	5	糸魚川	大野	
35003	大野 2053-1	7	糸魚川	大野	
35004	西飛山 19-1	5	能生	西飛山	
35005	高倉 2348	5	能生	高倉	
35008	東塚 161-2	5	糸魚川	下早川	
35501	大野 6830-1	6	糸魚川	大野	
35502	東海 895-1	8	糸魚川	下早川	
35503	大野 6394	10	糸魚川	大野	
35505	大野 2804-3	6	糸魚川	大野	

別表 55-4 31人～50人槽の浄化槽（20基）

浄化槽No.	施設名	点検頻度	人槽	仕様等	備考
20517	美山公園駐車場そばトイレ	3か月に1回	35	分離接触ばっ気方式	
20515	大野小学校	3か月に1回	35	分離接触ばっ気方式	ポンプあり
20508	長者ヶ原考古館	3か月に1回	32	分離接触ばっ気方式	
20509	下根知農村公園	3か月に1回	35	嫌気ろ床方式	冬期休止施設
19043	焼山の里ふれあいセンター	3か月に1回	50	ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式	
19036	小滝地区公民館	3か月に1回	40		
20013	上早川地区公民館	3か月に1回	45	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	
18047	大野地区公民館	3か月に1回	40	ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式	
16032	小田島 弘宅(おだじまそば屋)(大野)	3か月に1回	40	ピークカット流量調整型嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式	
16041	(社)玉成会 デイサービス(根小屋)	3か月に1回	40	担体流動生物濾過方式	
19038	(社)玉成会 じょんのび掌(大野)	3か月に1回	50	高度処理型	
21002	西海文化会館(西海地区公民館)	3か月に1回	50	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	
23015	グループホームうみかわ	保守点検 3か月に1回 ポンプ槽確認 1か月に1回※	50	担体流動生物ろ過方式	
26014	根知公民館	3か月に1回	45	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	
27024	須沢オートキャンプ場	3か月に1回	35	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	冬期休止施設
29012	フォッサマグナパーク駐車場トイレ	3か月に1回	35	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	
29015	黒部川電力株式会社(大野)	3か月に1回	40	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	
31004	西海コミュニティスポーツセンター	3か月に1回	45	流量調整型生物ろ過循環方式	
35001	㈱清耕園ファームレストラン ミュルル	3か月に1回	40	流量調整型生物ろ過循環方式	
35006	大和川森林公園	3か月に1回	35	接触ばっ気循環方式	冬期休止施設

注※：原水ポンプ槽又は流入ポンプ槽は、毎回内部を確認し、ごみ等の異物がある場合は除去及び廃棄すること。ポンプ槽単独の汚泥汲み取りが必要となった場合は、本業務委託に含めて行うこと。

別表 55-5 51 人槽以上の浄化槽（18 基）

浄化槽No.	施設名	点検頻度	人槽	仕様等	備考
20520	消防本部	2週間に1回	179	調整槽付接触ばっき方式	
20510	長者ヶ原遺跡	3か月に1回	70		冬期休止施設
20511	奴奈川の郷	1週間に1回	319	長時間ばっ気	
20505	白池森林公園トイレ	3か月に1回	53	3-01K-6BT-002	冬期休止施設
20506	三峽パーク	3か月に1回	80	沈殿分離接触ばっ気方式	冬期休止施設
20518	月不見の池公衆トイレ	3か月に1回	80		冬期休止施設
20519	高浪の池キャンプ場	3か月に1回	100	分離接触ばっ気方式	冬期休止施設
20522	権現荘 西館	2週間に1回	150	調整槽式接触ばっ気方式	
20523	権現荘 東館	2週間に1回	216	調整槽式分離接触ばっ気方式	
20514	美山公園多目的集会施設	3か月に1回	204	接触ばっ気方式	
21001	姫川コミュニティスポーツセンター	3か月に1回	60	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	
21036	ワークセンターにしうみ	2週間に1回	75	ピークカット流量調整型固液分離嫌気ろ床担体流動ろ過循環方式	
24012	高浪の池高原交流センター	2週間に1回	300	生物膜ろ過方式	冬期休止施設
26001	塩の道交流館 歩荷茶屋	2週間に1回※1	103	生物膜ろ過方式	
32501	荒崎キャンプ場	3か月に1回	60	嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式	冬期休止施設
25527	新越部品株式会社糸魚川工場	保守点検 3か月に1回 ポンプ槽確認 1か月に1回※1	78	分離接触方式	
34015	西川原簡易排水処理施設	3か月に1回	85	流量調整型嫌気濾床生物濾過循環方式	

※1. 原水ポンプ槽又は流入ポンプ槽は、毎回内部を確認し、ごみ等の異物がある場合は除去及び廃棄すること。ポンプ槽単独の汚泥汲み取りが必要となった場合は、本業務委託に含めて行うこと。

別紙56 浄化槽の清掃業務

1 清掃方法等

- (1) 清掃は、浄化槽法に規定する有資格者が行う。
- (2) 清掃は、市の指示により実施し、浄化槽法第9条の基準に従って行う。
- (3) 清掃作業は、浄化槽使用者（以下「使用者」という。）に作業の開始を告げてから行い、使用者及び施設利用者の安全に十分配慮して行うこと。
- (4) 外圧による浄化槽内の損傷防止及び処理機能の維持のため、清掃後は必ず、速やかに規定水位まで水を入れなければならない。
- (5) 清掃作業報告書等の提出先及び提出日等は次のとおりとする。
 - ・清掃作業完了後、使用者へ浄化槽清掃記録票を直ちに提出するものとし、使用者が不在の場合は、浄化槽清掃記録票を置いてくること。
 - ・当該月の清掃作業報告書を翌月の10日まで（3月分は当月末日まで）に、市へ提出すること。
 - ・清掃作業報告書には、汚泥処分先で発行される汚泥処分量の明細書の写し、清掃記録票及び作業写真を添付すること。なお、作業写真は、別紙に基づき報告書に画像を貼付した状態で提出すること。
- (6) 汚泥の処分先は、糸魚川市清掃センターとする。

2 清掃業務改善

- (1) 市は、清掃方法等の実施状況が不適當であると判断した場合は、業務改善を文書にて通告するものとする。
- (2) 事業者は、通告を受けた場合は、実効性のある改善案を市に提出しなければならない。

浄化槽清掃作業報告書（作業写真）

浄化槽No.	〇〇〇〇〇	使用者名	〇〇 〇〇
住所	糸魚川市〇〇999-9	清掃日	令和〇年〇月〇日

清掃作業前



清掃作業後



別紙57 検針業務から給水停止業務に至る業務日程

業務内容		4月			5月			6月			7月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
	ハンディ配布準備	2日頃まで			2日頃まで			2日頃まで			2日頃まで		
検針業務	ハンディデータ作成	3日			3日			3日			3日		
	ハンディ配布	4日			4日			4日			4日		
	検針	5日～10日			5日～10日			5日～10日			5日～10日		
	再検針	7日～14日			7日～14日			7日～14日			7日～14日		
	調定確定		15日			15日			15日			15日	
調定・更正業務	納付書発送		16日			16日			16日			16日	
	水道納期限			毎月末			毎月末			毎月末			毎月末
	納入通知書コンビニ取扱い期限				(督促状発行前日まで有効)								
	督促状発行						20日			20日			20日
	催告状発行	(随時)											
	口座振替データ作成		17日	月末		17日	月末		17日	月末		17日	月末
	口座振替日			25日			25日			25日			25日
	口座再振替日				8日			8日			8日		
給水停止業務	口座振替不能者へ納付書発行			月末			月末			月末			月末
	給水停止予告状発送										10日		
	納入期限												24日
	給水停止												25日

※ 8月以降も、同様のスケジュールで業務を実施する

別紙58 料金徴収・窓口関係業務の実施状況

1 業務規模

別表 58-1 料金徴収・窓口関係業務の実施状況

業務項目	業務実施状況
給水人口	上水 30,394 人、簡水 7,405 人、下水 36,362 人 (R5 末)
対象家屋数	上水 15,940 戸、簡水 3,763 戸 下水 15,845 戸 (R5 末)
検針件数	上水道 193,773 件/年、簡易水道 45,960 件/年、下水道 72 件/年 (全戸毎月検針)
再検針	漏水及び異常水時 事業者にて実施 約 200 件/月 (R5 実績)
開閉栓受付件数	約 3,287 件 (上水：開栓 1,016 件、閉栓 1,220 件、名義変更 676 件) (R5 実績) (簡水：開栓 167 件、閉栓 173 件、名義変更 35 件) (R5 実績)
令和 5 年度調定額	上水道 516,666 千円、簡易水道 117,125 千円、下水道 810,107 千円 (過年度分上水道 9,823 千円、簡易水道 1,125 千円、下水道 15,297 千円)
令和 5 年度収納額	上水道 508,013 千円、簡易水道 116,120 千円、下水道 797,115 千円 (過年度分上水道 6,803 千円、簡易水道 883 千円、下水道 9,982 千円)
収納方法別内訳	口座振替 87.5% (R6.4 水道調定分 17370/19851)、 納付書 12.5% (コンビニ収納あり)
口座振替申込	約 1,000 件/年
料金、検針、漏水等 問い合わせ	料金、検針等 月約 300 件、漏水約 150 件 (R6.4～11 95 件)
給水停止予告通知	郵送約 3600 件 (R5 実績)
給水停止実施件数	約 36 件/年
給水停止作業	キャップ閉栓・止水栓閉栓 (毎月実施)
検満メーター交換	別紙 (取替個数等計画表参照)

2 業務実施環境

別表 58-2 業務実施環境

項 目	内 容
業務実施場所	糸魚川市ガス水道局執務室内
貸与可能備品等	業務用車両駐車場、机、いす、書類保管用ロッカー、 固定電話、金庫、閉栓キャップ、更衣室、 検針用ハンディターミナル 等
料金管理システム	貸与
システム利用	貸与
システム保守費用	本事業において実施
ハンディターミナル	貸与、63 台
検針順路図	一部有(手書き)
水道メーター位置図	マッピングシステムに掲載
滞納者情報	料金システムに掲載
制服	無

別紙59 メーター調達・管理・受付業務仕様書

1 業務の内容

メーターの取付、交換、取外し、調達、保管、在庫管理など、メーター管理に必要な作業及び事務などの業務を実施する。

(1) 対象範囲

料金システムで管理しているメーター、市が調達する新メーター、交換・取外した旧メーター、在庫として管理しているメーターなど、全てのメーターを管理する。

事業期間中の検定満期によるメーターの調達、交換個数等の計画は「別表 59-1」のとおりとする。

別表 59-1 業務期間中の検定満期による取替個数等計画表(予定)

年度	口径 (mm)								合計
	13	20	25	30	40	50	75	150	
R9	2,766	1,294	45	18	45	34	8	0	4,210
R10	1,824	907	47	7	18	17	5	0	2,825
R11	1,953	988	30	5	15	10	5	2	3,008
R12	2,247	827	62	10	15	18	7	2	3,188
R13	2,043	1,062	67	12	21	9	6	0	3,220
R14	3,118	1,385	112	11	38	25	3	0	4,692
R15	2,766	1,294	45	18	45	34	8	0	4,210
R16	1,824	907	47	7	18	17	5	0	2,825
R17	1,953	988	30	5	15	10	5	2	3,008
R18	2,247	827	62	10	15	8	7	2	3,178
合計	22,741	10,479	547	103	245	182	59	8	34,364

(2) 業務内容

・検定満期管理帳票の作成

料金システムにより、当該年度に検定満期となるメーター管理帳票を作成する。

・年間取替計画の作成

検定満期メーター管理帳票を基に、メーター交換リスト（新旧指針値、取替日、新旧メーター番号、有効期限、口径等）を準備し、必要個数の確認、交換工事の実施計画（実施地区、実施業者、実施時期等の計画）を作成し、市に提出する。

・メーター取替通知書の発送

当該年度分の検定満期メーターの管理帳票に基づき、メーター取替通知を発行し、該当する水道使用者あてに配布（発送）する。また、取替対象者からの問い合わせに対応する。

・交換用メーターの保管及び引き渡し

市が指定する場所にて、市が支給する交換用メーターの在庫管理を行うとともに、毎年行われる交換工事の際にメーターの引き渡しを行う。また、メーターの入出庫、残高等の在庫管理を行い、新規取付等に対応できるよう常時適当な個数を確保しておく。

・取外メーターの保管

メーター交換工事で取り外したメーターを引き取り、市が指定する場所に整理して保管する。

- a) 取外メーターの指針値を確認し、記録する。
- b) メーター交換工事の実施又は手配
- c) 当該年度分の検定満期メーター及び故障等で交換が必要なメーター等について、メーター交換工事の実施又は手配を行う。
- d) メーター交換工事用のメーターは、毎年度、事業者が調達する。
- e) メーターの調達は、事前に見積依頼先について 5 社以上を選定し、市の承諾を得た上で、口径等毎に調達先を決定する。
- f) 交換工事の実施又は手配にあたっては、事前に交換工事实施予定業者を市に報告する。
- g) 交換工事实施後のメーター交換リスト（新旧指針値、取替日、新旧メーター番号、有効期限、口径等）を確認し整理する。
- h) メーター交換情報の登録
- i) メーター交換工事实施後、また新規取付・取外し後、メーター交換情報を水道料金システムに登録する。

2 留意事項

- (1) メーターの分別作業等取扱時には振動や衝撃を与えないこと。
- (2) メーター交換工事（取付、交換、取外し）件数の実績が計画表と異なった場合は、市の設計単価と各年度の交換工事件数の実績により、業務終了時に精算する。

3 報告書作成

毎年度の本業務完了後、報告書 1 部及び報告書のデータを提出する。成果品の項目としては、下記内容とする。詳細については市と協議の上決定する。

- (1) メーター交換リスト
- (2) メーター調達リスト及び納品書の写し
- (3) 在庫リスト
- (4) 報告書のデータ一式

4 臨時のメーター交換等

故障等不具合のあったメーター交換、開栓申込みがあったメーターの再取付け、使用者から依頼のあったメーターの撤去は、次のとおり対応する。

- (1) 申込受付後、必要書類を作成し交換等の作業を行う。
- (2) 作業終了後、作業内容を記した伝票の水道料金システム入力作業を行う。

別紙60 下水道台帳作成業務仕様書

1 目的

本業務は、下水道法第23条及び下水道処理開始の公示事項等に関する省令第3条の2・3・4の各号に規定する下水道施設平面図及び下水道施設台帳調書を作成するものである。また、上記成果品と併せて下水道施設データファイルを作成し、市が保有する上下水道マッピングシステム(GAU)及び統合型地理情報システムにデータセットアップを行うことで、市内におけるシステム利活用の推進を図るものとする。

2 作業数量

本業務の作業数量は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備(管渠工事分・延長 100m以上) 一式
- (2) 計画準備(管渠工事分・延長 100m未満) 一式
- (3) 資料調査(管渠工事分・延長 100m以上) 一式
- (4) 資料調査(管渠工事分・延長 100m未満) 一式
- (5) 現地調査(管渠工事分・延長 100m以上) 一式
- (6) 現地調査(管渠工事分・延長 100m未満) 一式
- (7) 公共枿資料調査(公共枿単独工事分) 一式
- (8) 公共枿現地調査(公共枿単独工事分) 一式
- (9) 下水道施設情報基図作成(管渠工事分・延長 100m以上) 一式
- (10) 下水道施設情報基図作成(管渠工事分・延長 100m未満) 一式
- (11) 下水道施設情報基図作成(公共枿単独工事分) 一式
- (12) 下水道施設情報データ入力 一式
- (13) 公共枿データ新規入力 一式
- (14) 下水道施設情報データファイル作成 一式
- (15) 下水道施設台帳調書作成 一式
- (16) 下水道施設属性情報更新 一式
- (17) マンホール・管渠調査結果入力(システム環境カスタマイズ・データ取込) 一式
- (18) 管渠調査データの突合 一式
- (19) 管渠調査の図面作成 一式
- (20) 更新データシステムセットアップ 一式
- (21) 打合せ協議 一式
- (22) 下水道施設平面図出力(縮小図) 一式
- (23) 下水道施設平面図出力(A3) 一式

3 業務内容

(1) 資料調査

下水道管渠の敷設に係る工事及びポンプ工事に係る工事資料について市より貸与を受け、前年度の下水道出来形資料の調査を行い、地形図上に転記するものとする。なお、マンホール天端の水準高、枿の深度、公共枿設置工事の転記も含むものとする。

(2) 現地調査

資料調査の内容に基づき、以下の項目について現地調査を行うものとする。

- ・マンホール等の3方向オフセット測量
- ・枿の取付管延長及び種別調査
- ・上流マンホール芯から枿の取付管接合部までの距離調査

(3) 公共枿資料調査

公共枿単独工事に係る工事資料について市より貸与を受け、前年度度分下水道出来形資料の調査を行い、地形図上に転記するものとする。

(4) 公共枿現地調査)

資料調査した内容に基づき、以下の項目について現地調査を行うものとする。

- ・枿の取付管延長及び種別調査
- ・上流マンホール芯から枿の取付管接合部までの距離調査

(5) 下水道施設情報基図作成)

資料調査によって作成した転記資料上に現地調査の結果を展開し、下水道施設情報データ入力を行うための下水道施設情報基図を作成するものとする。なお、図面の整飾や施設情報の記載方法については、市より受けた指示に従うものとする。

(6) 下水道施設情報データ入力)

作成した下水道施設情報基図をスキャニングし、地物標定等により共用地形図データと重ね合わせて下水道管渠等の下水道施設情報データを入力するものとする。

(7) 公共枿データ新規入力)

下水道施設情報基図および市より貸与を受けた出来形資料を基に、新規に設置された公共枿について必要な下水道施設情報データを入力するものとする。

(8) 下水道施設情報データファイル作成)

取得した下水道施設情報データを、市が保有する下水道台帳管理システムに搭載するためのデータ形式にて電子記憶媒体に記録し、下水道施設情報データファイルを作成するものとする。

(9) 下水道施設平面図出力（縮小図）

作成した下水道施設情報データファイルを用いて更新をかけた糸魚川市全域の下水道施設情報について、縮尺 $S=1/1,000$ ・B3形式・カラーの縮小版としてインクジェットプロッタより出力するものとする。なお、図面の図式及び凡例整飾等については市との協議のうえ決定するものとする。

(10) 下水道施設台帳調書作成)

作成した下水道施設情報データファイルを基に、下水道施設台帳調書を作成するものとする。また、総括調書も作成し提出すること。下水道施設台帳調書及び総括調書は以下のとおりとする。

- ・下水道現況調査表（処理区別）
 - ① 工事番号及び工事名
 - ② 幹線名

- ③ 処理区名
- ④ 施工期間
- ⑤ 施工業者
- ⑥ 放流先の名称
- ⑦ 処理面積
- ⑧ 区間番号
- ⑨ マンホール（種別、直径、マンホール地盤高）
- ⑩ 管渠（上流管底高、下流管底高、材質、管種、管寸法、区間長、管路長、勾配）
- ⑪ 取付管（材質、管種、寸法、管長）
- ⑫ 公共樹（種別、寸法、深さ、上流マンホールからの延長、本管からの取出方向）
- ⑬ 処理面積
- ⑭ 図面の索引番号、施設番号
- ⑮ 地区名、家屋名
- ・総括調書（年度別、処理区別）
 - ① 処理区面積
 - ② 処理区域人口
 - ③ 区間延長
 - ④ 管渠延長
 - ⑤ マンホール個数
 - ⑥ 公共樹個数
 - ⑦ ポンプ施設箇所数
- ・管渠延長調書
- ・マンホール調書
- ・ます調書

（１１）下水道施設属性情報更新

前年度の工事等によって下水道施設の属性情報のみ変更があった場合に、上下水道マッピングシステムにおいて、属性情報の更新を行うものとする。

（１２）マンホール・管渠調査結果入力

マンホール・管渠の点検調査結果について、上下水道マッピングシステムで管理するための属性項目の追加を行うものとする。なお、追加する項目については以下のとおりとする。

- ・管理番号
- ・備考

点検調査結果は、市より Excel 形式で貸与を受け、データの取込みを行うものとする。

（１３）管渠調査データの突合

市より管渠調査の「腐食環境下データ」及び「一般環境下データ」について貸与を受け、これらデータの管理番号と、上下水道マッピングシステムの管理番号で突合を行い、調査及び修繕箇所の特定を行うものとする。

（１４）管渠調査の図面作成

前条で突合を行った管渠調査箇所について、A 3 サイズで図面作成を行い、PDF 形式に変換す

るものとする。なお、管渠調査データについては、「腐食環境下データ」及び「一般環境下データ」の管渠調査前、管渠調査後の2種類について図面作成を行うものとする。

(15) 更新データシステムセットアップ)

作成した下水道施設情報データファイルを、市の所有する上下水道マッピングシステム (GAU) 及び統合型地理情報システムにセットアップを行うものとする。セットアップ時には、データ更新後のシステムについて動作検証を行うものとする。

4 成 果 品

(1) 作業報告書 1 部

- ・作業概要
- ・作業位置図及び一覧表
- ・打合せ記録簿
- ・検査記録簿
- ・調査施設数量表
- ・下水道施設情報データファイル

(2) 下水道施設平面図縮小版 (S=1/1,000) 2 部 (対象処理区のみ)

(3) 下水道施設台帳調書 2 部 (対象処理区のみ)

(4) 管渠調査図面 (PDF 形式) 計 100 面

(5) 下水道台帳縮小図 (A3) 1 部 (対象処理区のみ)

(6) その他市の指示するもの 一式

別紙61 マッピングシステム保守業務仕様書

1 一般事項

(1) 個人情報の管理

事業者は業務上個人情報を取り扱うにあたり、管理責任者を定め、下記に留意して業務を実施するものとする。なお、業務の実施にあたっては個人情報の保護に関する法律等関係法令に準拠して行うものとする。

- ・管理責任者は、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を漏洩及び滅失することのないよう、管理体制を整えるものとする。
- ・管理責任者は、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を漏洩及び滅失することのないよう、施錠できる場所に保管するものとする。
- ・業務上、個人情報を取り扱う場合には、管理責任者の監督の下で行うものとする。
- ・業務の都合上、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を複写又は複製しようとするときには、管理責任者を通じて、市の承諾を得るものとする。
- ・管理責任者は、貸与された個人情報を漏洩及び滅失した場合には、速やかに市に報告し、その指示を受けるものとする。
- ・管理責任者は、業務の終了後、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を速やかに市に返還しなければならない。業務の都合上、複写又は、複製されたものも同様とする。

(2) 準拠法令

本業務は、以下の関係法令及び業務規程に準拠して実施するものとする。

- ・糸魚川市公営企業の契約に関する規程
- ・糸魚川市情報セキュリティポリシー
- ・個人情報の保護に関する法律

(3) 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、市と事業者双方で協議のうえこれを解決するが、作業の性質上当然必要な事項及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項については、市とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

2 作業項目及び実施数量

(1) システム保守

- ・定期メンテナンス
- ・ヘルプデスク対応
- ・障害復旧対応
- ・OS 等バージョンアップ対応
- ・不定期メンテナンス

(2) 定期メンテナンス

定期メンテナンスは、以下の作業を3か月に一回の割合で行うものとする。

- ・通常のシステム使用によって集積する機能低下を招く不要なデータについて、適宜削除を行うものとする。
- ・定期的にタスクによりバックアップとして取得したファイルについて、正常にデータ取得がなされているか確認するものとする。なお、バックアップデータについて6か月以上が経過したものについては、ハードディスクの圧迫を避けるために適宜消去するものとする。

(3) ヘルプデスク対応

保守対応時間内（土・日、祝日及び12月29日から1月3日を除く、月曜から金曜の8時30分から17時30分）において保守作業が合理的かつ能率的に遂行できるよう、事業者は体制を構築するものとする。また、マッピングシステム及び管網解析プラグインについての開発元と適宜意見交換を行い、システムを安定稼働させるための環境整備に努めるものとする。

(4) 障害復旧対応

システム障害発生時に現地にて復旧対応を行うものとする。なお、下記の理由による動作不良については、保守適用外とする。

- ・第三者（事業者及び事業者からの再委託を受けた協力企業）が行った保守、修理又は改造により生じた障害対応。
- ・マッピングシステム以外のソフトウェアにより生じた障害対応。
- ・市もしくは第三者の責に帰すべき事由、又は天災地変により生じた障害対応。
- ・カスタマイズ部分に対する機能追加及び改定。ただし、プログラム改修を伴わない軽微なものについては市と事業者双方で協議の上決定するものとする。

(5) OS等バージョンアップ対応

OS及びOffice等の関係するソフトウェアのバージョンアップに伴い、必要に応じて、システムのバージョンアップや更新パッチの適用を行うものとする。なお、作業を行うにあたって費用が別途発生する場合には、市と事業者双方で協議の上対応するものとする。

(6) 不定期メンテナンス

不定期に行うメンテナンスとして、以下の作業を使用状況に応じて随時行うものとする。

- ・年度切替に伴う機構改革対応

市の人事異動に伴い、マッピングシステムを使用する担当職員の各種設定を変更するものとする。また、機構改革等によって現在使用している部署が統廃合された場合には、市の指示により新たな課・係に権限を付与するものとする。

- ・その他グループ及びユーザの追加・削除等に係る設定

市がユーザ権限に関する設定変更の依頼をした場合には、事業者は速やかに対応するものとする。

- ・PCの入替えに伴うシステムインストール及び削除

市がシステムを扱う PC の入替えを行う際、必要に応じて新たにシステムのインストールやアンインストール等の作業を行うものとする。

(7) 報告書の提出

(2) ～ (6) の規定によりメンテナンス等を行ったときは、マッピングシステム保守対応報告書を市へ提出するものとする。なお、障害対応を行った場合は、原因、影響範囲、対応内容、再発防止策を「対応報告書」にまとめ、市へ提出すること。

別紙62 水道マッピングシステムデータメンテナンス業務仕様書

1 一般事項

(1) 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- ・ 上水道・簡易水道導管データ入力
- ・ 上水道・簡易水道竣工図のデータリンク
- ・ 各種データセットアップ及び打合せ協議

(2) 準拠法令

本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- ・ 測量法及び同法令施行規則
- ・ 国土交通省公共測量作業規程
- ・ 水道法及び水道法施行規則
- ・ 日本水道協会図面作成要領
- ・ 糸魚川市財務規則
- ・ その他関係法令、規則、通達等

(3) 主任技術者の配置

本業務に従事する主任技術者は、測量法による測量士の資格を有しているとともに、地図に関する高度な技術を保持し、地図情報システムの内容に精通したものでなければならない。

(4) 貸与資料

本業務を実施するにあたり、市が事業者に貸与する資料は「別表 62-1」のとおりとする。

別表 62-1 貸与する資料

データ種別	データ名称	データ仕様
全般	共用地形図データ	地図情報レベル 1, 000/2, 500/10, 000 ・ 地理院 DM 型式・世界測地系第Ⅷ系)
	家屋図データ	地図情報レベル 1, 000 ・ shape 型式・世 界測地系第Ⅷ系
水道本支管 工事関係	水道配管データ	地図情報レベル 1, 000 ・ shape 型式・世 界測地系第Ⅷ系
	本支管工事竣工図のスキヤニング 済みデータ	PDF
	バルブ台帳	紙のデータ
水道 内管工事関係	内管竣工図	PDF
	水道料金管理システムデータ	CSV 形式
その他	業務の遂行上必要とされる資料	

(5) 著作権

当該成果品についての知的所有権等（本業務の成果品に関する所有権及び著作権法に規定する複製権（第 21 条）・貸与権（第 26 条の 2）・翻訳権・翻案権（第 27 条）、二次的著作物に利用に関する原著作権（第 28 条））については、業務の完了と同時に市に無償で譲渡するものとする。ただし、当該成果品のうち、以下の事項についてはその限りではない。

- ・システムのプログラム等に共通に使用されるモジュール・サブルーチン・又はこれらを組み合わせたもの
- ・上記の関連資料及びその他著作物の著作権

(6) 個人情報の管理

事業者は業務上個人情報を取り扱うにあたり、管理責任者を定め、以下に留意して業務を実施するものとする。なお、業務の実施にあたっては個人情報の保護に関する法律に準拠して行うものとする。

- ・管理責任者は、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を漏洩及び滅失することのないよう、管理体制を整えるものとする。
- ・管理責任者は、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を漏洩及び滅失することのないよう、施錠できる場所に保管するものとする。
- ・業務上、個人情報を取り扱う場合には、管理責任者の監督の下で行うものとする。
- ・業務の都合上、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を複写又は複製しようとするときには、管理責任者を通じて市の承諾を得るものとする。
- ・管理責任者は、貸与された個人情報を漏洩及び滅失した場合には、速やかに市に報告し、その指示を受けるものとする。

- ・管理責任者は、業務の終了後、貸与された個人情報（帳票として出力されたものを含む）を速やかに市に返還しなければならない。業務の都合上、複写又は複製されたものも同様とする。

（７）計画準備

各種施設データ整備にあたり、市と協議し合理的かつ能率的に業務を遂行するために必要な各工程における基本方針を定めるものとする。

２ 作業項目及び作業数量

本業務における作業項目及び作業数量は、「別表 62-2」のとおりとする。

別表 62-2 作業項目及び作業数量

データ種別	データ名称		データ仕様
上水道・簡易水道導管データ入力	計画準備		一式
	竣工図資料調査		一式
	3 方向オフセット調査		一式
	弁栓類編集・入力		一式
	デジタル施設図データ作成		一式
	内管データ修正		一式
	水道使用者情報更新・入力	料金システムデータ解析	一式
		新規使用者情報入力	一式
	バルブ台帳作成		一式
水道管網モデル作成	竣工図等データリンク		一式
	水道管網モデル作成		一式
各種データセットアップ及び打合せ協議	各種データセットアップ		一式
	統合型 GIS データ移行		一式
	打合せ協議		一式

３ 上水道・簡易水道導管データ入力

（１）竣工図資料調査

業務を遂行するうえで必要な資料を収集・整理し、市と協議のうえ、工事竣工図等貸与資料を基に本支管及び付随する施設の情報について共用地形図上における位置の特定を行うものとする。

（２）方向オフセット調査

水道管に係る目視が可能な水道関連施設について、巻尺等の計測機器を用いて目標物からの三方向オフセットを行うものとする。

なお、私有地内に設置された水道施設については、内管工事業者等より 3 方向オフセットを記された図面の貸与を受けた場合のみ、貸与資料を基に図上入力を行うものとする。

（３）弁栓類編集・入力

市と協議のうえ、工事竣工図・バルブ台帳等貸与資料を基に弁栓類の情報について共用地形図上に展開編集を行い、ガス水道マッピングシステムの仕様に沿った形式でデータ入力・構造化を行うものとする。

（４）デジタル施設図データ作成

前条で位置特定された施設情報について、出力した共用地形図上に施設の位置情報を記入し、ガス水道マッピングシステムの仕様に沿った形式でデータ入力・構造化を行うものとする。

（５）内管データ修正

市より、内管オーダー(新設・改良・その他・撤去)について貸与を受け、市と協議のうえ、対象となる内管データを共用地形図上に展開編集するものとする。また、内管データの属性入力も併せて実施するものとする。

（６）料金システムデータ解析

市の所有するガス水道料金管理システムよりエクスポートされたデータについて貸与を受け、その中からガス水道マッピングシステムにて必要な情報だけを解析・抽出し、データベースへの流し込みを行うものとする。

なお、貸与データについては個人情報が多分に含まれるため、取扱には厳重に注意するものとする。

（７）新規使用者情報入力

水道の新規の使用者情報について、対象となる家屋との関連性が明確となる位置に記号配置を行うものとする。その際、特定不能であった使用者については、一覧表にして市に提出するものとする。

なお、記号配置の際は使用者名称等が周辺のものと同重なることがないようできる限り配慮して入力するものとする。

（８）バルブ台帳作成

以下の項目に該当する施設について、地域別にバルブ台帳を出力するものとする。なお、出力したバルブ台帳は既存の台帳製本図を借用し、更新対象箇所を差し替えるものとする。

・上水道・簡易水道：制水弁、排泥弁、空気弁、消火栓（地下式）

（９）竣工図等データリンク

市より貸与を受けた既にデジタル化されている竣工図等 PDF の資料について、対象となる管路やバルブ等の施設データに関連付けるためのデータリンク作業を行うものとする。

４ 水道管網モデル作成

（１）上水道管網モデル作成

本業務で作成した上水道施設データを元にして、管網解析に使用するための上水道管網モデルデータを作成するものとする。作成したモデルデータは、合理化により小延長の管路を隣接管と結合させる処理を行い、T字・十字等に敷設されている管路がきちんとつながっているかどうかを併せて点検するものとする。合理化後は、モデル作成時に発生させた注記を見やすいように手動で再配置し、市の了承を得るものとする。

なお、本作業において配水池・ポンプ・減圧弁・制御弁等の設定変更が必要な場合は、市は事業者はその旨を通知し、適切な作業指示を行うものとする。

（２）簡易水道管網モデル作成

本業務で作成した簡易水道施設データを元にして、管網解析に使用するための簡易水道管網モデルデータを作成するものとする。作成したモデルデータは、合理化により小延長の管路を隣接管と結合させる処理を行い、T字・十字等に敷設されている管路がきちんとつながっているかどうかを併せて点検するものとする。合理化後は、モデル作成時に発生させた注記を見やすいように手動で再配置し、市の了承を得るものとする。

なお、本作業において配水池・ポンプ・減圧弁・制御弁等の設定変更が必要な場合は、市は事業者は乙にその旨を通知し、適切な作業指示を行うものとする。

５ 各種データセットアップ及び打合せ協議

（１）各種データセットアップ

本業務で整備した「別表 62-3」に示すデータについて、ガス水道マッピングシステムにデータセットを行うものとする。データセット後は、システムの安定稼働を確認するものとする。

別表 62-3 データセットアップする対象

データ種別	データ名称	地図情報レベル
共用地形図データ	ハイブリッド地形図データ	1,000～10,000
家屋図データ	家屋図データ	1,000
水道管データ	水道配管管理図データ	1,000
簡易水道導管データ	簡易水道配管管理図データ	1,000

（２）統合型 GIS データ移行

「別表 62-4」の項目に該当する共用空間データについて、市が利用する統合型地理情報システムへ更新済みのデータを移行するためのデータ変換を行うものとする。データ変換後は、統合型地理情報システムにデータセットを行うものとする。データセット後は、システムの安定稼働を確認するものとする。なお、水道管データについては、本支管及びバルブ等の施設に関する図形データのみを移行するものとし、属性情報の付与は行わないものとする。

別表 62-4 統合型 GIS 移行する対象

データ種別	データ名称	地図情報レベル
水道管データ	水道配管管理図データ	1,000
簡易水道導管データ	簡易水道配管管理図データ	1,000

(3) 打合せ協議

乙は本業務を円滑に実施するために、市と初回・中間・成果品納品時の3回について打合せ協議を実施するものとする。なお、中間打合せについては必要に応じて適宜実施するものとし、協議の内容議事録としてまとめたものを随時市に提出するものとする。

6 納入成果品

本業務で納入する成果品は、「別表 62-5」のとおりとする。

別表 62-5 本業務の成果品

データ種別	データ名称	数量
上水道・ 簡易水道導管 データ入力	上水道・簡易水道施設データ（竣工図等データ含む）	一式
	特定不能使用者一覧表	一式
	バルブ台帳	一式
水道管網 モデル作成	上水道管網モデルデータ	一式
	簡易水道管網モデルデータ	一式
各種データセット アップ	データセットアップ作業報告書	一式
	打ち合わせ協議簿	一式
その他	作業報告書	一式
	その他市の指示するもの	一式

別紙63 料金システム保守業務仕様書

1 料金システムの機器設置場所

業務対象とする料金システムの機器設置場所は次のとおりとする。なお、設置場所を変更する場合、市の承諾を経て、事業者負担により実施する。

- ・糸魚川市ガス水道局

2 対象機器

委託業務対象機器は、「別表 63-1」のとおりとする。

別表 63-1 保守点検施設及び点検頻度

機器名称	仕様等	数量
バーコードリーダー	デュプロ バーコードシートリーダー SR210	1 台
ハンディターミナル	キヤノン ハンディターミナル プレア GT-31	63 台
	キヤノン 光コミュニケーションユニット OC-6L	2 台
	キヤノン 集合充電器 BB-41	4 台
	無線親機	2 台
メールシーラー	デュプロ メールシーラー PS-500	1 台

3 委託業務の方法及び内容

委託業務の方法及び内容は次のとおりとする。

(1) ハンディターミナル関連

- ・センドバック保守とする。
- ・機器の授受に係る費用について、事業者が負担するものとする。
- ・保守作業はメーカーが指定する保守事業者が実施するものとする。
- ・事業者は市への返却前に検針システムを再セットアップし、ハンディターミナルが正常に動作する事を確認するものとする。

(2) バーコードシートリーダー及びメールシーラー

- ・訪問保守とする。
- ・不具合が生じた場合には、市の求めに速やかに対応すること。
- ・保守作業においては保守技術者を派遣して適切な修理及び予防のために必要な対策を講ずること。

4 作業時間

委託業務の作業時間は土日・祝祭日及び国民の休日と年末年始の閉庁日を除く、営業日の9時から17時までとする。

別紙64 下水道施設設備管理システム保守業務

1 業務実施箇所

本業務の業務実施箇所は、別表 62-1 のとおりである。

別表 64-1 業務実施箇所

場所		施設名
①	糸魚川市大字竹ヶ花 地内	糸魚川浄化センター
②	糸魚川市大字須沢 地内	青海浄化センター
③	糸魚川市大字能生 地内	能生浄化センター
④	糸魚川市大字筒石 地内	磯部浄化センター
⑤	糸魚川市大字徳合 地内	徳仙集落排水処理場
⑥	糸魚川市大字外波 地内	親不知集落排水処理場
⑦	糸魚川市大字市振 地内	市振集落排水処理場
⑧	糸魚川市浄化槽事業 地域	市設置型合併浄化槽

2 業務内容

- (1) 本業務は、下水道施設の長寿命化計画を効率的・効果的に行えるよう導入したシステムを継続的に業務活用できることを目的に、システムのバージョンアップ、障害の問い合わせ対応等のシステムの運用保守を目的とし、次の各号の内容に従うものとする。

ア ライセンスサポート

OS 対応、Office 対応、システム機能追加、システム改良などを反映したバージョンアップ版を作成し、現地環境に反映させる。

イ バックアップと最新データの反映

本システムのデータベースは糸魚川浄化センター、能生浄化センター、青海浄化センター、ガス水道局庁舎に分散していることから、各浄化センターの最新データのバックアップを取得し、市のデータベース環境に反映させる。また、磯部浄化センター、能生谷集落排水処理場、徳仙集落排水処理場、親不知集落排水処理場、市振集落排水処理場および、市設置型合併浄化槽の最新データを取得し、市のデータベース環境に反映させる。

ウ システム運用環境の確認

電話、メールによるシステム環境確認及び障害発生時の原因推定。

エ その他予防保守

本システムのパッケージ及びメーカーから提供されるソフトウェアのバージョンアップ版の適用作業等の保守を行う。保守に当たっては、その影響範囲をあらかじめ調査し、市と協議すること。

- (2) 上記業務に必要な労務を提供するものとする。なお、技術者は業務内容に精通した熟練者としてすること。

3 作業報告

(1) 作業報告書

事業者は、障害等の対応を行った場合、原因、影響範囲、対応内容及び再発防止策を「サポートサービス記録報告書」にまとめ、市に提出すること。

(2) 保守報告書

事業者は、業務履行時に「システム保守報告書」にまとめ、市に提出すること。

別紙65 緊急対応業務の想定数量

1 水道施設の想定数量

水道施設に関する緊急対応業務の想定数量は、「別表 65-1 水道施設に関する緊急対応業務の想定数量表」のとおりとする。

別表 65-1 水道施設に関する緊急対応業務の想定数量表

業務名	業務区分	作業区分	曜日	対応時間帯	年間頻度	1回あたり 対応時間
緊急時対応業務	設備故障 対応業務	現場作業	土日祝	5時～22時	6	4
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	12	3
	苦情対応業務	現場作業	土日祝	5時～22時	52	2
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	13	2
	地震時 緊急点検業務	現場作業	土日祝	5時～22時	1	17
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	1	7
	非常配備業務	現場作業	土日祝	5時～22時	1	17
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	1	7

2 下水道施設の想定水量

下水道施設に関する緊急対応業務の想定数量は、「別表 65-2 下水道施設に関する緊急対応業務の想定数量表」のとおりとする。

別表 65-2 下水道施設に関する緊急対応業務の想定数量表

業務名	業務区分	作業区分	曜日	対応時間帯	年間頻度	1回あたり 対応時間
緊急時対応業務	設備故障 対応業務	現場作業	土日祝	5時～22時	72	1
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	24	1
	苦情対応業務	現場作業	土日祝	5時～22時	12	2
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	6	2
	地震時 緊急点検業務	現場作業	土日祝	5時～22時	1	17
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	1	7
	非常配備業務	現場作業	土日祝	5時～22時	1	17
		現場作業	平日・土日祝	22時～5時	1	7

別紙66 要求水準未達等の措置

1 施設の改築業務、改築支援業務及び各種調査・計画策定業務

(1) 改善要求

・改善計画書

市は改築業務、改築支援業務及び各種調査・計画策定業務が、要求水準書で定める水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に対して直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者は定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した改善計画書を提出しなければならない。

なお、市は事業者が提出した改善計画書が、要求水準書で定める水準を満たしていないと認められる場合は、改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

・改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告しなければならない。市は、改善期限後も改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

(2) 契約の解除

市は上記②の再度の改善要求を行い、これによっても改善・復旧が見込まれない場合は事業契約を解除することができる。

(3) 費用負担

業務改善計画及び、その改善措置に係る一切の費用は、事業者が負担する。

2 管理業務

(1) 違反レベル

市は事業者が、要求水準書で定める水準を満たしていないと判断される事象（以下「要求水準違反」という。）を確認した場合、「別表 66・1」に基づき要求水準違反レベルを判断し、事業者には是正措置の通知を行うものとする。

別表 66-1 要求水準違反レベル別の事象

違反レベル	事 象	
	水道事業	下水道事業
レベル 1 ・ 軽微な不備	・ 事故、法令違反につながる可能性が低く、かつ改善までに一定の時間が許容される事象。 【事象例】 書類備品等の整理不備 不衛生状態の放置 ユーティリティの備蓄不足等	
レベル 2 ・ 対象施設外に影響が及ばない要求水準違反	・ 事故、法令違反につながる懸念があり、速やかな改善が求められる事象。 ・ 重大事故の発生、法令違反につながる恐れがある事象。 【事象例】 維持管理、運転管理の過失による事故発生（影響が対象施設内に留まるもの） 必要な点検（法定点検を除く）の未実施 頻発する設備の故障の放置、書類等の欠損等	
レベル 3 ・ 対象施設外に影響が及ぶ要求水準違反 ・ 水質に関する基準値未達等	・ 契約内容未達の状態が継続し、又は繰り返し発生した場合等で、事故、法令違反が発生している事象。 ・ 故意、過失による市への信用失墜行為、法令違反、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶ事象 【事象例】 不可抗力事象発生時※1を除く、事業者の過失による事故や火災の発生（影響が対象施設外に及ぶもの）又は、労働災害（重体、死亡事故等）の発生 苦情の放置 法定点検の未実施等	
	・ 水道水質に関する基準未達 ・ 事業者の責による送水量に関する要求水準違反	・ 放流水質に関する基準未達（水質日常試験、中試験結果の月平均値が基準未達である場合。ただし原因が、悪質排水や大量の不明水の流入等の場合を除く）
レベル 4 水質に関する法令違反	・ 事業者の責による、法定水質基準未達の水道水の供給	・ 放流水質に関する法定基準未達（水質日常試験、中試験結果の月平均値が法定基準未達である場合。ただし原因が、悪質排水や大量の不明水の流入等の場合を除く）

※1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、津波、有毒ガス発生等の自然災害に属するもの及び、騒乱、暴動、テロ行為等の人為災害によるもの。

(2) 要求水準未達時における是正措置

- ・ 是正指導（レベル1）

市は、要求水準違反レベルがレベル1に該当すると認定した場合、事業者に対して、文書

では是正指導を行うものとする。是正指導を受けた事業者は、市との協議を踏まえ、是正措置と措置期限について定めた改善計画書を作成し、市の承認を得るものとする。

事業者は承認を得た改善計画書に基づき、是正を行うものとする。市は改善計画書に定めた是正期限又は事業者の是正完了の通知を受けてモニタリングを行い、正しく是正措置が行われたか確認するものとする。

- ・是正勧告（レベル2）

市は、要求水準違反レベルがレベル2に該当すると認定した場合及び、前項のレベル1の是正措置が不十分であると判断した場合は、事業者に対し文書で是正勧告を行うものとする。是正勧告を受けた事業者は、市との協議を踏まえ、是正措置と措置期限について定めた改善計画書を作成し、市の承認を得るものとする。

事業者は承認を得た改善計画書に基づき、是正を行うものとする。市は改善計画書に定めた是正期限又は事業者の是正完了の通知を受けてモニタリングを行い、正しく是正措置が行われたか確認するものとする。なお是正勧告については、市が必要と判断した場合は、その内容を公表することができる。

- ・警告（レベル3）

市は、要求水準違反レベルがレベル3に該当すると認定した場合及び、前項のレベル2の是正措置が不十分であると判断した場合は、事業者に対し文書で警告を行うものとする。警告を受けた事業者は、市との協議を踏まえ、是正措置と措置期限について定めた改善計画書を作成し、市の承認を得るものとする。

事業者は承認を得た改善計画書に基づき、是正を行うものとする。市は改善計画書に定めた是正期限又は事業者の是正完了の通知を受けてモニタリングを行い、正しく是正措置が行われたか確認するものとする。なお警告については、市が必要と判断した場合は、その内容を公表することができる。

- ・命令（レベル4）

市は、要求水準違反レベルがレベル4に該当すると認定した場合及び、前項のレベル3の是正措置が不十分であると判断した場合は、事業者に対して文書にて命令するものとする。この場合、市は事業者には是正措置を即座に中止するよう指示することができる。

命令を受けた事業者は、市との協議を踏まえ、是正措置と措置期限について定めた改善計画書を作成し、市の承認を得るものとする。

事業者は承認を得た改善計画書に基づき、是正を行うものとする。市は改善計画書に定めた是正期限又は事業者の是正完了の通知を受けてモニタリングを行い、正しく是正措置が行われたか確認するものとする。なお命令については、市が必要と判断した場合は、その内容を公表することができる。

（3）要求水準未達違約金

市はレベル4の是正が行われていると認められない場合、事業者に対して要求水準未達違約金を請求し、事業者はこれを支払うものとする。

この違約金の額は、「別表 66-2」のとおりとする。また、市はレベル4の改善計画書に定めた是正期限とは別に期限を設け、事業者に対して是正を行うことを命ずる。この場合市はその期限設定について、事業者の意見を聞くことができる。市は要求水準未達違約金の請求について、そ

の内容を公表する。

なお市がやむを得ない事由と認めた場合には、違約金を請求しない。市がやむを得ない事由として認めるものは、要求水準未達となった要因が、事業者の過失でない場合又は、過失の程度が著しく小さい場合や不可抗力等、事業者の責によらない場合等が挙げられる。

別表 66-2 未達レベルと違約金

業務名	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
水道事業 簡易水道事業	書面による 是正指導	書面による 是正勧告	書面による 警告	10 万円 / 日
下水道事業 集落排水事業				—
浄化槽に関する業務				
料金徴収等その他の業務				

注：市職員の業務対応が発生した場合、事業者は市からの請求により当該職員の業務対応時間に相当する対価の支払いに応じること。（当該職員の時間あたり給与に業務対応時間を乗じる）

（４）契約解除

- ・是正未達による解除

要求水準未達違約金支払いの措置にも拘らず、是正が行われていると認められない場合、市は事業者到期日を通告し契約を解除することができる。

- ・故意による市への信用失墜行為による解除

上記に拘らず、故意による市への信用失墜行為として、市の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（例：水質検査結果の虚偽報告）や、事業の運営に重大な影響を与える法令違反等（例：廃棄物の不法投棄）が認められた場合、市は事業者に通告することなく契約を解除することができる。

別紙67 施設改良等の実施

1 施設改良等の実施

(1) 施設改良等の方法

事業者は業務改善に資するプロフィットシェアとして、本件施設の一部の変更、改良又は、設備の設置等（以下、施設の改良等という。）を行う場合は、次の各号に関する事項について記載した施設改良等実施計画書を市に提出し、承認を得るものとする。

- ・施設の改良等を行う対象施設の名称又は箇所、施設の改良等が必要な理由、その効果等
- ・施設の改良等に関する図面等（平面図、立面図、断面図、設備仕様書、組立図、機器詳細図、機器位置図など）
- ・施設の改良等に関する施工計画書

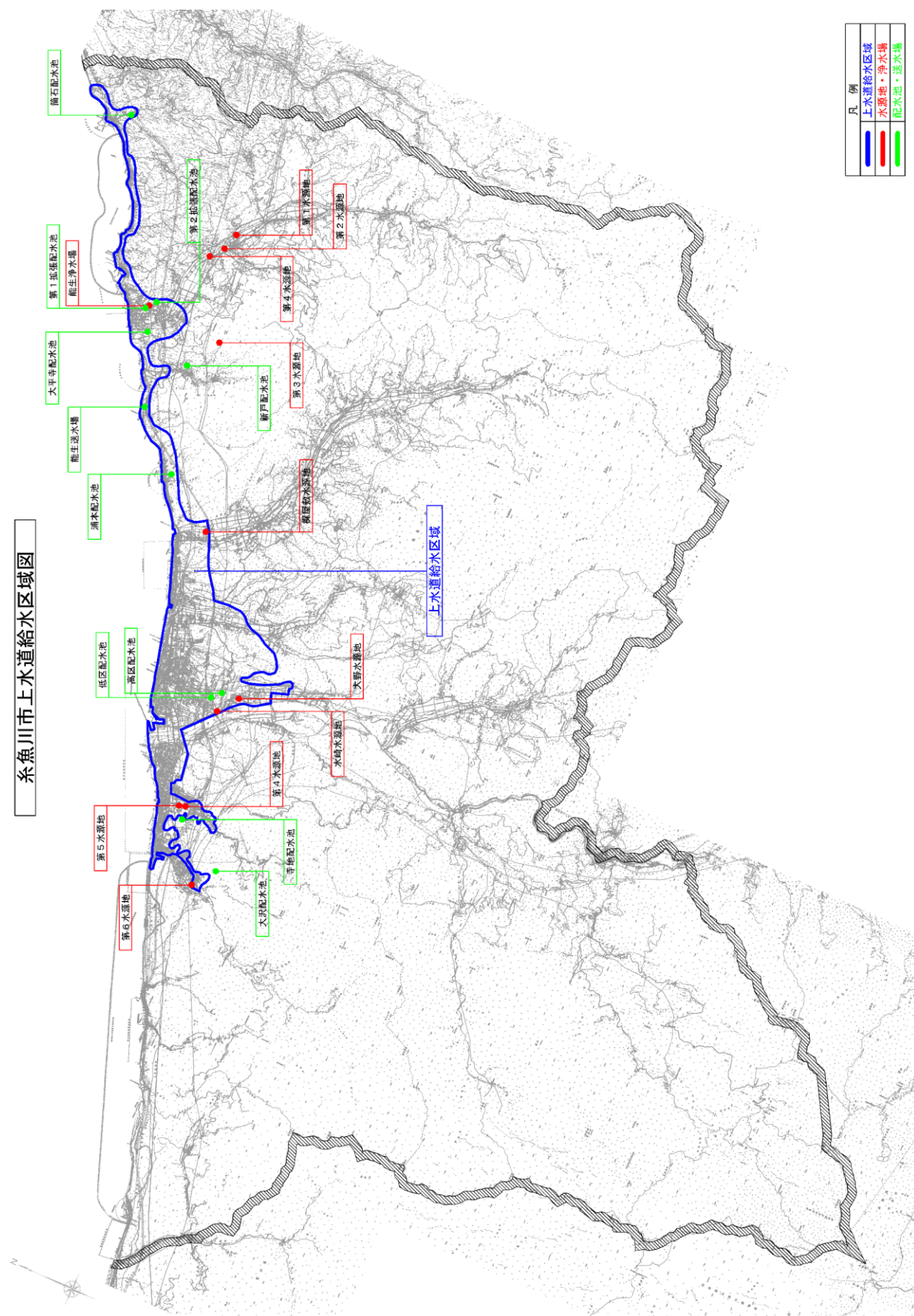
(2) 実施報告書の提出

事業者は、前項の施設の改良等が完了したときは、完了の翌日から10日以内に施設の改良等の工事写真、完成図及び必要事項を記載した実施報告書を2部作成し、市に1部提出すること。

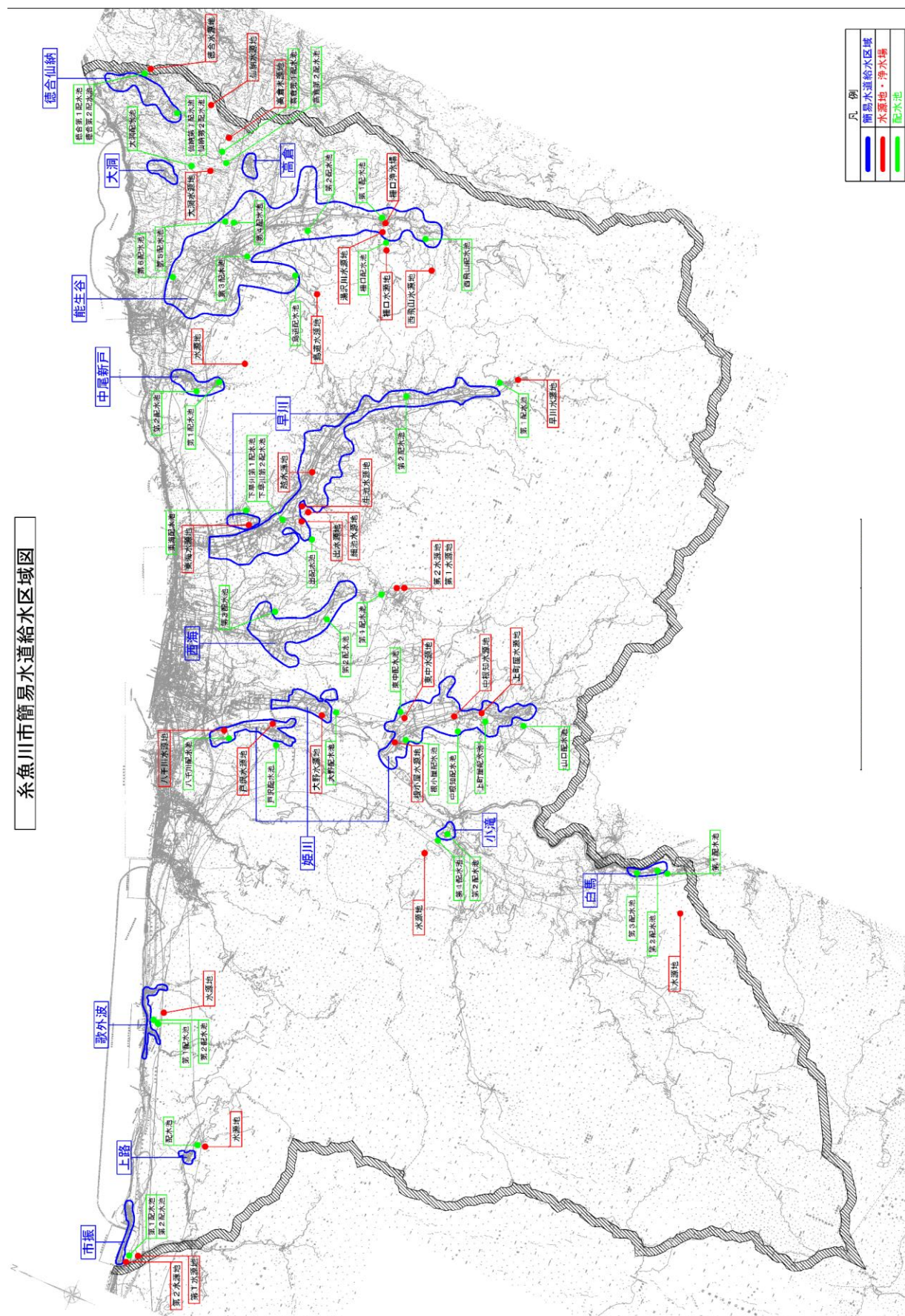
(3) 改良施設の撤去等に関する原状復旧

契約書の定めるところによる、施設の改良等を実施した個所の原状回復の確認は、第1項の施設の改良等実施計画書又は、前項の実施報告書に基づいて行うものとする。

別図1 上水道給水区域および施設配置



糸魚川市簡易水道給水区域図



別図3 下水道事業区域および施設配置

